

第Ⅵ章 考 察

1 富本銭の鑄造年代と銭文ならびに鑄銭技術

A 考古学と富本銭の遭遇

江戸時代から絵銭・厭勝銭の一種と考えられてきた

富本銭は江戸時代から知られていた銭貨である。わが国最古の銭譜である元禄7年(1694)刊行の『和漢古今寶泉図鑑』にもみえ、古泉界では長らく絵銭・厭勝銭の一種と考えられてきた。寛政10年(1798)の朽木昌綱『和漢古今泉貨鑑』では、富本七星銭と命名されている。

絵銭とは、上棟記念や縁起物、玩具、護符、祝賀など多岐にわたる目的で鑄造された通貨以外の銭をいう。その起源は、足利義政が京の六条河原で子供に与えた「六条銭」を嚆矢とする説、寛永銭座開設時の祝賀銭を開始とする説、寛文10年(1670)の古銭使用禁止令を契機とする説などがあるが、元禄年間以降に盛行したというのが通説である。多くの場合、吉祥句や様々な絵柄で飾られ、その種類は2000種以上にのぼるといふ。

こうした通貨以外の銭は、中国では厭勝銭とよばれ、既に紀元前の漢代に登場する。「厭勝」とはまじないの意で、災いを避け、吉祥を求めするために用いられた。銭文に吉祥句や呪句、靈獣や神仙、星斗など特殊な字句や図柄を配しており、わが国の絵銭と共通した性格をもつが、絵銭が中国の厭勝銭にどうつながるのか、その系譜は十分解明されていない。

平城京の井戸から出土

富本銭が初めて考古学研究の対象となったのは1985年ことである。奈良国立文化財研究所が実施した平城京右京八条一坊十四坪の発掘調査で、井戸SE1555の底近くから、和同開珎8枚、萬年通寶1枚、神功開寶2枚とともに1枚の富本銭が出土したことに始まる。富本銭を江戸時代の絵銭とする古泉学と、考古学の発掘所見との間で、富本銭の年代観をめぐって千年近い齟齬が生じることになった。

平成元年(1989)に刊行した『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』では、富本銭の鑄造時期をSE1555の廃絶した奈良時代末以前と判断し、奈良時代に厭勝銭としてつくられた富本銭が、出土品もしくは伝世品として後世に伝わり、稀少銭の収集熱が高揚した江戸時代に絵銭として模作されるに至ったと推察した。この時点では、富本銭を奈良時代の厭勝銭と位置づけ、中国の貨幣制度を導入する際に、厭勝銭の思想をも同時に受容したと考えたのである。

奈良時代のまじない銭が通説化

この説には古泉界からの反論もあったが、その後の古代史や貨幣史の概説書に、「奈良時代のまじない銭」として富本銭が紹介されるようになり、富本銭=奈良時代厭勝銭説は広く世の中に定着するかにみえた。

藤原京の条坊側溝から相次いで出土

ところが1991年に藤原京右京一条二坊の西二坊々間路東側溝から、また1993年に藤原京左京北三条六坊の北三条大路北側溝から相次いで富本銭が出土し、富本銭の年代が藤原京の時代、もしくはそれ以前に遡る可能性が浮上し始めたのである。

『日本書紀』には、和銅元年(708)の和同開珎の発行を遡る天武12年(683)に、「今より以後、

必ず銅銭を用いよ。銀銭を用いることなかれ」という有名な詔がみえる。また持統8年(694)や文武3年(699)にも鑄銭司の任命記事がみえ、既に7世紀後半に鑄造貨幣が発行され、銀銭や銅銭が使用されていたことを示している。この詔に登場する銅銭や銀銭が一体何であるのか、長らく貨幣史の謎とされ、様々な解釈がなされてきたが、富本銭がこの銅銭にあたる可能性が出てきた。そして1998年、飛鳥の中枢部に営まれた飛鳥池遺跡の発掘調査で、富本銭の未成品が陸続と出土し、この遺跡で富本銭が生産された事実が明らかになり、富本銭の製造年代をその生産遺跡で検証する機会が訪れることになった。

飛鳥池遺跡から陸続と出土

B 富本銭の製造年代

富本銭の製造年代

既に述べたように、富本銭は飛鳥池遺跡南地区の東の谷東岸工房1で生産されていたことが明らかになった。東岸工房1の操業時に生じた廃棄物は、東の谷の水溜遺構SX1220・1222・1224に投棄されていたが、その廃棄物に混じって多数の富本銭が出土した。先述したように、発掘調査では廃棄物層を炭層1、炭層2、炭層3、炭層4に分け、さらにそれをA・B・C層などに細分し、小地区単位、層ごとに土囊に入れて取り上げ、水洗して遺物を抽出した。

富本銭の層位別出土点数を集計すると、炭層1から128点、炭層2から17点、炭層2Aから91点、炭層2Bから16点、炭層2Cから18点、炭層2Fから5点、炭層3から45点、炭層4Aから10点、炭層4Cから2点となっている。水流で攪乱され二次堆積した炭層1を除くと、炭層2Aと炭層3からの出土が目立つ。

層位別出土点数

まず年代の決め手となる伴出木簡をみると、炭層2Cから「丁亥年」(687)の年紀をもつ荷札木簡が出土し、これに対応する西岸近くの炭層2Bからは「評里」の表記をもつ木簡が出土している。地方行政組織のコホリとサトが「評里」の表記法をとるのは、天武末年から大宝元年(701)の間と考えられている。さらに炭層3からは、「甲申年」(天武13年、684年)の紀年木簡が出土し、炭層3には瓦窯SY1200で焼かれた飛鳥寺東南禅院所用瓦の失敗品が投棄されていた。このように炭層2と炭層3の出土木簡は、天武末年から大宝元年にかけての近接した年代を示しており、炭層の形成年代の一端を推測することができる。

伴出木簡

東南禅院所用瓦を焼成した瓦窯との関係

さらに富本銭は、東岸工房1の作業面に繋がる炭層4Aと炭層4Cからも出土している。東岸工房1は上・中・下3層の作業面からなり、上層工房SX1300から40基、中層工房SX1400から133基、下層工房SX1500から65基の炉跡が検出されている。富本銭を出土した炭層4Aは、上層工房を築く際の整地土に対応し、炭層4Cは中層工房の整地土に対応するとみられる。中層工房は下層工房期の廃棄物などを整地して築かれているので、炭層4C出土の富本銭は下層工房期の所産とみてよいだろう。下層工房は炉跡の分析などから、鑄銅作業を中心とした工房と考えられている。

また、下層工房北端の作業面は、飛鳥寺東南禅院所用瓦の瓦窯SY1200を構築するために埋め立てられており、瓦窯の焚口や燃焼部を築いた造成土の下に、下層工房の作業面から連続する炭の堆積が確認されている。したがって、瓦窯SY1200の操業は下層工房よりも新しく、中層工房SX1400の操業と併行する可能性が高い。先述したように、瓦窯のある東岸斜面から水溜遺構SX1220に堆積する炭層3には、瓦窯で焼かれた瓦の失敗品が大量に投棄されていた。

下層工房の作業面を埋め立てて瓦窯を構築

文武4年の
道昭薨伝
事記

この瓦窯は、飛鳥寺東南禪院の所用瓦を焼成した窯である。東南禪院は遣唐留学僧道昭の建立によるもので、道昭に関しては『続日本紀』の文武4年(700)3月己未条の薨伝記事が詳しく伝える。それによると、道昭は白雉4年(653)の遣唐使に随行して入唐し、玄奘三蔵に師事して禅定を学び、帰国時には玄奘所蔵の舍利・経論をことごとく譲り受け、元興寺(飛鳥寺)の東南の隅に禪院を建てたと記している。そこでは道昭の帰国年代や禪院創建年代を明記しないが、禪院創建に関しては別史料があり、『日本三代実録』が天智元年(662)、『類聚国史』が天武11年(682)と伝える。創建年代をどちらとみるか、史料の信憑性や瓦の様式観とも相俟ってその判断は微妙であるが、玄奘没年が664年である点を考慮すると、斉明7年(661)帰朝の遣唐使とともに帰国した可能性が高い。ただし帰国年代と禪院の創建年代が近接していたという保証はなく、禪院の造営、整備過程が不明であることから、これらの史料で直ちに瓦窯の操業年代を特定することはできない。

禪院創建に
関する史料

瓦窯の
操業年代

しかしながら道昭遷化の時点で、東南禪院が完成していたことに異論はなく、瓦窯の操業年代は文武4年(700)を遡るとみて間違いはないだろう。この年代観は、廃棄物層出土の木簡の年代や層位関係、遺構変遷とも矛盾しない。

富本銭は
遅くとも
文武4年
以前に鑄造

このように『続日本紀』に残された道昭薨伝記事から、富本銭が遅くとも文武4年(700)以前に鑄造され、和銅元年(708)発行の和同開珎に先行する貨幣であることが確定したわけである。当然ながら持統8年(694)、文武3年(699)の鑄銭司任命記事も、富本銭に関する史料であると理解できるようになった。

では本遺跡で確認した富本銭の鑄造が、次に掲げる7世紀後半から8世紀初頭の銭貨発行、鑄銭記事とどのように関係するのであろうか。史料をみてみよう。

天武12年(683)4月15日「今より以後、必ず銅銭を用いよ。銀銭を用いることなかれ」

同 年 4月18日「銀用いること止むることなかれ」

持統8年(694)3月2日「直広肆大宅朝臣麻呂・勤大式台忌寸八嶋・黄書連本実らを以て鑄銭司に拝す」

文武3年(699)12月20日「始めて鑄銭司を置く。直大肆中臣朝臣意美麻呂を長官となす」

和銅元年(708)正月11日「武蔵国秩父郡和銅を献る。詔して和銅元年と改元」

同 年 2月11日「始めて催鑄銭司を置く。従五位上丹治比真人三宅麻呂をこれに任く」

同 年 5月11日「始めて銀銭を行う」

同 年 7月26日「近江国をして銅銭を鑄しむ」

同 年 8月10日「始めて銅銭を行う」

この初期貨幣に関係する年表のうち、先にみた紀年木簡が、天武12年の銅銭使用記事に近い年代を示す点が注目される。以上の検討を通して、天武12年の詔に登場する銅銭が富本銭である蓋然性は限りなく高まったが、本遺跡における鑄銭の開始時期や鑄銭期間、持統・文武朝の鑄銭司との関係などについては不明な点が多く、今後さらなる検討が必要となる。

持統・文武
朝の鑄銭司
との関係

切断された
無文銀銭

一方、天武12年の詔で使用を禁止された銀銭については、遺跡から出土した無文銀銭が重要な鍵を握る。遺跡からは銀が54点出土しているが、その中に鑿で切断された無文銀銭とみられ

る銀片が8点存在する。天武12年4月18日、銀銭使用禁止の3日後に出された「銀用いること止むることなかれ」という不可解な詔の真意は、銀銭の使用は禁止するが、地金の銀の使用は継続せよと解釈することができ、銀銭と銀の不可分な関係を窺うことができる。地金貨幣、無文銀銭の性格をよく示すものといえよう。飛鳥池工房では、中国式铸造貨幣、富本銭を铸造する一方で、無文銀銭を切断して銀素材として利用していた。これは天武12年の銅銭使用令と銀銭使用禁止令に符号した現象と理解できるのである。

銀銭と銀の不可分な関係

また、大宝元年(701)に撰定された大宝律に、私铸銭条が存在したことが法制史の研究によって明らかにされている。この私铸銭条については、私铸の対象となる銅銭が不明であったために、古代史や貨幣史を中心に、その存否をめぐる議論が戦わされてきたが、今回の富本銭の発見によって、富本銭の私铸に関する罰則規定である可能性が高まった。

大宝律の私铸銭条



Fig. 255 無文銀銭と富本銭、和同開珎の銀銭（上）と銅銭（下）

C 銭文「富本」と「七曜」

i 「富本」の字義と出典

平成元年に刊行した平城京右京八条一坊十三・十四坪の発掘調査報告書段階では、富本銭を奈良時代の厭勝銭と考えたため、「富本」を文字通りに「富のもと」と理解し、富の蓄積を願う銭文と解釈した。また、諸橋轍次の大漢和辞典によると「本」は「本」とは別字で、「トウ・タウ」と読み、十人がけの早さで進むことを意味するとされている。そこで「富本」の銭文が、富の蓄積が十人がけの早さで進むことを祈願する語句である可能性についても言及した。

この段階では「富本」の直接的な出典や意味を明らかにできなかったが、その後、「富本」の出典を探る手がかりが、『続日本紀』霊龜元(715)年10月7日の詔の中にあるのを見出した。それは元正天皇即位直後に出された陸田奨励の詔で、冒頭に「国家隆泰、要在富民、富民之本、務従貨食」(国家の隆泰は、要ず、民を富ましむるに在り。民を富ましむる本は、務、貨食に従う)とい

う一文である。この詔に登場する「民を富ましむる本」という文言と、「食貨」の文字を逆にした「貨食」という用語が、富本銭の銭文「富本」の出典を探る上での重要な手がかりとなった。

岩波書店発行の新日本古典文学大系13は、「富民之本、務従貨食」の出典を、『漢書』食貨志上の「食足貨通、然後国実民富、而教化成」に求め、「人民を豊かにする基本は、政治の要点をかれらの経済生活に置くことである」と理解する。しかし、より直接的な文言を『晋書』食貨志に見出すことができた。それは「建武十六年、馬援又上書曰、「富国之本、在於食貨、宜如旧鑄五銖銭」帝従之。於是復鑄五銖銭、天下以為便」というもので、漢を再興した光武帝が、武将馬援の上申によって、建武16年（40）に漢貨五銖銭の鑄造を復活した故事を記したものである。ここでは馬援が「国を富ましむる本は食貨にあり」と上書したとある。

富本の字義は国を富ましむる本

五銖銭は、前漢の武帝が元狩5年（前118）に発行した銭貨で、円形方孔に周郭を加えた形制は、中国貨幣の原型と評価される銭貨である。前漢王朝の篡奪者王莽は、新（8～23）を建国し、五銖銭を廃止して復古的な貨幣制度改革をおこなったが、あまりに煩瑣不便な改革であったために、人心が離れ失敗に終わる。『晋書』は、漢の復興にともなって漢貨五銖銭が再発行され、貨幣に対する天下の信頼が回復したとするが、漢貨五銖銭復活の契機が馬援の上申にあったとしているのである。ちなみに五銖銭は、その後も歴代王朝によって鑄造され続け、唐の武徳4年（621）に開元通寶が発行されるまで、700年以上の長きにわたって中国の標準貨幣とされた。特に『晋書』は貨幣の歴史の最初にこの故事を示しており、古代中国にあっては、五銖銭復活に至る馬援上申が著名な故事であったと考えられる。

漢貨五銖銭復活の故事

この故事は、唐代に勅撰された類書『藝文類聚』にも収録されている。そこでは『東觀漢記』からの引用として「又曰馬援在隴西、上書曰、富民之本、在於食貨、宜如旧鑄五銖銭、天下頼其便」とあり、馬援が「民を富ましむる本は食貨にあり」と五銖銭の復活を上申したと記している。『晋書』との間に「富国」「富民」という語句の違いはあるものの、それらの基本が食貨にあるという点では共通する。

富国・富民が国政の基本であり、その根本が食貨にあるという考えは、帝王の重要な統治哲学であるが、その思想的背景を五経の一つ『書経』に求めることができる。『漢書』食貨志は、その冒頭に「洪範八政、一曰食、二曰貨、（中略）、二者、生民之本」と『書経』の一文を引用する。すなわち『書経』は、国家統治の根幹に八つの基本政策があり、その第一が食、第二が貨であり、この二つは人が生きていくための根本と位置づける。つまり食物が充足して、貨幣を利用した交易によって物資が流通すると、「食足貨通、然後国実民富、而教化成」、国力が充実して民が裕福になり、民の教化が成しとげられるとするのである。ここでは富国と富民は同意であり、国家統治の基本が食と貨の経済生活を重視した「政在要民」の儒教の政治思想に基づいている。馬援の上申の文言は、こうした富国安民の儒教思想に由来するとみてよいだろう。

政在要民の儒教思想

「富本」の字義の見直しの契機となった『続日本紀』の元正天皇の詔は、『書経』の洪範八政の第一に掲げられた食を充足させるための陸田奨励策であり、富民という字句の引用から『芸文類聚』を典拠にしたと推測できる。小島憲之は、『日本書紀』や『続日本紀』の編纂に際して、『芸文類聚』からの引用例を明証し、『懐風藻』や『万葉集』などの詩歌にも『芸文類聚』に出典をもつものが多く認められ、詩文に対する影響は7世紀末まで遡ることができると指摘する。古代日本の知識層が、詩文の作成に際して『芸文類聚』を参照し、その華麗な漢文を引用した

芸文類聚を出典

様子を窺うことができ興味深い。『芸文類聚』は武徳7年(624)、歐陽詢の撰上によるもので、『晋書』は貞観20年(646)太宗の勅命によって編纂を開始し、3年後に完成奏上されている。これらの漢籍が富本銭発行時のわが国へ将来されていた可能性は十分にあるだろう。

以上のように「富本」の銭文は、中国の伝統的貨幣である五銖銭復興の故事を参考に、「富国、富民の本が貨幣である」という啓蒙的な意味をこめて、銭文に採用されたと考える。貨幣の何たるかを刻印した啓蒙的な銭文は、初めて発行する中国式鑄造銅貨にふさわしいものであるが、その背後に、理想的な国家統治を目指した帝王の政治理念が投影されていることを見落としてはならない。

富国、富民の本が貨幣という啓蒙的な銭文

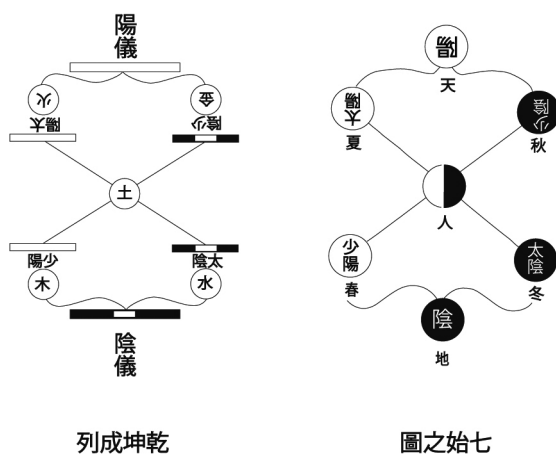
「本」字について なお大と十の合字である「本」と「本」の関係については、飛鳥池遺跡出土木簡群の字形が、先の想定を正す結果となった。すなわち「法華経本」や「本用鉦□」と書かれた木簡や、寺名木簡に見える固有名詞「山本」の「本」字が、すべて「本」と表記されていることが判明した。これによって、江戸時代に「富本」を「フトウ」と読んだ中谷顧山や宇野宗明の説は成立せず、寛政10年(1798)に朽木昌綱が『和漢古今泉貨鑑』の中で、「本」と「本」は同字であり、「フホン」と読むべきと主張した指摘の正しさを、200年後に出土した飛鳥池遺跡の富本銭と木簡群によって追認する結果となった。

本の字

ii 「七曜」の意味するもの

銭文の左右に並ぶ七つの点は、陰陽五行思想の陽(日)と陰(月)、木・火・土・金・水を総称した七曜にあたる。陰陽思想は、混沌から陽と陰が分離して天地が形成され、陰陽が交感して万物を生成したと考える。すなわち天上にあっては日月星辰の太陽(日)と太陰(月)、木・火・土・金・水の五星が生じ、地上では木・火・金・水・木の五気が作用して山川草木をはじめとする万物を生成したと理解する。

七曜文と陰陽五行思想



列成坤乾

圖之始七

Fig. 256 陰陽五行と七曜文

易の哲学では、「乾坤成列」の象として、上に陽儀、下に陰儀を置き、その間に「土」を中心に「火・金・水・木」の五気をサイコロの五の目状に配した両儀四象生成図がみられる。また「七始之図」も同一の図柄で、陽(天)と陰(地)を上下に配し、その間に「人」を中心にして「春・夏・秋・冬」を四隅に配列する。この図柄は富本銭の七曜文に一致し、陰陽五行思想のシンボルとして七曜文が採用されたことが分かる。

両儀四象生成図

中国では円形方孔銭の形状が、天円地方を象徴し、「乾坤をかたどる」という考え(『晋書』列伝「魯褒」『銭神論』)がある。『銭神論』は、『晋書』では「銭之為體有乾有坤之象内則其方外則其円」、『芸文類聚』では「内方象地、外員象天、銭之為體、有乾有坤」と記され、乾=天、坤

円形方孔銭は天円地方を象徴

= 地の調和がとれた姿を円形方孔銭が示すとされている。

『古事記』は、その序で天武天皇の帝紀・旧辞の校訂に至る功績を述べ、天武天皇の治世を「乗二氣之正、齊五行之序」（二氣の正しきに乗り、五行の序を整えたまいき）と評している。天武天皇が道教思想に傾倒していたことは、その諡や壬申紀から推察されるところであるが、天武の治世を陰陽の二氣が正しく作用し、五行が順序正しく循環したと太安万侶が評価するのは、七曜の銭文を考える上できわめて示唆的である。天地の調和した姿を示すとされる円形方孔銭と、天地、陰陽の間で五行（五氣）が順序正しく循環する様子を図像化した七曜文、それと陰陽五行の調和を称讃する安万侶の表現との間には、相互に緊密な関係が認められるのである。

七曜文は陰陽五行の調和する姿

ここで注目したいのは、和同開珎の銭文「和同」吉祥語説の中に、その出典を『礼記』の「天地和同、而万物萌動」や、『淮南子』の「因天地之資、而与之和同」に求める説があることである。和同の字句は、天地、万物、上下の字句と対になって他の漢籍にも登場し、陰陽の調和がとれた状態を意味する点に注意を払う必要がある。和同すなわち陰陽の調和のとれた状態を図象化すると、それは七曜文に至ると考えられるからである。この点は富本七曜と和同開珎の関係を考究する上で、今後より重視すべき点であると考ええる。

和同と七曜文の共通性

以上のように、富本銭の銭文は、貨幣の本来的機能が富国・富民にあり、鑄造された円形方孔銭の形状が陰陽五行の調和のとれた姿を示す、という中国の伝統的な思想に由来した銭文であったと考えられる。このことは富本銭が中国貨幣の単なる形態上の模倣にとどまらず、貨幣の本質や貨幣に関わる思想の体系的な理解の上に立って銭文が考案されたことを物語る。



Fig. 257 中国と日本の円形方孔銭（左から五銖銭、開元通寶、富本銭、和同開珎）

D 富本銭の規格と鑄銭技術

i 富本銭の規格

飛鳥池遺跡出土の富本銭の直径は平均24.4mm、完形に近い3点の平均重量は4.59gである。いずれも未成品であり、次工程の鑄がけや研磨によって、完成時にはこれを若干下回る数値となる。飛鳥池遺跡以外から出土した富本銭の完成品をみると、最も残りの良い平城京右京八条一坊十四坪出土銭が径24.8mm、重さ4.16g、飯田市座光寺出土銭が径24.5mm、重さ4.21gである。

これらの数値は、唐の武徳4年（621）に発行された開元通寶の「径八分重二銖四綮積十文重一兩」の規格に近似し、富本銭が開元通寶の規格にあわせて製作されたことを示している。さらに富本銭と開元通寶は、銭貨の直径に対する方孔の大きさ、内郭や縁（輪）の形状・太さな

開元通寶の規格や形制に合致

ども酷似しており、富本銭が開元通寶の規格や形制を参考にして製作されたことは疑いない。開元通寶は、唐の滅亡まで280余年にわたって鑄造され、後の東洋型貨幣の規範・基準になった貨幣である。わが国の和同開珎と開元通寶の類似性は古くから指摘されてきたが、和同開珎に先行する富本銭も、規格や形制面で同時代の唐貨「開元通寶」を手本に創出されたことが分かる。

では、富本銭が径や重量を開元通寶に合致させながらも、4文字の銭文を採用せずに2字の対読式の銭文としたのは何故であろうか。この点に関しては、663年の白村江の戦い以降、遣唐使の派遣が天智8年(669)から大宝2年(702)まで、中断されていたという事情が潜んでいるように思われる。

唐への対抗上、唐の開元通寶の規格にあわせて、貨幣発行が企画されたものの、貨幣発行に関する情報は、過去の遣隋使の派遣や伝来史籍を通じて、五銖銭に関する情報が遙かに豊かなものであったにちがいない。五銖銭は700年近く命脈を保った中国の代表的貨幣であり、わが国にも弥生時代以降、多くの五銖銭がもたらされている。富本銭の銭文の由来となった漢貨復興の故事は、漢王朝の再興の経緯とともに、史籍の学習を通して広く知られた出来事であったと考えられる。この五銖銭の対読式の2字の銭文を介在させることで、富本銭の銭文が2字であることの理解も容易となる。

漢貨五銖銭
と同じ
2字の銭文

天武天皇が造営に着手した「藤原京」は、その特異なプランから、『周礼』冬官考工記に記された都城の理想の姿を目指して建設されたと考えられている。わが国初めての中国式都城の造営に際して、過去の遣隋使や遣唐使がもたらせた隋の大興城や唐の長安城に関する豊富な情報や知識がありながらも、その直接的な模倣を避け、理想の都城のあり方を古典籍の中に求めた志向性は、富本銭の銭文の選定に通じるものがある。銭文をもつ円形方孔銅銭の発行は、東アジア世界では唐に次ぐものであり、唐に対抗する国家造りの象徴として、中国式都城藤原京の造営と一体的に、富本銭は発行されたと考えられるのである。

ii 富本銭の鑄銭技術

飛鳥池遺跡から出土した富本銭は、大半が完成に至らぬ失敗品で、湯回り不良で生じた細片が大半を占める。また銭の周囲に鑄張りが付着するものや、堰の切断痕が残るものがあり、完成した通貨からは窺うことのできない富本銭の製作方法に関する貴重な情報を内包している。

富本銭の
製作方法に
関する情報

また、富本銭鑄造時に生じた廃棄物を集積した銅炭ブロック(富本銭土坑)の発見により、富本銭の製作工程や鑄銭技術を具体的に復元することが可能になった。銅炭ブロックは、富本銭の鑄銭工房から排出された廃棄物で、水洗して銅屑を回収するために、水溜遺構の岸に集積された「土交銅」と推測した。銅炭ブロックの内容物は、富本銭・鑄型・熔銅・湯玉(銅滴)・鑄棹・堰・鑄張り・坩堝・鞆羽口・土製品・銅滓・木炭・小角礫・砂粒などからなり、鑄型が付着した富本銭や、再熔解途中の富本銭、切断された鑄棹や堰、枝銭から打ち落とされた鑄張りなどが含まれる。

鑄銭工房から
排出された
土交銅

古代銭貨の生産技術や製作工程については、文献史料や考古資料に乏しく、これまで不明な点が多かった。ここでは、近世銭座の作業工程を描いた享保13年(1728)の『鑄銭図解』などを参考に、富本銭の製作工程を復元する(Fig. 258)。寛永通寶は、幕府の認可を受けた各地の事

近世銭座の
鑄銭図解を
参考に復元

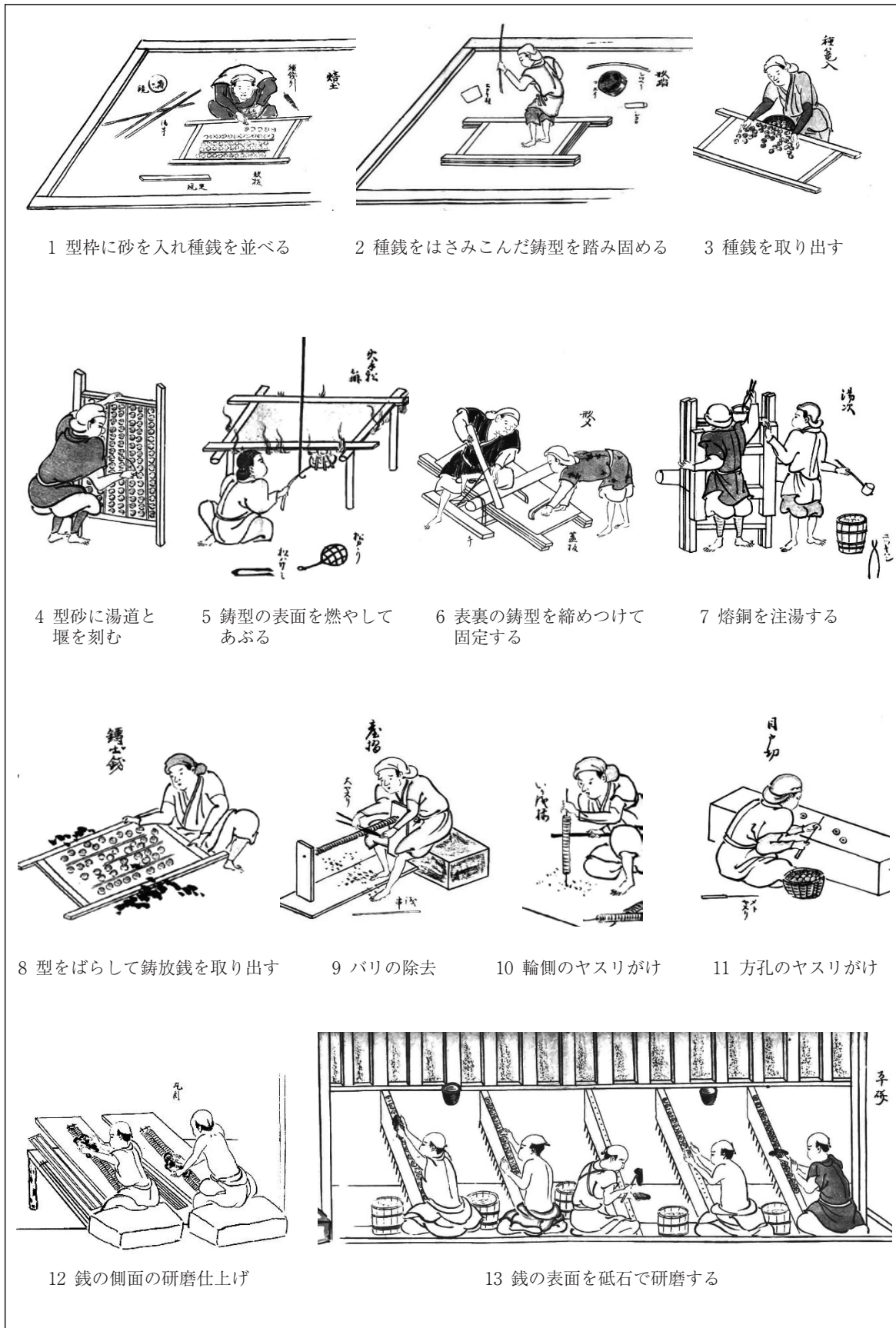


Fig. 258 寛永通寶の製作工程 (『鑄銭図解』)

業者の請負によって鑄造されたが、『鑄銭図解』は、南部屋八十次らが仙台領石巻に開設した錢座の作業順序を描いたものである。

図解に記された製作工程は、Ⅰ：貨幣地金の調合熔解工程 → Ⅱ：鑄型の造型工程 → Ⅲ：地金の熔解・鑄込み工程 → Ⅳ：型ばらし・仕上げ工程 → Ⅴ：査収という工程を辿る。寛永通寶の鑄銭技術は、砂型鑄造法の典型で、湿砂で型取りし、未乾燥のまま注湯する生型法である。図解には、貨幣地金の調合熔解工程や、完成した銭を計数して錢緡に通す作業、品質検査の工程が描かれているが、これらの作業工程は当然ながら飛鳥池遺跡の発掘調査では確認できない。

以下、富本銭の製作工程を、a：鑄型の造型工程、b：地金の熔解・鑄込み工程、c：型ばらし・仕上げ工程の順に概観する。

a 鑄型の造型工程

造型工程

鑄張りからみた富本銭鑄型の構造 鑄張りは、鑄型の合わせ目に熔銅が流れ込み、鑄放し銭の周囲に薄くはみ出したものである。富本銭土坑から出土した鑄張りは、厚さ0.5mm前後の扁平な薄板状の鑄張りが大半をしめるが、中には、鑄造時に鑄型が破損し、鑄型の亀裂に沿って流れ込んだ断面T字形の鑄張りや、断面十字形、断面H字形の鑄張りが存在する。

断面十字形の鑄張りは、扁平な鑄張りの表裏に、直線的に短い鑄張りが直角にはみ出したものである。これは富本銭の表裏の鑄型が、それぞれ内型と外枠からなる二重構造の鑄型であったことを示し、鑄型の表裏の合わせ目から、内型と外枠の側面に生じた隙間に流れ込んだ鑄張りと考えられる。断面H字形の鑄張りは、熔銅が表裏の合わせ目から、亀裂を生じた内型の割れ面を通り、内型の裏面と外枠との隙間に流れた鑄張りと考えられる。この種の鑄張りには、

内型と外枠
からなる
二重構造の
鑄型



Fig. 259 断面T字形の鑄張り

破損面に鑄型土の遺存するものが多い。これらの資料から、外枠は浅い箱形で、その深さ（内型の厚さに相当）は、断面H字形の鑄張りによって、9mm前後であったと推定できる。外枠は、反復使用が可能な焼成した土製品で、鑄型が注湯の圧力に耐えるための構造的な工夫であろう。こうした外枠は、既に弥生時代の銅鐸の鑄造に採用されており、唐古鍵遺跡に良好な資料をみることができる。外枠は繰り返し使用され、内型は枝銭を取り出す際に崩壊し、造型時に内型のみを造りかえたものと考えられる。

外枠を
反復使用



Fig. 260 断面十字形の鑄張り



Fig. 261 断面H字形の鑄張り

富本銭の鑄型土 出土した富本銭の鑄型は、脆弱で細片化が著しい。厚さ8～10mm程度の砂質味の強い細粒の真土からなり、ベースとなる中真土や粗真土は存在しない。外枠の窪みに砂質味の強い細粒の真土を塗って内型とし、そこに種銭の押印を行ったものと考えられる。内型の真土は、石英・長石・雲母類を含む淡黄色の細砂を主成分とし、飛鳥池遺跡に南接する酒船石遺跡の石垣遺構に使われた砂岩切石（凝灰岩質細粒砂岩）の組成や色調に酷似する。酒船石遺跡の砂岩切石は、斉明2年（656）に香久山の西から石上山まで溝を掘り、「宮の東の山に石を累ねて垣とす」と記録された石材である。この切石を粉碎し、得られた細粒の砂に粘土水を混練して真土としたと考えられる。

内型に種銭を 押 印

酒船石遺跡の砂岩切石を粉碎した内型の真土

出土した富本銭鑄型は、きわめて脆弱で細片化が著しく、内型の表面を加熱した焙り型、もしくは乾燥型と推測される。現段階では外枠の形状は不明であるが、内型のみを壊して枝銭を取り出した状況が想定される。

富本銭鑄型の造型方法 種銭の鑄型への押印は、銭文側が深く、背面側は浅い。湯道や堰も銭文側だけを窪め、背面側には及ばない。このことから、平らに整えた真土の上に、断面蒲鋒形の湯道棒（棒状木製品）の湾曲側を下にして、平坦面近くまで埋めこんで湯道部分をつくったことが分かる。次に、湯道棒から1.3cmほど離して種銭を配置する。種銭は銭文側を下に、ほぼ銭が埋没するように背面の角近くまで押し付ける。この面の鑄型を仮に表型と呼称する。表型に対して、背面の鑄型（裏型と呼称）は、輪と郭の押印が不明瞭で、真土の平坦面と同一面か、もしくはわずかに窪む程度にすぎない。逆に輪と郭を除く地の部分（銭の背面の低い部分）が盛り上がっている。当然ながら、この鑄型で鑄造した鑄放し銭には、PL. 333-3・6・11・16にみるように背面の外輪とほぼ同一面に鑄張りがはみ出し、鑄棹の鑄張りも同様に背面と同一面に鑄張りを生じている（PL. 339-1・2・6）。

銭 型 へ の 種 銭 の 押 印 方 法

鑄型は細片化著しく、種銭の配列状況は不明であるが、鑄棹と切断された堰、富本銭側に残る堰の痕跡などを手がかりに、ある程度の枝銭の形状の復元が可能である。PL. 333-9の富本銭は、堰が2カ所にあり、湯道を挟んで種銭を左右に2列ずつ、少なくとも全体で4列以上が配置されたことを示している。また、最も残りがよいPL. 339-1の鑄棹には堰が8カ所認められ、一組の鑄型で少なくとも16枚以上を鑄造したことが分かる。この鑄棹は両端を折損しており、湯口に近い形跡もないことから、一範での鑄造枚数はこの数値を大幅に上回るものと考えられる。

枝銭の形状の 復 元

PL. 339-1・2・6の鑄棹から、造型時の湯道と堰の切り合い関係が判明する。それによると、型取り後に表裏の鑄型を分離し、表型に埋め込んだ種銭と湯道棒を取り除いた後に、湯道と銭型（種銭の圧痕）を繋ぐように、堰を溝状に彫り窪めている。堰の長さは1.6cm前後、幅約1cm、厚さ1.2～4mmで、湯道側では湯道よりも深く、銭側では銭の厚さよりもわずかに浅く彫り窪める。銭と銭を繋ぐ堰は、長さ5～10mm、幅8～6mm、厚さ約1mmであり、切断された堰本体も出土している。

鑄棹には、直角に派生した堰が、左右交互に段違いに派生するAタイプと、左右ほぼ同位置（十字形）に派生するBタイプが存在する。江戸時代の天保通寶当百銭の鑄造工程を描いた図絵に、魚骨状に残った鑄棹を細かく切断する作業風景が描かれており、解説に「注路トナリタル銅屑ト銭形ノ不整ナルモノハ又之ヲ鎔解ス」と記されている。富本銭の鑄棹も短く切断されたもの

鑄 棹 の 2 タイ プ

が多く、中には再熔解途上の鑄棹も存在する。枝銭から切り離された富本銭の輪の側面に残る堰の切断痕跡は、当然ながら鑄棹の堰の先端部の形状に一致する。

和同開珎の鑄棹との比較 富本銭と和同開珎の鑄棹は形状が大きく異なる。和同開珎の鑄棹は、平城宮左京三条四坊七坪と平城宮東大溝の出土品がある。ともに断面半円形の鑄棹で、左京三条四坊七坪の鑄棹が幅6mm、厚さ3mm、東大溝出土品が幅7.5mm、厚さ4mmであり、富本銭に比べると鑄棹幅は著しく細い。また堰の形状も不整形で、薄く幅広の堰が翼のように短く派生する。堰の派生の仕方には、やはりA・B両タイプがあり、Aタイプの堰が富本銭特有のものではないことがわかる。左京三条四坊七坪出土の銭範は、堰の彫り込みが不明瞭で、「溝が直接銭型に通じるものは見あたらない」と報告されている。熔湯は指で撫でた程度の浅い窪み流れ、銭型に到るのであろう。また同遺跡からは、和同銭2個体分が眼鏡状に連なったバリ銭が3点出土しており、湯道をはさんで左右に複数の銭型を、相互に接続するように並べたことが分かる。

これに対して、富本銭の銭範は、熔湯が流れる幹線の湯道を太く幅広につくり、湯道から分岐して銭型につながる堰を、湯道に直交して溝状に彫り窪め、銭型相互も明瞭な溝状の堰で繋ぐなど、和同銭の銭範とは鑄造法案（湯口・湯道・堰などの位置や寸法、鑄込み時間などを決定する鑄型の設計）を大きく異にしている。

b 地金の熔解・鑄込み工程

坩堝炉による熔解 富本銭地金の熔解は、炉中に据えた坩堝で行われたと考える。富本銭土坑から富本銭の鑄造に用いたとみられる片口の坩堝（PL.300-3・4、PL.354-13）が出土している。その最大容量は約370ccであるが、使用痕跡から280cc前後の地金を熔解したことが分かる。鑄込みは、熔解の終わった坩堝を鉄鉗で炉から取り出し、垂直に立てた複数の鑄型の湯口に連続して注湯したのであろう。その際に飛び散った熔湯の玉（湯玉）やこぼれ落ちた熔銅、熔解時に生じた銅滓が富本銭土坑から大量に出土している。

銅-アンチ
モン系合金

富本銭の合金成分 富本銭の地金は、銅を主成分に、アンチモンを副成分とした〔銅-アンチモン〕系合金である。飛鳥池工房では、純銅や青銅を用途に応じて使い分けており、またアンチモン鉱石である輝安鉱（Sb₂S₃）も出土していることから、富本銭の鑄造用合金として意図的にアンチモンを添加したことが判明する。アンチモンの含有量は一定せず、4～25%とばらつくが、青銅特有の錫や鉛をほとんど含まない点が大きな特徴となっている。アンチモン含有量が大きければつくのは、富本銭鑄造用の地金が、一定の合金比になるように予め調整されなかったことを示している。

アンチモン
の含有量

c 型ばらし・仕上げ工程

型ばらし 鑄込みが終わると冷却後に内型を壊して枝銭を取り出す。富本銭や鑄棹の中には、表面に鑄型土が焼き付いたものが存在する。その後の一連の作業は、富本銭土坑から出土した鑄張りや鑄棹、富本銭などから、かなり具体的に復原できる。

鑄張りの除去と切断 まず枝銭の周囲に大きくはみ出した鑄張りを、鉄棒などを使って打ち落とす。PL.334-25・26の富本銭には、外周の鑄張りを打ち欠いた痕跡が明瞭に残り、富本銭土坑からは1,900点近い富本銭の鑄張りが出土している（PL.300-1・6）。続いて枝銭から個々の銭を鑿で切り離す作業が行われ、鑄巢などの鑄造欠陥があるものや、湯まわり不良の銭を選別し

て再熔解に回す。失敗品のうち、再熔解を免れた銭が遺跡からの出土品である。銭の切り離し後に残った鑄棹も、再熔解のために細かく切断する。

鑄がけ 出土銭の中には、4・7・16・22・29・49・104のように、輪側と方孔の内部に鑄目が残る破損品が存在する。鑄がけの途中で破損した銭とみられ、枝銭からの切り離し後に、鑄がけによって鑄張りや堰の切断痕跡を完全に除去したことが分かる。遺跡からは現存長17cm、幅1.5cm前後、厚さ0.5cmの鉄製の鑄も出土している（PL. 342-5）。平と側面に単目の鑄目が刻まれており、輪側の仕上げに用いた鑄を類推できる。方孔内の鑄がけには、幅6mm以下の細い鑄が使用されている。

鑄目の残る破損品

鑄の出土

砥石による研磨 鑄がけの終わった富本銭は、研磨工程を経て、通貨として完成する。研磨は輪の側面の研ぎと、銭の表裏の研ぎに分かれ、当然使用される砥石の形態も異なる。



Fig. 262 輪側の研磨に用いたとみられる砥石

輪側の研磨は、近世の銭座では溝状に窪んだ丸目砥石を使用している。飛鳥池遺跡出土砥石の中に丸目砥石に類似するものはないが、PL. 376-69~72・74・76のように半円状の研ぎ減りをもつ砥石がある。半円状の窪みは径24mmの富本銭の外形にほぼ合致し、富本銭の輪側の研磨に使われた砥石と考えられる。

輪側研磨用の砥石

一方、銭の平面を研磨した砥石の特定は難しい。しかしながら飛鳥池遺跡出土木製品の中に、平研ぎの作業台とみられる木製品（PL. 407-312）が存在する。この木製品は、厚さ7cm、幅11.3cm、長さ7.7cmの檜板で、表・裏面の中央に径2.6cmの円形の浅い彫り込みがあり、その窪みに銭を埋め込んで固定できる構造になっている。これが富本銭の研磨台であるならば、富本銭の表裏の研磨が1点ずつ行われたことを示す資料となる。

平研ぎの木製作業台



Fig. 263 平研ぎの作業台とみられる木製品

以上のように、飛鳥池遺跡では、鑄型の造型工程から、地金の熔解・鑄込み工程、型ばらし・仕上げ工程に関連した富本銭の鑄銭関係遺物がまとまって出土し、富本銭の鑄銭技術

富本銭の鑄銭技術の全容が解明

の詳細が明らかになった。こうした銭貨生産の細部に関わる考古資料の発見はこれまでになく、古代銭貨の鑄銭技術を解明する上で第一級の資料として位置付けられよう。

本遺跡の発掘調査によって、富本銭が天武12年の詔に登場する銅銭であることが明らかになった歴史的、学術的意義は大きく、古代史や考古学をはじめ、貨幣史や社会経済史、鑄造史などからの多角的な富本銭研究の深化が望まれる。

参考文献

- 中谷願山『錢寶鑑』享保14年（1729）。
- 宇野宗明『続化蝶類苑』安永2年（1773）。
- 朽木昌綱『和漢古今泉貨鑑』寛政10年（1798）。
- 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣3』東洋経済新報社、1974年。
- 律令研究会編『訳註日本律令3』東京堂出版、1975年。
- 奈文研『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980年。
- 松村恵司「富本銭について」『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』奈文研学報第46冊、1989年。
- 岩波書店『続日本紀1』新日本古典文学大系13、1990年。
- 肥塚隆保「酒船石遺跡の石垣遺構から出土した石積石材について」『明日香村遺跡調査概報 平成5年度』明日香村教育委員会、1994年。
- 松村恵司「銅銭と銅鑄の時代」『月刊文化財』374号、第一法規出版、1994年。
- 松村恵司「無文銀銭と和同銀銭」『出土銭貨』第9号、出土銭貨研究会、1998年。
- 松村恵司「富本七曜銭の再検討」『出土銭貨』第11号、出土銭貨研究会、1999年。
- 松村恵司「富本七曜銭の鑄銭技術」『出土銭貨』第12号、出土銭貨研究会、1999年。
- 小林正春「飯田市出土の富本銭と和同開珎銀銭」『出土銭貨』第12号、1999年。
- 奈文研「飛鳥池遺跡の調査—第87次、第93次」『年報1999-II』。
- 村上 隆・松村恵司・黒崎 直「飛鳥池遺跡から出土した富本銭の材質について」『日本文化財科学会第16回大会要旨集』1999年。
- 松村恵司「富本銭と藤原京」『歴史と地理』第535号、山川出版社、2000年。
- 村上 隆「材質から富本銭を考える—（銅・アンチモン）系合金をめぐる—」『考古学ジャーナル』454号、2000年。
- 松村恵司「富本銭の製作工程と鑄造技術」『ものづくりの考古学』東京美術、2001年。
- 松村恵司「日本初期貨幣研究史略—和同開珎と富本銭・無文銀銭の評価をめぐる—」Discussion Paper No.2004-J-14、日本銀行金融研究所、2004年。

2 瓦からみた飛鳥池遺跡と飛鳥寺の禅院

飛鳥池遺跡および飛鳥池東方遺跡からは、軒丸瓦20型式401点、軒平瓦7型式202点という、多量の瓦が出土している。本章第4節の出土木簡の考察でも論及されるように、飛鳥池遺跡北地区と飛鳥寺禅院¹⁾、そしてそれを創建した道昭(629-700)との間には深い関係がある。それを明示する考古資料として、また瓦も重要な位置を占めている。それを説く前に、まずは、遺跡から出土した瓦についてまとめておこう。

A 飛鳥池遺跡から出土した瓦

飛鳥池遺跡から出土した軒瓦の中心となる一群は、軒丸瓦では素文の直立縁をもつ八弁蓮華文軒丸瓦、軒平瓦は桶巻き作りの三重弧文である。型式番号をあげると、軒丸瓦は、XIII・XVII・XVIII(a・b)・XIX・XX(a・b)の5型式7種、軒平瓦はI型式の11種である。これらの軒丸瓦と軒平瓦は、飛鳥寺の中心伽藍からはほとんど出土しない。第IV章第3節でも詳述したが、あらためて関係する軒瓦を概説しておこう。

i 軒丸瓦 (Fig. 264)

重弁八弁蓮華文XIII型式と複弁八弁蓮華文XVII~XX型式の5型式がある (Fig. 264)。

XIII型式 (Fig. 264-1) は、重弁八弁蓮華文。紡錘形の蓮弁は周囲に輪郭線をともない、間弁は短い楔形である。中房は丸くふくらみ、凸線で八等分した中に蓮子8個を並べる。外区は、傾斜した内縁と直立する外縁にわかれ、内縁には線鋸歯文と珠文を各々16ずつ並べる。外縁は素文。瓦当径は17.5cm。

XIIIは重弁

XVII型式(7)は、平板でやや細長い蓮弁をもつ複弁八弁蓮華文。間弁は小さい楔形。中房は低く扁平で、小粒な蓮子を1+8に配置する。外区は、平らな内縁に珠文32を並べ、その外側の外縁は幅広の素文縁である。外区内縁の珠文の一部には、これと少しずれた位置にごく小さい珠文の痕跡があり、作範の途中で割り付けを変更したようだ。瓦当径は19.5cm。

XVII~XX
は複弁

XVIII型式(2・3)は、弁中央に稜線のない「法隆寺式」(法隆寺37A)風の蓮弁の複弁八弁蓮華文。間弁は基部が中房にとどく長いものだが、蓮弁が周囲に細い輪郭線をとまなうのに合わせて間弁端にも輪郭線を入れるため、間弁の先端は三つ又状にみえる。蓮弁の一枚には子葉の先に眉形の弧線がある。突出した中房に配置された蓮子数には2種類があり、当初範のXVIII型式aは、半球形の蓮子が1+4+11の16個並ぶ。改範後のXVIII型式bは、個々の蓮子を円錐形に大きく彫り直すとともに、外側の蓮子2個を埋め木してつぶし、1+4+9の配置にする。瓦当径17.5cm。

XIX型式(4)は、先端が尖った蓮弁の複弁八弁蓮華文。蓮弁はごく扁平で、子葉は丸棒状。中房から延びる間弁は、先が十字形に尖る。大型で扁平な中房には、1+4+8の蓮子が並ぶ。外縁は幅の広い素文縁で、内区の蓮弁との間は広くあいている。瓦当径17cm。

XX型式(5・6)は、紡錘形の特異な形状の蓮弁をもつ複弁八弁蓮華文。蓮弁の先端中央に

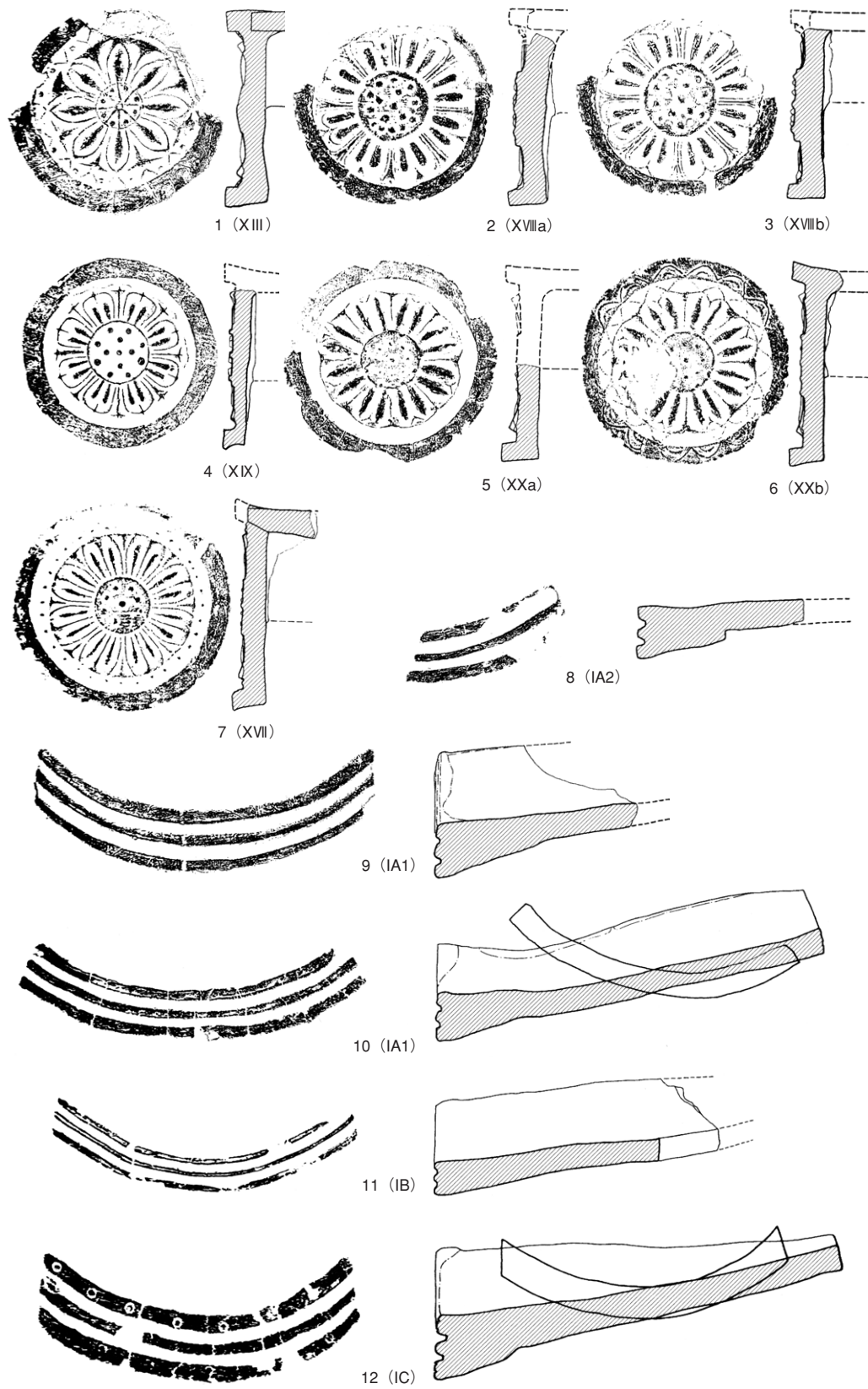


Fig. 264 飛鳥寺禪院創建軒瓦 (1) 1:6 (10・12は飛鳥池遺跡の瓦窯SY1200壁材)

Y字形凸線があり、これがT字形の間弁とつながっている。大きいものの扁平な中房に1+8+8の小さな蓮子を配置する。外区に文様の彫り加えがあり、外区内外縁とも素文のXX型式aと、内縁に弧状の鋸歯文、外縁に二重の弧線文を表現するXX型式bに細分する。瓦当径18.5cm。

以上の軒丸瓦5型式7種は、瓦当文様からみると、単弁のXIIIと複弁のXVII~XXにまず分けられる。後者は、中房蓮子が二重に巡るXVIII・XIX・XXの3型式と、中房が低く蓮子が一重のXVIIとに分かれる。後者のXVII型式は、外区内縁に珠文を並べるが、XVIII~XX型式にはその文様はない。珠文帯のない3型式は、内区の蓮弁が外縁に接続する(XVIII)、素文帯が巡る(XIX・XXa)、変形の線鋸歯文が巡る(XXb)、の3種類があり、XXbの外区内縁の文様は、単弁のXIIIとの近縁性がある。よって、飛鳥池遺跡出土の主要な軒丸瓦は、大きくは、単弁のXIII型式および複弁のXVII~XX型式と、複弁のXVII型式、という二群に分類することができる²⁾と考える。これら二群の軒丸瓦は、いずれも竹状模骨丸瓦を丸瓦部に接合する。

ii 軒平瓦 (Fig. 264・265)

上記の軒丸瓦5型式に組み合う軒平瓦は、三重弧文の飛鳥寺軒平瓦I型式である。いずれも縄叩きの粘土板桶巻き作りで、瓦当文様施文後に粘土円筒を分割して製品としている。文様や瓦の大きさ、施文の方法などにより、A~H・J・K・Mの11種に細分した。

三重弧文は
11 種

I型式A (Fig. 264-8~10) は、瓦当幅約30cm、瓦当厚約3cmある大型の三重弧文。型挽き施文ではなく、ヘラ状の工具で凹線を入れたのちナデ調整して仕上げる。顎の形態によって、直線顎ないし曲線顎のIA1(9・10)と、段顎のIA2(8)に細分した。

I型式B(11)は、瓦当幅約27cm、瓦当厚3cm前後のやや小ぶりの三重弧文。弧線の上面は平坦だが、凹線の底は丸い。粘土円筒を逆時計回りに回転させて、型挽き施文したもの。すべて直線顎。

I型式C(12)は、I型式A1の弧線に竹管文を施文したもの。上と下の弧線(第1・第3弧線)にまばらに施文した例が多いが、中に第1弧線にやや密に、第3弧線にはまばらか施文を省いたかとも見える例もある。曲線顎。

I型式D (Fig. 265-1) は、I型式A2の第1・第3弧線に竹管文を施文したもの。段顎の長さは6~9cm。

I型式E(11)は、小ぶりのI型式Bの弧線に竹管文を施文したものだが、第3弧線に竹管文のある小破片のみで詳細不明。

I型式F(2・3・7)は、幅広の凹線の特徴とする大型の三重弧文。施文はユビナデあるいは、ヘラ施文後にナデ調整。顎形態により、段顎(長さ5~6.5cm)のIF1(2)、長い段顎(長さ14cm)のIF2(3)、直線顎のIF3(7)に細分する。

I型式G(4)は、凹線をヘラで刻んだ瓦当幅約30cmの三重弧文。直線顎。

I型式H(5・6)は、大型のI型式Fの弧線に竹管文を施文したもの。確認できるのは、I型式F3に施文したもののみ。施文手法により、第1・第3弧線(上と下の弧線)に施文するIH1(5)と、第1・第2弧線(上と中の弧線)に施文するIH2(6)にわける。IH1の第3弧線およびIH2の第1弧線の竹管文は、2個一対。

I型式J(8~10)は、I型式Bに似るが型挽き施文の弧線の断面形が丸くかつ太い。そして

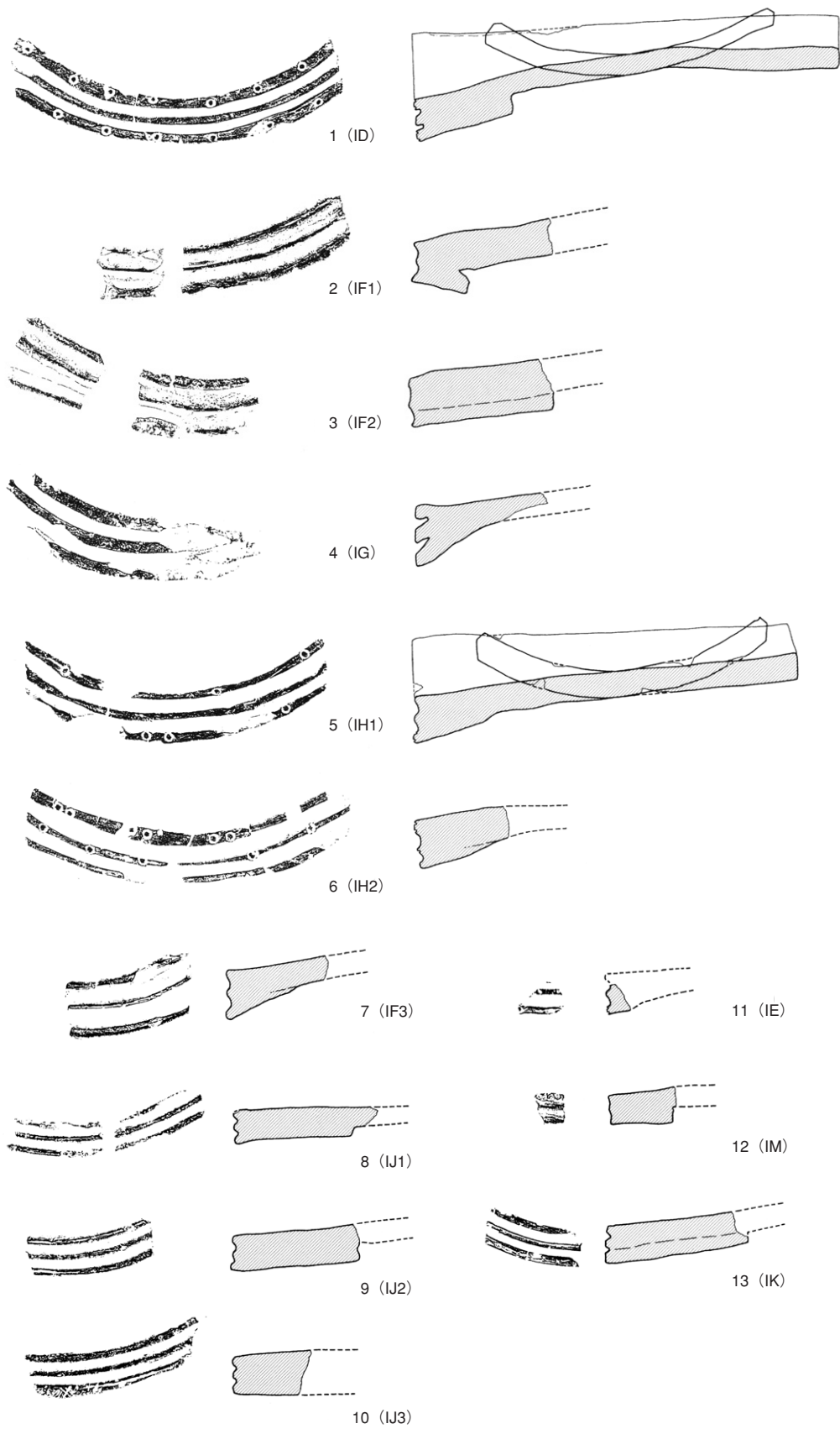


Fig. 265 飛鳥寺禪院創建軒瓦（2） 1・3・5は飛鳥池遺跡の瓦窯SY1200壁材

顎は段顎である。段顎の長さ約10cmで顎面ナデ調整のI J1 (8)、段顎の長さ約12cmで顎面は雑なナデ調整のI J2 (9)、顎長不明で縄叩き目を残すI J3 (10、隅軒平瓦)の3種がある。

I 型式K (13) は、型挽き施文で、顎長約13cmの段顎。弧線と凹線とも角ばった断面形である。顎面には斜めの縄叩き痕が残る。

I 型式M (12) は、I 型式Fと同じくユビナデ施文の三重弧文。瓦当厚2.7cmと薄い。顎長5.7cmの段顎。なお、I 型式K・Mの出土点数は1点ずつ。

iii 丸瓦と平瓦

これら軒丸瓦XVII~XX型式、軒平瓦I 型式にともなう丸瓦と平瓦は、竹状模骨丸瓦と縄叩きの粘土板桶巻き作り平瓦である。第IV章第3節では、竹状模骨丸瓦を行基丸瓦11類、縄叩き粘土板桶巻き作り平瓦を平瓦11類として報告した。平瓦11類には、凹凸面とも調整しないタイプ、凹面のみナデ調整するタイプ、凹凸面とも丁寧に調整するタイプ、の3種類がある。

竹状模骨瓦

iv 瓦窯SY1200の出土瓦

瓦窯SY1200は、飛鳥池遺跡の東の谷の東岸、東岸の工房1の北上方に築かれ、飛鳥寺禅院の瓦の生産瓦窯である。構造の上部を大きく壊されていたが、焚口の一部と焼成部が残っていた。その壁面に積み上げられていた瓦と周辺に堆積していた軒瓦などを観察すると、最終操業段階で壁面の構築材に転用されていた瓦が抽出できる。

まず、燃焼部南側側壁に積み上げられた状態で発掘された瓦は、軒平瓦と厚手の平瓦で構成されていた。軒平瓦は7点があり、これらはI 型式A1・C・D・F2・H1 (Fig. 264-10・12、Fig. 265-1・3・5) という大型の三重弧文軒平瓦に限られ、小型の三重弧文軒平瓦I 型式B (Fig. 264-11) は含まれていない。

瓦窯周辺から出土したI 型式の三重弧文軒平瓦13点のうち6点は、2種類にわけられ、一つは瓦窯の壁体構築材が崩落したもので、いずれも壁体に積み上げられたときに付着したスサ入り粘土が残る大型の三重弧文軒平瓦である。これらの瓦当面には、強く熱を受けた痕跡が残され、これは、壁体として遺存していた軒平瓦・平瓦の様相と一致する。一方、周辺から出土した小型の三重弧文軒平瓦I 型式Bには、瓦窯壁面の補強材として転用された場合に認められる、瓦当面などの著しい加熱痕跡や壁材転用時のスサ入り粘土の付着といった痕跡をとどめるものがない。

壁材使用と不使用の瓦

瓦窯SY1200から出土した軒丸瓦瓦当はないが、軒丸瓦丸瓦部が1点出土しており、接手法などから判断して、これは軒丸瓦XVII型式にともなうもの、と判断できる。この丸瓦部には瓦窯の壁面構築材へ転用された痕跡はなかった。また、出土瓦にともなう須恵器には、東海産と推定される7世紀末の須恵器杯B蓋の断片がある。

以上の発掘成果から、瓦窯SY1200では、最終操業段階に軒丸瓦XVII型式を焼いていたことが推測でき、それと組み合う小型の三重弧文軒平瓦I 型式Bも最終段階の製品と認定してよい。

これら飛鳥池遺跡および瓦窯SY1200から出土した瓦類は、伽藍中枢部ではほとんど出土しない瓦である。『飛鳥寺報告』によると、軒丸瓦ではXVII型式が1点(0.41%、総数565点)のみで、³⁾ 微々たる数しかない。以下に論証するように、これら飛鳥寺では特異な存在の瓦は、禅院の堂

宇を飾った瓦であり、それが藤原宮期の須恵器と出土したことは、文武4年(700)の道昭遷化以前に飛鳥寺禪院がほぼ完成していたとの推定を無理なく導く。ではまず、飛鳥寺禪院は飛鳥寺伽藍のどこに位置していたか、これまでの研究の状況を素描しておきたい。

B 飛鳥寺東南隅の禪院はどこか

i 飛鳥寺東南隅の禪院 (Fig. 266~268)

崇峻元年(588)に蘇我馬子によって創建された飛鳥寺は、乙巳の変(645年、大化の改新)による蘇我本宗家滅亡という大事件に遭うも、わが国最初の伽藍寺院⁴⁾としての寺格を維持し、天武朝には官寺に準じる手厚い保護を受けて伽藍の大規模修造をおこなった。その飛鳥寺に、入唐留学僧の道昭(629-700)が新たに禪院を創建したのは、帰朝後間もなくのことだった。道昭は、三蔵法師として有名な唐の高僧・玄奘(602-664)に師事した僧である。

道昭が創建

道昭が近侍することになる半世紀前の西暦629年、玄奘は唐の国禁を犯して天竺(インド)へと仏教原典を求める旅に出る。過酷な旅を経て645年に玄奘が母国へと携えてきた經典類は、皇帝太宗の庇護のもとで長安弘福寺禪院において漢訳がなされた。原典に忠実な訳をめざした玄奘の漢訳經典は「新訳」と呼ばれて、それ以前の「旧訳」と区別された。それほど玄奘の業績は画期的だった。

この偉大な玄奘に親しく接した道昭については、『続日本紀』の薨伝記事が詳しい。⁶⁾これによると、道昭は河内国の百済系渡来氏族船連(船史、のち宮原宿禰)の一族で、河内国丹比郡の出身。⁷⁾白雉4年(653年)5月に入唐すると、玄奘のもとで禪定を学んだ。帰国の後、⁸⁾飛鳥寺の東南隅に禪院を建てるが、その後は十数年の間、諸国を周遊し、畿内各地で社会事業をおこなうと、これに多くの人が付き従った。そして、天皇の請いによって禪院に戻り、もとのように坐禅にいそしんだ。⁹⁾道昭が72歳で遷化を迎えたのも、飛鳥寺の禪院であった。その臨終に起った奇瑞は、『日本靈異記』にも記されている。

『続日本紀』は禪院の創建年次を示さないが、『日本三代実録』はそれを天智元年(662)3月のこととし、¹⁰⁾『類聚国史』は天武11年(682)3月と伝える。¹¹⁾

禪院の
平城京移転

飛鳥寺に創建された禪院は、和銅3年(710)の平城遷都にともなって平城京に移転する時、「禪院寺」として飛鳥寺から独立する。移転先は、左京の元興寺からは遠く離れた右京四條一坊、¹²⁾和銅4年(711)4月のことだった(『日本三代実録』)。

この平城京禪院寺には、『続日本紀』薨伝記事に「書迹楷好にして、並に錯誤あらず。皆和上の将ち来れるものなり。」とある經典類が所蔵され、ためにこの寺は著名だった。正倉院文書には、禪院寺に伝わる膨大な經典群を借用して写經事業がおこなわれたことを示す資料がいくつかある。¹³⁾この經典群の中核をなしたのが、道昭将来の經典だった。下って平安時代の『延喜玄蕃寮式』にも、三年に一度、治部省・玄蕃寮・僧綱・三綱の立会いのもとに禪院寺所蔵の經卷を曝涼すべきことが定められていたのは、その重要性が平安宮でも十分に認識されていた結果にはかならない。ために、これら飛鳥寺の禪院そして禪院寺の經典群は、飛鳥時代後半から奈良時代にかけての古代日本仏教に多大な影響を与えたのである。¹⁴⁾

さて、その禅院濫觴の地たる飛鳥寺は、6世紀末の崇峻元年（588）、飛鳥真神原に創建され、一塔三金堂に巨大な中門と西門を備えた伽藍として、その姿を現した¹⁵⁾。その後の調査によって、1977年には北面大垣が確認され、寺域の南北規模が2町を超えると推定された。飛鳥寺の東南隅の禅院所在地が議論の俎上にのぼるのは、それから2年後のことだった（Fig. 266）。

ii 南門南東の禅院推定地（Fig. 267）

1956・1957年の発掘調査によって、飛鳥寺の南門の外側には、石敷き参道が真っ直ぐに延び、その南側は石敷き広場となっていることが判明している。1979年に、この参道の東側（大字飛鳥字仲田）で発掘調査がおこなわれた。その結果、南面大垣SA535および、その南側に展開する石組溝や掘立柱建物、掘立柱塀などの遺構が見つかった（Fig. 267）。

調査の概要報告（『藤原概報9』『同10』）では、これらの遺構を、Ⅰ期（7世紀前半）、Ⅱ期（7世紀後半）、Ⅲ期（7世紀末から8世紀初頭）、Ⅳ期（11世紀）に区分した。Ⅰ期には石組溝や素掘溝があるだけだが、Ⅱ期には東西方向の二つの塀SA538・SA539が造られ、その南側に総柱建

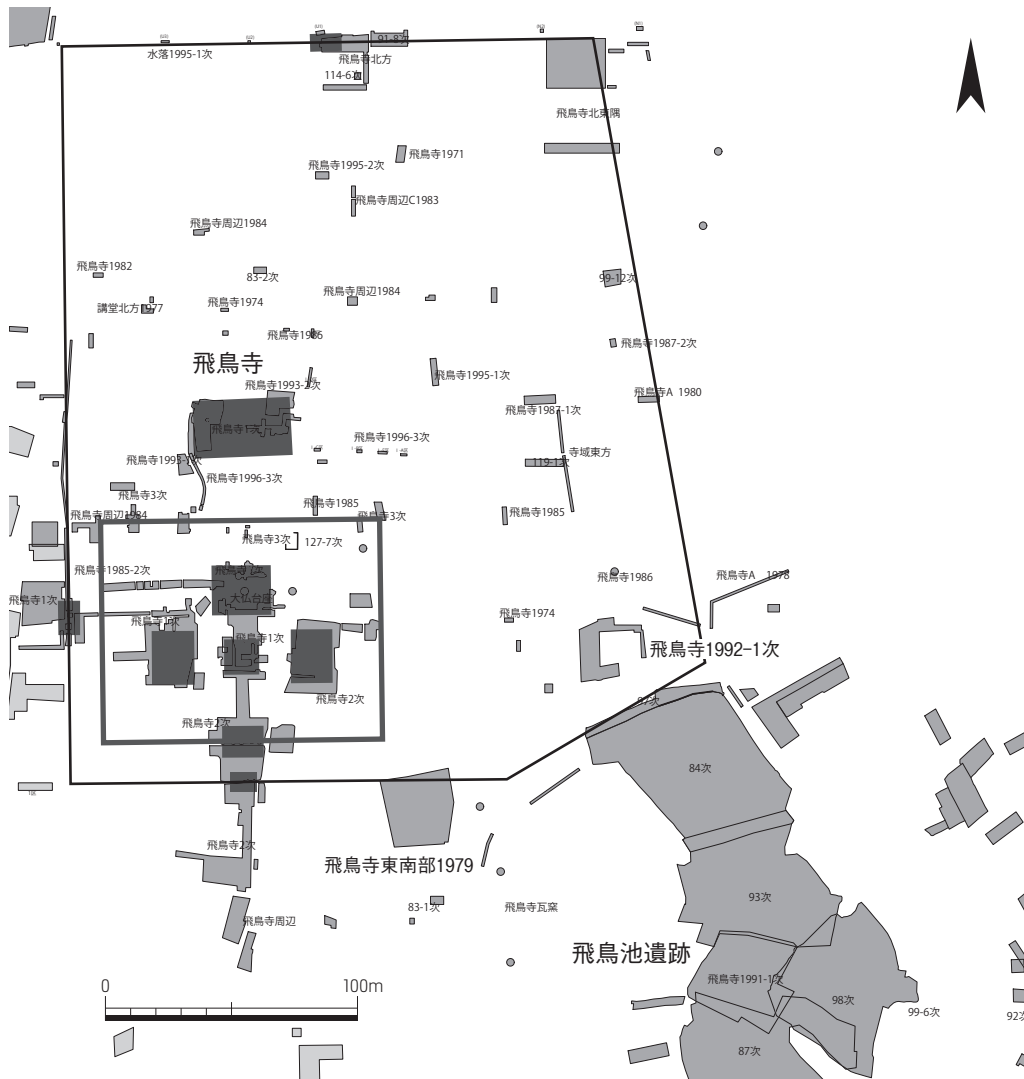


Fig. 266 飛鳥寺伽藍復元図および飛鳥池遺跡 1:3000

飛鳥寺南門
の東方か

物SB540が建つ。Ⅲ期には、飛鳥寺の「南面築地」が改修された。これらの遺構のうち、Ⅱ期のそれは、遺構群の位置が飛鳥寺伽藍の東南にあることとその年代を根拠にして、禅院の一部であるとの推測が示された。この説は、その後の飛鳥寺に関するいくつかの書物に引用された。¹⁷⁾

iii 寺域東南隅の禅院推定地 (Fig. 268)

1992年、1979年調査地から100mほど北東の地点（大字飛鳥字アサカ）で、住宅新築にとまなう調査（飛鳥寺1992-1次調査）があった。ここは、かつて礎石や瓦が出土したと伝えられる場所¹⁸⁾にあたり、1982年に寺域東北隅とみられる掘立柱塀が発見される（『藤原概報12』）までは、飛鳥寺東門の推定地だった。

礎石建物
S B 8 4 0

調査当初、母屋建設予定地の西と南にL字形の調査区を設け、西側で築地塀の西基底部らしき石列SX850とその西に南北溝SD860を見つけた。さらに築地塀の基底幅を確認するため母屋予定地の北側にトレンチを延ばしたところ、礎石建ち基壇建物SB840が発見され、基壇の南辺も確定できた (Fig. 268)。

礎石建物SB840は、東西棟建物と推定され、北で西に8度ふれた方位をとる。基壇の北辺と東部は調査区外にあり未確認。残存した基壇の高さは0.5mあり、深さ1.1mの掘込地業をとまなう。掘込地業のベースとなる地盤には、かなり多量の焼土が含まれていた。基壇上に礎石や地覆石の抜取痕跡、基壇の西側では礎石落とし込み穴がみつき、ここで礎石や瓦が出土したとの伝聞を裏付けた。礎石建物SB840の柱間は、東西が13.5尺（約4m）、南北は身舎・廂とも9.5尺あるいは廂9尺・身舎10尺以上、と推定できた。礎石は花崗岩で、地覆石は凝灰岩だったらしい。伽藍の中心部以外では今のところ唯一の礎石建物である。礎石建物SB840の西にある石列SX850や南北溝SD860も、建物と同じ方位をとっているため、一連の遺構と考えられる。これら飛鳥寺1992-1次調査区の遺構群は、礎石建物SB840の礎石掘付掘方から出土した土器、および周辺からの出土瓦からみて、7世紀後半に造営されたものである（『藤原概報23』）。

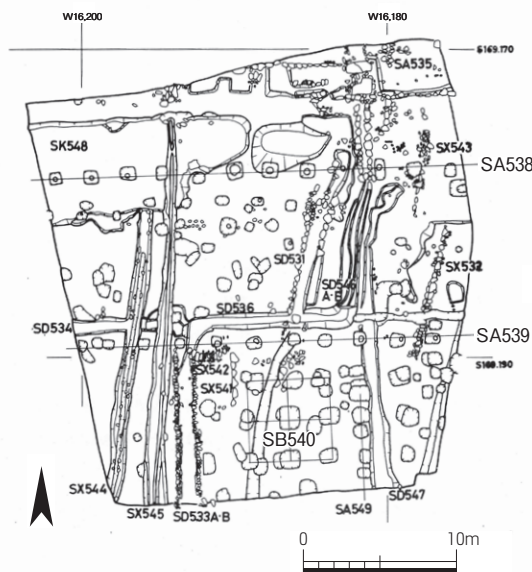


Fig. 267 飛鳥寺東南部の調査 (1979) 1:500

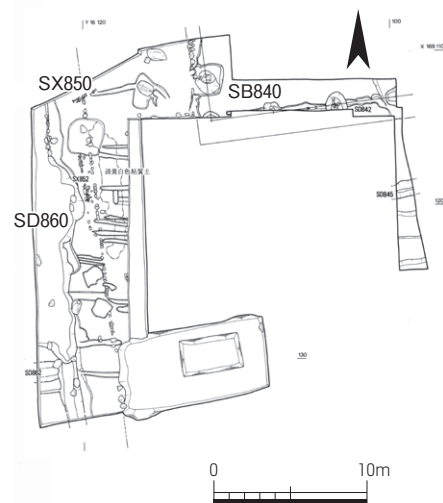


Fig. 268 飛鳥寺1992-1次 1:500

さて、この調査の前年におこなわれた飛鳥池遺跡の最初の調査（飛鳥寺1991-1次調査）では、それまで飛鳥ではその存在が知られていなかった「竹状模骨丸瓦」とそれにとまなう軒丸瓦、軒平瓦、平瓦が多数見つかった（『藤原概報22』）。これらの瓦は飛鳥寺の中心伽藍からはまったく出土しないため、その使用場所が大きな検討課題だった。ところが、飛鳥寺1992-1次調査区から出土した瓦は、飛鳥寺創建期の花組（軒丸瓦Ⅰ型式）や星組（軒丸瓦Ⅲ型式など）をのぞけば、まさに飛鳥池遺跡で主体を占めた瓦が中心をなしている。

中枢部と
違う軒瓦

飛鳥寺は7世紀後半、天武朝に「官治の例に入る」（『日本書紀』天武9年4月是月条）ことをきっかけとして大規模な改修を受けるが、この時に使われた瓦は川原寺式系の軒丸瓦XIV型式だ¹⁹⁾た。これとは異なる瓦で造営された飛鳥寺1992-1次調査区を含む一画は、飛鳥寺の伽藍内でも特別な地区と推測される。ここも飛鳥寺の寺域東南部に位置する。

iv 平城京内禅院寺近傍での発掘調査 (Fig. 269)

飛鳥寺南門の東南地区、あるいは寺域東南部の一画、いずれが道昭の禅院か。解明の糸口は平城京禅院寺近傍での発掘成果だった。

1993年に奈良市教育委員会がおこなった平城京右京三条一坊十四坪西辺部での調査（平城京第291次調査）では、鎌倉時代の13世紀後半に廃絶した井戸から、飛鳥池遺跡や飛鳥寺1992-1次調査区と同範の飛鳥寺XVII型式軒丸瓦および三重弧文軒平瓦、そして竹状模骨丸瓦が出土した。これらの瓦は平城京で出土したことがなかった。出土地の右京三条一坊には、古代寺院の存在を確認できない。しかし、三条大路を隔てた南は右京四条一坊。ここは、平城京遷都にともない飛鳥寺の禅院が元興寺（飛鳥寺）と離れて移転した禅院寺の所在地である。²⁰⁾

禅院寺の
出土瓦

この平城京での発掘成果により、平城京右京にあった禅院寺所在地を特定するには至らないまでも、飛鳥寺の1992-1次調査地が道昭創建の禅院の一部にあたる蓋然性はきわめて高くなった。と同時に、竹状模骨丸瓦や高い外縁をもつ軒丸瓦、三重弧文軒平瓦といった飛鳥寺の中心伽藍からはほぼ出土しない一群の瓦が、禅院の所用瓦だったことが確実となった。これらの瓦は、飛鳥時代後半の瓦としては特異な特徴をもつ。天智朝の川原寺、天武朝の薬師寺（本薬師寺）、天武・持統朝の藤原宮などでは、軒丸瓦の外縁はすべて斜縁である。これに対して、飛鳥寺XIII、XVII～XX型式は素文の直立縁である。そのため、従来はその年代も明らかでなく、等閑視されることが多かった。だが、これらの瓦は畿内各地に分布し、飛鳥寺の中心伽藍の所用瓦とは、まったく別個の展開状況を示している。

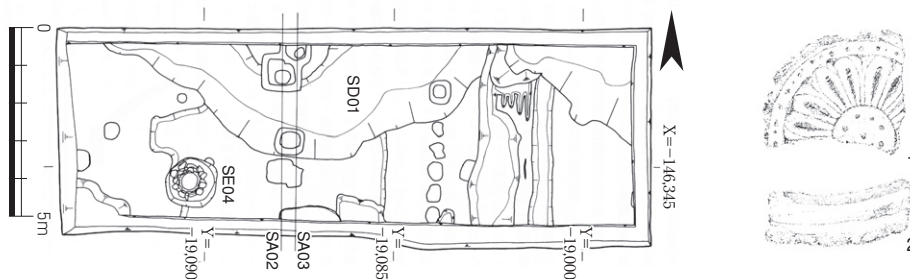


Fig. 269 平城京右京三条一坊十四坪調査遺構図 1:200 と出土軒瓦 1:6

C 飛鳥寺禪院同範瓦の出土遺跡と寺跡

i 飛鳥および大和の同範瓦 (Fig. 270)

飛鳥では奥山廃寺跡、高田廃寺跡、そして藤原京横大路跡に飛鳥寺XVII型式同範瓦がある。また、平城京右京三条一坊での例以外に、姫寺廃寺跡と平城薬師寺にも同範瓦が確認できる。

飛鳥と近傍
の同範瓦

奥山廃寺跡 飛鳥地域北部の奈良県高市郡明日香村奥山にある寺院跡。飛鳥時代前半（7世紀前半）に創建された四天王寺式伽藍配置の寺院跡である。金堂の創建軒丸瓦は、弁区の蓮華文が八角形をした角端点珠蓮華文軒丸瓦。周辺を含めて十数回の発掘調査がおこなわれた。1989年の金堂跡の調査で、飛鳥寺禪院の飛鳥寺軒丸瓦XVII型式（奥山廃寺XIV型式A）が1点出土した（Fig. 270-1）。竹状模骨丸瓦は、金堂跡の調査のほか各所から出土し、1995年の寺域東南隅の調査ではほぼ完形の1点が出土した。

奥山廃寺跡からは、三重弧文軒平瓦も出土するが、これまで出土したものは飛鳥寺禪院所用のものとは文様の断面形が違い、奥山廃寺跡固有の三重弧文軒平瓦とみるべきだろう。

高田廃寺跡 奈良盆地東南部の桜井市高田寺谷にある寺院跡。発掘調査は実施されておらず、採集瓦が知られている。素文縁複弁八弁蓮華文と四重弧文軒平瓦が創建軒瓦らしいから、飛鳥時代後半（7世紀後半）の造営だろう。唐招提寺講堂の本尊、金銅弥勒三尊像が元は高田寺にあった、との伝承がある（『南都七大寺巡礼記』）。

高田廃寺跡からは、飛鳥寺XVII型式同範瓦が1点報告されている²²⁾。さらに、奈文研には1982年に出土したもう1点の飛鳥寺XVII型式同範軒丸瓦の拓本と写真が保管されている（Fig. 270-2）。高田廃寺跡では、以上の2点が飛鳥寺禪院同範瓦として知られる。

藤原京横大路跡 1992年、奈良県橿原市の市街地で、下ツ道との交差点推定地から西約300mの地点で横大路跡が発掘された。その路面上に掘られた楕円形平面の土坑から軒丸瓦の瓦当部が出土した。土坑の底には葉っぱが敷かれ、その上に底の抜けた土師器鍋と曲げ物を重ねた上に、文様面を上にした飛鳥寺XVII型式瓦当部が置かれていた。最後に、これらの上に石を置いて固定してあった（Fig. 270-3・4）。

調査担当だった今尾文昭は、これを横大路に関わる地鎮め祭式の遺構と認めている²³⁾。妥当な見解だろう。

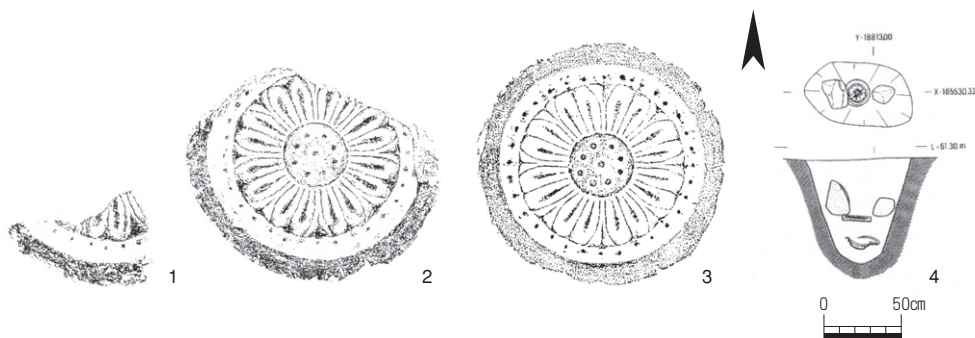


Fig. 270 大和の飛鳥寺禪院同範軒瓦 1:6
(1:奥山廃寺跡 2:高田廃寺跡 3・4:藤原京横大路跡)

姫寺廃寺跡 奈良市姫寺町にある寺院跡で、平城京東市に隣接する。「姫寺」の名称は、市の守護神である市杵姫に由来する、という。だが、飛鳥寺と同範の花組軒丸瓦（飛鳥寺A・B²⁴）や、奈良市横井廃寺跡と同範の角端点珠八弁軒丸瓦が出土することから、寺の創建が平城遷都（710年）以前に遡ることは疑えず、1975年の発掘調査で出土した墨書土器からみて、土師氏の氏寺だったらしいと推測できる。²⁵⁾

1975年の調査では、飛鳥寺XVIII型式のほかXIX型式・XX型式 a の計3種の飛鳥寺禅院同範軒丸瓦が見つかった。飛鳥寺XX型式 a 同範軒丸瓦は、これ以外に、金堂跡から「採集」された完形品がある。全長41cm、瓦当径19cmあり、竹状模骨丸瓦を接合する²⁶⁾。金堂跡からの「採集品」にはほかに、三重弧文軒平瓦3点があり、これらは飛鳥寺軒平瓦 I 型式A・B²⁷⁾である。いずれも、胎土・焼成から飛鳥寺禅院の瓦が運ばれたものと判断できる。

平城薬師寺 奈良市西の京にある薬師寺である。西回廊跡から、飛鳥寺XX型式 a（薬師寺62型式）が1点出土した²⁸⁾。本薬師寺跡からは飛鳥寺禅院同範瓦は未発見であること、平城薬師寺からは別に姫寺廃寺跡と同範の薬師寺61型式が出土している²⁹⁾ことからすれば、飛鳥寺XX型式 a 軒丸瓦は、姫寺廃寺跡を経由しての製品搬入とみるべきだろうか。³⁰⁾

ii 山背 (Fig. 271)

山崎廃寺跡 京都府乙訓郡大山崎町は、山背国の西南端、淀川右岸一帯を占める。天王山から南東に延びる丘陵と淀川との間には幅約200mほどの低地があり、その一画、JR山崎駅東側一帯に飛鳥時代中頃に始まる山崎廃寺跡がある。行基四十九院の一つである山崎院に関わる人名文字瓦でも著名である。創建時期は、創建軒丸瓦の素弁八弁蓮華文軒丸瓦YM-01・YM-02、および重弁八弁蓮華文軒丸瓦YM-11・YM-12からみて、7世紀中頃と推定される。

1999年、JR山崎駅の東方200mほどの地点（通称、御霊山南麓）で発掘調査（山城国府跡第54次調査）がおこなわれた。明確な寺院遺構は確認されなかったが、7世紀から8世紀の軒瓦や文字瓦を含む瓦類のほか、塑像片や壁画断片、埴仏など多くの遺物が出土した。³¹⁾

軒丸瓦は10型式26点が出土した。そのうち、複弁八弁蓮華文軒丸瓦YM-31はごく小破片だったが、1989年の山城国府跡第20次調査出土瓦に同範の破片2点があり、これらによって、YM-31は、やや大型の中房に蓮子を二重に巡らせた複弁八弁蓮華文軒丸瓦とわかる。照合の結果、山崎廃寺跡YM-31は、飛鳥寺軒丸瓦XIX型式の同範瓦と判明した。³²⁾山崎廃寺跡のYM-31は、その胎土・焼成からみて飛鳥寺禅院からの搬入瓦とみてよい。

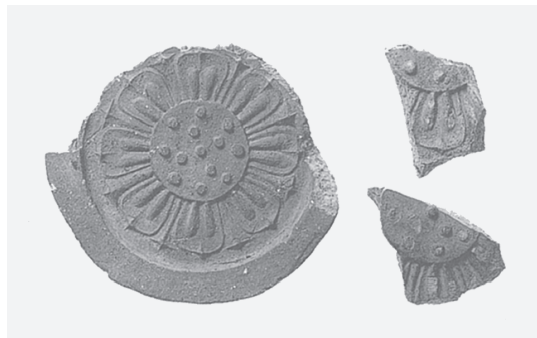


Fig. 271 山崎廃寺跡出土軒丸瓦 1:6
(左端は飛鳥寺禅院跡出土 註32文献より)

iii 摂津 (Fig. 272)

摂津では、梶原寺跡と梶原瓦窯跡に同範瓦がある。

梶原寺跡 大阪府高槻市梶原1丁目にある寺院跡で、東大寺大仏殿回廊の造営関係文書（正倉院文書）にみえる「梶原寺」の遺跡。ここで採集された瓦の一つに、飛鳥寺XVIII型式 b 同範瓦がある。³³⁾

梶原瓦窯跡 梶原寺跡の瓦を生産した遺跡である。第2名神高速道路建設にともなう調査で、³⁴⁾ 竈窯（登窯）4基（1～3・5号）と平窯1基（4号窯）が発掘された。その結果、第1期：2号窯跡 ⇒第2期：1・3号窯跡 ⇒第3期：4号窯跡、の築造順が推定された。出土した軒丸瓦のうち、梶原瓦窯跡Ⅷ型式が飛鳥寺禪院のⅧ型式bと同範である。³⁵⁾

摂津ではⅧ型式が出土

梶原瓦窯跡Ⅷ型式軒丸瓦（Fig. 272-1~4）は、第2期に編年されるⅣ～Ⅶ型式に若干遅れてこの期の中で生産されるという。梶原瓦窯跡で第2期に、これらの軒丸瓦とセットで生産されたのが、三重弧文軒平瓦の梶原瓦窯跡B～E型式（5-8）である。胎土・焼成の類似から、軒丸瓦Ⅷ型式と軒平瓦E型式（8）が組み合うだろう。瓦当面に竹管文を施文するものもある。

梶原瓦窯跡の飛鳥寺Ⅷ型式同範瓦（軒丸瓦Ⅷ型式）は、三重弧文軒平瓦と組み合う点で飛鳥寺禪院の所用瓦と深い関わりをもつように思える。だが、梶原瓦窯跡の丸瓦の製作技法は、飛鳥寺禪院に特徴的な竹状模骨丸瓦ではない。また、三重弧文軒平瓦の多くは、凸面に斜格子叩き目を残しているが、飛鳥寺禪院でも飛鳥池遺跡の瓦窯SY1200でも、叩き目はすべて縄叩きである。瓦作りの技法や道具の違いは明瞭だが、飛鳥寺軒丸瓦Ⅷ型式の瓦範が移動したことは間違いない。これは、かなり重要な事実と考える。

D 同範関係の背景についての憶測（Fig. 273）

以上に記述した飛鳥寺東南隅の禪院と同範の瓦を出土する遺跡と地域について、その背景に憶測をめぐらしてみよう。

i 奥山廃寺跡

まず飛鳥の奥山廃寺跡。この寺院跡は長く逸名寺院として扱われてきたが、近年、これを「小墾田寺」にあてる説が有力となっている。小澤毅は、「小墾田」の地名がこれまで言われてきたような飛鳥川左岸の地名でなく、飛鳥川の右岸を含めた「飛鳥」の北方地域を指すと考え、そ

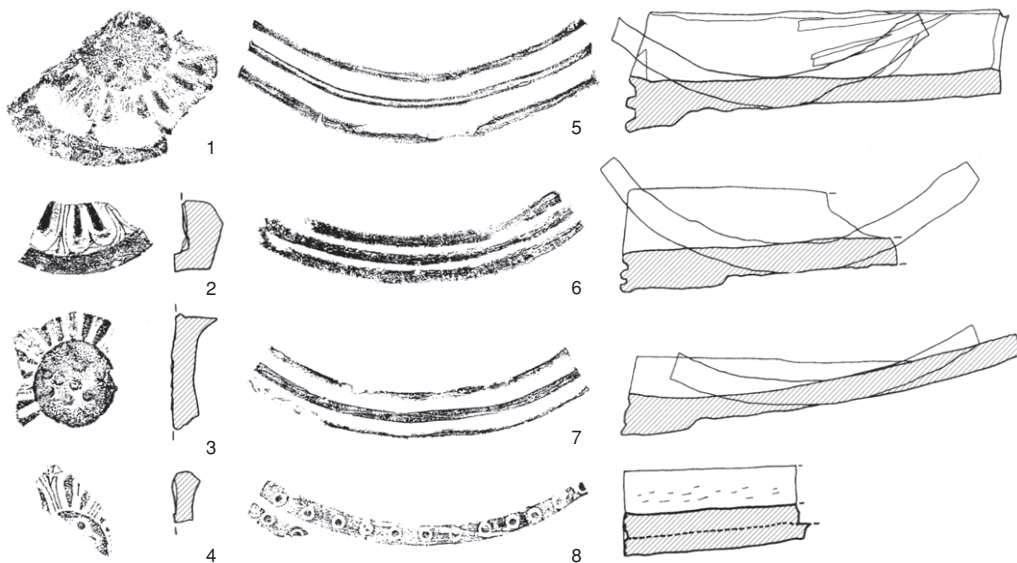


Fig. 272 梶原瓦窯跡の飛鳥寺禪院同範軒丸瓦と重弧文軒平瓦 1:6

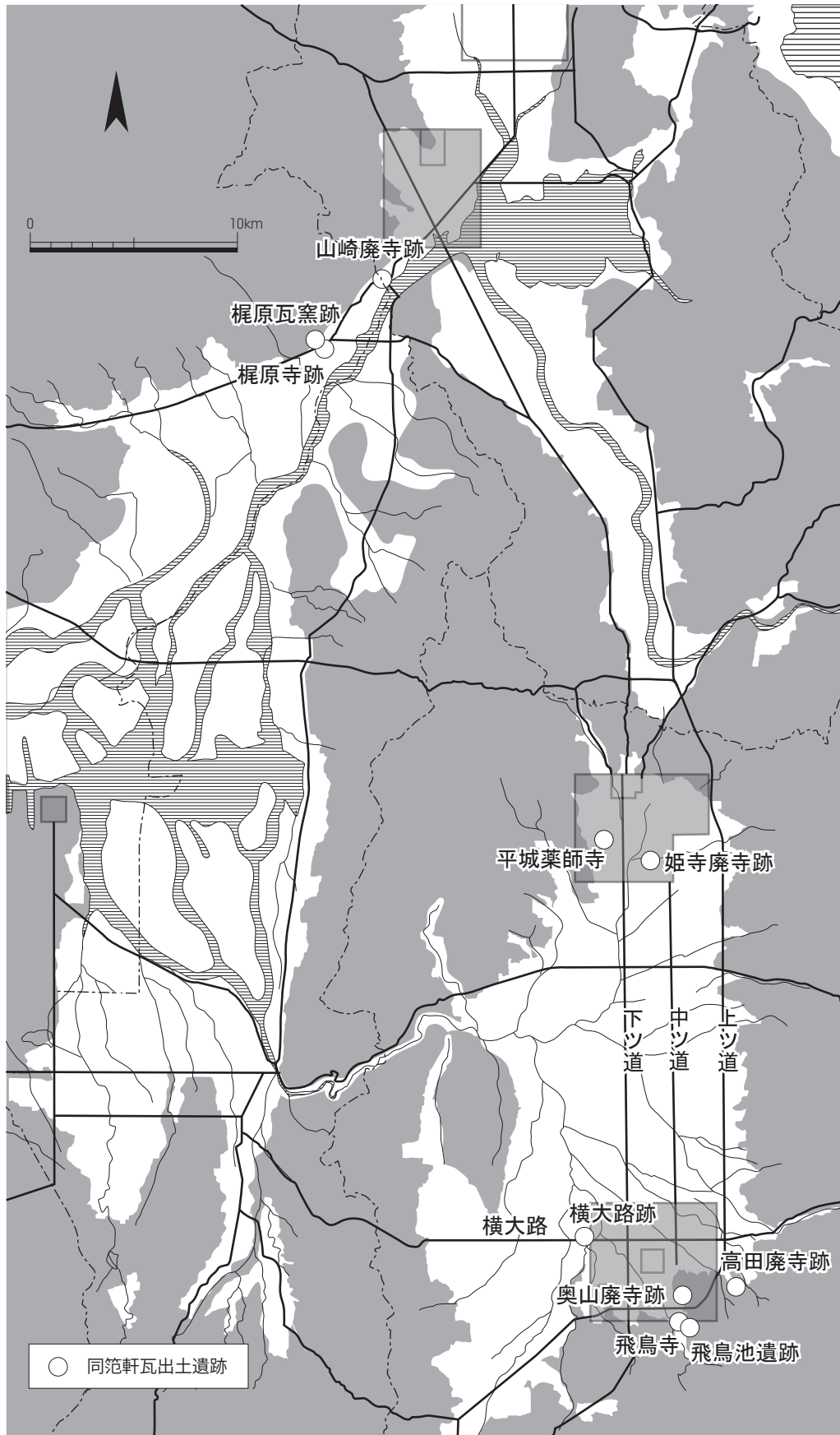


Fig. 273 飛鳥寺禅院同範瓦出土遺跡 1:300000

の範囲内にあつて直木孝次郎がその存在を推定した「小壘田寺」こそ奥山廃寺跡だとした。³⁶⁾

大脇潔もこの小澤説に賛意を示し、奥山廃寺跡の寺域東北隅の井戸から出土した平安時代の「小治田寺」墨書土器を紹介するとともに、『日本書紀』舒明13年10月条に蘇我大臣稻目が金銅釈迦像を安置した「小壘田の家」との関係³⁷⁾を考察した。奥山廃寺跡=小壘田寺を論証するには、³⁸⁾まだ若干の時間が必要だろうが、かなり魅力的な説ではある。ここで注目したいのは、小治田寺(小壘田寺)に関わる文献史料の一つ、天平勝宝2年(750)5月11日と同年12月28日の「治部省牒」に「小治田禪院」なる施設がみえることだ。これが飛鳥にあったと考えれば、飛鳥地域には飛鳥寺の禪院のほか、史料にみえる禪院はこの「小治田禪院」が唯一の存在となる。³⁹⁾「小治田禪院」が飛鳥寺禪院との関連のもとに設立された、その結果としての同範瓦、とみてはいかがだろうか。

小治田禪院

ii 高田廃寺跡と横大路跡

次に奈良盆地東南部の高田廃寺跡。ここは、その地名から「高田寺」の跡とみてよからう。高田寺は、『続日本紀』天平宝字7年(763)10月丁酉(28日)条に、記載がある。そこには、従七位上高田毗登足人の祖父が壬申の乱の戦功により封戸二十戸を賜り、これを子に伝えたが、足人が高田寺の僧を殺害したためにそれを剥奪された、との事件を伝える。祖父とは、天武元年(672)に伊勢湯沐令の一人で美濃国の主稻だった高田首新家のことである(『日本書紀』天武元年6月甲申(24日)条)。彼は、高田寺(高田廃寺跡)の創建者に擬せられる。高田首新家は、大宝3年(703)に亡くなった後に従五位上を贈られ(『続日本紀』同年7月壬子(23日)条)、その翌年には、彼の功封四十戸の四分の一が子の首名へと伝領された(『続日本紀』慶雲元年7月乙巳(22日)条)。この首名の子が足人だ。これらの記事から、高田寺が高田首氏の氏寺だったことは疑いなかろう。

高田氏の寺

壬申の乱の功臣・高田首新家が、その論功行賞をもとに建立した氏寺、それが高田寺だ。だが、高田寺は天武朝前半に多くの寺々で採用された川原寺式軒瓦を採用せず、飛鳥寺禪院の瓦を導入しているようだ。それはなぜなのか。

高田首新家は、天武14年(685)に軽部朝臣足瀬・荒尾連麻呂とともに、信濃に赴いて行宮を造ったとされ(『日本書紀』天武14年10月壬午(10日)条)、これは東間温泉(長野県松本市)に天武天皇が行幸するための準備だ、と『日本書紀』は伝える。美濃国の主稻だった高田首新家の経歴が関係するのだろうか。

高田首新家

じつは、この記事の半月ほど前には、大官大寺(高市大寺)・川原寺・飛鳥寺で誦経が催されている(9月丁卯(24日)条)から、天武天皇が信濃国の温泉に赴こうとしたのは、具合がすぐれなかったがゆえの湯治の旅ともみえる。が、それだけとは思えないふしがある。

その前年の天武13年(684)2月4日、天武天皇は三野王と采女臣筑羅らを信濃国に派遣して、その地形を見させた(『日本書紀』天武13年2月庚辰条)。『日本書紀』はそれに続けて「まさにこの地に都せんか」と記す。都城の候補地選定だったというのだ。同日、広瀬王と大伴連安麻呂らを「畿内」に派遣して、都の地にふさわしい土地を選ばせた。さらには、信濃国に赴いた三野王は、その年の閏4月11日に信濃国の図を天武天皇に提出している(閏4月壬辰条)。

これらの記事から、当時進行していた新都建設地の選定事業がうかがえる。天武5年(676)、

飛鳥の北方、大和三山に抱かれた地域で着手された新都造営は、この時期、揺らいでいたらしい。だが、天武13年3月8日には、天武天皇自ら「大和の京師」を巡歴して「宮室の地」つまり藤原宮の位置を定めた（3月辛卯条）。高田首新家が、天武天皇のめざした新しい都づくりに一定程度関わっていたことは認めてよいだろう。

持統8年（694）に飛鳥浄御原宮から遷都した藤原京は、岸俊男が想定した横大路・中ツ道・下ツ道・阿倍山田道を四辺とする規模⁴¹⁾ではなく、これらの先行道路を軸線に新たに選定された約5km四方の正方形都城と認識されるに至った。それでも、岸が提唱した藤原京条坊とそれ以前に設定された古代道路が、密接な関係をもつことは疑い得ない。

それらの古代道路の一つ、横大路の路面から飛鳥寺の禪院同範軒丸瓦が鎮祭の遺構にともなって出土した。今尾文昭が指摘するように、この遺構が横大路の設定ではなく、藤原京条坊の設定と関連するならば、そこにわざわざ飛鳥寺XVII型式を持ってきて埋めたのは、何か意味があったのものと想像される。

天武13年2月庚辰（28日）条によれば、浄広肆広瀬王と小錦中大伴連安麻呂が、都の地にかなう土地を畿内に視察した際、判官・録事・陰陽師・工匠らが随伴した。陰陽師が随行したのは「都つくるべき地を視占しめたまふ」（同条）ためだ。だが、横大路の例の場合、のちに陰陽寮に属する陰陽師が飛鳥寺禪院と関わっていたとは思えない。古代に瓦が寺を象徴していたことは、少しく時代は下るが『延喜齋宮式』五に「忌詞、内七言、（中略）寺を瓦葺と称す」とあるのをみても明らかだ。横大路の鎮祭には、陰陽僧が関わったのではないか。

横大路建設
と陰陽僧

『日本書紀』には、彼らの活躍を使える記事がある。百濟僧法蔵は、優婆塞益田直金鍾とともに薬草の白朮を煎じて献上し褒賞をもらう（天武14年10月庚辰（8日）条）。この二人は、翌11月にも白朮を煎じて献上する（11月丙寅（12日）条）。後者、11月12日の白朮献上は、この日に招魂をもおこなっているから、天武天皇の病状に関わったのことだったと思われる。天武天皇没年の前年に登場するこの法蔵こそ、『日本書紀』持統6年（692）2月丁未（11日）条に、道基とともに銀20両を下賜された「陰陽博士沙門法蔵」その人。まさに陰陽僧だった。

飛鳥寺の禪院と陰陽僧・法蔵との関係を記す史料はない。だが、禪院を創建した道昭自身、出身は土木技術に長けた船連。道昭による山背・宇治橋建設のことは、『続日本紀』編纂者の一人で同族の菅野真道の仮託⁴⁴⁾としても、道昭が長年にわたって畿内各地で鑿井や港湾整備や橋梁工事などに関与したことは、彼の薨伝記事にみえたとおりである。これらの土木工事を実現できた技術のなかに、当時としては一つの「科学」だった陰陽道があったのではないか。藤原京の条坊施工にともなった横大路の鎮祭に、わざわざ飛鳥寺禪院の軒丸瓦XVII型式を用いたのは、偶然とは思えない。

これも偶然と言えればそれまでだが、百濟僧法蔵と金鍾とが白朮を献上した記事は、高田首新家が信濃国の行宮を造ったわずか2日前の記事として記録されている。この時、法蔵と金鍾は美濃国に居た。高田首新家が行宮を造った場所が東間温泉だったとすれば、当然、美濃国を経由しただろうから、彼ら3人が同道していたか、あるいは出会っていた可能性はないだろうか。

そのような妄想に近いことを考えるのは、高田首一族には、奈良時代になってのことだが、和銅から靈龜に改元される契機となった「龜」を献上した高田首久比麻呂なる人物がいて、高田首一族と陰陽道とが無縁とは思えないからだ。

神亀改元と
高田首氏

『続日本紀』靈龜元年（715）8月丁丑（28日）条によると、その亀は「長さ七寸、闊さ六寸。左の眼白く、右の眼赤し。頸に三公を著し、背に七星を負ふ。前の脚に並に離の卦有り、後の脚に並に一爻有り。腹の下に赤・白の両点ありて、八の字を相次ぎつ。」という有難い亀だったらしい。⁴⁵⁾

iii 山背と摂津

次に、注目されるのは、飛鳥寺禪院の所用軒丸瓦の一つ、飛鳥寺XIX型式軒丸瓦を出土した山背国の山崎廢寺跡である。淀川の山崎津と山崎橋に隣接するこの地には、天平3年（732）に行基（668-749）が開いた山崎院があったが（『行基年譜』）、それに先立つ神亀2年（725）年、行基はここに山崎橋を架けていた。⁴⁶⁾

行基と道昭
山崎橋建設

行基は、飛鳥寺で出家し（『行基菩薩伝』）、道昭を師とした説もある（『行基大菩薩行上伝』『三国仏法伝通縁起』⁴⁷⁾）。教学の相伝があったかはともかく、互いの業績が関連していることは、両者の在野での行状を比較すればあきらかだ。⁴⁸⁾さらに、『行基菩薩伝』は、行基が発心した経緯について次のような説話を伝えている。

神亀2年（725）9月1日、諸々の弟子を率いて乞食行（頭陀行）をおこなっていた行基は、山崎川（淀川）にさしかかると川の中に立つ柱をみて、あれは何か、と地元の人に問うた。すると、船大徳が造った橋だ、との答えが返ってきた。「船大徳」とは、すなわち道昭。これに発心した行基は、12日から始めて山崎橋を再建した、と。

行基による山崎橋建設のことは、『行基年譜』に収める「天平13年辛巳記」にもみえる。『行基菩薩伝』は後世の文献だが、山崎橋に道昭関わったとするのと、『続日本紀』道昭薨伝記事に「路の傍に井を穿ち、諸の津濟の処に、船を儲け橋を造りぬ」とあるのは、みごとに符合する。そして、その山崎橋・山崎津に隣接する山崎廢寺跡から禪院同範瓦が出土することは、この寺の修造にも道昭が関与したことを明瞭に物語っている。

梶原廢寺跡は、その造営氏族などが明確になっていないものの、約5kmを隔てた山崎廢寺跡の創建軒丸瓦の一つ重弁八弁軒丸瓦YM-11が梶原廢寺跡の所用瓦であり、かつ梶原瓦窯跡の製品である。⁴⁹⁾国境を隔てるとはいえ、二つの寺は創建段階から強いつながりを持ち、かつともに山陽道に隣接して立地することも共通する。交通に深く関わる寺とすれば、これも道昭の事績に関係する可能性がある。⁵⁰⁾

iv 大和姫寺廢寺跡

このように、道昭の諸国周遊が禪院同範瓦の分布の基礎となっているとすると、大和北部に位置する姫寺廢寺跡の同範瓦も同様に解釈できるのではなからうか。この寺跡は出土した「土寺」⁵¹⁾墨書土器から、土師氏に関係する寺だった可能性が高い。河内国内での船連氏と土師連氏との関係や、ともに土木技術に関わる氏族という関連も想起され、それらはまさに道昭の事績に関わる。

E おわりに

飛鳥寺禅院の創建瓦は、飛鳥寺本体の同時期の瓦とはかなり違う様相をみせるとともに、中心伽藍からほとんど出土しない。これは、一つには飛鳥寺禅院の独立性を物語るものだろう。そして、その同範関係は、飛鳥寺がもっていたそれまでの、またそれ以後とも全く別個の広範囲かつ独自のものだ。それは「天下の行業の徒、和尚に従ひて禪を学びぬ」とある文武4年の道昭薨伝記事の一文を髣髴とさせる。

一般的に、瓦の同範関係は、寺院造営氏族の関係性や、寺領の分布などから説明されることが多い。だが、飛鳥寺禅院の同範瓦の分布には、道昭という特異な僧侶の活動が反映されていると推測した。古代において特定の僧侶の活動が跡付けられる例はごく限られているが、飛鳥や平城京の寺院活動や僧尼の都鄙間往来が同範関係や同文関係につながる可能性はないのか、今後、追求してみる価値は十分あると思う。

同範瓦は
道昭の足跡

道昭が創建した飛鳥寺の東南隅の禅院は飛鳥池遺跡の北に隣接して造営され、禅院の瓦が飛鳥池遺跡内に営まれた瓦窯SY1200で焼かれているなど、飛鳥寺禅院と飛鳥池遺跡とは深いつながりをもっている。最後に、それを象徴する人物を紹介しておこう。黄文連本実である。

黄文連本実の名は、天智10年(671)3月に水準器を献上する記事(『日本書紀』同年3月庚子(3日)条、このとき黄文造)が初出である。天武12年(683)9月には連に改姓される(同年9月丁未(23日)条)⁵²⁾。

黄文連本実
と道昭

黄文連本実は、改姓後3回『日本書紀』に登場し、その一つが銭に関わる。和銅元年(708)の和同開珎発行以前、『日本書紀』と『続日本紀』には鑄銭記事が3回登場するが、そのうちの持統8年(694)の記事(同年3月乙酉(2日)条)は「鑄銭司」の初見記事である。任官された一人に、黄文連本実がいる。彼がその時どのような職務を果たしたかは史料に記されない。だが、一説に明日香村高松塚古墳の壁画を描いた人物とされるから、デザイナーとして参画したのではあるまいか。入唐の経歴も一役かっていたかもしれない。

『薬師寺仏足石記』によると、薬師寺の仏足石は、唐の王玄策が鹿野園の仏足石を写したものが唐の普光寺にあり、それを黄文連本実が現地で転写して持ち帰った図によって、天平勝宝5年(753)に文室智努が制作し建てたもの、という。水準器と同じく、天智8年(669)の遣唐使に同行して将来したものらしい。薬師寺の仏足石の原図が、天平19年(747)の「写経所解」(大日本古文書2-707)にみえる禅院寺所蔵疏論等歴名に「佛跡図一卷」とあるものとすれば、それはまさに飛鳥寺の禅院にあった、ということだ。「写経所解」に示された禅院寺の經典類は、道昭将来経巻を中核として充実されたものといわれる。そこに黄文連本実将来の「佛跡図一卷」が加わることとなったのは、彼が「鑄銭司」に任ぜられたことによるのではないか、との想像を禁じえない。

以上、飛鳥寺東南隅の禅院創建軒瓦とその同範瓦出土遺跡について論じてきた。憶測を交えながらの部分も多かったが、同範瓦の分布は禅院を創建した道昭の事績と密接に関連している状況を示した。古代瓦の分析を通して、わが国の古代仏教の動態を解明することが可能だ、との一つの見通しを示すことができたのは、まさに道昭大徳の導きにほかならない。

- 1) 藤野道生にしたがい、飛鳥寺の東南隅に道昭が創建した一院を、「禅院」あるいは「東南の禅院」とよび、元興寺と分かれて平城京右京に遷ったのを「禅院寺」とよんで区別する。藤野道生「禅院寺考」『史学雑誌』第66編第9号、史学会、1957年、1-43頁。
- 2) 『藤原概報22』および、花谷 浩「丸瓦作りの一工夫—畿内における竹状模骨丸瓦の様相—」『文化財論叢Ⅱ』奈文研創立40周年記念論文集、同朋舎、1995年、225-247頁。
- 3) 『飛鳥寺発掘調査報告』奈文研学報第5冊、奈文研、1958年、第2表軒瓦分類表による。なお、三重弧文軒平瓦の瓦当部がPL. 68-30に掲出されているが、分類表に明示されていない。
- 4) それは、元興寺や法興寺という寺名にも表れている。
- 5) 上原真人『瓦を読む』歴史発掘11、講談社、1997年。
- 6) 『続日本紀』文武4年3月己未(10日)条の薨伝記事には(同書の表記は「道照」)、

「道照和尚物化りぬ。天皇甚だ悼み惜みて、使を遣して吊賻したまふ。和尚は河内国丹比郡の人なり。俗姓は船連。父恵積は少錦下なり。

和尚戒行缺けず、尤も忍行を尚べり。嘗、弟子、その性を究めむと欲ひ、窃に便器を穿つに、漏りて被褥を汚しき。和尚乃ち微笑て曰はく、「放蕩の小子、人の床を汚す」といへり。竟に復一言も無かりき。

初め孝徳天皇の白雉4年、使に随ひて唐に入る。適、玄奘三蔵に遇ひて、師として業を受く。三蔵、特に愛でて、同じ房に住ましめ、謂ひて曰はく、「吾、昔、西域に往きしとき、路に在りて飢乏うれども、村の乞ふべきところ無かりき。忽ち一の沙門有り、手に梨の子を持ちて、吾に与へて食はしめき。吾啖ひしより後、氣力日に健なりき。今汝は是れ梨を持ちたる沙門なり」といへり。また、謂ひて曰はく、「経論は深妙にして、究竟すること能はず。如かじ、禅を学びて東土に流伝せしめむには」といへり。和尚、教を奉けて、始めて禅定を習ふ。悟るところ稍く多かりき。

後に使に随ひて帰朝。訣に臨みて、三蔵、持てる舍利・経論を以て、咸く和尚に授けて曰はく、「人能く道を弘む。今斯の文を以て附属せむ」といへり。また、一の鑑子を授けて曰はく、「吾西域より自ら将ち来りしなり。物を煎て病を養はむに、神験あらずといふことなかりき」といへり。是に和尚、拝謝し、啼泣きて辞れぬ。登州に至るに及びて、使の人多く病めり。和尚鑑子を出し、水を暖め粥を煮て、遍く病める徒に与へたるに、当日に即ち差えぬ。既に纜を解きて風の順に去る。

海中に至る比、船漂蕩ひて進まぬこと七日七夜。諸人怪びて曰はく、「風の勢快く好し。日を計るに本国に到るべし。船の背て行かざらむは、計みるに必ず意有らむ」といへり。トふ人の曰はく、「竜王、鑑子を得むと欲」といふ。和上聞きて曰はく、「鑑子は此是れ三蔵の施せるものなり。竜王、何ぞ敢て索めむ」といふ。諸人、皆曰はく、「今鑑子を惜みて与へずは、恐るらくは船合りて魚の為に食はれむ」といへり。因りて鑑子を取りて、海中に抛げ入る。登時、船進みて、本朝に還りぬ。

元興寺の東南の隅に、別に禅院を建てて住めり。時に天下の行業の徒、和尚に従ひて禅を学びぬ。後に天下を周り遊びて、路の傍に井を穿ち、諸の津濟の処に、船を儲け橋を造りぬ。乃ち山背国宇治橋は、和尚の創造りしものなり。和尚、周り遊ぶこと凡そ十有餘載。

勅請有りて、還りて、禅院に還り住む。坐禅故の如し。或は三日に一たび起き、或は七日に一たび起く。儼忽にして香しき氣、房より出づ。諸弟子、驚き怪び、就きて和尚を謁ゆるに、繩床に端坐して、氣息有ること無し、時に七十有二。

弟子ら、遣せる教を奉けて、粟原に火葬せり。天下の火葬此より生まれり。世伝へて云はく、「火葬し畢りて、親族と弟子と相争ひて、和上の骨を取りて斂めむと欲るに、飄風忽ち起りて、灰骨を吹き颯げて、終にその処を知らず。時の人異ふ」といへり。

後、都を平城に遷すとき、和尚の弟と弟子らと奏聞して、禅院を新京に徙し建てつ。今の平城の右京の禅院、是なり。この院に多に経論有り。書迹楷好にして、並に錯誤あらず。皆和上の将ち来れるものなり。」

読み下しは、青木和夫ほか『続日本紀』1 新日本古典文学大系12、岩波書店、1989年、により、適宜改行した。

白雉4年は孝徳朝の西暦653年。登州は山東省牟平県、いまの山東省煙台市の一部。

- 7) 堀池春峰は、正倉院文書「優婆塞貢進解」によって船氏の本貫地を丹比郡野中郷と推定している。堀池春峰「平城京右京禅院寺と奈良時代佛教」『仏教史学』第2巻第4号、仏教史学会、1952年、40-49頁(のち『南都仏教史の研究 遺芳編』法蔵館、2004年)。

- 8) 齊明7年(661)と推定される。堀池春峰「平城京右京禅院寺と奈良時代佛教」前掲註7)。
- 9) 道昭は、『三国仏法伝通縁起』が「法相第一伝」として以来、法相宗の宗祖とされるが、撰論宗を招来したとの説もあり、歴史的には後者のほうなのだろう。田村圓澄『飛鳥白鳳仏教論』古代史選書2、雄山閣出版、1975年。田村圓澄『飛鳥・白鳳仏教史 下』吉川弘文館、1994年。
- 10) 『日本三代実録』元慶元年(877)10月16日壬午条。
- 11) 禅院の創建年次については、天智元年説が一般的であり、また、このほうが堀池春峰が推定した帰国年次と整合的であるとともに、『続日本紀』の薨伝記事の文脈ともよく合致する。
- 12) 天平勝宝5年(753)7月撰文『薬師寺仏足石記』による。
- 13) 石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』東洋文庫論叢第11、東洋文庫、1930年。
- 14) 堀池春峰「平城京右京禅院寺と奈良時代佛教」前掲註7)文献。
- 15) 『飛鳥寺発掘調査報告』前掲註3)文献。
- 16) 『藤原概報8』1978年。
- 17) 代表的な例が、『飛鳥寺』飛鳥資料館図録第15冊、飛鳥資料館、1986年。
- 18) 『飛鳥寺発掘調査報告』前掲註3)文献、PL.1に記録がある。
- 19) 上原真人『瓦を読む』前掲註5)文献。花谷浩「飛鳥寺軒瓦拾遺」『年報1996』。
- 20) 『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成6年度』奈良市教育委員会、1995年。原田憲二郎「平城京出土の飛鳥寺軒丸瓦と「竹状模骨痕」をもつ丸瓦」『奈良市埋蔵文化財センター紀要1994』奈良市埋蔵文化財センター、1995年、12-16頁。
- 21) 大脇 潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」『堅田直先生古希記念論文集』真陽社、1997年、459-477頁。
- 22) 保井芳太郎『大和上代寺院志』大和史学会、1932年、図版第22疏瓦3。
- 23) 今尾文昭「新益京横大路発掘調査報告書」『奈良県遺跡調査概報』1992年度(第2分冊)、奈良県教育委員会、1993年。今尾文昭「新益京の鎮祭と横大路の地鎮め遺構」『考古学と信仰』同志社大学考古学シリーズVI、1994年、553-566頁。
- 24) 同範軒丸瓦の存在は、大脇 潔が指摘。大脇 潔「飛鳥時代初期の同範軒丸瓦一蘇我氏の寺を中心として」『古代』第97号、早稲田大学考古学会、1994年、224-245頁。
- その後、飛鳥寺出土例を「飛鳥寺A」「飛鳥寺B」と型式分類したが、両者同範の可能性も残る。姫寺廃寺跡から飛鳥寺への製品移動の可能性が高い。花谷 浩「飛鳥寺・豊浦寺の創建瓦」『古代瓦研究I—飛鳥寺の創建から百済大寺の成立まで—』古代瓦研究会シンポジウム記録、奈文研、2000年、26-58頁。
- 25) 奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報 東市周辺東北地域の調査』奈良県、1976年。
- 26) 『飛鳥時代の埋蔵文化財に関する一考察』飛鳥資料館図録第24冊、飛鳥資料館、1991年、11頁1。花谷 浩「丸瓦作りの一工夫—畿内における竹状模骨丸瓦の様相—」前掲註2)文献、第5図。
- 27) 『飛鳥時代の埋蔵文化財に関する一考察』前掲註26)、11頁5-7。
- 28) 『薬師寺発掘調査報告』奈文研学報第45冊、奈文研、1987年、90頁Fig.36-62、PL.74-62。
- 29) 『薬師寺発掘調査報告』前掲註28)文献、90頁Fig.36-61、PL.74-61。
- 30) なお、平城薬師寺からは三重弧文軒平瓦が出土するが、これは段頸の製品だから本薬師寺跡からの持ち込みとみてよい。飛鳥寺XX型式a(薬師寺62型式)とはセットにならない。
- 31) 寺嶋千春編『山城国府跡第54次(7XYSUD-4地区)発掘調査報告』大山崎町埋蔵文化財発掘調査報告書 第25集、大山崎町教育委員会、2003年。
- 32) 花谷 浩「総括 山崎廃寺の造営と山崎院、そして堂内荘厳」『山城国府跡第54次(7XYSUD-4地区)発掘調査報告』大山崎町埋蔵文化財発掘調査報告書 第25集、大山崎町教育委員会、2003年、56-57頁。
- 33) 島谷 稔「高槻上代寺院跡の研究(一)」『大阪文化誌』第1巻第1号、(財)大阪文化財センター、1974年、11-21頁。
- 34) 鎌田博子『中央自動車道西宮線拡幅工事に伴う梶原瓦窯跡発掘調査報告書』名神高速道路内遺跡調査会調査報告 第3集、名神高速道路内遺跡調査会、1998年。
- 35) 1992年9月28日、名神高速道路内遺跡調査会(当時)にて同範を確認した。
- 36) 小澤 毅「小壘田宮・飛鳥宮・嶋宮—七世紀の飛鳥地域における宮都空間の形成—」『文化財論叢II』奈文研創立40周年記念論文集、同朋舎、1995年、131-159頁。

- 37) 大脇 潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」『堅田直先生古稀記念論文集』前掲註21) 文献。
- 38) 岩永省三「奥山廃寺の発掘調査」『佛教藝術』第235号、毎日新聞社、1997年、51-56頁。
- 39) 奈良時代には、例えば平城京大安寺に禅院がある。『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば、禅堂1棟と僧坊6棟に「廡廊」(回廊)があった。また、法起寺(岡本寺・池尻寺)を「岡本禅院」とした史料もある(造東大寺司・天平勝宝2年12月24日の注文(『大日本古文書』11-449)。福山敏男『奈良朝寺院の研究』高桐書院、1948年、41-50頁。
- 40) 大脇 潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」『堅田直先生古稀記念論文集』前掲註21) 文献。
- 41) 岸 俊男『宮都と木簡 よみがえる古代史』吉川弘文館、1977年。
- 42) 小澤 毅「古代都市「藤原京」の成立」『考古学研究』第44巻第3号、考古学研究会、1997年、52-71頁。
- 43) 横大路跡の出土地点と飛鳥寺禅院とはおよそ5kmを隔てる。
- 44) 『続日本紀』1 新日本古典文学大系12、前掲註6) 文献、25頁註11。
- 45) この年の9月2日、元明天皇から禅譲を受けた氷高内親王(元正天皇)が即位したおり、高田首久比麻呂は、大初位下から従六位上に10階級もの特進をし、繩20疋、綿40屯、布80端、稻2000束を賜った(『続日本紀』靈龜元年9月庚辰条)。
- 46) 『行基年譜』の中の「天平十三年記」。井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、1969年。(のち、平岡定海・中井真孝編『行基鑑真』日本名僧論集第1巻、吉川弘文館、1983年所収。)
- 47) 吉田靖雄のように、2人の師弟関係を否定する説もある。吉田靖雄『行基と律令国家』吉川弘文館、1987年。
- 48) 中井真孝は、行基が率いた知識集団に先行して、道昭が諸国周遊のあいだに種々の土木工事をおこなうため、知識を組織したのではないかと推定する。道昭と行基のこのような活動の思想的背景として中井は大乗の福田思想をあげている。中井真孝「道昭・行基とその集団」『図説 日本仏教の世界2 鎮護国家と呪術』集英社、1989年、21-41頁。中井真孝「アジアの仏教と行基の位置—特に布施屋をめぐる—」『読史余語』同朋舎、2003年、155-162頁。
- 49) 寺嶋千春編『山城国府跡第54次(7XYS'UD-4地区)発掘調査報告』前掲註31) 文献。
- 50) 梶原寺跡は、藤原鎌足が飛鳥を退去して留まった「三嶋の別業」にも近く、中臣氏との関係もうかがえそうだ。道昭と鎌足の長子・定恵は、白雉4年(653)ともに入唐していることも(『日本書紀』白雉4年5月壬戌(12日)条)、なんらかの契機となったのかもしれない。飛鳥寺の禅院も、鎌足や不比等が住まった「小原の第」に近接する。
- 51) 八条条間北小路南側溝SD1155から出土した。奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報』前掲註25) 文献、35頁。
- 52) 黄文氏は、高句麗の久斯祁王の後裔とされる渡来系氏族。『新撰姓氏録』には山城国諸蕃に記載があり、久世郡を本拠としたらしい。もともと画業あるいは経巻制作を生業とした伴造氏。推古12年(604)に山背画師とともに定められた黄文画師(『日本書紀』推古12年9月是月条)を率いたと推定される。『聖徳太子伝暦』には、推古12年10月条に「太子、諸寺の仏像をえがき莊嚴するために、黄文画師・山背画師・箕秦画師・河内画師・檜画師等を定めたまふ」とあり、記載された5つの画師の筆頭にある。坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館、1990年。
- 53) 井上 薫「白鳳・奈良朝の黄文画師」『壁画古墳 高松塚』奈良県教育委員会・明日香村、1972年、183-185頁。

3 鉄滓・羽口・炉からみた鉄鍛冶工房の性格

i 飛鳥池遺跡出土鉄滓・羽口の特質

飛鳥池遺跡から出土した鉄鍛冶滓の出土量は、総重量2,185kg以上あり、その出土量の龐大さが飛鳥池工房の第一の特徴にあげられる。工房区域における発掘調査面積から、単純に単位面積あたりの鉄滓量を求めると307g/m²となる。鉄滓のほとんどが椀形滓で、鉄鍛冶工房から排出されたと考えられるものである。そのうち、平面が円形ないし楕円形のⅠ類の鉄滓のなかには、長径が20cm前後で、重量1kgを超える特に大型のものが少数ながら含まれる。また、小礫が上面に熔融着するⅡ類の鉄滓は、かなりの出土量が認められ、飛鳥池遺跡出土鉄滓の特徴の一つになっている。これには融着した礫の上にさらに羽口先端が剥離融着したものがある。また、厚さが5cm以下の鉄滓が多いなかで、厚さ6～7cmのものや、2個が上下に重なって融着したものが存在する。これらのほかに、木葉や木葉痕を止める焼土が付着するⅣ類とした鉄滓があり、本遺跡の特徴的な鉄滓の一つにあげられる。

龐大な鉄滓量

鉄滓の特徴

一方、鉄鍛冶関連の羽口についても、出土量が非常に多いことが飛鳥池遺跡の特徴である。出土羽口の総重量は1,558kg以上に及ぶ。鉄と非鉄関連の羽口を完全には区別できないため、鉄鍛冶関連羽口の正確な出土量は不明である。しかし、判別可能な803点中、鉄関連羽口が83.1%を占めることから推定すると、鉄鍛冶関連羽口の出土量は少なくとも1,000kg以上に及ぶと考えられる。また、羽口のなかには、確認できた点数は14点と少ないながらも大型の羽口がある。外径が9～11cm前後、先端部の孔径は2cm以上で、径2.5cm前後のものが多く、4cmを超えるものも認められる。羽口の形態では、外形が多角錐台形や円錐台形をしたものが多いが、円柱形を呈しやや重量感のある羽口も認められる。中型の羽口では、先端部に小礫が熔融着したものが、Ⅱ類の鉄滓との関連が認められる。

多量の羽口

大型の羽口

ii 鉄滓・羽口からみた飛鳥池遺跡の鉄鍛冶技術

飛鳥池遺跡に認められるⅠ類の大型鉄滓や超大型鉄滓は、古瀬清秀の分類による第3グループの「超大型滓」に対応すると考えられる。これは精錬工程で生成される精錬鍛冶滓もしくは鉄素材や大型鉄器生産時の鍛錬鍛冶滓とされるもので、この種の鉄滓の存在からみて、飛鳥池遺跡において精錬鍛冶操業があったと考えられる。

精錬鍛冶操業

Ⅰ類の大型鉄滓以外では、Ⅰ類の小型と中型鉄滓、Ⅱ類の小型と中～大型鉄滓、Ⅲ類の小型と中型鉄滓、Ⅳ類の小型と中型鉄滓は、古瀬の分類によれば第2グループに対応すると考えられ、沸し鍛錬鍛冶で生成した鍛錬鍛冶滓に相当すると考えられる。

飛鳥池遺跡の羽口は、外形が多角錐台形・円錐台形を呈するものが主体で、円柱形のものも認められる。先端孔径2.5cm以上の大型羽口は、大泉遺跡を調査した真鍋成史によれば、大型鉄滓に対応するものとされる。従って、この大型羽口は、飛鳥池遺跡においても大型鉄滓を生成した精錬鍛冶に関わる可能性が高いと考えられる。また、先端部に小礫の融着した中型羽口は、Ⅱ類の鉄滓に関連するとみられることから、沸し鍛錬鍛冶に関わるものと考えられる。そのほ

沸し鍛錬鍛冶で生じた鍛錬鍛冶滓

かの羽口に関しては、確たる根拠はないが、今のところ沸し鍛錬鍛冶に関わるものとみておきたい。

iii 飛鳥池遺跡の鉄鍛冶炉

鉄鍛冶炉は
5種に分類

飛鳥池遺跡からは多数の炉跡が出土したが、西の谷の工房と、東の谷の東岸工房1・2における、炉形の判明した鉄鍛冶炉あるいは炉形を推定できる鉄鍛冶炉をみると、規模と平面形によって大きく5種に分類できる。径30cmないし40cm程度、深さ10cm程度の大きさで、円形、楕円形、方形、十字形を呈するものと、長辺が75cm程度、短辺が50cm程度の規模で、隅丸長方形を呈するものである。前4者は東の谷の東岸工房1・2に認められ、うち円形と楕円形のものが西の谷の工房SB785にも認められる。一方、後者は西の谷の工房SB785に認められる。

十字形と円形を呈する鉄鍛冶炉は、楕円形や方形のものよりも多く、特に東岸工房1のSX1400(中層)に多い。ただし、十字形と円形の炉は同工房のSX1500(下層)にも認められ、下層で検出したものの中には鋳銅に関わる炉と鉄鍛冶に関わる炉とが混在する可能性がある。東岸工房1では鉄砧石を伴っていることが特徴の一つとして注意される。

下層の炉跡が
防湿の機能

工房SB785の隅丸長方形炉は、東岸工房1・2の炉と比較するとかなり大型で、しかも炉SX788の場合は6基の炉が重複しており、1ヵ所における特定の炉による操業が長期に亘ったことが窺える。そうした長期操業の結果として、下層の炉跡が防湿の機能を果たす地下施設となっている。ただし、遺構の残存状態が悪く、炉壁の立ち上がりは7cm程度までしか確認できない。

iv 鉄滓・羽口から見た飛鳥池遺跡と他遺跡との比較

畿内の鉄鍛
冶工房遺跡
との比較

6世紀から7世紀にかけての畿内の主要な鉄鍛冶工房遺跡を概観すると、大和平野では布留遺跡、脇田遺跡などがあり、河内地域では大県遺跡、大県南遺跡、田辺遺跡などがある。

これらのうちで、いまのところ鉄滓出土量で飛鳥池遺跡に匹敵するのは、大県遺跡と田辺遺跡である。大県遺跡と田辺遺跡は、まとまった面積を調査した事例がなく、全体像を把握しづらいが、小規模な調査区内から多量の鉄滓が出土したことがあり、小規模な鉄鍛冶工房をもつ他の集落とは異なり、特異な鉄鍛冶工房集落としての位置を占めていると考えられる。

大県遺跡では、鉄滓を出土した主な調査の調査面積の総計は1,372.5㎡であり、その出土鉄滓量は計386.73kgで、単純な単位面積あたりの鉄滓出土量は281.8g/㎡となる。田辺遺跡でも、これまでのところ広範囲に点在する小規模な発掘調査に止まっているが、鉄滓が出土した主要な発掘調査の面積は計1,263.7㎡で、出土鉄滓量が計896.063kgあり、単純な単位面積あたりの鉄滓量は709g/㎡である。単純に比較はできないが、大県遺跡では飛鳥池遺跡の307g/㎡に迫り、田辺遺跡では飛鳥池遺跡を大きく上回っている。大県遺跡の鉄鍛冶工房は5世紀から7世紀代まで継続するようであるが、最盛期は6世紀代とみられる。田辺遺跡は8世紀代まで鉄鍛冶工房が継続するようであるが、主たる時期は6世紀後半から7世紀前半とみられる。

大県遺跡では82-9次調査において、飛鳥池遺跡出土品に類似する大型の楕円形鉄滓が出土している。真鍋成史の報告によれば、長径19cm、短径12cm、厚さ4cm、重量1,050gの楕円形碗形鍛冶滓は粗質で滓中に細かな木炭を噛み込み、長径17cm、短径10.5cm、厚さ6cm、重量1,305g

の楕円形椀形鍛冶滓は茶褐色の錆が浮き、粗質、木炭の付着が認められるという。これらは大きさや形態、質などの点で、飛鳥池遺跡Ⅰ類の大型鉄滓に共通する点が認められる。田辺遺跡の鉄滓は、比較的大きなものでも長径15cm、短径9cm、厚さ6cm、重量910gで、大泉遺跡の大型鉄滓よりも一回り小さいことが指摘されている。ただし長径が13cm程度ながら、厚みが9cm、重量1,500g前後に達するものがあり、大泉遺跡の鉄滓とは明らかに異質な田辺遺跡に特徴的な鉄滓とされる。この厚手の鉄滓は、飛鳥池遺跡にも見られないものである。

飛鳥池遺跡と大泉遺跡に認められる大型鉄滓は、それと関連すると考えられる先端孔径2.5cm以上の大型羽口とともに、両遺跡に共通する大きな特色となっている。大泉遺跡の大型鉄滓については、古瀬清秀によれば第3グループに分類され、精錬工程で生成される精錬鍛冶滓もしくは鉄素材や大型鉄器生産時の鍛錬鍛冶滓とされ、大泉遺跡では精錬鍛冶が操業されたと考えられている。このような大型鉄滓は今のところ、6世紀から7世紀段階では大泉遺跡と飛鳥池遺跡の2遺跡でのみ認められる。

大泉遺跡
との共通点

大泉遺跡、田辺遺跡の羽口については真鍋成史の報告がある。それによれば大泉遺跡では、82-9次・84-1次調査出土のものには「円筒形」「八の字形」など多様な形態の羽口が認められ、時期差を示すと考えられている。そのなかには先端の孔径が2.5cmを超えるものも多く見られ、既に述べたように大型の鉄滓に対応するものと指摘されている。北野重によれば、大泉遺跡群（大泉遺跡、大泉南遺跡、太平寺・安堂遺跡）の羽口は、7世紀前後には「円筒形」の羽口から「多角形」または「簀の子で捲いたような小さな溝」を外面にもつものへと変遷するとされる。真鍋によれば、飛鳥時代以降は太平寺・安堂遺跡などで鉄鍛冶関連遺物が認められ、体部外面に長軸方向の面取り痕を有する羽口や多角形状の羽口があると指摘されている。一方、田辺遺跡の羽口は「円筒形」で器壁の厚い重量感のあるものに特徴があり、これらには形態に統一性が認められ、大泉遺跡のものとは異質な外観・質感を有しているという。田辺遺跡ではこの「円筒形」の羽口を主体として多角形状の羽口も認められる。

飛鳥池遺跡では、外形が多角錐台形の羽口が最も多く、次いで円錐台形（「八の字形」）のものがあり、外形が円柱形（「円筒形」）や多角柱形のものも少ないながら認められる。多角錐台形のものや多角柱形のは、大泉遺跡群で7世紀前後に現れるとされるものに対比されよう。また、先端孔径2.5cmを超えるものは、飛鳥池遺跡においても認められるところである。

v 飛鳥池遺跡の鉄鍛冶技術の系譜

a 大泉遺跡と飛鳥池遺跡の鉄鍛冶炉

大泉遺跡では、82-9次調査、84-1次調査、85-2次調査などで鉄鍛冶炉が出土した。82-9次調査では、規模が70cmないし100cm程度の隅丸方形の炉が5基出土している。これらには礫が伴っており、また、石敷の土坑が炉の下部の地下施設であるとされる。時期は6世紀後半である。84-1次調査では一辺85cm程度の隅丸方形の鉄鍛冶炉が出土し、炉の付近から「八字形」の羽口が出土したという。時期は6世紀前半。これらは、規模と形態の点で飛鳥池遺跡の隅丸長方形の炉によく類似している。ただし、大泉遺跡の6世紀後半例では、礫を炉の施設の一部としており、これは飛鳥池遺跡にはみられない特徴である。大泉遺跡の6世紀前半例にもこの礫は認められない。

85-2次調査では、40cm×50cmの規模の方形炉と、32cm×44cmの規模の不整な楕円形の炉が出土している。いずれも金床石を伴っており、時期は6世紀後半である。これらは、規模や形態、ならびに金床石を伴う点で飛鳥池遺跡の東岸工房1の上層工房SX1300や、中層工房SX1400の方形炉や楕円形炉に類似している。飛鳥池遺跡にみられる平面十字形を呈する比較的小型の鉄鍛冶炉は、今のところ大県遺跡では出土しておらず、飛鳥池遺跡の特質の一つに数えられる。

大県遺跡では、82-9次・84-1次調査において大型鉄滓が出土しているが、85-2次調査では大型鉄滓がみられないという。このことから考えると、大型の鉄滓は大型の隅丸方形炉に関わる可能性が高いといえる。すなわち、大県遺跡の大型隅丸方形炉は、精錬鍛冶操業に関わるものであったのではないかとみられる。飛鳥池遺跡の西の谷の工房SB785の隅丸長方形の大型炉では、大型鉄滓との関連を示唆する出土状況などは検出されていないが、大県遺跡の隅丸方形大型炉との類似性からみて、隅丸長方形大型炉が精錬鍛冶操業に関連する可能性が高いと考えられる。

一方、大県遺跡85-2次調査出土鉄滓は古瀬分類の第2グループに属するものとみられ、その鉄滓と比較的小型の方形ないし楕円形炉とが関連すると考えられる。もしそうであるとすれば、鉄砧石を伴う比較的小型の方形ないし楕円形炉は沸かし鍛錬鍛冶操業に関わるのではないかと考えられる。飛鳥池遺跡では、東の谷の東岸工房1 SX1400（中層）の炉SX1390の炉底からI類の中型鉄滓が出土した。この鉄滓は古瀬分類の第2グループに対応するとみられる。炉SX1390は径30cm程度の焼土面を残す楕円形炉であり、この型式の炉は沸し鍛錬鍛冶工程に関わったものと考えられる。この1例から結論を導くのは早計に過ぎるかもしれないが、東岸工房1にみられる比較的小型の十字形・円形・楕円形・方形の鉄鍛冶炉は、大県遺跡85-2次調査出土炉と同様に、沸かし鍛錬鍛冶に関わった可能性が高いと考える。

このように考えることができるならば、飛鳥池遺跡では西の谷の工房SB785と東の谷の東岸工房1 SX1300（上層）ないしSX1400（中層）との間で、精錬鍛冶工房と沸し鍛錬鍛冶工房とが分化していた可能性が考えられることとなる。

b 飛鳥池遺跡と大県遺跡の鍛冶工人集団

飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房では、精錬鍛冶と沸し鍛錬鍛冶とが大きく二つの工房に分化しており、原料となる固体還元鉄塊を取り扱う工程と、そこから得られた鉄を鉄素材へ仕上げたり鉄素材を鉄製品へ加工するなどといった工程の、少なくとも2大工程の分業体制にあった可能性が高いと言えよう。これまでみてきたように、飛鳥池遺跡と大県遺跡（群）では、鉄鍛冶技術の上で共通する点の多いことが分かった。大型の椀形鍛冶滓、大型の羽口、外形が円錐台形（「八の字形」）や多角錐台形・多角柱台形の羽口、大型の隅丸（長）方形鉄鍛冶炉などの存在である。こうした共通点のなかでも、大型鉄滓については、今のところ飛鳥池遺跡と大県遺跡にだけみられる最も重要な共通点である。少なくとも精錬鍛冶工程技術に関して両者は濃密な関連を有していると言えそうである。すなわち精錬鍛冶工房が飛鳥池遺跡に成立した経緯を考えると、大県遺跡との関わりを抜きにして考えることは今のところ困難と言わなければならない。

ここで注意されるのが、大県遺跡（群）鉄鍛冶工房と飛鳥池遺跡工房の変遷過程である。大県遺跡では6世紀代を中心として盛んに鉄鍛冶の操業が行われ、7世紀以後は太平寺・安堂遺跡などで鉄鍛冶操業が認められる。その羽口は7世紀前後に「円筒形」から「多角形」状のもの

隅丸長方形の大型炉は精錬鍛冶操業に関連か

精錬鍛冶工房と沸し鍛錬鍛冶工房の分化

大県遺跡との関わり

のに変遷するとされる。飛鳥池遺跡では鉄鍛冶の操業は7世紀後半～末に操業の中心があり、羽口は多角錐台形（「多角形」状）のものが主体を占めている。このように、両者があたかも連動するかのような変遷過程を辿っていると言えるのではないか。つまり、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房における精錬鍛冶の導入と分業体制の成立には、大泉遺跡の精錬鍛冶技術が深く関わっていたと考えられるのである。

飛鳥池遺跡の2,000kgを超える鉄滓出土量は、8世紀後葉から9世紀前半に操業された国衙工房である鹿の子C遺跡の2,800kgに迫るものであり、飛鳥池遺跡の生産が膨大な国家的需要に応ずるものであったことを端的に物語っている。これだけの生産量を支えるためには、単に技術を導入し工房を分化させるだけでは不十分であり、多数の鉄鍛冶工人を導入、編成して分業体制を整える必要がある。大泉遺跡は鉄鍛冶操業の規模が当時としては極めて大きく、そこには多数の工人の存在が想定される。

大泉遺跡の鉄鍛冶操業の最盛期は6世紀代にあり、最盛期を過ぎる頃に羽口に変化がみられた。それと連動するかのように、やや遅れて飛鳥池遺跡の鉄鍛冶操業が開始され、大泉遺跡の変化後の多角錐台形（「多角形」状）の羽口が飛鳥池遺跡の羽口の主体となっている。これらのことは、大泉遺跡の鉄鍛冶工人集団（の一部）が飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房の成立と操業に直接関与していたことの傍証になると考えられる。つまり多角錐台形羽口と精錬鍛冶技術を携えた大泉遺跡の工人集団が動員され、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房の成立と操業に関与したと想定されるのである。また、田辺遺跡にも「多角形」状の羽口が認められることなどからすると、田辺遺跡と飛鳥池遺跡とが関連する可能性も考慮する必要があるのではないかと考える。

一方で、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶には、大泉遺跡にはみられない特徴もいくつか認められる。例えば、上面に小礫が融着したⅡ類の鉄滓、木葉や木葉痕を止める焼土が付着するⅣ類の鉄滓、比較的小型で平面形が十字形を呈する鉄鍛冶炉などである。これらの沸かし鍛錬鍛冶技術が他のどの鉄鍛冶工房遺跡の技術と関連があるのかは今のところ明らかでなく、今後に残された課題と言える。ただし、大泉遺跡はこれまで限定的な発掘調査に止まっているため断言はできないが、こうした沸し鍛錬鍛冶技術は今のところ大泉遺跡との関連性を窺うことはできない。飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房の成立については、大泉遺跡の技術とは異なる技術を有する工人の関与も想定する必要がある。

このように、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房は様々な工人集団が直接関与して、国家的需要に応じていたと思われる。花田勝広は大泉遺跡群や田辺遺跡の鉄鍛冶工人を「河内手人」に比定している。そして物部氏傘下に西漢氏－各種工人（手人）が東漢氏に対峙して設置されたとする加藤謙吉の見解を踏まえて、5～6世紀にこの地域に勢力を有した物部氏が集中的な鉄器生産に関わっていたとする。さらに、集中的な鉄器生産の背後氏族であった物部氏の没落により、天皇家あるいは蘇我氏主導の初期律令体制のなかで、かつての物部氏勢力下の手工業部門工人が直接的に掌握されるようになったと考えている。また、新田太加茂は田辺遺跡の工人集団について、河内首氏－河内手人氏集団こそがその鉄鍛冶工房に従事した技術者集団であるとし、河内手人氏の本拠が河内国安宿郡資母郷であったため、後に「下氏」に改姓したと推測している。これらの見解を踏まえると、蘇我氏主導の体制の元で直接掌握された河内手人集団を始めとする様々な工人集団が、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房成立と操業に関与していたことが想定される。

膨大な国家的需要に応える生産

大泉遺跡の鉄鍛冶工人集団が飛鳥池工房の成立と操業に直接関与

大泉遺跡と異なる技術の工人の関与も想定

河内手人を始めとする様々な工人集団の関与

大和国内の
鉄鍛冶工人

一方で、飛鳥池遺跡の鉄鍛冶には、大県遺跡にはみられない特徴もいくつか認められる。例えば、上面に小礫が融着したⅡ類の鉄滓、木葉や木葉痕を止める焼土が付着するⅣ類の鉄滓、比較的小型で平面形が十字形を呈する鉄鍛冶炉などである。これらの沸かし鍛錬鍛冶技術が他のどの鉄鍛冶工房遺跡の技術と関連があるのかは今のところ明らかでないが、当然、大和国内の鉄鍛冶工人との関連を視野に入れておく必要がある。

木簡の考察でも触れているように、「依羅」といった河内系の工人名もあり、前代の飛鳥寺に属した東漢氏配下の工人集団を母胎としつつも、西漢氏の河内手人集団が飛鳥池工房に組織された可能性を示している。木簡から知られる工人名のなかには、「阿佐ツ麻人」「佐備」などの葛城系の工人名があるが、まずは、これらに所属する鉄鍛冶工人とともに、大和平野に所在する他の鉄鍛冶工人らが保有する鍛錬鍛冶技術の具体的内容や技術体系・系譜を明らかにする必要がある。その上で、飛鳥池遺跡出土鉄滓や鉄鍛冶炉との比較検討を進め、どの系譜に属する工人が飛鳥池遺跡の鉄鍛冶工房成立と操業に関与していたのかを解明しなければならない。

平吉遺跡の
工房が原型
となるか

乙巳の変で蘇我本宗家が滅亡すると、蘇我氏の氏寺である飛鳥寺は国家に接収され、飛鳥寺や蘇我氏に仕えていた工人集団は、天皇の保護、統制下に入ったと考えられる。ここで注目されるのは、飛鳥池遺跡と共通する立地条件を備え、排水浄化施設を有する工房遺跡－平吉遺跡である。平吉遺跡の工房（以下、平吉工房）は7世紀後半代と考えられ、甘樫丘の北麓谷間を造成して形成した段状平坦面に工房などを、そして谷部に排水浄化施設を設置し、少なくとも鉄・銅に関わる業種を操業していた。ただし、その遺物量は極めて少量で、ごく短期間しか操業していなかったと考えられる。他でもなく甘樫丘に所在することからすると、蘇我氏配下の工人集団により営まれた複合工房ではなかったかと想像される。こうした立地も含めた操業形態からは、平吉工房は飛鳥池工房の原型（プロトタイプ）とも言えよう。想像を逞しくすれば、蘇我本宗家滅亡により短期間しか操業できなかった平吉工房の工人集団が国家の統制下に入るとともに、類似する操業形態を有する飛鳥池工房の成立に重要な役割を果たしたのではなかろうか。いずれにしてもそうした政治的背景のもとで、少なくとも河内国を含めた複数の鉄鍛冶工人集団の大規模な再編が行われたことは想像に難くない。飛鳥池工房の工人の出自や技術的系譜については、少なくとも畿内について、さらなる出土遺物や遺構の詳細な分析作業を通して解明していく必要がある。

鉄鍛冶工人
集団の大規
模な再編

参考文献

【発掘調査報告】

—大県遺跡（群）—

柏原市教育委員会「大県南遺跡」（大県南遺跡83-1次）、「大県遺跡」（大県遺跡82-9次調査）『大県・大県南遺跡』1984年。

柏原市教育委員会「大県南遺跡」（大県南遺跡83-4次・83-5次）、「大県遺跡」（大県遺跡83-5次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1983年度』1984年。

柏原市教育委員会「83-2次調査区」（大県遺跡83-2次調査）『大県・大県南遺跡—下水道管渠埋設工事に伴う—』1984年。

柏原市教育委員会「Ⅱ大県遺跡84-1次調査区」（大県遺跡84-1次調査）『大県・大県南遺跡—下水道管渠埋設工事に伴う—』1985年。

柏原市教育委員会「Ⅲ大県南遺跡」（大県南遺跡83-6次）『大県・大県南遺跡』1985年。

柏原市教育委員会（大県遺跡85-2次調査）『大県遺跡—堅下小学校屋内運動場に伴う—1985年度』1988年。

- 柏原市教育委員会「大県南92-3次調査」（大県南遺跡92-3次）『大県南遺跡』1993年。
- 柏原市教育委員会『大県の鉄—発掘調査15年—』1996年。
- 柏原市教育委員会「大県の鉄の概要」『大県の鉄』1997年。
- 田辺遺跡—
- 柏原市教育委員会「田辺遺跡」（田辺遺跡84-2・3次調査）『柏原市所在遺跡発掘調査概報1984年度』1985年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡87-5次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査1987年度』1988年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡89-2次調査）『田辺遺跡—国分中学校屋内運動場に伴う—』1990年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡89-3次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1989年度』1990年。
- 柏原市教育委員会「90-7次調査（一覧表）」（一覧表 田辺遺跡81-5次・82-1次・82-5次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1990年度』1991年。
- 柏原市教育委員会「田辺遺跡」（田辺遺跡90-7次・90-10次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1990年度』1991年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡98-3・8次）『北峯古墳群・田辺遺跡』1999年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡96-2次）『田辺遺跡—国分中学校プール建設に伴う遺構編—』1999年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡98-6次）『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報1998年度』1999年。
- 柏原市教育委員会（田辺遺跡96-2次）『田辺遺跡—国分中学校プール建設に伴う遺物編—』2002年。
- 平吉遺跡—
- 「平吉遺跡の調査」『藤原概報8』1978年。
- 鹿の子C遺跡—
- （財）茨城県教育財団『鹿の子C遺跡』茨城県教育財団文化財調査報告第20集、常磐自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告書5、1983年。
- 石岡市教育委員会『鹿の子遺跡発掘調査報告書（第1次～第3次）』1985年～1987年。
- 【個別論考】**
- 大澤正己「第3章 大県遺跡出土鍛冶関連遺物の金属学的調査」『大県遺跡群分析調査報告書』柏原市文化財概報2002-Ⅲ、2003年。
- 北野 重「第2章 畿内の鉄器生産」『大県遺跡群分析調査報告書』柏原市文化財概報2002-Ⅲ、柏原市教育委員会、2003年。
- 小池伸彦「飛鳥の工房二態」『文化財論叢Ⅲ』奈文研創立50周年記念論文集、奈文研学報第65冊、2002年。
- 小池伸彦「飛鳥の総合工房—飛鳥池工房—」『考古学ジャーナル』494号、ニューサイエンス社、2002年。
- 津野 仁「挂甲小札と国衙工房—茨城県石岡市鹿の子C遺跡をめぐる—」『太平臺史窓』第13号、1995年。
- 新田太加茂「付章4 田辺遺跡の鍛冶工房」『田辺遺跡—国分中学校プール建設に伴う遺物編—』柏原市教育委員会、2002年。
- 花田勝広『古代の鉄生産と渡来人—倭政権の形成と生産組織—』雄山閣、2002年。
- 古瀬清秀「鉄滓から見た鉄鍛冶技術」『考古論集—河瀬正利先生退官記念論文集—』河瀬正利先生退官記念事業会、2004年。
- 真鍋成史「付章4 柏原市域出土の鍛冶関連遺物の考古学的調査結果について—大県遺跡周辺及び田辺遺跡を中心に—」『田辺遺跡—国分中学校プール建設に伴う遺物編—』柏原市教育委員会、2002年。

4 木簡と遺跡

飛鳥池遺跡からは、南地区で327点、北地区で7,784点という大量の木簡が出土している。本節では、木簡の総合的な検討を通じて、飛鳥池遺跡の性格に迫ることを目的とする。以下の考察でも明らかにするように、南地区と北地区とでは遺跡の性格が大きく異なるので、それぞれ分けて検討していきたい。なお、木簡を特定する際には、出土木簡積文の木簡番号によった。これら個別木簡については、第Ⅳ章第4節で詳細に検討しているので、適宜参照されたい。また木簡を引用する際、「○カ」も読み切って示した場合がある旨、断っておく。

A 木簡からみた飛鳥池工房

工房の定義

Aでは工房の展開した南地区を対象とする。考察に先立って、用語を規定しておきたい。

- ①飛鳥池工房：飛鳥池遺跡に展開した工房全体を包括する概念として用いる。検出した遺構はもちろんのことであるが、未検出の遺構であっても、その存在が予測されるものは含めて理解する。次の②全体管理施設、③各種工房によって構成されている。
- ②全体管理施設：飛鳥池工房全体を統括する管理施設。南地区の東西2つの谷の合流部南側には、倉庫と考えられる2棟の掘立柱建物SB1603・1604が存在していることから、この付近に管理施設が置かれた可能性がある。これとは別に、北地区に全体管理施設を求める見解もある。遺構や出土遺物の状況などから、現状では場所を特定できておらず、未発掘区にあった可能性も考慮する必要がある。
- ③各種工房：金・銀・銅・鉄・ガラス・瓦などの各種製品を生産する施設。遺構（炉跡や建物など）や出土遺物の分布状況などの検討を通じて、飛鳥池工房では一定のブロックごとに各種の生産をしていたことが判明しており、それらを指す。具体的には「鉄工房」「銅工房」などの名称をもって呼ぶ。基本的に現業部門によって構成されているが、後述のごとく小規模な管理部門も付属していた¹⁾と考える。

さて、木簡の分析を通じて飛鳥池工房の性格を論じたものとしては、橋本義則・寺崎保広・吉川真司の報文ないし論考が代表的である。1992年に執筆された橋本報文は、1991-1次調査出土木簡のみを題材とせざるを得なかったが、寺崎・吉川論考はその後の調査で出土した木簡も広く見渡した上での立論となっている。なかでも、2001年12月に発表された吉川論考は、橋本・寺崎両説を吟味しながら本格的な検討を加えたもので、示唆に富む多くの重要な指摘がなされている。以下、これらの研究に学びながら、飛鳥池工房の性格に迫ってみたい。

i 操業年代

a 飛鳥池工房に関する木簡群

南地区の木簡 最初に工房に関わる木簡の出土した遺構を確認しておこう。

まず南地区では、東谷筋の底に棚田状に築かれた水溜を中心に木簡が出土している。水溜の両岸には各種工房が展開しており、木簡はその活動に関わるものが大部分を占めていると推定

される。南地区で完全に飛鳥池工房と無関係といえる木簡は、東の谷の平安期堆積層にあたる腐植土層から出土した習書1点 (No.119) だけである。水溜SX1220炭層1の木簡も、平安時代の遺物を含んだ層からの出土であったが、第IV章第4節で検討したように、木簡自体は7世紀後半頃のものともみて差し支えなく、飛鳥池工房と密接な関連をもつものである。

さて、南地区から出土した木簡は、以下のような特徴が認められる。

南地区木簡
の 特 徴

- (1) 金属製品をはじめとする各種製品やその原料に関わる記載をもつ木簡が多い (iia参照)。
- (2) 金属製品の雛形ともいべき様に墨書したものが多く (iia参照)。類例としては、飯塚遺跡 (大分県国東町) から出土した9世紀後半頃のもの知られる程度で、飛鳥池木簡の大きな特徴といえる。ただし様そのものについては、墨書こそないが、平城宮跡 (玉手門と佐伯門の中間で発見された工房跡) などでもみつかり、古代工房における生産体系のひとつのあり方として位置づける必要がある。
- (3) 製品の供給先ないし原料提供者を記した木簡が多数存在する (iic参照)。
- (4) 工人に関する記載をもつ木簡が複数含まれている (iii参照)。
- (5) 荷札・付札の占める割合が比較的高い。貢進された荷札木簡の品目をみると、「俵」(米) が最も多く (No.19、21、25、87~89、91、95、98)、魚介類ないし海藻類 (No.18、26、107、110)、塩 (No.17) と続く。これらの食料品の大部分は工人やその管理者によって消費されたとみられる。また鉄の荷札木簡 (No.100) は、鉄製品の生産を窺わせる。
- (6) 削屑木簡の割合が低い。すなわち木簡327点のうち、削屑は142点であり、全体の約43%である。北地区では削屑が全体の約88%を占めるのと対照的である。

全体として、南地区の木簡が飛鳥池工房と密接に関わることは明らかである。ただし、木簡が飛鳥池工房のいかなる部署に関わるものであるのか、すなわち木簡の廃棄主体に関する問題については別途考察が必要であり、それはiibで検討をおこないたい。

北地区の木簡 北地区からも工房に関わる可能性のある木簡が出土しているが、その数は極めて少ない。このうち工房に関わる蓋然性の高いのが、南北溝SD1108出土の木簡である。SD1108は南地区最下流部の水溜SX1220と北地区の南北溝SD1110を連結する溝で、後に南北溝SD1109に改修された。SD1108木簡の大半は、東西堀SA1152付近から出土している。北地区と南地区を隔てる東西堀は3条検出されているが、SA1152が最も古く、SD1108の時代にほぼ対応する。よってSD1108出土の木簡は、実質的に南地区の木簡として捉えることができる。現にSD1108から出土した木簡のなかには、「工」と記されたもの (No.276) や、南地区の水溜SX1222出土の「二月廿九日詔小刀二口…」 (No.50) との関連を示唆する「詔小」と書かれた削屑 (No.280) がある。また「官大夫」(No.273) という語は、SX1220出土木簡 (No.1) にも認められる。

このほか北地区から出土した木簡としては、以下が工房に関わる可能性がある。

北地区の
工房木簡？

- * 南北大溝SD1130…「軽銀」(No.193)、「難波銀」(No.194)、「悪銀」(No.195)、「代銀」(No.260)
- * 南北溝SD1110…「金屑」(No.309)、「鞍骨」(No.310)、「銀皿」(No.318)、「瓦」(No.333)、「物作」(No.340)
- * 土坑SK1153…「瓦」(No.466~471)、「工長」(No.502)
- * 土坑SK1126…「銀」(No.562)
- * 土坑SK1128…様転用木簡 (No.579)

まず、木簡の出土点数の少ない土坑SK1128を除けば、各遺構からは大量の木簡が出土しているにもかかわらず、工房に関わりそうなものは、わずか数点にすぎない点を確認しておく必要がある。また大部分を占める金や銀の木簡は、吉川真司が指摘するように、寺院資財に関わるものとみるのが妥当であり、工房に直接関わるものではない³⁾。この点明瞭なのが「銀皿」で、これは聖僧像の前に食事を供えるための仏具に他ならない。また「工長」も習書木簡に書かれた語句にすぎず、どこまで工房に関わるか疑問が残る。そのほかのものも、第Ⅳ章第4節の該当箇所而言及したように、工房との直接的な関係があるとは必ずしもいえない。

このように北地区出土の木簡は、工房との積極的な関連は認められない。先にあげた南地区の木簡の6つの特徴についても、(5) 荷札・付札木簡を除けば、ほとんど該当しない。そこで以下の考察では、南地区の腐植土層を除く各遺構と北地区のSD1108から出土した木簡のみを飛鳥池工房に関わる木簡群として位置づけ、これらをもとに工房の特質・性格などを検討していく。北地区の木簡については、個別に言及するにとどめたい。

b 木簡からみた操業年代

南地区の木簡の年代 考古学的にみて、飛鳥池工房は大きく2時期分の操業が確認できる。

1時期目の 工 房

1時期目の工房は、SD1173や下層整地土（灰緑粘砂層）などから出土した飛鳥Ⅰ新段階の土器に示される時期のもので、640年代後半頃に操業した工房である。飛鳥Ⅱ段階（640年代～660年代）の土器を含まないことから、ごく短期間のみ稼働したらしく、次の大規模工房とは直接連続しない。ただし、この7世紀中葉の工房に関わる木簡は出土しておらず、また遺構としても十分に確認できていないため、詳細は不明とせざるを得ない。

2時期目の 工 房

2時期目の工房は、東と西の谷筋全体に展開した水処理施設を備えた大規模工房である。飛鳥池工房といった場合、通常この時期の工房を指す。南地区から出土する木簡は、基本的に当該期の工房の活動にともなうものと考えられる。これらの木簡のなかには時期の判明するものがいくつか含まれている。まず年紀のある木簡を古い時期から並べると、次のとおりである。

- * 丁丑年（天武6年、677年）…No10（SX1220炭層1出土、記録簡か）
- * 己卯年（天武8年、679年）…No274（SD1108出土、記録簡か）
- * 甲申年（天武13年、684年）…No93（SX1222炭層3出土、荷札木簡）
- * 丁亥年（持統元年、687年）…No17（SX1220炭層2出土、荷札木簡）

つぎに地方行政表記に着目したい。コホリは例外なく「評」しかないので、文武4年（700）以前である。またサト表記に関しては、基本的に天武朝以前にあたる五十戸制下のものが14点、持統朝以後の里制下のものが7点ある。南地区の木簡の示す年代は、前述の紀年銘木簡とあわせて、天武朝前半～持統朝前半期を中心とした7世紀後半と見てよい。この年代は木簡の作成された時期を示すにすぎず、木簡の廃棄されるまでの期間を一定程度見込む必要があるが、木簡の内容からみて、作成から廃棄までの期間が長期間に及んだとは考えにくい。木簡の示す年代は、工房の操業期間をある程度反映していると判断してよさそう。

操業開始時期 さて、南地区の木簡で最も古い年紀は、天武6年（677）である。この木簡は平安期の再堆積層である炭層1から出土したため、それより下層から出土した木簡はさらに古くなる可能性もある。しかし、水溜堆積の比較的下層に近い炭層3より天武13年（684）の木簡が出土していること、SD1109に改修される以前のSD1108より天武8年（679）の木簡が出土して

いることを勘案すると、天武6年を大きく遡ることはないと思われる。

工房の操業開始時期については、北地区の南北大溝SD1130および南北溝SD1110に含まれた木簡の年代をあわせみること、さらに年代をしぼることが可能である。南地区の水溜と一連の水処理施設であるSD1110を造成する際、SD1130を埋め立てていることから、SD1130の埋め立てが完了するまでは、工房が本格的に機能することはなかったと考えられるからである。またSD1110の木簡についても、その大多数は最下層にあたる木屑層の特定の場所からの出土であり、内容的にもSD1130出土木簡と共通する点が多い。SD1110はSD1130と一連で造成されているため、最終的にSD1130を埋め立てる際に、木簡がSD1110にも入り込んだ可能性がある。もちろん、SD1110は工房操業期の導水路であるので、その操業時期に投棄された木簡も含まれていようが、少なくとも最下層の木屑層出土のものについては、操業の初期段階に近いと理解してよかろう。よってSD1110木屑層から出土した木簡は、SD1130出土の木簡と同じく、工房の操業開始時期の上限をおさえる重要な手がかりとなる。

南北の関係

まずSD1130出土の木簡からみると、紀年銘木簡は、「庚午年」(No157、天智9年、670年)、「丙子」(No185、天武5年、676年)、「丁丑年」(No164、天武6年、677年)の3点である。また「寅年」と記された削屑(釈文未掲載)があり、戊寅年であるとすれば、天武7年(678)となる。確実なものとして最も新しい天武6年の木簡は、同年12月に三野国から貢進された「次米」木簡である。また、飢者に対する俵支給の記録簡(No142)は、全国的な日照りによる不作で飢饉が深刻化していた天武5・6年前後の可能性が高い⁴⁾。このほか年紀をとまなわない木簡も、天武朝以前の五十戸制下のものが11点あるが、持統朝以後の里制下のものは皆無である。

一方、SD1110木屑層出土の木簡は、紀年銘木簡としては、「丁丑年」(天武6年、677年)12月の三野国からの「次米」の荷札(No311)があげられるにすぎないが、そのほか五十戸制下のものが3点あるのに対し、里制下のものはまったく確認できない。

以上を総合すれば、飛鳥池工房は天武7年(678)頃に本格的な操業を開始したとみるのが妥当であろう。南地区の木簡には、天武朝頃の五十戸制下の木簡が多数含まれている点も、この見方の正しさを裏づけている。土器の検討からも、工房の操業開始時期は飛鳥Ⅳ段階に求められており、年代的にも合致する。また、『日本書紀』天武12年(683)4月壬申条「詔曰、自今以後、必用銅銭、莫用銀銭」の「銅銭」は富本銭を指す。この富本銭は飛鳥池工房で鑄造されたため、工房の操業は天武12年に遡ると推定できるが、こうした年代観とも矛盾しない。大規模な水処理施設が完成される以前から、部分的に操業していた可能性も十分にあるが、天武7年頃を最大の画期として重視すべきだと考える。

天武7年頃
本格的操業

操業終了時期 それでは、飛鳥池工房が操業を終えるのはいつであろうか。南地区の紀年銘木簡で最も新しい時期は、SX1220から出土した持統元年(687)の荷札木簡である。しかし紀年銘木簡の数は4点と限られており、これをもって判断するのは早計である。そこで木簡のコホリ・サト表記に着目すると、基本的に持統朝以後と考えられる里制下の木簡が7点出土していることから、少なくとも持統朝の前半期は工房が機能していたとみてよい。

問題は、持統8年(694)12月の藤原遷都以後も工房が操業していたかどうかである。前述のように、五十戸制下の木簡は14点、里制下の木簡は7点存在する。前者は操業後8年前後の間のものなので、その比率から遷都以後の操業は少し考えにくい。土器の検討によれば、藤原宮

藤原遷都後

期にあたる飛鳥V段階まで工房は操業していたとされるが、木簡の示す年代観によれば、藤原遷都にともなって、飛鳥池工房は本格的な操業を終えたという印象を受ける。⁵⁾仮に藤原遷都後の操業を認めるとしても、郡制下の木簡は皆無であることから、8世紀初頭の藤原宮期の後半段階には終焉を迎えつつあったとみるべきであろう。

もっとも、北地区の土坑SK1126出土の木簡のなかには、郡里制下(701-717年)の荷札木簡が6点(No529~534)含まれている。北地区と南地区の一体的な土地利用という点を重視すれば、工房が8世紀初頭段階にも機能していた可能性は否定できない。だがSK1126に含まれた木簡693点のなかには、工房との直接的な関係を示す内容のものは皆無といってよい。SK1126の周辺では平安時代にいたるまで建物が形成されており、南地区の工房が完全に操業を終えた後も土地利用されていた点を考慮する必要があると思われる。よってSK1126の木簡をもって、飛鳥池工房の操業時期を考えることには慎重になるべきであろう。

浄御原宮の
時期の工房

以上、木簡の年代観をもとに、飛鳥池工房の操業時期を考えてみた。終業時期については、藤原宮期における操業の実態をどのように捉えるべきかで、若干の揺れがあり、今後の課題として残さざるを得ない。しかし大規模工房の開始時期については、土器の年代観との整合性からも、天武7年頃に求められる可能性は高いと考えられる。壬申の乱に勝利を収めた天武天皇は、天武元年(672)に飛鳥浄御原宮に都を遷したが(『日本書紀』同年是歳条)、飛鳥池工房は飛鳥浄御原宮の営まれた期間にほぼ重なり合って操業していたのである。

ii 生産体制

a 木簡に登場する製品

鉄製品 鉄製品に関する木簡が多数存在するが、とりわけ顕著なのが釘である。⁶⁾単に「釘」としか記さないものもあるが(No62)、以下のとおり、多様な呼称を認めることができる。

釘

第一は釘の種類に関わる記載である。①「卑志釘」(No4)、②「小切釘」(No58)があげられる。①は菱形のことで、頭が菱形になった装飾的な釘である。②は両端が尖った頭のない釘のことである。①②ともに頭の形状に関わる記載である。飛鳥池遺跡から出土した釘の頭部の形状は多様性に富むが、各形状ごとに別の名称をもって把握されていた様子が窺われる。

第二は釘の大きさに関わるもので、②「小切釘」、③「大釘」(No61)、④「輦釘大小」(No3)、⑤「釘三寸□」(No57)がある。②~④のように釘の相対的な大きさしか記さないものがある一方で、⑤のように釘の寸法を明記したものも存在する。釘の生産・管理に際しては、大雑把な大小の違いを把握するとともに、必要に応じて規格ごとの相違を認識していたといえよう。

第三は釘の強度を示したもので、⑥「難釘」(No59)、⑦「堅釘」(No60)があげられる。⑥と⑦は同じものを指し、強度の強い釘を意味すると思われる。標準的な強度の釘の場合には、あえて記載することはせず、特に強度の強い釘に限って、カタ釘と記したのであろう。

第四は釘の用途に関係するものである。④「輦釘大小」(No3)、⑧「内工釘」(No51)がある。④は「輦」という乗り物(曳き車)に使うための釘であろう。⑧は「内工」をどのように解釈するか難しいが、「内」とあることから、天皇の供御に関わると考えられる。④の輦も基本的に天皇の乗り物であり、供御用の釘とみることが可能である。

このように飛鳥池木簡のなかには、多様な釘の呼称が現れるが、同じことは他の生産現場で

もいえる。たとえば、平城宮跡の玉手門と佐伯門の中間に位置する工房跡の塵芥処理土坑SK⁷⁾1979からは、釘に関する木簡が4点出土しているが、「打合釘」(『平2』1936号)、「平目釘」(同1939号)、「後打合釘」(同1940号)といずれも種類が異なっており、「三寸半」(同1942号)のように寸法の記されたものもある。このうち「後打合釘百／斤二両」(『平2』1940号)は、釘の員数に加え、その製作に要した鉄の重量を記したもので、飛鳥池木簡にも類例がある(後述)。この4点の釘木簡は飛鳥池木簡と共通する点が多く、釘生産の現場に相応しい。また、正倉院文書に石山寺造営時の釘生産に関わる史料が多数残されているが、さまざまな形状や寸法をもつ釘が登場し、『延喜式』木工式10鉄工条にも種々の形状や寸法の釘の記載がある。

さらに、飛鳥池遺跡からは釘の様も多数出土しており、墨書のあるものだけでも最低7点ある(No.13~15、51、54、77、78)。この墨書のある様からも、飛鳥池工房で数多くの釘を生産していたこと、しかもその種類は極めて豊富であったことがわかる。

釘以外の鉄製品としては、①「小刀」(No.50、63)、②「針」(No.50)、③「鉾」(No.64)があげられる。②は銅製品の可能性もあるが、No.50では「小刀」と併記されているため、鉄製品と判断した。③は「鉾打主寸馬」という人名を記した木簡である。「鉾打主寸」は鉾の鍛造という職掌に由来するため、この人物が宰領する鉾の鍛造をおこなった工人の存在が想定できる。ただし、これらの工人集団は、鉄鉾の鍛造技術を応用して、別個の鉄製品(釘など)の製作にあたったとも考えられ、必ずしも飛鳥池工房で鉾の生産がなされたとはいえない。このほか墨書のある様として、④鑿(釈文未掲載)、⑤門金具(No.16)が存在する(ただし④は転用品)。

釘 以 外

さらに、「□里鉄」と書かれた荷札木簡(No.100)は、某里から鉄素材が飛鳥池工房にもたらされたことを示す。また「石川宮鉄」と書かれた木簡(No.55)は、下端欠損のため、石川宮が鉄製品の発注元なのか、鉄の提供元なのかは不明であるが、飛鳥池工房で鉄製品をつくっていたことを裏づけてくれる。また文書・記録簡には、鉄の重さを示す重量単位「斤」が多数登場する(No.6、50、56、57、63、65、68、80)。

このように飛鳥池工房で各種の鉄製品を生産していたことは、木簡から明瞭に読み取ることができ、他の出土遺物もそれを裏づける。多様性に富んだ考古遺物の鉄製品に対して、木簡から判明するのは氷山の一角にすぎないが、そうしたなかでも鉄釘の占める割合が飛び抜けて高い点には注意を促しておきたい。

鉄製品以外 飛鳥池工房では、金・銀製品、ガラス製品、宝玉類、銅製品(富本銭を含む)、漆製品、瓦などの生産をしていたことも判明しているため、順にみていくことにする。

まず金・銀製品については、「金」字の習書木簡(No.101)、「銀」字の認められる文書木簡(No.121)があるにすぎない。ただし前者は部材に習書したもので、金製品と結びつけることには慎重になるべきであろう。また、北地区出土木簡のなかには、iaでみたように、金・銀製品との関連が想定されてきた木簡もあったが、寺院の資財として捉えるのが妥当と考えられる。

金・銀製品

つぎに、ガラス製品との関連を示す木簡はまったく含まれていなかった。宝玉類については、「玉」と書かれた付札(No.5)があげられる程度である。ただし、工芸製品の玉ではなく、原石を指す可能性も残されている。

ガ ラ ス ・
宝 玉 類

銅製品としては、材料である「白錫」と書かれた記録簡(No.67)、「本用鉦」と書かれた付札(No.122)があげられよう。また、詳しくはiiibで取り上げるが、伊予国湯評の4点の荷札木簡

銅 製 品

(No89~91、124) も、銅生産との関連が想定される。さらに前述の釘・針・斤と書かれた木簡なども、一部は銅に関わるものが含まれている可能性がある。

漆製品 漆製品に関しては、吉川真司が指摘した漆箆に転用された木簡 (No73)、漆の付着した木簡 (No11) があげられる。また「三尋布十」と書かれた付札 (No125) も、やはり吉川が述べるように、布が漆を漉すためのものだとすれば、漆製品の生産も想定できる。

瓦 瓦と関係する木簡は南地区からまったく出土していない。これに対して、北地区の土坑SK1153からは、瓦の枚数や日付などを記した削屑が6点出土している (No466~471)。Bで後述するが、これらは工房よりも北地区木簡を残した寺院内組織の活動を示すと考えた方がよい。また、北地区のSD1110からは「瓦不」と読めそうな木簡があるが (No333)、部材の切れ端に書かれたもので、あまり積極的な意味は与えられない。

b 木簡の廃棄主体

各種工房の配置と木簡 aで整理したように、木簡から知られる飛鳥池工房の製品は、鉄製品が大部分を占め、特に釘が顕著であった。これに対して、そのほかの製品は臍気にしか浮かび上がってこなかった。それは各種工房の配置と密接に関わっている。

金 など まず金・銀・ガラス・宝玉類などの各種工房は、考古遺物などの分布状況から、西谷筋の南半部を中心に配置されたと考えられている。だがこの近辺で出土した木簡は、わずかに堅穴建物SB1651出土の1点 (No129) にすぎず、それもわずかな墨付きしかない1cm程度の小片削屑である。これらの工房から廃棄された木簡がほとんど残存していないため、金・銀・ガラス・宝玉類などに関わる木簡は基本的に出土しなかったと理解されよう。

瓦 工 房 つぎに瓦であるが、東岸の工房跡の北端部にある瓦窯SY1200で焼かれた。この瓦窯の灰原は水溜SX1220に流れ込むが、その場所にあたる北東岸ではまったく木簡は出土しておらず、水溜内の東部にもほとんど木簡は入っていなかった。こうした木簡の残存状況に制限されて、瓦木簡がみいだせないと考えられる。また、SY1200はあくまでも瓦を焼くための場所であり、その前後の工程に関わる場所ではない点にも注意する必要がある。

鉄 工 房 鉄工房は、①谷の合流点西側の南半部、②東の谷筋北東岸 (上層・中層) のものが代表的である。鉄製品に関する木簡の出土地点は、これら2ヵ所の鉄工房から廃棄されたとみるに相応しい位置である。なかでも、水溜SX1222西部の粗炭層には鉄関係の木簡が多く含まれており、谷合流点にある鉄工房から廃棄された可能性が極めて高いといえよう。

銅 工 房 銅工房は、①谷の合流点西側の北半部、②東の谷筋北東岸 (下層) に主に展開したと推定されている。しかし②の工房に関しては、SX1220・1222の東部の下層堆積土から木簡はあまり出土しておらず、関連する木簡は基本的に残存しなかったと考えられる。①の工房で使用された木簡の場合は、立地的にある程度含まれていて不自然ではないが、明確な形で認識するのは困難である。ただし、伊予国湯評の4点の荷札木簡のように、①から廃棄された可能性があるものも存在する (iiib参照)。また、釘・斤などと書かれた木簡は鉄との区別がつかず、一部は銅関係のものも含まれているかもしれない。しかしながら、銅に関わる明瞭な木簡の数が少ないことは事実である。このことは鉄製品に比べて銅製品の生産量が少なかったことを反映しているとみるべきであろう。

漆 工 房 ? 最後に漆製品はどうであろうか。漆工具や漆壺など漆工房に関わる遺物は南地区で広く出土

するほか、北地区からも一定量の出土をみている。現時点では他の製品のように、ある特定の場所に独立して漆工房を構えていたとみることは難しい。鉄・銅をはじめとする各種工房では、漆装飾などもおこなっていたのではなかろうか。この見通しを確かめるために、ここで漆籠に転用された木簡（No73）を取り上げたい。

この木簡の出土地点は、水溜SX1222内の小地区WL24粗炭層である。この地点からは計10点の木簡が出土した。この漆籠転用木簡の表面は「十月五日立家安麻呂四」と記すが、同じような書式の木簡が他に3点含まれていた（No71、72、74）。また、その裏面は数字が刻書されているが、同様の刻書木簡も1点入っていた（No76）。さらに、工人の名前を記したと思われる木簡も2点存在する（No75、103）。WL24粗炭層から出土した10点の木簡のうち、実に7点に類似性が見て取れるのである。⁸⁾よって漆籠に転用されたNo73以外の木簡も漆を扱う工房から廃棄された蓋然性が高い。しかし注意すべきは、WL24の周囲では鉄製品に関わる木簡が多数出土している点である。これらは谷合流点南半の鉄工房から廃棄されたとみられることは前述した。この鉄工房から水溜SX1222内に向かう途中でWL24が位置する。つまりWL24出土の木簡は、鉄工房から廃棄された可能性が高いのである。WL24から漆に関わる木簡が出土したのは、鉄工房内に漆を扱う部署が付属したことを物語っている。

また、仮にNo125の布木簡が漆に関わるとみてよいとすれば、それが出土した地点は銅工房の建物SB805内にあたることから、銅工房に付属した漆の部署を想定することも可能である。

前述のように、漆関係の木簡はほとんどないが、各種工房に漆を扱う部署が包摂されていたため、姿を表に現す機会が少なかったという事情が考えられる。なお「漆を扱う部署」と述べたが、恒常的に漆を専属的に取り扱ったとみる必要は必ずしもなく、作業工程上のある段階に限って、漆塗装や漆による接着作業などがおこなわれた可能性も十分にある。

木簡の廃棄主体 以上のとおり、各種工房の配置場所と木簡の出土状況とは密接に対応している。南地区からは鉄製品に関わる木簡が多数出土したが、水溜SX1220・1222の両岸に鉄工房が存在したことが大きいと考えられる。なかでも、谷合流部の鉄工房から廃棄された木簡はSX1222の西部に多く堆積し、一部は下流のSX1220にも流された可能性がある。

このようにみて大過ないとすれば、木簡を廃棄した主体としては、各種工房を想定するのが妥当であろう。ただし各種工房といっても、先に述べたように、現業部門のみで構成されていたわけではなく、管理部門も付随していたとみる必要がある。こうした管理部門であれば、木簡を使った事務作業もある程度おこなっていたはずである。文書木簡や記録簡・削屑木簡・習書木簡が一定程度出土しているのも、各種工房に管理部門があったことを証している。

ところで、管理施設としては、各種工房に付属するもののほか、飛鳥池工房全体を統括する施設、すなわち全体管理施設も必要である。南地区で遺構面からその可能性があるのは、東西2つの谷筋の合流部南側で検出した2棟の建物（SB1603・1604）付近のみである。もしこの遺構が全体管理施設であるとすれば、その近辺から関係する木簡が廃棄されてもよいが、現状では工人の管理に関わる木簡（工人の上日に関わる帳簿など）や、各種製品の全体管理に関わる木簡はまったく確認できない。仮に当該地に工房全体の管理施設が置かれていたとしても、その木簡の大半は別の場所に廃棄されたとみる必要がある。

このように現存する木簡の廃棄主体は、各種工房を第一に考えるべきものと判断する。ただ

各種工房から木簡廃棄

し、各種工房といっても、現業に従事する工人のみならず、彼らを管理する者やそのための施設もあったはずで、これらが組み合わさって機能したことを十分に踏まえておく必要がある。

c 鉄製品を中心とした生産の流れ

飛鳥池遺跡の南地区から出土した木簡は、基本的には各種工房、特に鉄工房から廃棄されたものが中心を占めることをみてきた。この点を念頭におきながら、以下、鉄製品を中心に生産の流れを復元してみたい。

注文主 木簡のなかには、製品の注文主を記したのものや、それを推測させる記述内容のものが多数含まれている。これによって、飛鳥池工房がいかなる需要に応えていたのかわかる。

天皇 第一は天皇である。「詔」によって小刀・針の製作を命じた木簡 (No50)、「内工釘五十」と書かれた釘の様 (No51)、「鞏釘」(No3)、「散支宮」(No2) と墨書された木簡が該当する。「大宮」の語のある文書 (No56)、「詔」と書かれた削屑 (No280) も関係する可能性がある。

皇子・皇女 第二は皇族である。特に目立つのが天武天皇の皇子女で、「大伯皇子宮」(No52)、「穂積皇子」(No53)、「舍人皇子」(No54) があげられる。また詳細不明だが、「石川宮」(No55) も存在する。ちなみに水溜SX1222からは「石河宮」と墨書された鍋が出土している。

貴族 第三は貴族であり、前述の「大伯皇子宮」と並んで「大伴」と書かれた木簡がある (No52)。なお、貴族名を記した墨書土器としては、「大原殿」(SD1110)、「物了連皇子」(SD1110)、「少子了殿」(SD1130) などがあるが、いずれも北地区からの出土であり、工房とは直接関係しない。

寺院 第四は寺院である。「鉦」(No122) が関係するほか、北地区出土の「瓦」(No333、466~471) にもその可能性がないとはいえない。出土遺物に仏像の鋳型がある点からもわかるように、製品の供給先として寺院があったことは疑う余地もない。また南地区から出土した墨書土器のなかには、「道宣師鉢」「入寺」など寺院関係のものも認められる。詳しい記載内容は不明であるが、SX1222出土の削屑木簡に「師」字の書かれたものがある (No104)。

国家的要請 第五に、木簡に明記されていないが、それだけに一般的であったと考えられるのが、国家的な要請によるものである。その性格上、木簡によって確実な事例を指摘することは困難であるが、考古遺物に目を向けるならば、富本銭を典型例としてあげることができる。

製作依頼 これら注文主から飛鳥池工房へ製作依頼をする際、各種工房ではなく、全体管理施設が窓口となったと推定される。ただし、出土木簡は全体管理施設から廃棄されたものではないため、木簡の実例をあげるのは難しいが、次はそのひとつとなるのではないか。

詔木簡 ① 二月廿九日詔小刀二口 針二口「 𠄎□
末 」 182・29・3 011 SX1222 WN22 粗炭層 No50

天皇の詔によって小刀や針の製作を命じた木簡であるが、決裁文言が認められないので、太政官や六官などを経ずに、直接工房へ発注していた可能性が高い。工房の機能した時期、とりわけ天武朝は、各官司は天皇への直属性が強かったといわれており、それに符合する現象といえる。その他の発注者についても、文書木簡などを発して製作依頼をおこなったと推定される。

第二段階として、全体管理施設はそれを各種工房に伝える必要がある。その際、受け取った依頼・命令に関わる木簡を転送したり、あるいは、それを書き写して通達する方法が考えられる。①についていえば、鉄工房に転送された可能性が高い⁹⁾。

様 しかしその一方で、全体管理施設で同形同大の⁷²⁶⁾様に製作数や製品名・注文主の名前などを書

いて、各種工房に指示する場合もあつたと考えられる¹⁰⁾。様の墨書を見ると、いずれも製作すべき員数が書かれているが、注文名は「内」(No51)と「舎人皇子」(No54)があげられる程度である。この2つは注文主が天皇・皇族関係者であつたため、特別に記載したのかもしれない。製品名についても、様の可能性があるものとして、「堅釘」(No60)があげられるにすぎないが、釘の強度を様だけでは表現できないからであろう。また忘れてならないのが、墨書のない様が圧倒的多数を占めている点である。おそらく、数を指示する必要もないほど、大量の製品を要したからと考えられる。

ところで、様は必ずしも単独で使用されるとは限らなかつたようである。

②・^[如カ]是卅六釘 ^{三寸}
 ・^[斤カ]「[□] [□]」(削り残りカ)
 「以二斤三作」[○] 112・(50)・3 081 SX1222 WN24 粗炭層 No57

釘の付札

この木簡は上端が圭頭形をなし、下端には小孔がある。表面はやや太字、裏面は細字である。表面の中央行に「如是卅六釘」と1行書きで記し、穿孔をはさんで2行割書で「三寸□/□」と釘の寸法を注記する。割書の左行は穿孔を避けており、穿孔は墨書以前のものと同判断される。一方、裏面には2行分の墨書があるが、右行は墨痕が極めて薄く、削り残りの趣が強い。左行が内容と直接関係する記載であろう。一次墨書の部分を避けるため、中央やや左寄りに書かれている。「以二斤三作」は、「二斤三ヲ以テ作ル」と訓読できる。「三」の次は単位「両」(16両=1斤)が省略されているのであろう。表面と関連づければ、3寸規格の釘36本を製作するために2斤3両の原料鉄を使用したことを裏面に追記したと理解できる。

さて本木簡には孔が穿たれているが、この孔は釘36本を束ねた紐を通すためのものと考えられ、一種の付札木簡とみることができるといえる。「是ノ如キ」という文言から推測するに、①釘の様(様自体には墨書はなかつたのであろう)にこの付札を結わえて鉄工房に送り、この様を見本として(是ノ如キ)釘を製作するよう指示し、②釘が完成した後、付札の裏面に釘を製作するのに要した鉄の重量を追記した上で、36本の釘を紐で束ねてこの付札に付ける、という流れが再現できるのではなかろうか。様を用いて工房に製品を発注する際には、様に製品規格や数量を直接墨書する方法もあるが、注文する釘の本数が多いため、付札と様を併用して万全を期した可能性が考えられるのである。

このように全体管理施設から各種工房への指示・伝達方法については、文書の伝達による方法、様による方法があり、後者は②のような付札を併用する場合もあつたらしい。ただし現時点では、いずれかの方法が選択されたのか、それとも両者を組み合わせて実施されたのか、それはよくわからない。あるいは、全体管理施設から各種工房の管理部門へは文書による伝達をおこない、それを受けた管理部門で様を製作して現業部門に指示を与えた可能性を考えると、今後の検討課題である。

原料管理 第三段階として、各種工房での製作となる。そのためには、工人たちは鉄などの原料を供給される必要がある。各種工房では原料を管理するため、出納帳簿を付けたはずである。「白錫廿九」など書かれた記録簡(No67)はそのひとつで、次の木簡もその可能性が高い。

③・正月生十八日受[□]卅二[□]
 ・^[斤カ]□卅三[□]受[□] 122・17・6 011 SX1222 WM24 粗炭層 No65

これは物品の受領に関わる記録簡であるが、重量単位「斤」に注目したい。「斤」は多くの木簡に認められる (No6、50、56、57、63、65、68)。ここで①に再度着目すると、下部に天地逆方向に「□斤半」と別筆で記されている。「□」は残画から、数字「一」「二」「三」のいずれかと推定される。この別筆部分は、小刀2口・針2口を製作するのに必要な鉄の重量を追記したものとみてよい。同様の記載内容をもつ木簡としては前掲②があり、また「小刀作二斤」(No63)も、小刀を製作するのに2斤分の鉄を要したことを記録したものとみられる。

①・②や墨書のある様をみてもわかるように、鉄製品などの注文に際しては員数によって指示されるのが通例であった。しかし鉄製品には大小さまざまなものがあるため、それぞれ必要となる鉄の重量は異なってくる。実際の製作現場では、鉄製品の数量もさることながら、鉄の重量を把握しておくことがより強く求められたと考えられるのである。

他の遺跡の事例としては、平城宮跡内裏北外郭地区の土坑SK2102出土木簡があげられる。

④・北□所進 拳鎚十六隻長三寸半 牒□六隻長四寸
 尻塞卅四枚 鑿二隻
 ・位并尻塞四枚 損十一斤十兩
 合卅二斤 本受鉄卅三斤十兩
 「了」神龜六年三月十三日足嶋 303・49・4 011 『平2』2083号

SK2102は造営にともなう塵芥処理土坑である。この木簡は鉄製扉金具の製作・進上に関する文書で、受け取った鉄43斤10兩のうち、拳鎚16隻以下を製作するのに実量として32斤を使い、損量が11斤10兩であったと記す。なお釈文には示さなかったが、「鑿」の部分には合点が付けられており、何らかの照合がおこなわれたこともわかる。

同様の木簡は平城宮跡第一次朝堂院東辺の基幹排水路SD3715からも出土しており、受給した古釘6隻が重さ12斤で、内訳は「損二斤八兩／□九斤八兩」と記載されている(『城12』7頁)。また、日ごとに鉄製品の製作・進上の状況を整理した天平宝字6年(762)造石山寺所鉄充并作上帳には、この種の木簡によって整理されたためか、釘など鉄製品の個数に加えて重量を記載し、損料も注記されている(『大日古5』60~64頁、同第15巻292~306頁など)¹¹⁾。このほか『延喜式』兵庫式でも、たとえば「六寸平釘六十四隻<割注。省略>料、鉄十六斤、和炭五石、工五人、手力五人」(22大嘗会神桶条)といった具合に、釘の数量と鉄の重量が併記されている。

このように鉄製品の製作に際しては、鉄の重量を把握しておくことが必要不可欠となるのであり、飛鳥池遺跡の南地区から出土した木簡に多数の「斤」表示がみられるのも、こうした鉄管理の側面から説明することができよう。

製品の管理・発送 第四段階として、完成した製品を注文主に発送する必要がある。その際、「各種工場の現業部門→各種工場の管理部門→全体管理施設→注文主」という流れをたどったと推測される。このうち最後の「全体管理施設→注文主」という流れは、工場全体の管理施設が木簡の廃棄主体になっていないため、直接知ることはできない。ここでは「各種工場の現業部門→各種工場の管理部門→全体管理施設」という流れを明らかにするという目的のもと、各種工場における製品の管理・発送のあり方について検討したい。

工人付札 ⑤ 十月十二日飛鳥尼麻呂二出 131・17・3 011 SX1222 WL24 粗炭層 No71
 ⑥ 十月三日佐支ツ三出 103・17・3 032 SX1222 WL24 粗炭層 No72
 ⑦・十月五日立家安麻呂四
 ・「□ 五十三 五十」(刻書) (130)・(20)・3 061 (籠) SX1222 WL24 粗炭層 No73

- ⑧ 立家安閑二 129・16・2 051 SX1222 WL24 粗炭層 No74
 ⑨ 正月十七日甲可石^[末カ]□□ (120)・25・5 039 SK770 WJ28 No127

⑤～⑧は同一地点（前述のSX1222WL24粗炭層）から一括出土し、「日付+人名+数字+出」を基本的な書式する。4点はすべて同筆とみられ、⑤～⑦は近接する日付となるなど共通性が高い。⑥には切り込みがあり、他の木簡も含めて付札として機能したと考えられる。一方、⑨は別の遺構から出土し、筆・日付も異にするとはいえ、記載内容や形状から、⑤～⑧と同機能をもったことは疑いない。これらの木簡にみえる人名は工人名と推測されるので、以下「工人付札」と仮称しておく。

この工人付札については、吉川真司が詳しい検討をおこなっている。吉川は⑤と⑦が同一人の筆跡であり（このほか、吉川は⑥も同筆の可能性があると指摘するが、⑧も同筆となる可能性がある）、このうち⑦は漆籠に転用されていることに着目することによって、同一人が書いた2枚の付札が10月5日と12日に漆器工房にもたらされ、⑦は漆塗りの籠に転用されたが、⑤はそのまま置かれ、やがて両者は一緒に捨てられたと解釈した。すなわち工人付札は「工房管理施設から漆器工房に個人指名で運ばれた素材に付けられていた」と理解し、かつて「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」とみた橋本義則説を批判するのである。

吉川真司説

この吉川説のうち、工人付札が漆器工房で廃棄されたとした点については、独立した漆器工房を想定することは難しく、鉄工房内における漆を扱う部署（必ずしも恒常的な組織とみる必要はない）と捉え直すべきであろう（iib）。しかしいずれにせよ、工人付札が各種工房で廃棄されたものであることは認めてよい。

問題は、工人付札がどのような経路をたどって廃棄にいたるかである。吉川は、全体管理施設から各種工房にもたらされたと理解しているようである。たしかに、⑤と⑥に「出」と書かれている点に着目すれば、工人付札が移動をともなったとみるのは自然な考え方といえよう。しかしながら、全体管理施設が、製品の製作に必要となる素材を、工人の個人指名をして直接送ることは考えにくい。先述のとおり、各種工房で原料管理をおこなっていたことからみても、素材の送り先は各種工房になると考えるのが自然である。

ここで工人付札に書かれた数量に着目すると、「二」「三」「四」とさほど大きな数字ではない。これは工人がその日に製作ないし出荷した製品数（セット数であってもよい）とみるのが妥当ではなかろうか。その上で工人付札の移動を想定するとすれば、別の工房で製作された製品に漆を塗るために送られた可能性が最も高い。だが各種工房では漆塗装などもおこなっていたとみられ、独立した漆工房を想定することは困難である。同じ工房内で作業の工程の都度、わざわざ工人付札を作製して製品を移動したとは考えにくく、この見方も放棄せざるをえない。

すると残された可能性はただひとつ、橋本が想定したように「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」と解すべきであろう。橋本はこれ以上述べていないが、各種工房で製品管理のために一時使用された整理付札であり、荷札のように移動するものではなかったと考えられる。具体的には、以下のように理解する。

工人付札の
用 途

まず、⑤～⑧は同筆とみられるので、各種工房では製品管理を担当する者がいて、工人の生産状況を毎日把握し、誰がどれだけの製品を製作をしたのかを記載した付札をつくっていたと考えられる。⑤と⑥には「出」とあるが、必ずしも物品発送に関する文言と解する必要はなく、

工人が製品を差し出したという意味で「出」と記したにすぎないであろう。つぎに、⑥には紐が残存しており、これらの付札は工人の製品ごとに括り付けられたことがわかる。そして、一定の期間を経て製品は出荷されるが、その際に品質もチェックされたはずである。もし製品に不備があった際には、付札に書かれた工人の責任を問うこともできる。最後に、工人付札は各種工房で廃棄されていることから、製品出荷の際には、付札ははずされたとみななければならない。はずされた付札は、おそらく一定の単位ごとに集計されて、工人の生産量を記した帳簿を作成する際の基礎資料として用いられたと考えられる。やがて用済みとなった付札は廃棄されるが、なかには⑦のように漆籠として転用される場合もあった。

このように工人付札は、製品を管理する上で重要な役割を果たしていたと考えられる。各種工房では生産した製品の管理もおこなわれていた点に再度注意を促しておく¹²⁾。

さらに、飛鳥池工房ではさまざまな注文主から製品の発注を受けており、製品は注文主ごとに整理・管理される必要があった。その際に用いられた可能性があるものとして、以下の木簡が指摘できる。第一は両面に「穂積（皇子）」と記された名札のごとき木簡（No53）である。これは単なる習書とは考えがたく、製品と一体的に使用されたとみるべきであろう。第二は「内工釘五十」（No51）や「舍人皇子／百七十」（No54）など注文主の名前の書かれた様である。これも単なる製作の指示にとどまらず、完成後には製品とセットにすることによって、製品管理に役立てるといふ複合的機能を果たしていたと推測される。第三に、鉄釘に関わる孔の穿たれた付札（No57。前掲②）がある。表面では36本の釘を製作するように指示しており、裏面には2斤3両分の鉄を使ったことを記録しているが、木簡に穿たれた孔は、完成した36本の釘を束ねた紐を通すためのものと推測されるのである。

iii 工人の系譜・編成

a 工人の系譜

葛城の工人 飛鳥池工房の性格を考える際、そこで働いた工人の系譜を見極めることが重要と考えられる。こうした観点にたち、まず葛城系の工人の存在を指摘することからはじめたい。

⑩・官大夫前白 〔人カ〕 田□連奴加 〔人カ〕 加須波□鳥麻呂
□田取 小山戸弥乃
〔文カ〕
 ・以波田戸麻呂 安目 汗乃古
 野西戸首麻呂 大人 阿佐ツ麻人□留黒井 (257)・28・3 019 SX1220 HK28 灰色粘土 No.1

⑪ 佐備四 依羅三 □□□ (156)・(14)・2 081 SX1222 WL23 粗炭層 No.69

⑩には割書に計11人の名前が列挙されている。記載内容は省略が多いため（ただし文字情報は失われていない）、その意味するところは判然としないが、裏面最後の「阿佐ツ麻人」から、工人名を書き上げた可能性が高い。第Ⅳ章第4節でも指摘したが、「阿佐ツ麻」（アサツマ）は朝妻に通じる。朝妻は『和名抄』大和国葛上郡朝妻郷に関わる地名である。朝妻には金属生産に優れた渡来系の工人が多数存在し、律令制下には雑戸として編成される者が多かった。『続日本紀』養老3年（719）11月辛酉条に「少初位上朝妻手人竜麻呂賜海語連姓、除雑戸号」とみえ、同養老4年12月己亥条に「詔、除春宮坊少属少初位上朝妻金作大歳・同族河麻呂二人、并男女雑戸籍、賜大歳池上君姓、河麻呂河合君姓」とあるとおりである。このうち養老4年条には「朝妻

金作」というウヂ名がみえ、「金作」から金属生産に関わる雑戸であることがわかる。兵器を製造する兵部省造兵司、銅・鉄を鍛造する宮内省鍛冶司、金・銀・銅・鉄を鑄造する大蔵省典鑄司、このいずれかに属した雑戸とみて間違いなからう。また天平勝宝2年(750)5月25日造東大寺司移には、内匠寮に所属した銅鉄工として「朝妻望万呂」の名前があがる(『大日古3』402~403頁)。

このように8世紀の朝妻に金工技術をもつ者が存在したことがわかるが、それは古く遡ることであった。『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』所引「塔露盤銘」には、次のようにみえる。

塔露盤銘

⑫ 戊申、始請百濟^(王)主名昌王法師及諸仏等。故遣上积令照律師・惠聡法師、鏤盤師将徳自味淳、寺師丈羅未大・文賈古子、瓦師麻那文奴・陽貴文・布陵貴・昔麻帝弥。令作奉者、山東漢大費直名麻高垢鬼、名意等加斯費直也。書人、百加博士、陽古博士。丙辰年十一月既。爾時、使作金人等、意奴弥首名辰星、阿沙都麻首名未沙乃、鞍部首名加羅爾、山西首名都鬼。此四部首為将、諸手使作奉也。¹³⁾

ここには飛鳥寺の塔造営に関わった工人の名前が記されている。百濟から渡来した鏤盤師・瓦師などの最新の技術提供を受け、山東漢大費直を総責任者として、意奴弥首(忍海首)・阿沙都麻首(朝妻首)・鞍部首・山西首(河内首)を将とし、その配下の技術者を使って造営事業が進められた様子が窺われる。蘇我本宗家の氏寺的性格が強いの、これは蘇我本宗家に従う工人編成の一端が示されているとみてよい。

以上のことから、⑩の「阿佐ツ麻人」は、7世紀初頭頃に蘇我氏・飛鳥寺に所属した工人の系譜を引き、8世紀以後は雑戸などとして把握された集団に属していたことがわかる。

次に⑪の「佐備」も、『日本書紀』神功撰政5年3月己酉条の葛城襲津彦の新羅遠征に関わる史料の一節「是時俘人等、今桑原・佐糜・高宮・忍海、凡四邑漢人等之始祖也」の「佐糜」を指すと思われる。本史料は、葛城襲津彦の連れ帰った捕虜が、「今」つまり『日本書紀』が編纂された8世紀初頭頃に、「桑原・佐糜・高宮・忍海」4邑の「漢人」にあたることを記している。これら4邑はいずれも葛城地域に所在する。この記事の細部については問題点もあるが、葛城氏が5世紀前半に外交の分野で活躍したことは動かしがたい事実であり、渡来人を葛城地域に居住させたことは十分考えられる。¹⁴⁾

佐 備

しかし5世紀後半になると、いわゆる目弱王(眉輪王)の乱にともなって、葛城本宗家の円大臣は雄略によって滅ぼされ、その際「葛城之五村苑人」のいた「五処之屯宅」が献上されることになった(『古事記』安康天皇段。『日本書紀』雄略即位前紀では「葛城宅七区」と記される)。こうした経緯のなか、4邑の渡来人たちは東漢氏のもとに編入されることになったらしい。『坂上系図』所引の『新撰姓氏録』逸文には、東漢氏の支配の及んだ村主姓の氏族30氏の名が列挙されているが、そのなかに「佐味村主」「桑原村主」「高宮村主」「忍海村主」がみいだされる(「佐味」は「佐糜」「佐備」に通じる)。加藤謙吉によれば、東漢氏は当初大伴氏と親密な関係にあったようであるが、やがて大伴氏ともども蘇我氏の傘下に入る。¹⁵⁾7世紀前半になると、蘇我馬子が推古天皇に「葛城県者、元臣之本居也。故因其県、為姓名」という理由で葛城県の領有を要求したり(『日本書紀』推古32年10月癸卯条)、蘇我蝦夷が葛城高宮に祖廟を立てて八倍の舞をおこなう(同皇極元年是歳条)など、蘇我氏が葛城に進出してくる。こうして4邑の渡来人たちも、東漢氏を通じて蘇我氏に仕えることとなるが、それを示すのが前掲⑫の「塔露盤銘」に他ならない。そ

葛城氏の
没 落蘇我氏の
進 出

こには、4 邑の漢人に関わる「意奴弥首」、つまり忍海首もでてくる。

忍 海 この4 邑に居住する渡来人も、前述の朝妻と同じく、金工技術に優れていた。史料的に最も豊富なのが忍海であり、8 世紀には金工に携わる雑戸として編成されていた（『続日本紀』大宝元年8 月丁未条、同養老3 年11 月戊寅条、同6 年3 月辛亥条など）。忍海の故地にあたる脇田遺跡では、鉄滓や鞆羽口などがまとまって出土しており、6 世紀後半から8 世紀を中心に鍛冶生産がおこなわれていたことが判明している¹⁶⁾。さらに、忍海地域の寺口忍海古墳群・笛吹古墳群・石光山1 号墳などでは、鍛冶具の副葬や鉄滓の供献がなされており、花田勝広は鍛冶工人の墓域にあたる¹⁷⁾と指摘している。推古10 年（602）の新羅進行計画の際には、『肥前国風土記』三根郡漢部郷の段に「昔者、来目皇子、為征伐新羅、勒忍海漢人、将来居此村、令造兵器、因曰漢部郷」とあるように、兵器製造のために忍海漢人を筑紫方面に同行させている。

南郷遺跡群 忍海以外に目を向けると、高宮と推定される名柄遺跡では、5 世紀頃の居館に付随した工房跡とみられる竪穴建物が検出されている¹⁸⁾。高宮ないし桑原の故地と考えられる南郷遺跡群では、5 世紀頃に各種の手工業生産がなされていたことが確かめられており、その中心は鍛冶生産であった¹⁹⁾。佐麿の比定地である奈良県御所市佐味・鴨神一帯でも、顕著な遺構こそないものの、鉄滓の散布が知られている。佐麿の地にある高鴨神社は、正式名を高鴨阿治須岐託彦根命神社といい（『延喜式』神名上式6 大和国条）、阿治鉏高日子根神を祀っていた。和田 萃によれば、この神は「立派な鉏の、高く輝く太陽の子」を意味し、土地開墾に威力を発揮する鉏（スキ）を神格化したもので、鉏は「サヒ」とも訓まれるという²⁰⁾。そのほかにも、『常陸国風土記』香島郡高松浜の段では、慶雲元年（704）の出来事として、「国司姦女朝臣、率鍛佐備大麻呂等、採若松浜之鉄、以造劍之」という話がみえており、佐備（佐麿）と鍛冶の関わりを示している。

以上のように葛城地域では、5 世紀以来、金工技術に優れた渡来人が多数居住し、鍛冶を中心とした生産活動が盛んにおこなわれていた。飛鳥池工房でも各種の金工、なかでも鉄製品の鍛造が活発であったが、鍛冶技術に秀でた葛城系の工人が作業の一翼を担っていたのである。

その他の工人 もちろん、飛鳥池工房には葛城以外の工人も多数存在していた。まず、前掲Ⅹには工人の名前が列挙されているので、そのウヂ名に注目してみよう。「田人」「加須波人」についてはわからないが、「文」はフミ氏の可能性があり、東漢氏もしくは西漢氏のいずれかの系列に属した渡来人の可能性が高い。「小山戸」「以波田戸」「野西戸」も詳細は不明ながら、「部」ではなく「戸」が使われている点を重視してよいとすれば、渡来系の可能性もある²¹⁾。ただし単なる「部」と「戸」の通用にすぎないともみられるので、判断は保留しておきたい。

依 羅 前掲Ⅺについても、「佐備」が工人の出身地とすれば、「依羅」（ヨサミ）も同様ということになる。これは『和名抄』河内国丹比郡依羅郷に関わる地名とみてよからう。『日本書紀』推古15 年（607）是歳条に「於倭国、作高市池・藤原池・肩岡池・菅原池。山背国掘大溝於栗隈。且河内国作戸苅池・依網池。亦毎国置屯倉」とあるように、依網池と屯倉の設置で著名である。飛鳥池工房では天皇・皇族の需要に応えていることから、屯倉系統の工人がいてもおかしくない。なお依網は葛城との関係を臆気ながらも窺うことができる。すなわち、『日本書紀』仁徳43 年9 月庚子条には「依網屯倉阿弭古、捕異鳥、献於天皇曰…」という記事をのせており、「阿弭古」（アビコ）は依網屯倉の管理者と考えられる。『古事記』開化段によれば、葛城垂水宿禰の鸛比売と開化天皇との間に生まれた建豊波豆羅和氣が「依網之阿毘古（等）」の祖とされて

いる。これらは伝承の領域に入るとはいえ、依網（依羅）と葛城との関連が窺えて興味深い。

つぎに工人付札5点（前掲⑤～⑨）には、⑤「飛鳥尼麻呂」、⑥「佐支ツ」、⑦・⑧「立家安麻呂（開）」、⑨「甲可石末（呂）」という4名の名前があがっている。⑤には「飛鳥」とあることから、飛鳥寺に属した工人との関連が想定されるかもしれない。⑥は無姓者であるが、これが単なる省略でないとするれば、奴婢のような存在であったことになる。⑦・⑧は不明。⑨については、奈良時代になるが、造東大寺司の木工などとして活動した「甲賀深麻呂」²²⁾に代表されるように、工人の系統であった可能性は高い。『坂上系図』所引の『新撰姓氏録』逸文には、東漢氏配下の渡来系氏族として「甲賀村主」が存在したことが知られるが、木簡にでてくる「甲可」氏²³⁾もおそらくこの系統であろう。

工人付札

工人付札と共伴して出土した「物了麻呂」(No103)も工人名とみられる。物部氏は一般的な氏族ではあるが、その本拠地である大和国の布留や河内国渋川の近辺には、布留遺跡（奈良県天理市）・大泉遺跡（大阪府柏原市）など鍛冶工房が存在したことが知られているので、その系譜を引く工人とみることもできる。

また「鉾打主寸馬」(No64)と書かれた木簡も注目される。「鉾打主寸」というウヂ名は従来知られていなかったものであるが、雑戸姓という印象を強く受ける。なぜならば、雑戸姓には「甲作」「鞍作」「刀作」「弓削」など、職掌をそのままあらわしたものが多数知られるからである。「主寸」(スグリ)は渡来系特有のカバネであるが、東漢氏系に特に多い²⁴⁾。

鉾打主寸

そのほか、「畫師」と書かれた木簡 (No.9) や、「石手」「丑手」(紐手?)「牛手」「馬手」などと列挙された木簡 (No70) がある。前者は崇峻元年 (588) に飛鳥寺造営の際に百濟から献上された「画工」(『日本書紀』同年是歳条)・「画人」(前掲⑫)との関連が想起される。後者の「手」は技術者を意味しようが、具体的な職掌は不明である。

以上をまとめると、飛鳥池工房の工人は渡来人が多く、とりわけ東漢氏配下の占める割合が高いといえる。飛鳥池工房の工人には、前代の飛鳥寺に属する工人の系譜を引き、律令制下には雑戸に編成される者がいた可能性が高い。ここに飛鳥池工房の性格を解く鍵が隠されていると考えるが、詳しくはivで検討をおこないたい。

東漢氏配下

b 工人の編成

官大夫・工長 つづいて工人編成の問題を考えるため、前掲⑩に再度着目したい。これは「官大夫」に上申した文書であるが、「田人連奴加」以下11名は工人とみられることから、官大夫が工人の管理者であったことがわかる。

問題は官大夫の性格である。木簡における「大夫」の用例を参照すれば、特に貴族層を想定する必要はない。本木簡が水溜SX1220から出土していること、他に南北溝SD1108出土木簡にもその語が認められる (No273) ことから、官大夫は各種工房に駐在していたとみてよいと考える。すなわち、官大夫は飛鳥池工房に複数存在していた可能性がある。この点を踏まえて官大夫の性格を推測するならば、8世紀の造東大寺司関係史料に頻出する「領」に相当するのではなかろうか。造東大寺司には各種の「所」(木工所、鑄所、造瓦所など)が所属していたが、現場出身者から取り立てられて、それぞれの所の管理運営にあたったのが領²⁶⁾である。

官大夫

造東大寺司の所には「人名+所」で呼ばれたものがある。これは領などに任じられた人々に付された通称であったとみられるが、なかには「某大夫+所」と書かれたものがある。7世紀

後半の飛鳥池工房と8世紀中葉の造東大寺司の史料とを直結させる点にはやや問題を残すが、官大夫が領に極めて近い存在であったことは認められるのではなからうか。官大夫の活動については、史料¹⁰より工人を掌握していたことがわかるにすぎないが、iicでみたような、命令伝達・原料管理・製品管理などの要に位置していたことも十分に想定できよう。

工 長 このほか、北地区の土坑SK1153出土の習書木簡にみられる語句であるが、「工長」(No502)も注目される。工長については櫛木謙周の研究があり、『類聚国史』弘仁10年(819)11月辛卯条をもとに、徭役労働者として上京した工人を監督する地位にあったこと、平城宮跡出土木簡をもとに、「考」に預かるなど、広義の官人の最末端に連なる存在として律令官僚制に組み込まれたことが指摘²⁷⁾されている。本木簡はそうした「工長」がすでに7世紀末段階から存在したことを示す点で興味深い。工長と官大夫の関係が問題になるが、8世紀の状況を参考にすると、前者は技術系、後者は事務系として区別されたと推測されるが、実態としては重なり合う部分が多かったのかもしれない。

加夜評・湯評の養米荷札 さて南地区からは、吉備道中国加夜評の荷札木簡が4点(No19~21、88)、伊予国湯評の荷札木簡が4点(No89~91、124)とまとまって出土している。その意味するところを考えることによって、工人編成の一端を明らかにしたい。

加 夜 評 まず加夜評の荷札木簡4点を取り上げる。いずれも評里制下のものである。SX1222のNo88を除く3点は、SX1220内の近接した場所から出土しており、一括性が高い。税目・品目は特に書いていないが、「六(斗)」とあるものが2点ある。8世紀の荷札木簡から知られる「六斗」の荷札はほぼ庸米に限られていること、それが仕丁などの食料米として支給されたこと、米6斗という額は仕丁に支給される1ヵ月分の食料米に相当する額であること(2升×30日=6斗)は、すでに周知の事実²⁸⁾である。7世紀段階にも同様であったことは、石神遺跡から出土した「養俵六斗」という木簡(『飛18』143号)から明らかである。「庸」ではなく「養」と記されているが、7世紀段階には歳役の代納物としての庸は成立しておらず、仕丁らへの資養物という意味合いが強かったことが関係しよう。よって「六(斗)」と書かれた2点の木簡は養米の荷札と考えられる。「俵」と書かれた荷札も米を指すのが一般的であるので、No21も養米とみて差し支えなからう。No20は文字の釈読に問題を残しているため、養米とみることは保留しておきたい。

湯 評 つぎに湯評の荷札木簡4点であるが、サト表記を記載していないものが2点(No89・124)で、他の2点(No90・91)は五十戸制下のものである。4点のうち2点は「俵」と記しており、米の荷札とみるのが自然であろう。その税目については不明であるが、加夜評の場合と同じく、養米の可能性があるかもしれない。

これら加夜評・湯評の荷札木簡がもし養米に関わるとすれば、そこから何がいえるであろうか。ここで注目したいのが、石神遺跡第15・16次調査で出土した仕丁関連木簡である。詳しくは別に論じる必要があるが、仕丁らが出身地別にまとまって勤務をおこない、その資養物は出身地から送られた様子が浮かび上がってくる。この知見²⁹⁾にもとづけば、飛鳥池工房で加夜評・湯評の仕丁が働いていた可能性がでてくるのではなからうか³⁰⁾。

このうち湯評の荷札木簡については、その出土地点から判断するに、銅工房との関わりが深い。すなわち1点は銅工房建物SB805・808周辺土から出土し(No124)、他の3点もSB805・808付近から廃棄されたとみるに相応しい。よって、湯評の仕丁は銅工房に勤務していたと推

測する。加夜評の荷札の場合は、鉄工房・銅工房いずれにも想定でき、特定は難しい。

加夜評・湯評と飛鳥池工房 それでは、備中国加夜評・伊予国湯評の仕丁が飛鳥池工房に出仕した理由はどこにあるのであろうか。ここでは次の4点を指摘しておきたい。

第一に指摘したいのが、これらの地域が優れた金工技術をもっていた点である。加夜評では 5 世紀後半から 7 世紀前半頃の鉄器生産遺跡である窪木薬師遺跡（岡山県岡山市）³¹⁾ や、6 世紀後半から 8 世紀前半頃の製鉄遺跡である千引・カナクロ谷遺跡（奥坂遺跡群。岡山県総社市）³²⁾ が存在するなど、製鉄や鉄器生産が盛んであった。³³⁾ 平城宮跡からは「備中国賀夜郡祁□□調鉄一連」（『平4』4669号）や、「大井鋏十口／九月十日」（『平1』312号）と記された荷札木簡が出土しており（「大井」は賀夜郡のサト名）、また共伴する木簡との関係から、「備中国賀陽郡□」（『城12』8頁）も鋏・鋏の荷札と推定されている。³⁴⁾ 7 世紀木簡に目を向けると、加夜評そのものではないが、同じ備中国のものとして、飛鳥京跡出土の荷札「白髪了五十戸／皸十口」があげられる（『県1976』12号）。「皸」はクワ・スキを指す。さらに天平11年（739）備中国大税負死亡人帳によれば、賀夜郡には、忍海漢部真麻呂（庭瀬郷三宅里）、忍海漢部得嶋（庭瀬郷山崎里）、忍海漢部麻呂（庭瀬郷山崎里）、東漢人部刀良手（大井郷栗井里）、西漢人部麻呂（阿蘇郷宗部里）、西漢人部事无壳（阿蘇郷磐原里）ら多くの渡来人が居住していた（『大日古2』247～252頁）。亀田修一は、これらの人々が屯倉の設置にもなって派遣された製鉄工人たちの子孫である可能性を指摘している。³⁵⁾ ここで注目したいのは、忍海漢部である。「忍海」から葛城に居住した渡来人の系統を引いていることは明らかで、鉄を中心とした金工技術に優れていた可能性が極めて高い。吉備には、蘇我氏の推進のもと、6 世紀後半に白猪屯倉が設置されたが（児島屯倉はその一部であろう）、田令に葛城山田直瑞子が任命されている点に着目したい（『日本書紀』欽明17年7月己卯条、同30年4月条）加夜評のミヤケが白猪屯倉と直接関わるという保証はないが、吉備地域と葛城氏との間に接点が認められる点は興味深い。³⁶⁾

湯評は『続日本紀』文武2年（698）7月乙亥条「伊予国献白鑄」、同乙酉条に「伊予国献鑄鋏」とあるように、伊予国が白鑄の産地である点に注目したい。³⁷⁾ 水溜SX1222からは「白錫」と釈読できる記録簡（No67）が出土している。「白錫」は白鑄のことであろう。白鑄は錫ないし錫を含んだ鉛、あるいはアンチモンと推測されている。³⁸⁾ 白鑄は銅と合金することで湯回りをよくする機能をもっており、銅製品の鑄造の際にはごく一般的に使用された。このように伊予国は鋳物資源に恵まれており、当然銅生産などの技術も蓄積されていたとみてよからう。また湯評には「葛木了」（No124）がいたが、伊予道後温泉碑には聖徳太子とともに葛城臣が夷与村を逍遙したとみえ（『新日本紀』所引『伊予国風土記』逸文）、湯評と葛城氏とのつながりを示している。

第二に指摘したいのが、王家領（ここでは屯倉や離宮付属領などを包括する語として使用する）との関係である。加夜評の場合、かつて屯倉が置かれていたことが、前述の備中国大税負死亡人帳に記された「三宅里」から判明する（『大日古2』250頁）。また、舒明天皇は加夜出身の蚊屋采女を娶り、その間に蚊屋皇子が生まれている（『日本書紀』舒明2年正月戊寅条）。湯評の場合は、舒明天皇が舒明11年（639）に「伊予温湯宮」に行幸したことや（『日本書紀』同12月壬午条）、斉明天皇が百済の役に際して「熟田津石湯行宮」に逗留したこと（『日本書紀』斉明7年正月庚戌条、『万葉集』8番歌左注など）があげられる。また伝承の域をでないが、景行天皇とその皇后、仲哀天皇と神功皇后、聖徳太子が「湯」にやってきたという所伝もあり（『新日本紀』所引『伊予国風

土記』逸文)、王家領が設置されていたとしてもおかしくない。先に屯倉のあった依網(依羅)出身の工人が飛鳥池工房に出仕していた可能性を指摘したが、同じように、王家領の設定された加夜評や湯評の仕丁が出仕することも十分に考えられよう。

総 領 制³⁹⁾ 第三は総領制との関連である。飛鳥池工房の操業時期にあたる7世紀後半、筑紫・周防・吉備・伊予の4地域では総領が置かれていた。総領については、国司の上に置かれた統括官とみてよいかどうか、行政官なのか軍政官なのか、4地域以外にも置かれていたのかどうか、といった点で諸説あり、不明な点が少なくない。ただいずれにせよ、以上の総領が数ヶ国に及ぶ地域を管轄下ないし影響下に置いていたことはほぼ間違いなく、吉備総領の場合は備前・備中・備後・播磨を、伊予総領の場合は少なくとも伊予・讃岐を対象地としていたとみてよい。加夜評は後に国府所在郡になっていく。湯評も国府所在郡にこそならないが、7世紀にたびたび行幸地となるなど、重要な拠点であった。よって加夜評・湯評と総領制とは無関係とはいえないが、現状では直接的な関係をみいだすのは難しい。ただ、ひとつ注意されるのは、『続日本紀』文武2年(698)9月壬午条に「周芳国献銅鉞」とあるように、総領の置かれた周防国は銅産出国でもあった点である。単なる偶然かもしれないが、鉄を産出する吉備、白鑛・白銀・朱沙を産出する伊予、銅を産出する周防、ということになり、飛鳥池工房で必要とされる鉞物を産出する点は注意される。

飛鳥寺封戸 第四に、両地域に飛鳥寺の封戸が置かれていた可能性がある。加夜評には「塞課了里」が存在したが(No19)、これは備中国大税負死亡人帳の賀夜郡阿蘇郷宗部里にあたる。蘇我氏と飛鳥寺との密接な関係を踏まえれば、加夜評に飛鳥寺の封戸があってもおかしくない。飛鳥寺との関係を強く示す木簡が多数出土した北地区からも、具体的な比定地はわからないが、「宗加了里」の荷札が土坑SK1126から2点出土している(No536、537)。また北地区の南北大溝SD1130から「巷宜了」と書かれた隠岐国の荷札木簡が出土している(No167)。もし飛鳥寺の封戸との関連がいえたとすれば、「寺家仕丁」(『日本書紀』大化元年8月庚子条)が出仕していたことだろう。しかし湯評については、蘇我氏や飛鳥寺との関連を窺わせる積極的な史料は存在していない。また飛鳥池遺跡の北地区でも、荷札木簡の地名をみるかぎり、備中・伊予と断定できるものは皆無である。現段階では、飛鳥寺の封戸との関連で説明することは難しい。

以上、備中国加夜評・伊予国湯評の仕丁が飛鳥池工房に出仕した背景を4点にわたって考えてみた。このうち第三・四の点については、飛鳥池工房との関わりを積極的にみいだすことは難しいので、参考程度にとどめておきたい。やはり重視すべきは、第一・二の点である。ここでは2項目に分けて指摘したが、両者が密接不可分の関係にあることはいままでのない。鉄や銅などの鉞物資源およびその金工技術を確保することは、軍事的にも経済的にも権力の源泉となるだけに、大王家がその地に王家領を設定することは大いにあり得るからである。

蘇我氏との関係 しかし王家領といっても、大王家が単独で管理していたわけではなく、白猪屯倉のように、蘇我氏がその経営に積極的に関与していた点を見逃してはならない。また、加夜評・湯評には共通して葛城氏の存在が認められたが、葛城系の工人に代表される金工技術が、王家領の設定を通じて導入された可能性を考える必要がある。その際、工人を送り込む強力な主体となったのは、これら工人を最終的に統括していた蘇我氏であったと思われる。湯評では確認できないが、加夜評にはソガベノサトが存在している点は示唆的である。先に工人の系譜という観点か

ら、飛鳥池工房と飛鳥寺・蘇我氏との関連を指摘したが、加夜評・湯評を媒介することによっても（特に加夜評）、両者の密接な関係を窺い知ることができるのである。

工人と仕丁 最後に、飛鳥池工房における仕丁の役割を考えてみたい。各サトから2名ずつ貢進された仕丁は、官司や封主などのもとに配属され、1名は立丁として実役に従事し、もう1名は廝丁として立丁の汲炊にあたった。諸史料から知られる仕丁の役割は雑役である。当然、飛鳥池工房の仕丁も諸々の雑役に従事したと予想されるが、それを示す直接の素材はみいだせなかった。そこで次善の策として、同時代における仕丁木簡に注目したい。石神遺跡第16次調査では仕丁関連木簡が多数出土したが、そのなかに次のような木簡がある。

⑬・加牟加皮手五升
神久□□二升小麻田戸二升

・□

鳥取□□二升桜井戸二升一升

青見□□二升知利布二升 汗久皮ツ二升

296・57・5 051 『飛18』114号

これは「加牟加皮手」に対して米5升、その他の者に米2升を支給した際の帳簿である。⁴¹⁾「加牟加皮手」は「手」とあることから、何らかの手工業技術者である可能性が高く、それゆえに米の支給量も他の者に比べて多いと考えられる。裏面の「鳥取」「桜井」「青見」「知利布」は、いずれも三川国青見評のサト名である。同遺跡からは「方原戸仕丁米一斗」と書かれた木簡が出土しているが（『飛18』116号）、「方原」も三川国穂評のサト名であった。仕丁には1日あたり米2升が支給されたので、こちらは5日分の食料支給の帳簿と考えられる。三川国の仕丁に関連する木簡は他にも多数出土している点も勘案すれば、史料⑬の裏面は三川国青見評の各サトの仕丁に関わるとみるのが自然であろう。本木簡からは「加牟加皮手」という技術者のもと、三川国青見評を中心とした仕丁7人が編成されていたことが判明するのである。

同様の構造は、8世紀以後にも認めることができる。平城宮跡東院地区にある南北溝SD3236Cから、次のような木簡が出土している。

〔百カ〕
〔□十五人〕

⑭・仕丁百三人定□□卅二人木工十四人 鉄工一人

〔人カ〕

・仕丁百十七□之中逃□ □□□卅□

(260)・18・4 019 『城12』15頁

ここでは仕丁は木工や鉄工と併記されており、仕丁の数は木工や鉄工と比べて格段に多くなっている。木工や鉄工に仕丁が付属するという編成をとっていたといえよう。同じ遺構からは「木工并仕丁粮」と書かれた題籤軸（『城12』14頁）も出土している。

8世紀後半における造東大寺司の造瓦所の場合も、将領1人・瓦工4人・仕丁9人という組み合わせをとっていたことが判明している。⁴²⁾また『延喜式』木工式14作瓦条によれば、瓦工房は10烟の瓦窯からなり、それぞれ工4人と夫8人を配属することになっていた。

このように工人1人あたりに付属する仕丁の数は、業種ごとに相違はあるものの、基本的な構造は7世紀から10世紀まで変わることはなく、仕丁は工人の補助作業に従事していたことが推測されよう。これを飛鳥池工房に置き換えていうならば、加夜評や湯評の仕丁は、金工技術を有する工人とペアになり、その下働きをしていたといえるのではなかろうか。

ただし注意しておく必要があるのは、造東大寺司造瓦所では、瓦工と仕丁の作業内容が完全

石神木簡

平城宮木簡

に分化していなかったとみられる点である。⁴³⁾先にみたように、加夜評・湯評の仕丁は鉄・銅などに関わる技術を有していた可能性があり、もしそうだとすれば、工人とあまり変わらない作業に従事するという場面も往々にしてみられたことであろう。

iv 飛鳥池工房の性格

a 「造飛鳥寺官」説をめぐって

飛鳥池工房の特質 i～iiiの考察を通じて、以下の点を明らかにした。

- 小 括
- ①飛鳥池工房は考古学的に2時期分の操業が確認できるが、木簡から直接わかるのは2時期目の大規模工房についてである。その本格的な操業は天武7年(678)頃に始まる。終業の時期は明確におさえられないが、持統8年(694)の藤原遷都時の可能性が高い。少なくとも8世紀以後の本格的な稼働は考えにくい。1時期目の工房は遺構としては不明確であるが、土器の年代観から判断するに、640年代頃に操業し、あまり長くは続かなかった。
 - ②飛鳥池工房は全体管理施設と各種工房から構成されているが、木簡を廃棄したのは各種工房で、その中心は鉄工房である。全体管理施設から廃棄された木簡は出土していない。各種工房は現業部門と管理部門から成り立っており、後者に関わって使用された木簡が多数含まれている。命令伝達・原料管理・製品の管理や発送などさまざまな局面で、木簡は使用されていた。
 - ③飛鳥池工房では天皇・皇族・貴族・寺院などの需要に応じて、各種の手工業生産をおこなっていた。また木簡から直接判明するわけではないが、国家的な要請にも応じていたと考えられる。その典型例が富本銭の鑄造である。生産規模は、谷筋に分厚く堆積した炭層の状況や、出土遺物の膨大さなどからみて、かなり大規模なものであったと判断される。
 - ④飛鳥池工房に勤務する工人の系譜をたどっていくと、かつて蘇我氏および東漢氏の支配を受け、蘇我本宗家が檀越であった時代に飛鳥寺に属した工人へといたる。それは古く遡ると葛城氏との関連も考えられる。

工房の性格 従来の研究では、主として③の側面に着目し、飛鳥池工房の性格が論じられてきた。その際、「官営工房」「官廷工房」「寺院工房」などの用語がしばしば使われてきた。しかし、各用語の意味するところは論者それぞれ微妙に異なっており、混乱をきたす場合がある。ここでは「官営工房」とは、「国家が所有する工房・用具・原料などの生産手段を用い、国家によって維持管理され、生産物は国家の用に供した工房」と定義したい。⁴⁴⁾この定義に照らせば、「寺院工房」についても、その寺院が官寺・準官寺であれば、「官営工房」の一類型として位置づけることができる。いうまでもなく、官寺を造営する際には、造寺司(造高市大寺司・造大安寺司・造東大寺司など)が設置されるからである。このほか工房を有する官司として、大宝官員令・養老職員令に規定された各種生産に携わる官司(鍛冶司・造兵司・典鑄司など)やその前身官司に加えて、鑄銭司・内匠寮などの令外官司が存在するが、ここでは造寺司以外に限定した上で「官司工房」と呼びたい。⁴⁵⁾もちろん「官司工房」も「官営工房」の一類型として位置づけられる。

このように用語を規定するならば、飛鳥池工房が「官営工房」であることはほぼ疑いない。問題はその具体的な中身である。飛鳥寺の「寺院工房」なのか、「官司工房」なのか、両者が未分化な工房なのか、あるいはまったく別タイプの工房なのか、議論は決着をみていない。

「造飛鳥寺官」説 この問題について詳細な議論をおこなったのは吉川真司で、飛鳥寺の「寺院工房」とする見方を強く提示した。吉川は飛鳥池木簡の総合的検討を通じて、北地区に飛鳥寺・東南禅院の寺院管理組織、南地区に工房群が置かれていたと考える。そして、両地区を一体的に捉えるという視点から、「造飛鳥寺官」（造語）とでも呼ぶべき全体組織を想定し、北地区にはその中枢となる事務施設が置かれ、南地区はその管掌下にあったと理解した。

吉川がこの見解を導く際、参考にしたのが8世紀の造東大寺司である。造東大寺司について、

造東大寺司

- A 当初は寮相当であるが、後には省に準ずる律令官司という側面をもった。
- B 多様な現業セクションによって構成され、これら全体を政所が統括した。
- C 天皇・王家と直結しており、内廷的需要にも応えていた。

といった諸点に特徴をみだし、これらは基本的に「造飛鳥寺官」に関しても該当すると理解する。特に重要なのは、C天皇・王家との直結性という点である。造東大寺司という特殊な「寺院工房」の事例ではあるが、寺院の必要とする製品のみを生産していたわけではなく、一種の「内廷工房」としての側面もあったのである。飛鳥池工房では天皇や皇子宮などの需要に応じていたが、飛鳥池工房が飛鳥寺の「寺院工房」であったとしても、内廷的需要に応じることは十分に考えられるのである。また吉川は特に取り上げなかったが、工人の系譜という側面についても、飛鳥寺の「寺院工房」と考えると理解しやすい。

天皇・王家との直結性

何よりも注目されるのは、飛鳥池工房の操業時期と飛鳥寺との関連である。飛鳥池工房は640年代頃に操業を開始し、途中の中断を挟んで、天武7年(678)頃に大規模工房として整備された。この2つの画期は吉川が指摘するように、7世紀後半段階の飛鳥寺の歴史とも整合的である。もともと飛鳥寺は蘇我氏の氏寺として出発したが、7世紀後半段階に2度の転機を迎えている。1回目は皇極4年(645)のクーデターで蘇我本宗家が滅亡した時点で、仏教界の中枢という地位を保ったまま天皇の保護・統制下に入った可能性が高い。2回目は天武朝である。天武2年(673)に1700戸という莫大な封戸が施入された(『新抄格勅符抄』寺封部)。ついで天武9年には、大化の造寺援助策が停止され、「官司」が経営する寺院を「国大寺二三」(大官大寺・川原寺・薬師寺)に限定した際にも、大寺として「官司」が経営し功績もあったことから、従来どおり「官治」扱いとされている(『日本書紀』同9年4月是月条)。この前後にも、天武天皇による行幸や珍宝の施入(同天武14年5月庚戌条、朱鳥元年6月甲申条)、300人の大徳を集めて袈裟を贈る(同持統元年8月己未条)など、飛鳥寺は重視されていた。また、伽藍中枢部における瓦の出土状況から、天武朝に大規模な改修があったと推定されている⁴⁶⁾。

飛鳥寺の展開過程

さらに『続日本紀』大宝元年(701)7月戊戌条によれば、当時存続していた造寺官司は「造大安寺官」と「造薬師寺官」の2つだけであった。吉川が述べるように、飛鳥寺の大改修が終了したのを受けて、「造飛鳥寺官」は7世紀末に廃止された可能性は十分にある。飛鳥池工房は700年以前に本格的な操業を終えていると考えられるが、これも「造飛鳥寺官」の廃止にともなうと考えれば理解しやすい。もちろん飛鳥寺の大改修が終わった後も、寺院を管理・修理する機構は必要であり、吉川が想定するように、「造飛鳥寺所」(造語)とも呼ぶべき組織が置かれた可能性はある。

このように飛鳥池工房が飛鳥寺の動向と連動していることは否定しがたい事実であり、天皇と密接な関係をもった準官司の「寺院工房」であった可能性は大いにあるといえよう。

「造飛鳥寺官」説の問題点 しかし、吉川真司の「造飛鳥寺官」説にも問題点がある。

設置事情 第一は、飛鳥池工房は飛鳥寺の創建段階にまでは遡り得ない点である。官寺の扱いを受けていた川原寺では、寺域の北方でおこなわれた発掘調査において、7世紀後半の創建時から平安時代に及ぶ工房跡が検出されており、連続性が見て取れるのと同対照的である。もともと飛鳥寺の場合、6世紀末の創建当初の段階には、蘇我氏の氏寺として出発したが、皇極4年(645)のクーデターで蘇我本宗家が滅亡すると、天皇が檀越となる寺院へと変貌を遂げることになる。こうした飛鳥寺の性格に規定されて、「寺院工房」の立地場所が変わったとみることも不可能ではない。しかしその場合でも、主導権はあくまでも天皇・国家の側にあったと理解すべきであり、一寺院の事情によって新たな地に工房が形成されたわけではないと思われる。

巨大な生産 第二は、飛鳥池工房の生産規模の巨大さである。飛鳥池工房が操業した天武朝頃、たしかに飛鳥寺は大改修され、また禅院でも瓦葺きの堂舎が建設されている。しかし飛鳥池工房の生産規模は、その需要をはるかに凌駕しているとみられる。前述の川原寺の寺院工房の場合、一部の検出にとどまるとはいえ、地形的にみて、飛鳥池工房のそれよりはるかに小規模といわざるをえない。造東大寺司は規模では飛鳥池工房と比肩し得るが、造東大寺司はあくまで東大寺の主要堂舎を無の状態から造営するために設置された点に注意する必要がある。これに対して、飛鳥寺の造営は蘇我本宗家が檀越であった時点ですでに基本的に完了しているのである。営繕・改修を主な目的として、あえて大規模な工房を設定したとみることは困難ではなかろうか。

北地区は三綱政所 第三に、吉川は北地区に「造飛鳥寺官」の政所を想定するが、Bで検討するように、北地区出土木簡は飛鳥寺の資財管理に関わるものが極めて多いという特徴がある。寺院資財を管理する機関として、造東大寺司がそうであったように、「造飛鳥寺官」を想定するのは自然な考え方である。しかしながら、やはりBで詳述したいが、北地区の木簡に見える人名には造寺官を構成していたであろう俗官はみえず、寺家を構成する僧侶が主体を占めていることから、北地区には寺家三綱が事務をおこなう施設(三綱政所)が立地していたと考えるべきであろう。三綱組織の政所と「造飛鳥寺官」の政所が同じ空間に同居していた可能性も残るが、北地区からは「造飛鳥寺官」の活動に関連する木簡や、工房の管理に関わるような木簡などはまったく出土していない。なお寺院の資財管理について補足すると、東大寺では、造東大寺司が主として資財の管理をおこなっていたが、寺の造営が進むにつれ、徐々に三綱の方に比重が移っていくことが判明している。飛鳥寺の場合、すでに7世紀後半には寺は完成しているのであるから、三綱が資財を管理するのは理に適っているのではなかろうか。

南北は異質 第四は、北地区と南地区の木簡の異質性である。両地区の性格が違っているとはいえ、ともに「造飛鳥寺官」に関わるとするならば、もう少し共通してもよいのではなかろうか。「造飛鳥寺官」説にたてば、荷札木簡は封戸ないし施入によってもたらされたことになるが、両地区において貢進地に共通するところはほとんどない。また木簡の時期についても、南地区では藤原遷都以前に収まるが、北地区では8世紀初頭まで続いており、少し様相を異にしている。上限に関しても、北地区の方がわずかながら古手の木簡が含まれている。北地区と南地区は同じ谷筋に展開する遺跡であるが、頑丈な東西塀によって遮断されている点は看過すべきではない。ちなみに同じ谷筋のすぐ上流には、酒船石遺跡の亀形石槽があるが、これを「造飛鳥寺官」の関連施設とみる者はあるまい。

「官司工房」としての側面 つぎに吉川は否定しているが、「官司工房」としての側面はまったくないのであろうか。やはり問題となるのは、富本銭の鑄造に対する評価である。吉川が指摘するように、「鑄銭司」の設置が認められるのは、『日本書紀』持統8年(694)3月乙酉条「以直広肆大宅朝臣麻呂・勤大貳台忌寸八嶋・黄書連本実等拜鑄銭司」、および『続日本紀』文武3年(699)12月庚子条「始置鑄銭司、以直大肆中臣朝臣意美麻呂為長官」である。『日本書紀』天武12年(683)4月壬申条に「詔曰、自今以後、必用銅銭、莫用銀銭」とあるように、富本銭の鑄造は遅くとも天武12年には開始されていたが、この条に「鑄銭司」はでてこない。そこで吉川は、富本銭鑄造の初期の段階には「鑄銭司」が置かれず、有力な寺院工房に委託されたのではないかと推定する。また持統8年の鑄銭司設置以後についても、鑄銭司とは別に飛鳥池工房が鑄造の一翼を担い続けていたと想定する。たしかに、このように理解すれば、必ずしも飛鳥池工房を「官司工房」とする必要はなくなる。しかしこれは解釈のひとつであって、飛鳥池工房に鑄銭司が置かれていた可能性を完全に否定するものではない。

富本銭鑄造

これに関わって注目したいのが、前述の持統8年条にみられる黄書連本実である。黄書(黄文)氏は高句麗系の渡来氏族で、多数の画師・画工を輩出したことで知られる。薬師寺に所蔵される「仏足石記」によれば、入唐した本実が普光寺で仏足図を写し取り、それを平城京の禪院寺に伝えたという(『寧楽遺文』下巻973~974頁)。禪院寺は飛鳥寺禪院の後身である点に着目した花谷浩は、鑄銭司の本実が飛鳥池遺跡に出入りしていた関係から、隣接する東南禪院に仏足図が納められ、禪院寺に伝わることになったと推論した。この点が認められるとすれば、飛鳥池工房に「鑄銭司」が置かれた可能性が一段と高まることになろう。ただし前述のように、飛鳥池工房は藤原遷都を契機に本格的な操業を停止したと考えられ、この持統8年における「鑄銭司」が飛鳥池工房に直接関わるものであったのか、極めて微妙なものがある。しかしいずれにせよ、飛鳥池工房が日本最古の銅銭鑄造施設であったことは間違いなく、史料にみえる「鑄銭司」との間に少なくとも技術的なつながりが存在した点は認められよう。

黄書連本実

つぎに工人の系譜に再度着目したい。飛鳥池工房では鍛冶による鉄製品の製作を活発におこなっており、大部分の木簡はそれに関わるものであった。その工人名を分析すると、東漢氏配下の渡来系が中心を占めている。大宝官目令によれば、鍛冶をおこなう官司として、造兵司・鍛冶司の2つがある。造兵司には鍛戸217戸・甲作62戸・鞞作58戸・弓削32戸・矢作22戸・鞞張24戸・羽結20戸・梓削30戸(以上、雑戸)、爪工18戸、楯縫36戸、幄作16戸(以上、品部)、鍛冶司には鍛戸338戸(雑戸)が所属していた(『令集解』職員令所引「別記」)。これらの品部雑戸(中心は雑戸)が東漢氏配下の渡来系工人を中核として組織されたことは、早く平野邦雄などの研究によって明らかにされている。⁴⁹⁾

工人の系譜

すなわち、7世紀後半段階の飛鳥池工房の工人と、8世紀の造兵司・鍛冶司の雑戸とは重なり合う部分が認められるのである。系譜の連続性を重視するならば、飛鳥池工房が造兵司・鍛冶司の前身にあたる「官司工房」としての側面をもっていたことは否定しがたいのではないかと。

しかし、飛鳥池工房が8世紀における「官司工房」に直接つながるかといえば、それはやはり疑問であろう。工人の系譜として、たしかに連続性は認められるが、すべてを網羅しているとはいえないからである。造兵司・鍛冶司を取り上げると、鍛冶部が当然所属していたはずであるが、木簡には登場しない。飛鳥池工房が8世紀における「官司工房」の母体のひとつに

なった可能性はあるが、他にもいくつかの工人集団の系譜を考える必要があり、飛鳥池工房のそれが主流であったという保証はまったくない。

b 飛鳥池工房の歴史的展開

「未分化工房」論 これまでみてきたように、飛鳥池工房が「官営工房」であることは確かであるとしても、その具体的性格を考えていくと、「寺院工房」ないし「官司工房」としての側面は一部認められるが、それですべてを説明し尽くせないことがわかる。花谷浩は「宮の製品も官寺・準官寺の製品もこの遺跡で生産された。私は、このような未分化な状況こそ飛鳥池遺跡の特徴であり、かつまた7世紀後葉のこの時期特有の操業形態だったとみたい」と述べたのも、⁵⁰⁾ある意味頷けるところがある。

花谷浩説

これに対して吉川真司は「官司と寺院の工房が同居し、それらが総合的に配置・運営され、各工人がどこに所属するか判然としないようなあり方は、こうした時期、とりわけ官僚制の整備された浄御原令制以降には想定しにくいし、またそうした体制が必要であったとも思えない」と批判する。またこの部分に注を付して、「(花谷論文は) 朝廷・寺院・諸豪族の工人をまとめるために必要だったと述べるが、朝廷に仕えてきた工人は品部・雑戸として諸官司に分属したであろうし、寺院や諸豪族から工人が切り離された明証はない」と述べる。⁵¹⁾

吉川真司説

7世紀後半の工房

しかし、この吉川の批判について、飛鳥池工房は持統3年(689)の浄御原令施行以前に成立しているものであり、果たしてこの時期に、整然とした官制の違いにもとづく「官司工房」があったといえるのか、疑問を感じる。浅香年木は、浄御原令に対する注釈に由来するとされる「官員令別記」の分析を通じて、大宝令制下に比べて未分化な工房のあり方を想定し、そのひとつとして、造兵司工房・鍛冶司工房の一体化した「兵政官所属工房群」(仮称)を想定し、7世紀末に総合型工房から単細胞型工房へ分化していくとする。⁵²⁾「官員令別記」は浄御原令にまで遡らないという説もあるが、⁵³⁾いずれにせよ古い時代には総合型の工房が一般的であった可能性は高い。そもそも実際の物作りにあたっては、職種別の単独型の工房では何かと不便であり、⁵⁴⁾現に8世紀においても、内匠寮のような総合型の「官司工房」が設置されているのである。

「未分化」という言葉の善し悪しは別として、花谷が指摘するように、7世紀後半という時代のなかに飛鳥池工房を位置づける必要があるのではなかろうか。吉川が試みた8世紀の造東大寺司との比較の有効性は認めるが、時代的背景の相違も考慮にいれなければならないと思う。飛鳥池工房の動向について、吉川は飛鳥寺の立場から説明をしたが、「詔」によって小刀・針の製作を命じた木簡(No50)にみるように、天皇、その意志を体現する国家機構である朝廷の側により重点を置いて理解すべきであると考えている。以下、見通しを述べることにしたい。

飛鳥寺・蘇我氏の工人

飛鳥池工房の展開過程 飛鳥池工房には東漢氏配下の渡来系工人が多数働いていた。その中核を占めていたのは、もともと飛鳥寺・蘇我本宗家に仕えていた工人たちである。前掲¹²⁾には飛鳥寺の造営に際して、東漢氏を総責任者とし、忍海首・朝妻首・鞍部首・河内首を将とし、その配下の工人を率いたことが記されているが、木簡と重なりあう部分がある。

東漢氏系の工人は5世紀以来、王権と密接な関わりをもっており、6世紀には各種の手工業生産にあたる部(鍛冶部・鞍部・衣縫部など)として編成されていた。鎌田元一が述べるように、部民制は、諸豪族による人民の所有を前提とした王権への従属・奉仕の体制、朝廷の職務分掌の体制として捉えられる。⁵⁵⁾7世紀の前半段階には、蘇我氏の強い影響下におかれるが、大和王

権の部民としての立場が失われていたわけではない。⁵⁶⁾

皇極4年(645)のクーデターで蘇我本宗家が滅亡すると、蘇我氏の氏寺である飛鳥寺は接收され、飛鳥寺・蘇我本宗家に仕えていた東漢氏系の工人集団も、天皇の保護・統制下に入ったと考えられる。大和王権の手工業生産にあたる部民としての伝統を有していたこともあり、もし「官司工房」を設立、あるいは充実させようとするならば、この工人集団を利用しない手はない。7世紀後半に部民制一般は廃止の方向に向かっていくにもかかわらず、東漢氏系の工人は基本的に解放されていないのも、「官司工房」の技術労働力として期待されたからであろう。飛鳥寺は寺院造営にともなう最先端の技術を保持していた点も考えあわすべきである。

皇極4年

当時の宮は飛鳥板蓋宮であった。当時の朝廷は、飛鳥板蓋宮のすぐ北北東の丘陵裏側の地に新たに飛鳥池工房を建設し、接收した工人たちを働かせたのである。もちろん、この地は飛鳥寺の東南部に接した場所であり、飛鳥寺との関係も深い。Bで明らかにするように、同じ谷筋の北地区には飛鳥寺の寺務機関が使用した木簡が多量に廃棄されており、木簡の年代から、8世紀初頭まで飛鳥寺の使用する空間であったことが確かめられる。蘇我本宗家の時代にこの谷筋がどのように利用されていたかについては不明であるが(少なくとも南地区は工房ではない)、天皇権力が掌握した旧飛鳥寺の工人集団を再配置するにあたり、飛鳥寺の方向へ谷口を開くこの谷空間が利用されたことの意義は軽視できない。すなわち、前代には飛鳥寺の支配を受けていた工人集団としての性格を維持しつつ、同時に朝廷直属の工房という新たな使命を課されたのが、飛鳥池工房だったということができるのではないだろうか。

こうして飛鳥池工房は7世紀中葉に創設されるが、あまり長くは続かなかったようである(難波遷都などの影響が考えられよう)。しばらくの中断を経た後、飛鳥池工房は大規模な工房として再整備され、天武7年(678)頃に本格的な操業を開始する。その設立の背景として、飛鳥寺の大改修という側面もあげられようが、より直接には律令国家建設にともなう国家的要請があったと考えられる。

天武7年頃

ここでは国家的要請の一例として、当時、武器生産の必要性が著しく高まっていた点を指摘しておきたい。7世紀後半には官人有位者や京畿内を対象にして武器を備えさせる命令がしきりにだされているが、その始まりが『日本書紀』天武4年10月庚寅条「詔曰、諸王以下、初位以上、每人備兵」、同5年9月乙亥条「王卿遣京及畿内、校人別兵」であり、飛鳥池工房が大整備される直前にあたっている点は重要である。これらの政策は、畿内政権による地方豪族に対する抑圧策と解するよりも、国家儀礼における儀仗制への対応策とみるのが妥当だと思われるが、いずれにせよ武器生産の必要性が高まりつつあったことは間違いない。8世紀以後に中央で武器生産にあたったのは造兵司であるが、そうした官司の設立が要望されていた可能性は高いであろう(既存の組織があったにせよ、それを機能強化することは考えられる)。もっとも、7世紀後半の武装化政策に関する史料には、造兵司(その前身官司)の生産した武器を調達すると書かれているわけではなく、調達方法は一考を要する。しかし、たとえ官人有位者などが武器を独自に調達していたにせよ、それを命じた天皇・国家の側でも、武器の備えは当然必要となり、その対応が求められる点に変わりはない。また具体的な史料をあげて論証することは難しいが、天武朝における新たな国家づくりの過程で、各種生産の必要性が高まっていたことは十分に推測できる。こうした要請を受けて成立したのが、飛鳥池工房であったと考えられる。

武器生産の高まり

東漢氏系
の工人

飛鳥池工房の労働力は国家権力を背景にさまざまな形で集められたであろうが、主力は東漢氏配下の渡来系工人であった。その意味で、次の『日本書紀』天武6年6月是月条は興味深い。
 詔東漢直等曰、汝等党族之、自本犯七不可也。是以、従小墾田御世、至于近江朝、常以謀汝等為事。今当朕世、将責汝等不可之状、以随犯応罪。然頓不欲絶漢直之氏。故降大恩、以原之。従今以後、若有犯者、必入不赦之例。

この詔は東漢直がこれまで犯した7つの悪事を糾弾したものであるが、最終的には罪を許している。その前年にあたる天武5年、新城（新益京、藤原京）の建設が開始されたが、途中で断念しており（『日本書紀』同年是歳条）、これは飛鳥への回帰となってあらわれたはずである。東漢氏は飛鳥地域への根強い影響力をもっているため、懐柔する必要があったことは間違いない。しかし同時に注目したいのは、この詔がまさに飛鳥池工房の大整備が始まったか、始まるうとしている時期に出されている点である。工房を潤滑に経営していく際、東漢氏の全面的な協力が不可欠であったことを思えば、この詔を偶然として片づけることはできない。

工房の性格

こうして天武7年頃に本格的な操業を開始した飛鳥池工房であるが、それは一面で「官司工房」としての性格をもっていた。しかしそれを、大宝令制下のような細分化された「官司工房」のイメージで理解してはいけない。持統3年（689）の浄御原令施行以前に成立した点からみても、整然とした官制の違いによる工房を想定することは難しいからである。また、飛鳥寺に属した工人を再編成したという固有の事情や、その立地関係もあって、準官寺である飛鳥寺の改修に関与してもおかしくなく、その意味では「寺院工房」としての側面も有していたはずである。また天武天皇をはじめ、皇室のさまざまな需要に応じるための「内廷工房」としての側面もあったと考えられる。飛鳥池工房は「官司工房」「寺院工房」「内廷工房」など多様な側面をあわせもった工房として捉える必要があり、どれかひとつの言葉で割り切ることはできない。

ただし若干問題となるのは、持統3年の浄御原令施行以後である。官僚制の整備がある程度進展したとすれば、官司ごとに工人の所属関係が明瞭になっていた可能性はあろう。しかしながら、工人の所属が明確に分かれている場合であっても、各種の工房が同居することは当然おこりえるのではないだろうか。生産の現場では、職種別の単独型の工房よりも、総合型の工房の方が何かと便利である。ましてや飛鳥池工房の場合、もともと総合型の工房として出発した経緯があり、その利便性をあえて崩す必要はなかったと思われる。さらに、天武5年にいったん挫折した新城の建設も、天武11年には再開されており（『日本書紀』同年3月甲午条、同月己酉条）、藤原遷都は間近かな時期である。もし官制にもとづく新たな「官司工房」を設立しようとするれば、それは藤原京で実現させるのが現実的であると思われる。

藤原遷都

やがて持統8年（694）の藤原遷都がなされると、飛鳥池工房は本格的な操業を停止することになる。もっとも、持統8年・文武3年（699）の鑄銭司が飛鳥池工房におかれたとすれば、遷都後も操業していたことになるが、すべての工房が機能していたとみる必要はない。おそらく大部分の工人は藤原遷都とともに、藤原宮・京へ移動したのであろう。その受け入れ先としては、浄御原令官制にもとづいて成立した官司の工房や、藤原宮・京の建設に携わった造京司などが考えられる。あるいは、大官大寺・薬師寺などの造営は進行していたので、その造寺官の工房に吸収された可能性もある。この点の追求は、もはや本報告書の範囲を大きく超えており、別の機会に改めて検討を加えることができると考える。

B 飛鳥池遺跡北地区出土木簡と飛鳥寺

Bでは飛鳥池遺跡北地区から出土した木簡を取り上げ、北地区出土木簡群の全体的性格、および木簡群を作成・使用・廃棄した主体を明らかにしたい。さらにそこから、飛鳥池遺跡北地区がどのような性格の施設であり、飛鳥池遺跡全体のなかでいかなる位置を占めていたのかについても、見通しを得たいと考える。

i 北地区出土木簡群の年代と性格

木簡の年代 飛鳥池遺跡北地区においてまとまった数の木簡が出土した遺構は、①南北大溝SD1130、②南北溝SD1110、③土坑SK1153、④土坑SK1126、の4つである（以下、主要4遺構と称す）。これらの遺構には、年紀やコホリ-サト表記など、年代を特定できる記載を有する木簡が含まれており、そうした記載内容から導かれる遺構ごとの木簡の年代を再度整理すると、概ね①・②は7世紀後半頃、③は7世紀末頃、④は7世紀末～8世紀初頭頃となる。遺構および木簡出土の状況から、いずれも一括投棄ないし数年間程度の短い期間に収まると考えられ、より細かく年代幅を限定するならば、①と②は天武5年(676)～同7年(678)を含む天武朝前半、③は文武2年(698)を含む文武朝、④は文武2年から大宝以降までを含む文武朝、ということになろう。③と④については、あえて時間差を想定するならば「評-里」表記の荷札(No.435)を含む③の方が、「郡-里」表記の荷札(No.529～534)を含む④よりも若干古い年代を示す可能性があるが、後述する内容の共通性からも、ほぼ重複する時期とみて問題ない。これらの主要4遺構のほか、石組方形池SG1100、方形池周辺の土坑群、その他の溝などからも木簡が出土しており、年代を特定できる要素は少ないものの、「前白」形式の文書木簡(No.586・587)、元来「評-里」表記であったと考えられる荷札(No.593)などの存在から、概ね7世紀後半～末頃であろうと推測される。

木簡の全体的性格 最初に結論から記すと、北地区出土木簡群は、全体として寺院で使用されたものであり、なかでも僧侶集団による寺院内部統治⁵⁷⁾に関わる木簡群であると考えられる。以下その理由を述べるが、具体的な記載内容の分析に入る前に、大まかな特徴を概観しておきたい。なお、Aで述べたように、南北溝SD1108出土の木簡は南地区の工房に関わる木簡群であるため、ここでは検討の対象としない。

北地区出土木簡には、次のような特徴を認めることができる。

- (1) 文書・帳簿木簡が多く、記される人名は僧侶名が多い。
- (2) 経典名・寺院名・仏教用語を記す木簡が目立つ。
- (3) 削屑木簡が多い。元来帳簿であったとみられるもの、および習書風のものが多く。
- (4) 以上の傾向は、主要4遺構を含むすべての木簡出土遺構にほぼ共通する。

もう少し詳しく述べておく。(1)宛先を明記する文書木簡はほぼすべてが高位の僧侶に対する上申形式であり、帳簿木簡にも物品の配分先などとして多くの僧侶名がみえる。文書・帳簿の一部には僧侶ではない俗人の名もみえるが、姓・名を兼ね備えた記名はほとんどなく(荷札木簡の貢進者名表記は除く)、堂童子の「大人」(No.423)、仕丁の可能性のある「稻末呂」「針間」

北地区木簡
の4つの
特徴

(No.522、556)、使人の「友足」(No.588)など、名のみ、あるいは通称で記されるものばかりである。(2) この傾向は文書・帳簿木簡だけでなく、習書木簡にも窺え、通常の習書木簡のように日常的に使用する文字を繰り返したり、初学者用の漢籍の題や内容を記すもののほかに、經典名や仏典中の文言を記した習書が確認できる。(3) 帳簿木簡と共通する物品名や数詞が削屑にも多く確認でき、これらの削屑が帳簿を削ってできたものであることがわかる。このことから、北地区木簡群を作成・使用した組織は、帳簿木簡を用いた事務作業をかなり活発におこなっていたことが推測される。(4) たとえば高位の僧侶を宛先とする文書木簡は主要4遺構からそれぞれ出土しており、他にも土坑SK1806・1818・1821などにそれらと類似する内容を持つ文書風の木簡が確認できる。また、後に詳述するが、ある特定の高僧を指すと考えられる「大徳」「大師」という称号を記す文書・帳簿木簡が、主要4遺構のすべてから出土している。

北地区出土木簡の全体的な性格は、概ね以上のようなものである。上記(1)～(4)の要素、特に(4)から、北地区木簡群が出土遺構の年代を問わず、僧侶や寺院に関わりのある同一組織によって作成・使用され、7世紀後半～8世紀初頭にかけて北地区内で段階的に廃棄されたことが想定される。以下、具体的な記載内容の分析を通じて、この組織の実態に迫ってきたい。

ii 北地区木簡群の作成・使用組織とその権限

a 木簡に見える僧侶名と寺院名

以下、木簡の記載内容を分析検討することにより、北地区木簡群を作成・使用した組織(以下、当該組織と略す)の実態を明らかにしていく。まず最初に、木簡に見える僧侶・寺院などの固有名詞をあげ、当該組織がどのような寺院や僧侶集団と関わりを有していたのかについて、見通しを得ておく。

僧侶名 既存の史料によって木簡発見以前から存在が知られていた僧侶として、「観勒」(No.432)、「智調」(No.425)、「知達」(No.143)の3名があげられる。

観 勒 「観勒」(No.432)は、推古10年(602)に百済から来日し、同32年には僧正に任じられ、飛鳥寺に止住した渡来僧である。本木簡は文武朝頃の土坑SK1153からの出土であり、木簡に記された時期にはすでに過去の人物であった。本木簡は破材習書であり、よく知られた人物の名を習書したものと考えられる。過去の飛鳥寺の高僧の名がこのような習書に記される事実は、当該組織の置かれていた環境を反映しているものと考えられる。

智 調 「智調」(No.425)は、『日本霊異記』上巻第22縁に見える知調であろう。『霊異記』では、飛鳥寺東南禅院(以下、飛鳥寺禅院、または禅院と略す)の創始者として知られる道昭が死去する際、臨終の場であった禅院において異表を示した弟子として描かれている。弟子のなかでも特に師の道昭と緊密な関係にあった人物と考えられる。

知 達 「知達」(No.143)は、唐僧玄奘から無性衆生義(法相宗の成仏論「五性各別説」)の教えを受けたという智達であろう。智達は道昭よりやや遅れて入唐し、道昭と同様に三蔵法師玄奘の門下に学んだ⁵⁸⁾。智達は、玄奘がインドよりもたらした新訳系の仏教教理を日本に伝え、新訳系唯識学説を招来した僧侶として初伝の道昭に続く法相宗第二伝と位置づけられており(『三国仏法伝通縁起』)、道昭の後継者的な立場にあったと推測される。

「智調」と「知達」は、両名とも道昭とかなり近い関係にあった僧侶である。このほかにも

「智照」(No.295)や「弁智」(No.143)は、智調・智達と同じく法名に「智」字を含む。智照は、「道照」(道昭)の「照」字を受け継いでおり、弟子の可能性が高い⁵⁹⁾。また智照・智達・智調らは「智」字を共有することから、いずれも道昭の弟子で、法統上の兄弟関係にあるのではないかと推測される。このように、木簡にみえる僧侶名からは、飛鳥寺禪院を拠点として活動した道昭とその弟子たちの存在を窺うことができる。

道 昭 の
弟 子 達

寺院名 木簡にみえる寺院名としては、「飛鳥寺」(No.431)、「禪院」(No.449)などがあげられるが、いずれの木簡もその機能や具体的内容があまり明確でなく、当該組織とこれらの寺院との関わりを具体的に知るための材料としては不十分である。飛鳥池遺跡北地区は飛鳥寺の東南に隣接し、道昭の住院である飛鳥寺禪院の比定地(礎石建ち基壇建物SB840を中心とする一角。『藤原概報23』)とは道路を隔てて南北に相対する位置関係にあるので、隣接する寺院の名称が木簡にみえること自体、不自然ではない。そういった観点からすれば、「天飛鳥飛鳥鳥」といった習書(No.322)を、飛鳥寺の寺名が筆記者の念頭にあったことによると解することも、あるいは「大寺」(No.299)を四大寺のひとつである飛鳥寺を指すものと推定することも許されよう⁶⁰⁾。

飛 鳥 寺 ・
禪 院 と の
関 わ り

大 寺

しかし、北地区木簡群の性格を正しく理解するためには、こうした固有名詞の羅列に留めず、木簡の具体的な内容と機能に踏み込んで考察する必要がある。以下それを展開していきたいが、ひとまず北地区木簡群が飛鳥寺(禪院を含む)、およびそこに住む僧侶達と何らかの関わりを有していた可能性が高い、という見通しを述べておく。

b 文書木簡の分析から

先述したように、北地区出土の文書・帳簿木簡には、僧侶を中心とする多数の人名や組織名が記されており、特に文書木簡にその傾向が顕著である。これらの文書木簡の内容分析は、当該組織の機能を知るにあたって最も重視すべきことであろう。そこで、これらの文書木簡が誰に対して誰から出されているか、その具体的内容はどのようなものか、という観点から、文書の分析をおこなっていく。

文書の宛先 北地区出土の文書木簡は、7世紀代の文書木簡の多くがそうであるように、いわゆる「前白」形式が多数を占める。この形式の文書では、冒頭もしくはそれに近い位置に「某ノ前ニ(恐ミテ、謹ミテ)白ス」という形で宛先を記するのが通例である。北地区の文書木簡において宛先として確認できるのは、「師」(No.130)、「三師」(No.131)、「智照師」(No.295)、「三綱(綱)等」(No.296)、「大徳」(No.297、424、520、521)、「寺主」(No.587)など、いずれも僧侶名か僧侶の役職・称号である。なかでも役職・称号は、これらの文書木簡の宛先である当該組織と密接に関係するものと考えられる。

第一に、三綱。「三綱(綱)等」(No.296)はいうまでもないが、「三師」(No.131)も三綱を指すとみられる。三綱とは、上座・寺主・都維那の三役によって構成される寺院の管理運営・僧侶統括のための組織である⁶¹⁾。「寺主」(No.587)も実質的に三綱を代表する役職として宛先に記されたとみてよからう。なお、都維那については、文書の宛先としてみえるわけではないが、「唯那」(No.132)、「威那」(No.265)など、その存在を確認することはできる。

三 綱

第二に、大徳。大徳は4点の文書木簡に宛先としてみえるほか、習書木簡にも1点確認される(No.541)。いずれも個人名を記さず、称号のみを記す。大徳とは、本来は有徳の僧侶に対する一般的な美称である。「前白」形式の文書木簡では、文書の宛先となる人物の前に進み出て恐

大 徳

れながら申し上げる、という謙讓の文体をとるので、宛先の人物は文脈上、尊敬の対象となる。よって、(文書の文脈上)目の前に居る有徳の高僧に対し、個人名で直接呼びかけるのを憚ってこうした美称を二人称的に用いた、と解釈することは可能である。しかし北地区木簡には、「前白」形式の文書木簡に留まらず、こうした個人名を記さない僧侶の称号が複数例確認できる。「大師」(No142、148、264)は、いずれも帳簿木簡、もしくはその削屑のなかにみえる。「大井(菩薩)」(No188)については、菩薩像と僧侶の尊称という2つの可能性があるが、当該木簡は寝具の被(衾)に付けられた付札であることから、像ではなく肉身の僧侶とみる方が穏当であろう。こうした個人名を冠しない僧侶称号は、文書木簡の謙讓的文脈中における限られた用法に留まらず、帳簿などでも普遍的な用語として用いられているのである。したがって、「大徳」「大師」といった称号は、当該組織内においてある特定の僧侶を限定的に指す敬称として用いられた可能性が高い。この特定の僧侶(「大徳」)は、三綱と同様に文書の宛先として頻出することから、当該組織内において何らかの公的な地位にあった僧侶であろう。

文書上申先
は寺院内
機構

以上、北地区の文書木簡は基本的に三綱や「大徳」といった寺院内の公的な地位にある僧侶に対する上申文書であり、当該組織はこれらの僧侶を首班とする寺院内機構と考えられる。

上申の内容 次に、それらの文書木簡がどのような内容を上申しているのかを検討する。上申先を明記する文書と上申先不明の文書があるが、申請内容が具体的に判明するものに限って分類すると、以下ようになる。一見して明らかなように、いずれも物品の申請文書である。

- (1) 物品を請求するもの：薬物 (No135、423)、食料 (No136)
- (2) 物品の使用を申請するもの：紙 (No520)
- (3) 物品の借用を申請するもの：経典 (No133、295)、布 (No130)

物品請求

まず(1)の物品請求文書は、当該組織が保管する物品の給与を申請したものであり、上申先がこれらの物品の管理・処分権を有していたことがわかる。特に、No423にみえる薬物(「万病膏」「神明膏」)請求の例は、このことが具体的に判明する好例である。この文書は、某「院」の堂童子を務めていた「大人」なる人物が病気になるので、その治療のための薬物を上申先に対して請求する、という内容をもつ。申請者は「願恵」「知事」である。この文書は、僧「願恵」の肩書きが知事であるのか、あるいは「知事」が奥上、「願恵」が日下相当となる連署であるのか、判断が難しいが、いずれにせよ某「院」の関係者であろう。すなわち、この文書は寺院内の一部署である「院」からの上申であり、当該組織は「院」を含む寺院全体の物品管理を職掌とする機関であったことがわかる。

物品使用

(2)の物品使用申請についても(1)と同様に考えてよいであろう。「故紙」の使用を申請する文書(No.520)では、紙の所有主体が今ひとつ明確ではないものの、紙の処分権が「大徳」にあったことは文意から明白である。

物品借用

(3)の物品借用申請文書に関しては、借用申請先が「智照師」(No295)、某「師」(No130)など、僧侶個人となっている。これらの僧侶については、借用対象物品を管理する組織の責任者、もしくはそれらの所有者、という2通りの可能性が想定し得る。No295は経典の借用申請であり、8世紀の東大寺写経所関連文書に僧侶が私蔵する経典の借用事例があることから、個人対個人の貸借関係に帰結する可能性もあるが、こうした文書が(1)(2)と一括性の高い文書群のなかに含まれることは無視できない。もし個人Aから個人Bへの私的な申し込みであったと

すれば、その申請文書は原則としてBの手元に残るはずであり、寺院全体を統括する当該機関の文書群に含まれる蓋然性は低い。したがって、これらの僧侶は私人として物品を貸し出したのではなく、寺院内において物品借用を許可する公的な立場にあったと理解すべきであろう。

文書の差出元 さらに、これらの上申文書が誰から出された申請であるのかについても触れておく。明記されているものに限れば、「□□房僧」(No.131)、「院」(No.423)、すなわち某僧坊の住僧や、寺院内区画である某院など、寺院内部からの申請である。これ以外の文書についても、宛先を「大徳」「三綱等」などと簡略に記し、固有の寺院名などを冠しないことから、差出元は寺院外ではなく、寺院内とみるべきである。したがってこれらの文書木簡は、寺院内部に属する僧侶や部署などからの物品支給・使用・借用に関する許可申請を、寺院内部の上層機構に対して上申したものである、と整理できる。

文書は寺院
内で完結

以上、文書木簡の分析より、当該組織は三綱や「大徳」といった寺院内において上位を占める僧侶を首班とする寺院内機構であり、物品の管理を職掌とし、その権限は寺院全体に及んでいたことが明らかとなった。

当該組織の
性 格

c 物品管理の諸相

北地区出土の文書木簡の大部分が物品管理に関わる内容をもっていることは上で指摘したとおりであるが、北地区からは文書木簡だけでなく、物品の出納を記録した帳簿木簡や、内容物の消費にともなって廃棄された貢進物荷札木簡、物品の整理・保管に用いられた付札木簡も多数出土している。これらの木簡は、物品の管理を職掌とする当該組織の業務内容を具体的に知るための、有力な手がかりとなる。そこで次に、木簡にどのような物品名が記され、それらの物品がどのように取り扱われているのかを検証してみる。

供養物 まず、三宝(仏・法・僧)に対する供養物があげられる。「釈迦伯綿」(No.189)は釈迦如来像に供える白綿、「賢聖僧銀皿」(No.318)は聖僧像に食事を供える際の銀皿で、いずれも尊像に対する供養物である。この2点はいずれも付札であり、供えるべき対象像を特定して供物を準備していたのであろう。また、これらの供物は日常的なものではなく、法会などの特定の機会に備えて、付札を付けて厳重に管理されていたものと考えられる。通常、釈迦像は金堂クラスの伽藍中心堂舎、聖僧像は食堂に安置される尊像であり、当該組織は伽藍全体に関わる法会などの運営に、少なくとも物品管理面から関与していたことが窺える。

8世紀の寺院資財帳などによれば、寺院の資財は仏法僧の三宝に従って所属を区別し、それぞれ仏分・法分・僧分として管理された。上記の2例では、釈迦像への供物は仏分、聖僧像への供物は僧分(聖僧分)となる。「大井」の寝具である被(衾)、もしくはその素材である布に付けられた付札(No.188)などは、僧分であることを示す管理用付札ということになろう。北地区木簡には、仏分・法分を意味すると考えられる「仏法分中切」(No.190)、法分を意味すると推測される「□□法」(No.191)といった記載を有する付札があり、8世紀の資財帳にみえる例と同様の資財区分が実際におこなわれていたことが判明する。

資財の区分

布施物 次に、寺院ないしは僧侶に対して施入された物、および寺院ないしは僧侶から寺外の者へ施した物を取り上げる。

施入物については、「大師」に対して絹が施入されたことを示す帳簿(No.148)、寺院への施入を意味すると考えられる文言の一部(No.337、338)などが存在する。「智調師」が糸を「入坐」

施入物

した（お入れになった）ことを記す帳簿（No425）もある。この帳簿は、表面の「入坐糸卅六斤」と裏面の「糸十斤出」との対応関係から、当該組織が管理する糸の出納帳簿であると考えられるので、「入」は帳簿としての第一義的には単なる収入の意である。ただし、「智調師」が糸を「入」れた経緯を推測するならば、智調個人に対して施入された糸が当該組織の管理下に入った、と理解することも可能であろう。寺院に対する施入としては、天皇・皇族からの施入物と考えられる物品の付札がいくつか確認できる（詳細は食料品の項で詳述）。また、木簡では今のところ確かめられないが、墨書土器には「物了連縣子／猷」（SD1110）、「少子了殿」（SD1130）、「大原殿」（SD1110）など、貴族・官人からの施入の意に解されるものがある。このように、天皇から官人層に至る幅広い階層に属する人々からの施入物の管理に、当該組織が関与していたことが窺える。

救 恤 物 一方、寺外の者への布施については、「飢者」「女人」等への食料米支給を記す帳簿（No142）の存在があげられる。この帳簿には、僧「道性」が「飢者」等へ与えるための米を受領したことが記録されており、寺院に所属する僧侶から当該組織に対する物品請求、および寺院外の他者への宗教的行為としての物品支給（すなわち布施）、という二つの意味をみいだすことができる。また、具体的内容は不明だが、「布施」という文言を記す木簡（No434）も確認できる。

以上はいずれも寺院・僧侶にとって宗教的意義をとまなう収支行為であり、当該組織は物品の出納を単に数量的に管理していたのではなく、その宗教行為としての内実にまで踏み込んで関与していたことがわかる。

法 華 經 **經 典** 經典に関わる木簡も複数存在する。特に經典の場合、貸借事例が確認できるのが特徴的である。すでに取り上げたが、僧智照に対し「法華經本」の借用を申請する文書（No295）は、經典の貸借に関わる手続に当該組織が何らかの形で関与し、智照がその決裁権限を有していたことを示す。「経借」（No133）も詳細は不明だが、經典の貸借に関わる文書の一部であろう。また、**多 心 經** 貸借を含む經典管理の一端を窺わせる史料として、般若波羅密多心經の数量を記す帳簿風の木簡（No308）がある。「多心經百合三百」とあり、「合」字の解釈によって全体の意味が変わってくるものの、大量の巻数に及ぶ般若心經の管理に当該組織が関与していたことが知られる。大和国内の12の寺名を記す木簡（No153）も、經典の貸借や写経事業に関わる可能性があることが指摘されている⁶³⁾。また、経蔵の蓋に付けられたキーホルダーの木簡（No209）は、モノとしての經典管理の実態を示す。

撰 大 乘 論 そのほか、講説の際の覚え書きとして『撰大乘論』などにみえる菩薩の修行階梯に関する記述を簡条書き風に抜粋したもの（No307）、角柱状の木簡に「觀世音經」と経題を習書したもの（No216）、「仇那」（No223）、「小聞」（No252）、「方等」（No395）、「羅蜜」（No413）、「光明」（No441）、「南无」（No540）、「成説」（No544）などといった経文の一部を記すもの（もしくはその習書）が多数存在する。このように、物品としての經典の取り扱いにとどまらず、その内容にまで関わる記載が多数確認できる点が北地区木簡群の大きな特徴である。このことは、当該組織が単なる事務作業員だけでなく、經典に日常的に接し、そこに書かれた仏教教学の内容を理解し得る人々（すなわち僧侶）を含んで構成されていたことを意味するのであろう。

薬 物 東大寺のクラである正倉院宝庫に多様な薬物が現在まで保管されて伝わり、また8世紀の寺院資財帳に多くの薬名がみえるなど、古代寺院は薬物を多く所蔵していた。「桑根白皮」

の付札 (No.196)、「甘草」「豉」「桂心」の数量を記す帳簿 (No.303) などは、当該組織が薬物の管理に関与していたことを示す。「加良志」(芥子)と記す削屑 (No.475) も、こうした木簡の一部であろう。某「院」が「万病膏」「神明膏」を請求した文書 (No.423) は、薬物の支給に際して寺院上層部による決裁が必要であったことを示している。「病侍賜」(No.135)や「今有時氣」(No.588)などの病状を示す文言を有する文書も、薬物の請求に関わるのであろう。こうした病状を記す文言としては「瘡」(No.420)もある。なお、貧窮者への救恤活動を記す帳簿 (No.142)の存在から、こうした薬物は僧侶や「堂童子大人」(No.423)などの寺院構成員に対して支給されただけでなく、寺院外での救恤活動に用いられた可能性も指摘しておきたい。

燈油 以上のような寺院における宗教活動に深く関わる物品のひとつとして、燈油もあげられる。北地区からは、各種の油の付札 (No.197~199)、油に関する帳簿の可能性のある削屑 (No.257~259) がまとまって出土している。燃燈供養など、一度に大量の油を消費する仏事もあがるが、付札の1点に「仏麻油」(No.197)とあること、「月生日荏」(No.257)などのように日ごとの油の供給・消費量などを管理する帳簿の存在などから、これらの油は日常的な仏前の燈明(常燈)用と推定される。常燈用の油は寺院において特別な物品ではなく日常的な消耗品であり、こうした日常の供養に関わる物品管理にも、当該組織は関与していたことになる。

瓦 北地区からは、瓦の枚数や日付を記した削屑がまとまって出土している (No.466~471)。これらは瓦窯で生産された、あるいは建設現場へ運搬された瓦の種類や枚数などを日別に記録した帳簿である。これらの瓦帳簿木簡は、土坑SK1153からしか出土していない。土坑SK1153出土木簡の年代は7世紀末頃と推定され、土坑という遺構の性格からみてごく短期間のうちに投棄された木簡群であると考えられる。当該組織の関与した建造物の造営もしくは営繕事業に際して作成されたものと考えられるが、木簡の出土状況から、この事業はSK1153出土木簡の年代幅が示す限られた期間におこなわれたことが推測される。Aで述べたように、北地区木簡の大半は南地区の工房における製品生産活動との直接的な関連を有しておらず、瓦という製品の生産、ないしはそれを用いた造営事業への関与を窺わせるこれらの木簡は、北地区木簡のなかでは例外的存在といえる。当該組織の職掌を考える上で、注意すべき点である。

工房との
関係は？

繊維製品 布などの繊維製品については、「師」に対して「布一机」の借用を申請した文書 (No.130)、表面に大師への「絹一匹」の施入を記録し、さらに裏面にその価値換算の記述を加えた記録木簡 (No.148)がある。「机」は見慣れない助数詞であるが、同様の数詞を記す付札 (No.185~187)が複数出土している。これらの付札には、「代」「直」などの価直を意味する文言が含まれていることから、具体的な布の数量を示すと同時に、代物としての価値換算表示にも用いられたことが推測される。なお、これらの付札はいずれも具体的に品目を記さない。布そのものに付けられた可能性もちろんあるが、布に換算した価値で換算表示された何らかの物品、すなわち次項で取り上げるような通貨(代物)として用いられた物品に付けられていた可能性も、考慮に入れておくべきであろう。

通貨(銀など) 銀など通貨(代物)に関する記載も確認できる。銀の付札 (No.193~195)に「軽」(No.193)、「難波」(No.194)といった市の地名がみえる点は注目される。帳簿に由来するとみられる削屑にも、銀に関する記載がある (No.260, 562)。「□代銀一秤」(No.260)からは、「代」すなわち通貨(代物)として銀が用いられたことが判明する。8世紀における東大寺の事例か

交 易 からも明らかなように、寺院では多種多様な物品が必要であり、通常の施入物や貢進物で賄いきれない分は市で調達していた。これらの銀は、軽市や難波市などで価値として用いるため、一時的に北地区内で管理されていたと考えるべきであろう。銀の形態については、計量に関わる「秤」字を記すものがあり (No193、194、260)、銀が地金の状態で用いられていたことを示す。一方、重量単位である「分」で量が記された付札 (No195) などは、無文銀銭が1枚につき1分の重量に調整されていたことから、無文銀銭に付けられていた可能性がある。銭貨の単位である「文」を記す木簡もあるが (No429、472、473。No430もその可能性がある)、これらは銅銭かもしれない。また、「牛価」の付札 (No317)、「馬代」と記す削屑 (No254) は、牛馬の売買にともなう代物、あるいは牛馬を使って物を運んだ際の運賃などであろう。

食料品 食料品に関する記載は、文書・帳簿・貢進物荷札・付札・削屑など、あらゆる種類の木簡に確認できる。以下、収入と支出に区別して整理する。なお、収入・支出の対象となる食料品には上述の施入物・布施物も当然含まれるが、ここでは特にそうした宗教的意義の有無を問わず包括的に取り上げることとする。

収 入 食料品収入を示す木簡の多くは、貢進物荷札である。北地区では貢進物荷札が複数の遺構から出土しており、物品名の判明する物を列挙すると、米 (No164、311、315、530、533)、海藻類 (No167、589、593)、小豆 (No169)、塩 (No175) など、いずれも食料品である。また、品目が確認できない荷札でも、斗量表示により食料品の荷札と推測できるものがある。

調 査 このうち税目が明示されているのは調荷札である。北地区出土の調荷札は、「人名+調」のみ (No170、172、173、410)、あるいは「五十戸調」のみ (No171) など、いずれも極めて簡略な表記が特徴である。こうした具体的品目・数量を記さない調荷札は、8世紀の類似事例との比較や、

封 物 皇族の封戸である「陽(湯)沐戸」(No170)からの調が含まれていることなどから、封物荷札の可能性が指摘できる。また、「湯沐戸」は尾張国海評に所在したと考えられ、同評からの貢進物荷札 (No162、163) も、税目は不明だが同評の皇族封戸に関係する可能性がある。

次 米 調以外では、「次米」の荷札 (No164、311。No312もその可能性がある) が注目される。「次米」は新嘗祭の主基米など諸説あったが、正月儀式用の糰(餅)米とみる説が現在のところ妥当であろう。「次米」荷札のうち1点は、「三野国加爾評久々利五十戸」からもたらされた荷札 (No164) であるが、「久々利」の地には大王の離宮が存在したとする伝承があり、この荷札は離宮付属所領からの貢進物と推定される。「次米」は皇室からの施入物ではないだろうか。

湯 沐 の 調 このように皇族の封戸である湯沐の調や、皇室領から貢進された可能性のある米などが当該組織にもたらされた契機としては、天皇・皇族からの施入が想定される。「次米」については、法会(修正会など)の供物用として、特別に届けられたものかもしれない。

寺 田 ・ 寺 封 の 可 能 性 ただし、すべての貢進物が物品自体の施入によりもたらされたとは即断できない。他の可能性として、寺院の所有する寺田・寺封からの貢進物が考えられる。北地区からは、国郡名は不明だが「宗加了里」から貢進された荷札が2点出土している (No536、537)。「宗加了」とは「蘇我部」、すなわち飛鳥寺創建当時の檀越氏族であった蘇我氏に隷属した部民であり、「宗加了里」はその居住地である。かつて氏寺であった頃に施入された檀越の所領が、官寺となった後に寺田や寺封などとして認定された、といった想定は許されよう。⁶⁴⁾

支 出 食料品支出を示す木簡は、文書・帳簿、およびそれらの削屑が主体であり、ほとんどが米に

関するものである。まず寺院内での支出としては、三綱の都維那が半月分の米支出に関与したもの (No.132)、知達や弁智など複数の僧侶への食料米の支給を記録した帳簿 (No.143)、仕丁とみられる雑役従事者への 1 日ごとの食料米支給を記録した帳簿 (No.522、556、557)、俵の開封に関わる「開」字、および俵の内容量を記した帳簿の削屑 (No.345~348、450)、支出する米を日ごとに整理した際の付札 (No.200~204、211) などがある。布施物としての支出については、すでに取り上げた賑恤の際の米支給簿 (No.142) がある。このほか、「卅四院」に対して米を分けたという意に解される帳簿 (No.302) があり、寺院外での宗教活動に関わる支出の可能性はある。

稲 このように、寺院内の食料としての米の出納記録は木簡上に多数みえるが、一方で「馬代稲」(No.254) のように、稲の形態で取り扱われるものが存在した。「馬代」(交易代物ないしは運賃か) として支払われたのが米ではなく稲である点は、食料としての米と、通貨(代物)として用いられる稲は異なった形態で保管されたことを示している。稲の出納に係る帳簿や削屑は他にもあり (No.255、455、456 など)、うち 1 点 (No.265) からは、三綱の都維那による稲の運用への関与が窺える。これら稲の木簡は、寺院収入の一部が出挙によって賄われていた可能性を示唆しており、寺院による所領経営の一端を知ることができる。⁶⁵⁾

通貨としての
稲

物品管理の実態 以上のように、当該組織によって管理されていた物品の種類は多岐にわたっている。これらを物品の属性にしたがって整理すると、概ね次のように分類できる。

- (1) 宗教活動に関わる物：供養・施入・布施物、経典、薬物、燈油
- (2) 造営事業に関わる物：瓦
- (3) 経済活動に関わる物：繊維製品、通貨(銀・稲など)、食料品

物品の属性
分類

当該組織は、寺院における宗教活動や僧侶等の生活に要する物品の出納全般をつかさどり、その用途についても管理していた。また、交易による必要物資の調達、所領の経営など、寺院運営を支えるためのさまざまな経済活動をおこなっていた。限定的ではあるが、寺院造営にも関与していた。物品管理からみた当該組織の業務内容は、以上のようにまとめられる。

小 括

iii 飛鳥寺三綱と禪院・道昭

a 飛鳥寺三綱

これまでみてきたように、北地区出土の木簡は飛鳥寺・禪院に関わる内容を持ち、特に寺院の資財管理に関わる木簡が多数含まれているという特徴がある。物品管理の内実は多岐にわたるが、経典の借用や特別な用度の支出の際には「大徳」や三綱といった寺院機構の上層部を構成する僧侶の決裁を必要とした。北地区木簡群を作成・使用した組織は、こうした高僧の意向を受けつつ寺院所有物品の実際的な管理にあたった、寺院内の現業担当部局であったと考えられる。以下、この組織の名称について考察する。

飛鳥寺三綱 この問題を考える上で、三綱宛の上申文書が複数出土している (No.131、296、587) ことは重要である。文書木簡には、(A) 宛先で用途が終わればそのまま廃棄されるもの、(B) 何らかの理由で宛先から差出元へ戻ってから廃棄されるものがある。北地区から出土した文書木簡のうち (B) に該当するものとして、「南」と略称される組織・施設から「葛城」に対して沙弥の派遣を要請した召文 (No.579) があげられる。「葛城」の具体的場所については考察の余地があるが、いずれにせよ遠隔地にある組織か施設を指す。本木簡は「葛城」から召された沙

召文の動き

弥と共に差出元である「南」に戻ってきたものである。この召文の場合、簡略な文体などからみて、「葛城」は「南」と何らかの関連があるか、あるいは「南」の所属下にある組織と考えられ、沙弥に関する人事権は差出元である「南」の側にあった可能性がある。この場合、差出元における事務統括の必要性に応じて文書が差出元に戻されたのであろう。しかしすでにみたように、北地区で複数出土している文書木簡の多くは、寺院内部からの要請によって寺院管理物品の請求・使用・借用を求める内容であり、やり取りは寺院組織内で完結している。このような場合、差出元に文書が戻る必然性は乏しい。よって、北地区の上申文書木簡は、基本的に(A)宛先で廃棄されたものと判断できる。

文書の
廃棄場所

飛鳥寺三綱

したがって、これまで当該組織と仮称してきた組織は、文書の上申対象である三綱と考えるのが妥当である。また、道昭の弟子で飛鳥寺僧の可能性が高い「智照」へ宛てられた經典借用申請文書(No.295)の存在から、この組織は飛鳥寺三綱であるとみてよいであろう。木簡にみえる僧侶名・寺院名に飛鳥寺との関わりが広く認められることも、この推定を傍証する。

三綱の機能 古代寺院における三綱の機能は多岐にわたるが、分類すると次のようになる。⁶⁶⁾

- (A) 外部に対する寺院の代表機関
- (B) 僧侶から寺奴婢にいたる全寺院構成員の統制管理
- (C) 寺院財源である寺田・寺封の経営管理
- (D) 寺院所蔵資財の出納管理

これらの機能のうち、(A)については今のところ北地区木簡で明確にそれを示す事例はない。外部とは、朝廷・官司・僧綱・他の寺院などが該当する。こうした他機関とのやり取りには、木簡ではなく紙文書が用いられたか、あるいは使者を介する口頭伝達によっておこなわれた可能性もあるが、その一方で、北地区において取り扱っていた事務の範疇にこうした外交機能が含まれていなかったと考えることもできる。

人員統制

(B)については、具体的には寺院構成員の名籍の管理、出家や還俗といった身分に関わる行為の監督、寺院内部における人事統制などを指す。この点に関しては、北地区木簡が基本的に僧侶集団内部の情報伝達・記録に関わるものであり、木簡にみえる人名の大部分が僧侶名であることをすでに述べた。列挙しておく、「理充」(No.132)、「道性」(No.142、266)、「知達」(「弁智」)「□文」(No.143)、「適侃」(No.151)、「弁徳」(No.154)、「覚道」(No.155)、「令□」(No.156)、「和道」(No.251)、「智照」(No.295)、「浩裕」(No.301)、「純泰」(No.304)、「阿□」(No.304)、「恵後」(No.305)、「倪麻」(No.316)、「義浄」(No.371)、「願恵」(No.423)、「智調」(No.425)、「観勒」(No.432)、「浄足」(No.441)、「思恵」(No.489)などである。木簡の機能からみると、僧侶名を明記する付札(No.316)、布施などの宗教的意義をともなう収支行為を記録した帳簿(No.142、148、425)、僧侶個人への食料支給に関する文書・帳簿(No.132、143)などがある。僧侶名を記した名札状の木簡(No.154~156)は、いずれも上端近くに表裏方向の孔が穿たれており、法会などの際に当該僧の出席を管理するといった現代の出勤札のような用途が想定される。このように、寺院内部における人事に関するさまざまな事務に三綱が関与していた実態が木簡から窺える。また北地区からは、堂童子へ支給する薬物の請求文書や(No.423)、仕丁への食料支給を記したと考えられる帳簿(No.522、556)が出土しており、僧侶だけでなく童子・仕丁・奴婢など、寺院内における雑役従事者の人事管理もおこなわれていたことが確かめられる。

(C) については、確実とはいえないが、大化前代に飛鳥寺檀越であった蘇我氏の施入所領に由来する可能性のある貢進物荷札が存在する (No.536、537)。また、削屑であるため内容が判然としないものの、三綱の一員である都維那が稻の運用 (出挙) に関与していたことを窺わせる記載が確認できる (No.265)。ただし、これらの木簡は実際の所領現地における経営実態を示すというより、むしろそれらの所領からの収入品が寺院にもたらされた後の管理に関わるものである。寺院所領の多くは遠隔地に存在するため、所領経営に関する実際的な事務の大半は、現地に派遣された使者や代官との間のやり取りによったと考えられる。しかし、そうした寺院外との間の情報伝達に関する木簡がみられないのは、(A) に関して述べたことと共通する。

(D) はすでに整理したとおり、いくつもの事例が確認できる。三綱の職掌のうち、北地区木簡が対象としている事務内容は、大多数が (D) に分類されるといってよい。物品の出納管理とは、文書や帳簿にみえる収支や用途の管理だけでなく、物品を実際にクラから出したり入れたりする行為も含まれる。このことを示す遺物として、経蔵の鑑に付けられたキーホルダーの木簡 (No.209) がある。経典以外では、米俵の開封を意味する「開」字を記す記録木簡 (No.345~348、450) や、荷を開いた後に不要になり廃棄されたと考えられる貢進物荷札の存在から、食料品や雑貨類についても実際の物品の取り扱いを含む出納管理がおこなわれていたことがわかる。また、寺院内部からの物品請求に際しては、請求内容を記した文書木簡と引き替えに実物を支給したと考えられ、書面上の出納管理と実物の出し入れが連動していたことが窺える。

三綱政所 このように、北地区木簡にみえる飛鳥寺三綱の業務内容は、三綱が職掌とする業務のほぼ全般にわたっているが、詳細にみると寺院内部における現業部門に限られており、寺院外部との間に当然あったはずのさまざまな情報伝達に関する記載は確認できない。すなわち北地区木簡は、飛鳥寺三綱の業務範囲のうち寺内の現業部門のみを取り扱う部局によって作成・使用されたものと考えられる。

三綱とは、狭義では上座・寺主・都維那の三役を指し、広義ではそれら三役に就いている僧侶によって統括される寺務組織全体を指す。三綱の業務のうち、寺外の機関に対して寺院全体を代表する、あるいは寺院運営に際して構成員の意志を統一する、といった高次の機能に関しては、狭義の三綱を中心とする高位の僧侶集団が担当したと考えられる。一方、寺務組織としての三綱は、こうした寺院代表機能を担う上部僧侶集団と、その下で実際の現業を取り扱う下部事務機構が双方連携することによって運営されていたと考えられる。北地区木簡を残したのはこの下部事務組織であろう。以下、この組織を「飛鳥寺三綱政所」と称したい。⁶⁷⁾

b 飛鳥寺東南禅院

ところで、木簡にみえる僧侶名や経典名には、道昭の住院である飛鳥寺禅院との関連が濃厚に窺える。そこで次に、飛鳥寺三綱政所と禅院がどのような関係にあり、飛鳥寺全体のなかでいかなる機能を担っていたのかについて考察したい。

禅院の存続期間と北地区木簡の年代 道昭は斉明7年(661)の遣唐使帰朝にともなって唐より帰国し、翌天智元年(662)、「本元興寺東南隅」に禅院を創建した。⁶⁸⁾ また『続日本紀』道昭卒伝によれば、道昭は帰国後「十有余載」にわたって天下を周遊し架橋事業などに従事し、その後、勅請があつて禅院に還り住んだという。卒伝のいう帰国後十余年という年数に従えば、禅院への還住は概ね天武朝前半頃となり、「勅請」とは天武天皇の勅ということになる。⁷⁰⁾ この道昭の

資財管理

寺院内の
現業部門飛鳥寺
三綱政所

禅院への還住時期は、北地区木簡のなかで最も古い年代を示す南北大溝SD1130・南北溝SD1110出土木簡群の年代（天武5年（676）～同7年（678）を含む天武朝前半）と近接する。また、道昭の没年は文武4年（700）であるが、北地区木簡のなかで最も新しい年代を示す土坑SK1126出土の木簡群の年代（文武2年（698）から大宝以降までを含む文武朝）は、道昭没年を含み、下限も同年からさほど下るものではない。よって、北地区木簡全体の年代幅は、道昭が禅院に定住していた期間とほぼ重複する。この点をまず確認しておきたい。

道昭と木簡群の年代の一致

北地区木簡に見える禅院・道昭関連用語 次に、北地区木簡に見える禅院や道昭に関わる文言を整理しておこう。まず僧侶名では、「智調」（No.425）、「知達」（No.143）、「智照」（No.295）、「弁智」（No.143）など、道昭の弟子とみられる複数の僧侶名が確認できる。彼ら道昭の弟子集団は、智調が道昭臨終の際禅院に居たとする説話（『日本霊異記』上巻第22縁）の存在などから、禅院の住僧であったと考えられる。禅院は飛鳥寺を構成する子院のひとつであるが、飛鳥寺本寺とは別に僧坊をもち、独自の僧侶集団を形成していた⁷¹⁾。この禅院住僧集団は、道昭を師範として禅行の実践に励むとともに、⁷²⁾ 教学面でも飛鳥寺本寺とは異なる傾向を有する異色の僧侶集団であった⁷³⁾。彼らは、「智調師」「智照師」と師号で尊称されていたり⁷⁴⁾、あるいは三綱機構の一員として經典の貸借に関する決裁権限を有している（No.295）など、飛鳥寺の僧侶集団のなかでも比較的上位層に属していたと考えられる。このことから、禅院住僧集団は、領導者である道昭を筆頭として、飛鳥寺全体のなかでも主導的地位にあったのではないかと推定される。

禅院住僧集団

僧侶名以外では、「禅院」（No.449）、禅行に秀でた僧侶の敬称である「禅師」（No.433）、道昭が日本に招来したと考えられる「般若波羅蜜多心経」（No.308）などが確認できる。また、菩薩の修行階位である「冊心」「四種善根」などの仏教用語を記す木簡は（No.307）、道昭が玄奘門下で学んだ唯識教学の内容を反映している可能性がある。

木簡に見える禅院関連語

「大徳」とは誰か このように、北地区木簡には禅院・道昭に関連する文言が複数例確認できるが、肝心の道昭の名をみいだせない⁷⁵⁾。しかし上述したように、北地区木簡の年代と道昭の禅院における活動年代はほぼ一致しており、弟子にあたる僧侶の名が複数の木簡に確認できることからしても、道昭の存在した痕跡が木簡に全くみえないのは不自然である。よって、道昭はその固有名でなく、何か他の呼称によって木簡に現われているのではないかと想定される。

そこで注目されるのが「大徳」である。大徳は複数の文書木簡（No.297、424、520、521）に記されており、物品使用許可請求に関わる上申文書の宛先としてみえる。物品の使用に関する許可を与えるという権限は、他の上申文書にみえる三綱の例と全く同様であり、「大徳」が三綱と同じく飛鳥寺内での首班的地位にあったことを示す。そのほかにも、弟子である智照が三綱機構の一員として決裁に関与している（No.295）ことなどから、道昭を「大徳」に比定するのが最も自然ではないだろうか。この推定は、『日本霊異記』（上巻第22縁）や『行基菩薩伝』などで道昭が「大徳」と呼ばれていることとも合致する。また、「大師」（No.142、148、264）、「大弁（菩薩）」（No.188）なども、ある特定の僧侶を限定的に指す敬称として帳簿などに用いられており、やはり道昭を指す可能性がある。特に「大菩薩」は、伝道や救済活動などの利他行に秀でた僧侶に対する敬称であり、架橋などの社会事業を主導した事績もある道昭の呼称として相応しい。

大徳は道昭

一切経写経事業と道昭 「大徳」が道昭であるとする、飛鳥寺内の道昭の地位についてもこれまでの説とは少し異なる見方が生じる。これまで飛鳥寺における道昭については、子院であ

る禪院の創始者としてのみ知られ、飛鳥寺全体のなかでどのような地位を占めていたのか、ということを知る手段はほとんどなかった。しかし、道昭が三綱と同等の権限をもち、その弟子も三綱機構の一角を占めているとなれば、子院である禪院のみならず飛鳥寺全体の指導者的地位にもあった可能性がでてくる。

道昭の飛鳥寺内での地位を考察するには、当時の道昭および飛鳥寺を取り巻く歴史的環境に目を向ける必要がある。道昭は帰国直後の天智元年(662)に禪院を創建したが、その後各地を周遊し、天武初年頃に天武天皇の勅によって禪院へ戻った。天武天皇が道昭を飛鳥寺へ呼び戻した理由は、おそらく天武朝における一切経の整備と関連がある。⁷⁶⁾『日本書紀』によれば、天武2年(673)、川原寺で一切経の写経が始まり(3月是月条)、同4年には使を四方に派遣して一切経を博捜させている(10月癸酉条)。そして同6年には飛鳥寺において設齋し、天皇臨席のもとで一切経読経がなされた(8月乙巳条)。一切経写経事業は、大寺における三宝の「法」を整えるための国家的事業であった。天武朝における国家的仏教事業は大寺を中心におこなわれており、一切経写経は川原寺だけでなく飛鳥寺・高市大寺を合わせた3大寺において並行して進められていたと考えられる。⁷⁷⁾写経事業には原典の漢訳経、ないしはそれに近い良好な写経を本経として備える必要がある。玄奘の新訳経論を携えて帰国した道昭の存在は、一切経写経事業の開始にあたって当然注目されたであろう。⁷⁸⁾

こうして飛鳥寺禪院は、一切経写経事業における本経の所蔵機関として、経蔵をはじめとする諸施設の整備がおこなわれ、飛鳥寺内の子院でありながら、国家的事業の中心地として位置づけられたと考えられる。⁷⁹⁾勅請によって禪院へと還住させられた道昭の立場も、すでに一介の帰国僧ではなく、天武天皇の推進する国家的事業である一切経写経の中核的存在として一変したと思われる。北地区木簡にみえる「大徳」道昭は、飛鳥寺の寺院機構内部において三綱に等しい権限を有する存在である。こうした権限は、飛鳥寺の組織全体を国家的事業の推進に向かわせるため、天武天皇によって付与されたものではないだろうか。

飛鳥寺三綱と禪院の関係 このような道昭の地位に類似する事例として、8世紀の東大寺における良弁の例が想起される。⁸⁰⁾良弁は東大寺内で「大徳」と尊称され、東大寺の資財運用や造営事業に関するさまざまな局面において、宣によって東大寺三綱および造東大寺司の双方に自らの意向を傳達し得る特別な地位にあった。⁸¹⁾良弁の下す宣の背後には天皇・皇后の意向がしばしば存在しており、こうした良弁の地位自体も勅によって付与されたものであった。すなわち、東大寺の檀越である天皇・皇后の意向を寺院造営と運営の双方にわたって正しく反映させるため、自らの仏教者としての見識を加えつつ適切な指示を下す、というのが良弁の基本的立場であった。良弁は、上院と呼ばれた東大寺内の一区画に居を構えていたが、良弁に代わって東大寺上院が宣を伝達することもあり、上院は良弁の意向を体現するための機関として機能していた。なお、上院には東大寺三綱とは別に「上院務所」があり、その構成員は一部東大寺三綱と重複してはいるが、上院として東大寺本寺とは別個の活動もおこなっていた。

東大寺上院とは、東大寺伽藍の東山中に大仏造立以前から存在した複数の堂舎によって構成される院である。その起源を遡れば、天逝した皇太子のため神亀5年(728)に聖武天皇が創建した山房(金鍾山房)に行き着き、良弁は山房創建時に配置された9人の智行僧のうちの1人であると考えられている。⁸²⁾東大寺上院は大仏を本尊とする中心伽藍よりも古くからすでに存在し

道昭の地位

川原寺
一切経大寺に
おける
一切経写経一切経と
禪院東大寺と
良弁

東大寺上院

た寺院を起源とし、中心伽藍完成後も旧寺院から引き継いだ独立性をある程度有していた。

平 城 京
禪 院 寺

一方飛鳥寺禪院は、平城京遷都直後の和銅4年(711)8月、飛鳥寺本寺と袂を分かち、禪院寺という独立寺院として、所蔵する多数の経論とともに平城京右京四条一坊の地に移転した。⁸³⁾ 独立に至る経緯は詳らかでないが、もともと飛鳥寺本寺とは別組織としての要素が強かったことが背景にあると推測される。飛鳥寺禪院は、新旧関係こそ上院と東大寺本寺の関係とは逆であるものの、大寺のなかで一定の独立性を保つ別寺院的存在、という要素は共通する。また道昭は禪院の創始者であり、良弁も上院の起源である金鍾山房創建以来の主導者であった。東大寺造営事業を一切経写経事業に、そして上院を禪院に置き換えるならば、良弁の立場はほぼそのままだ道昭にも該当する。すなわち、飛鳥寺遷住以降の道昭は、飛鳥寺全体を三綱と同等の権限により統括し、かつ自らの住院である禪院においては指導者として弟子に玄奘直伝の唯識教学や禪行を伝えるという、飛鳥寺内において二重の地位を占めたのではないか。⁸⁴⁾

道昭と良弁
の類似性

このような推測が許されるとすれば、蘇我氏による創建以来、日本最古の仏教寺院としての矜持を保ってきた飛鳥寺本寺の僧侶集団にとって、かかる事態は本意ではなかったと容易に想像される。平城遷都時における飛鳥寺本寺と禪院との分裂は、このような状況を背景として生じたのではないだろうか。⁸⁵⁾

c 飛鳥池遺跡北地区の性格

小 括

以上、木簡の分析および当時の飛鳥寺をめぐる歴史的状況の考察により、北地区出土木簡が飛鳥寺三綱政所の活動にもなって作成・使用された木簡群であり、その背景には道昭を首班とする禪院住僧集団による一切経写経事業への協力、さらにはかかる国家的事業を主導した天武天皇の意志が存在した可能性を述べた。このような体制のもとで、飛鳥池遺跡北地区はどのような機能を有する空間として使用されたのかについて検討しておきたい。

「造飛鳥寺官」説 飛鳥池遺跡北地区は、北は道路によって飛鳥寺東南禪院と区画され、禪院との間は門によって通行可能であった。一方、南は3時期の掘立柱塀SA1150・1151・1152によって南地区の工房と区画され、南地区から流れ下ってくる排水の処理施設を含みつつも、基本的には工房とは別の空間として位置づけられていた。出土木簡の様相は北地区と南地区では全く共通する要素がなく、また人や物の交流も認められない。このような状況をみる限り、両地区はそれぞれ別の組織によって運営されていたと考えざるを得ない。

吉川真司説

ところで、Aでも触れたが、飛鳥池遺跡の谷筋全体をひとつのまとまった地区とみなし、全体が飛鳥寺の造営官司である「造飛鳥寺官」によって運営されていたとする吉川真司の見解がある。⁸⁶⁾ 吉川説は、古代の造寺官司が寺院造営だけでなく資財管理や寺院経営にまで幅広く関与する機関であったこと、また本来の業務である造営事業においても寺院だけに限らず天皇・皇族・貴族層などからの需要に応じた生産活動をおこなっていたことを根拠に、一見異なる組織によって運営されていたかにみえる飛鳥池遺跡北地区と南地区も、造寺官司のもつこのような多面的性格を踏まえて一体的に理解すべきである、と結論づけている。

南地区の解釈はAで述べたとおりであるが、北地区木簡については造寺官司によって作成・使用された可能性は低い。その理由は、第一に、文書木簡にみえる決裁権者がすべて僧侶である点、第二に、造寺官司を構成していたであろう官人風の姓名を持つ人名が全く確認できない点、第三に、本来の造寺官司の業務である造営事業に関する木簡がほとんど存在しない点であ

る。このうち第一・二の点については、これまでの分析により明らかにした。問題となるのは、第三の造営事業との関連である。北地区からは、1ヵ所の遺構（SK1153）に限定されるが、瓦の生産ないしは運搬に関する帳簿木簡が複数出土しているため、この点について考察しておく。

「官司」飛鳥寺は、創建時には檀越である蘇我氏の私的財源によって造営されたと考えられるが、皇極4年（645）の乙巳の変による蘇我本宗家の滅亡後は、「大寺」として勅願寺院に等しい扱いを受けた。⁸⁷⁾天武2年（673）には1700戸の封戸が施入されて財政基盤が整備され（『新抄格勅符抄』）、同9年（680）には従来飛鳥寺を治めてきた「官司」の功績が認められ、以後も大寺として「官司」の関与が継続することとなった（『日本書紀』同年4月是月条）。この「官司」は、飛鳥寺の造寺官司と考えられる。飛鳥寺出土瓦の分析によれば、飛鳥寺では天武朝期に伽藍全体に及ぶ大規模な整備事業がなされており、飛鳥寺本寺では屋根瓦の大幅な葺き替えが実施され、禅院でも瓦葺きの堂舎が新たに創建された。⁸⁸⁾こうした大規模造営は、1700戸という莫大な額の封戸収入を基盤に、「官司」によって主導されたのであろう。⁸⁹⁾この大規模整備事業は、飛鳥寺の檀越となった天武天皇の意志によるものと考えられる。壬申の乱を経た新帝天武にとって、再び都となった飛鳥の中心に位置し、長らく仏教界の中核であった飛鳥寺の威容を保つことは、自らの権威を保障するために不可欠な事業であったに違いない。そのための財源が即位直後の天武2年に封戸施入という形で整備され、伽藍整備事業が開始されたと考えられる。

蘇我滅亡

「官司」による造営

三綱の造営事業への関与 しかし、土坑SK1153から出土した瓦帳簿木簡は、この時期の大規模造営にともなうものではない。土坑SK1153出土木簡は、「評-里」表記の荷札（No435）および「戊戌年」（文武2年、698年）の年紀を有する木簡（No448）を含む。評里制は天武10年（681）～同12（683）年頃にかけて段階的に施行され、文武4年（700）まで継続するが、SK1153は土坑であり、それほど幅広い年代の木簡を含むとは考えがたい。「戊戌年」の年紀を重視するなら、この土坑から出土した木簡の年代は、やはり文武朝頃とすべきである。したがって、天武朝期に「官司」によっておこなわれた飛鳥寺伽藍の大規模整備事業と、SK1153から出土した瓦帳簿木簡の示す造営事業とは、別個の事業であると判断される。

瓦木簡の年代

造寺官司が置かれた寺院では、原則として造営事業は造寺官司の専管事項であったが、三綱が造営に全く関与しなかったわけではない。早くも6世紀代には寺主が斑鳩寺（法隆寺）の営繕補修に関わっていた事例が確認できる。⁹⁰⁾8世紀代では、興福寺三綱が瓦の製作に関与した事例（『大日古4』180頁）、石山寺三綱が仏像の造立に関与した事例（『大日古5』341頁）などがあげられる。造東大寺司という巨大造寺官司を有していた東大寺でも、8世紀後半頃から諸国の寺領経営権が造東大寺司から三綱へと移管され、それと並行して僧侶が次第に造営事業に関与するようになる。⁹¹⁾この頃には元来造営財源として施入された東大寺の寺封の用途が変更され、その多くが寺院運営、および皇室のための法会開催財源に回されることとなった。⁹²⁾大寺における一般的傾向として、創建時や大規模整備時には造寺官司が専用の財源を確保して造営事業を専管するが、伽藍の整備が一段落すると、財源が三綱に移管されるとともに、日常的な補修を含む造営事業全般が三綱の管轄に移っていく、といえるであろう。こうした例から、土坑SK1153出土の瓦帳簿木簡にみえる瓦の生産ないし運搬は、文武朝期における堂舎の造営・営繕補修にともなうものであり、それは飛鳥寺三綱政所の業務範囲内であったと考えるのが妥当であろう。

北地区の性格 以上、北地区出土木簡が造寺官司ではなく、飛鳥寺三綱政所の業務にともなう

三綱と造営

三綱政所の
立 地

ものであることを改めて明らかにした。北地区木簡は約20～30年に及ぶ年代幅のなかで、北地区内の複数の遺構に段階的に投棄されており、これらが北地区の区域外からわざわざ持ち込まれたという想定は成り立ちがたい。したがって飛鳥池遺跡北地区とは、飛鳥寺三綱政所の業務空間であるということになる。⁹³⁾ 本来、伽藍内部に置かれるべき三綱の業務空間が、道路一本隔てて隣接するとはいえ、伽藍域外に置かれたのには、いかなる理由があったのであろうか。

三綱政所の
業 務 開 始

出土木簡の年代からみる限り、北地区において飛鳥寺三綱政所が業務を開始したのは、天武5年(676)ないしはそれをやや遡る時期である。この頃、飛鳥寺には天武2年(673)の1700戸の封戸施入という経営上の一大画期があった。この封戸が天武朝における飛鳥寺伽藍整備事業の財源として施入され、また実際に造営財源として活用された可能性があることについてはすでに述べたが、この事業と並行して、やはり国家的大事業である一切経写経が道昭を首班として進行した。すなわち、封戸を財源として、伽藍整備と写経事業という国家的二大事業が飛鳥寺において展開したのである。⁹⁴⁾ 事業の進行によって、三綱政所の取り扱う物資の量は増大し、それにとまなう事務量も膨大なものになったことであろう。こうした状況に対応するため新たに確保された業務空間が、飛鳥池遺跡北地区であったのではないだろうか。⁹⁵⁾

北地区整備

北地区出土木簡群のうち、最も古い一群の南北大溝SD1130出土木簡群には、他の遺構と比べて、付札が多数を占め、経典やその内容に関わる木簡が多いという特徴が認められる。この遺構(同時期の木簡が出土している南北溝SD1110を含む)は、谷全体を埋め立てて整地する過程で機能した排水路であり、これらの木簡が廃棄される直前、北地区では大規模な整地をとまなう造成工事がおこなわれていた。北地区の造成整備は、一切経写経事業の進行によって増大する事務取り扱い量に対応した、飛鳥寺三綱政所の業務空間拡充という意味があったのではないか。この頃、飛鳥寺三綱政所は北地区において本格的な業務を開始したと考えられる。

一切経読経

そして一切経写経事業の集大成として、天武6年に飛鳥寺で一切経読経がおこなわれた。SD1130・SD1110に木簡が投棄されたのは、その直後に相当する時期である。その後も飛鳥寺三綱政所は北地区において活動を継続したが、和銅4年(711)、禪院は飛鳥寺本寺を残して平城京へと移転する。おそらく禪院住僧が主体を占めていたであろう飛鳥寺三綱も、これにとまなって大幅な組織の改編がおこなわれたと考えられ、活動規模も縮小したのであろう。北地区で最も新しい年代の木簡を含む土坑SK1126は、下限が8世紀のごく初頭であり、禪院が平城京へ移転する少し前にあたる。このように北地区木簡の年代幅は、北地区における飛鳥寺三綱政所の活動期間とほぼ等しい。飛鳥池遺跡北地区は、一切経写経という国家的事業の遂行のために道昭および禪院住僧集団の領導する飛鳥寺三綱政所の業務空間として確保され、その体制が終焉を迎えるのと同時に、歴史の舞台から消えたのであろう。

iv 北地区出土木簡からみた飛鳥寺の歴史

以上の検討から、飛鳥寺三綱政所は、道昭およびその弟子である禪院住僧を含む僧侶集団によって統括され、飛鳥寺全体の資財と人員の管理を職掌とした現業部局であったと結論づけられる。この飛鳥寺三綱政所によって作成・使用され、廃棄されたのが北地区出土木簡群である。したがって、北地区出土木簡群は、7世紀後半から8世紀初頭にかけての飛鳥寺の歴史を映す鏡であるということができよう。

天武2年(673)、飛鳥寺に1700戸の封戸が勅施入されたのを契機として、飛鳥池遺跡北地区において飛鳥寺三綱政所が活動を開始した。この時期の北地区の整備は、天武天皇の意志にもとづく一切経写経事業の進行にともない、増大する飛鳥寺の寺務取り扱い量に対応するための空間確保という目的があったと考えられる。当時の飛鳥寺三綱は、飛鳥寺を含む諸大寺における一切経写経事業の中核的存在であった入唐僧道昭、およびその弟子達から成る飛鳥寺禅院の住僧集団によって主導されており、飛鳥寺三綱政所は彼らの意を受けて、飛鳥寺の寺務全般を運営した。一切経写経事業が進行するなか、天武6年(677)には飛鳥寺で一切経読経がおこなわれた。南北大溝SD1130・南北溝SD1110に木簡が投棄されたのは、その少し後のことであろう。

一方、天武朝期の飛鳥寺では一切経写経と並行して、伽藍全体におよぶ造営整備事業が実施された。出土瓦の分析によると、飛鳥寺本寺では屋根瓦の大規模な葺き替えがなされ、禅院では瓦葺きの堂舎が創建された。天武9年(680)詔で大寺としての寺格、それに見合う財源、および造寺官司による造営継続を保障された飛鳥寺は、天武天皇の不予を理由に珍宝等が施入されるなど、檀越である天皇からの篤い尊崇を前提とする多量の施入物を受けた。土坑SK1126からは郡制下の荷札木簡が出土しており、こうした状況は8世紀初頭まで続いたとみられる。

文武4年(700)3月に道昭が入滅した後も、しばらく飛鳥寺三綱は従前の活動を維持したと考えられるが、平城京遷都直後の和銅4年(711)8月、飛鳥寺禅院は何らかの事情により飛鳥寺本寺と袂を分かち、禅院寺という独立した寺院として、所蔵する多数の経論とともに平城京右京四条一坊の地に移転した。この段階では、禅院への道昭還住以来続いてきた道昭および禅院住僧集団による飛鳥寺領導體制は終焉を迎えており、飛鳥寺三綱の活動も大幅に縮小していたと思われる。養老2年(718)には飛鳥寺本寺も元興寺として平城京に移転し、飛鳥に残された伽藍は本元興寺として存続することとなった。北地区出土木簡に8世紀初頭より後のものがほとんど含まれていないのも、こうした事情が大きく関わっているのであろう。

- 1) ただし、現業部門と管理部門が空間的にどの程度区別されていたのか、遺構面から確認するのは現状では難しい。そもそも、現業部門であっても、工人の管理者がいてもおかしくなく、また、そこへ製品管理などのため人が派遣されることによって、一時的に管理部門の場に転化することも想定する必要がある。さらに、現業部門にも各種のものがあ、それぞれの場所で必ずしも同じ製品ばかりを製作していたわけではないと思われる。このように各種工房の内部構造については不明な点が多いが、ここでは大雑把に現業部門と管理部門の2つを区別している。
- 2) 橋本義則「奈良・飛鳥池遺跡」『木簡研究』第14号、1992年。寺崎保広「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」『国史学』第173号、2001年。吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」『木簡研究』第23号、2001年など。以下、3氏の見解は基本的にこれらの論考による。
- 3) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2)。
- 4) 勝浦令子「七・八世紀の仏教社会救済活動」『史論』第54号、2001年。
- 5) こうした木簡と土器の年代観のずれは、近年おこなわれた石神遺跡の第15・16次調査でも認められる。この2回の調査では約3500点の木簡が出土し、そのうち20点以上の紀年銘木簡が含まれていたが、乙丑年(天智4年、665年)を除くと、乙亥年(天武4年、675年)から壬辰年(持統6年、692年)の範囲に収まっている(『飛17』『同18』)。一方、土器の大半は飛鳥Ⅳ・Ⅴ段階のもので、藤原宮期とされる飛鳥Ⅴ段階の土器については年代的に合致しない。こうした齟齬がおきる理由については、木簡と土器の廃棄方法の違いを含めて、今後本格的に検討を加える必要がある。
- 6) 釘については、鉄釘・銅釘の2つがあるが、飛鳥池工房では鉄釘の大量生産をおこなっていたことが考古学的に確かめられているので、木簡に記載された釘も大部分は鉄釘であったと判断する。
- 7) 奈文研『平城宮発掘調査報告Ⅸ』奈文研学報第34冊、1978年。

- 8) その他3点のうち、ひとつは前述の「金」の習書木簡 (No.101)、残り2点は切り込みを有する形状の木簡である (判読不能)。
- 9) ①が命令文書そのものではなく、詔を書き留めた記録簡であった可能性も皆無ではなく、その場合は命令文書そのものが転送されたということにはならない。
- 10) 様の製作場所については、論理的な要請から全体管理施設であると考えたが、様の未製品も出土していることから、各種工房で製作された可能性も完全には否定できない。まったくの想像ではあるが、別の場所で製作された様が全体管理施設に集められ、全体管理施設ではこれらを見本にして、注文主からの依頼に応じたことが考えられるかもしれない。
- 11) 出典について、前者は案文、後者は正文という関係になる。接続関係を含め、岡藤良敬『日本古代造営史料の復原研究』法政大学出版局、1985年、第10章。
- 12) 吉川真司は工房全体の管理施設と各種工房を対比的に捉えすぎるあまり、各種工房にも管理部門が附属していた点を見逃しているように思われる。吉川は、工人付札を「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」とした橋本義則説について、「工人が生産した製品を受け取った側、つまり工房管理施設で木簡が廃棄されたことを推測しているようである」と受け止めたが、これは各種工房に管理部門があることが軽視されており、橋本説の真意を十分に汲み取っていないように感じられる。
- 13) 「金」字については「全」「奉」など異説もある。『元興寺伽藍縁起』の写本は醍醐寺所蔵の『諸寺縁起集』第18冊の1冊として伝わっているにすぎない。この写本は13世紀初頭のものである。
- 14) 井上光貞『飛鳥の朝廷』日本の歴史3、小学館、1974年、58～67頁。
- 15) 加藤謙吉『大和の豪族と渡来人-葛城・蘇我氏と大伴・物部氏-』吉川弘文館、2002年。
- 16) 東潮「新庄町脇田遺跡第2次発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 (第一分冊) 1981年』奈良県立橿原考古学研究所、1983年。
- 17) 花田勝広『古代の鉄生産と渡来人』雄山閣出版、2002年。
- 18) 藤田和尊「奈良県御所市名柄遺跡」『日本考古学年報』第42号、吉川弘文館、1991年。
- 19) 奈良県立橿原考古学研究所『南郷遺跡群』Ⅰ～Ⅴ、奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第69・73冊、橿原研調査報告第74・76・77冊、1996～2003年。
- 20) 和田萃『葛城の神々』『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、1995年 (初出1982年)。
- 21) 岸俊男「日本における「戸」の源流」『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年 (初出1964年)。
- 22) 「甲賀」は「甲可」「甲加」にもつく。出典については、竹内理三・山田英雄・平野邦雄『日本古代人名辞典』第3巻、吉川弘文館、1961年、781頁。
- 23) やや憶測にわたるが、「甲可」氏と飛鳥寺を結ぶものとして、敏達13年 (584) に百濟から弥勒の石像1軀をもたらした「鹿深臣」の存在を指摘しておきたい (『日本書紀』同年9月条。『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』には「甲賀臣」とある)。この弥勒の石像は、『日本書紀』敏達13年是歳条によれば、蘇我馬子宅の東方にある仏殿に安置されたとあり、また『七代寺巡礼私記』所引の「仏法本紀」には「古京元興寺東堂」 (飛鳥寺の東金堂) に安置されたと記されている。
- 24) 佐伯有清「新羅の村主と日本古代の村主」『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、1970年。佐藤雅明「村主の性格とその構造」『静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要』第1号、1986年など。
- 25) 唯一残る写本の醍醐寺本は草書体で「書人」とするが、「書」は「画」の本字「畫」と紛らわしい字体であり、『日本書紀』との関連からも「画人」とするのが妥当と判断した。大橋一章『飛鳥の文明開化』吉川弘文館、1997年、175～177頁参照。
- 26) 多数の研究があるが、以下の研究が代表的である。松原弘宣「「所」と「領」」『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、1989年。梅村 喬「「所」の基礎的考察」『日本律令制論集』上、吉川弘文館、1993年。山下有美『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、1999年。
- 27) 櫛木謙周「日本の技術官人体制」『日本古代労働力編成の研究』塙書房、1996年 (初出1989年)。
- 28) 狩野久「庸米付札について」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、1990年 (初出1981年)。
- 29) 市大樹「石神遺跡 (第16次) の調査 木簡」『紀要2004』2004年、111～115頁。
- 30) なお、加夜評・湯評と直接結びつくものではないが、水溜SX1222からは「養戸」と墨書された土器も出土している。「養戸」とは、資養のための戸、という意味であろう。いかなる者に対する資養であるのかは不明であるが、仕丁との関連を含めて、興味深い素材といえる。
- 31) 岡山県教育委員会『窪木薬師遺跡-前川河川改修工事に伴う発掘調査-』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告86、1993年。

- 32) 総社市教育委員会編『奥坂遺跡群』総社市埋蔵文化財発掘調査報告15、1999年。
- 33) 5世紀前半の随庵古墳(岡山県総社市)では、鍛冶具がセットで副葬されていた。
- 34) 館野和己「荷札木簡の一考察-貢進物の保管形態をめぐって-」『奈良古代史論集』第1集、奈良古代史談話会、1985年、79頁。
- 35) 亀田修一「鉄と渡来人-古墳時代の吉備を対象として-」『福岡大学総合研究所報』第240号、2000年。
- 36) 狩野久「白猪屯倉の設置事情」『京都橘女子大学研究紀要』第27号、2000年。
- 37) このほか、『日本書紀』持統5年(691)7月壬申条に伊予国司が宇和郡御馬山の白銀と金葛を献上したこと、『続日本紀』文武2年(698)9月乙酉条に朱沙を献上したことがみえる。
- 38) 成瀬正和「わが国上代の工芸材料としての錫」『正倉院年報』第11号、1989年。
- 39) 数多くの研究が存在する。ここではとりあえず、森田 悌「総領制について」『金沢大学教育学部紀要(人文科学・社会科学)』第40号、1991年、をあげるにとどめる。
- 40) 彌永貞三「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』岩波書店、1980年(初出1951年)。
- 41) 平川 南(国立歴史民俗博物館)の指摘を受け、『飛18』114号の積文と表裏を改めた。市 大樹「仕丁木簡一題」『紀要2005』2005年、予定。
- 42) 小林行雄『続古代の技術』塙書房、1964年、367~370頁。
- 43) 小林行雄『続古代の技術』前掲註42)、369~370頁。
- 44) 「官営工房」の定義はさまざまな論者によってなされているが、諸説を参照して定義した杉山洋氏のものに基本的に従う。杉山 洋「奈良時代の金属器生産-銅器生産遺跡を通してみた考古学的素描-」『仏教芸術』第190号、1990年。
- 45) ここで造寺司を「官司工房」から除外するのは、もし造寺司を「官司工房」のなかに含めてしまった場合、実質的に「官司工房」=「官営工房」と述べるに等しく、あえて「官司工房」という範疇を設定する意味がなくなるからである。なお「官司工房」について、令内官司の工房と令外官司の工房とは区別すべきであるかもしれないが、飛鳥池工房の時代における令制官司の実態は不明な点が多く、両者を厳密に分けることは難しいとみられるので、ここではあえて総称することとした。
- 46) 上原真人『瓦を読む』歴史発掘11、講談社、1997年。
- 47) 奈良文化財研究所『川原寺寺域北限の調査』2004年。
- 48) 花谷 浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集、1999年、681頁。同「飛鳥池遺跡と銅・ガラス製品の生産」『三世紀のクニグニ・古代の生産と工房』考古学研究会、2002年、155~156頁。
- 49) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、1969年、第3・4編。
- 50) 花谷 浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」『日本考古学』第8号、1999年、123頁。
- 51) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2)、217頁。
- 52) 浅香年木『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、1971年。
- 53) 笥 敏生「律令官司制の成立と品部・雑戸制」『古代王権と律令国家』校倉書房、2002年(初出1994年)。
- 54) 東野治之『遣唐使船-東アジアのなかで-』朝日選書634、朝日新聞社、1999年。
- 55) 鎌田元一「[部]についての基本的考察」『律令公民制の研究』塙書房、2001年(初出1984年)。
- 56) 荒木敏夫「日本古代の王権と分業・技術に関する覚え書」『専修史学』第26号、1994年。
- 57) 北地区木簡が寺院関係木簡を主体とすることについては、すでに寺崎保広・吉川真司らの指摘がある(寺崎保広「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」前掲註2)、吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2))。なお吉川は、寺崎による北地区木簡の3分類(①寺院関係、②天皇関係、③工房関係)のうち、②・③は確実な根拠を伴わないと批判している。この点については、②天皇関係とされてきた木簡は皇室から寺院への施入物などとして理解可能(以下考察参照)、③北地区からは南北溝SD1108を除いて工房関係の木簡は出土していない(A参照)、という認識に基づき、北地区木簡はすべて寺院関係の木簡として取り扱う。
- 58) 道昭の入唐は白雉4年(653)、智達の入唐は斉明4年(658)である(『日本書紀』白雉4年5月壬戌条、斉明4年7月是月条)。
- 59) 道昭の法名の用字について、『日本書紀』(白雉4年(653)5月壬戌条)などは「道昭」、『続日本紀』(文武4年(700)3月己未条、卒伝)・『日本三代実録』(元慶元年(877)12月16日壬午条)・

『日本霊異記』（上巻第22縁）などは「道照」と記す。なお、『続日本紀』の卒伝によれば、道昭には「弟」と「弟子」がいたことが分かる。同父母の兄弟が法名に同字を用いる例としては、「甲午年」（持統8年、694年）の年紀をもつ銅板造像記に「徳聡」「令弁」「弁聡」という3兄弟僧の名が見える（奈文研飛鳥資料館『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋社、1979年）。あるいは「智照」は道昭の血縁上の弟であったのではないか。

- 60) 「大寺」とは、国家がその運営に直接関与する寺院で、天武9年（680）4月の詔（『日本書紀』同年同月是月条）にみえる「国大寺二三」（大官大寺・川原寺・薬師寺）、およびこの時特に官治の対象と定められた飛鳥寺が該当する。これらの四ヶ寺は「四大寺」と称された（大橋一章「勅願寺と国家官寺の造営組織」『佛教芸術』第222号、1995年。同「大寺考」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第41号第3分冊、1995年）。
- 61) 7世紀代の三綱に関する史料としては、まず『日本書紀』朱鳥元年（686）正月庚戌条に「三綱、律師、及大官大寺知事、佐官、并九僧」、同年6月甲申条に「三綱、律師、及四寺和上、知事、并現有師位僧等」に対して物を施したとする記事がみえる。これらの「三綱」は、直後に記される「律師」と合わせて後の僧綱（僧正・大少僧都・律師）のことを指すとみるのが通説である（田村圓澄「僧官制度の成立」『日本仏教史』1、法藏館、1982年。初出1964年）。しかし、北地区木簡に「三綱（綱）等」（No296）という記述が確認でき、なおかつそれを後の僧綱に当たる職とみることは難しいので、通説は再検討の余地がある。これらの記事の「三綱」を寺家三綱として史料を読み直すことも必要であろう。これらの次に古い三綱の史料として、紀寺奴益人等が従良を訴えた記事（『続日本紀』天平宝字8年（764）7月丁未条）がある。同記事によれば、「庚寅編戸之歳」すなわち持統4年（690）、当時の紀寺の「三綱」が益人の先祖を誤って奴婢に編入した、とある。この訴えが出されたのが庚寅年から60年以上を経た時点であることから、同記事の「三綱」を文飾と見なす見解もあるが（佐伯昌紀「寺家知事考」『寺院史研究』第4号、1994年）、その後訴えにもとづき「紀寺遠年資財帳」が検査されていることから、訴えの内容は確実な証拠書類によって裏付けられた可能性があり、持統4年当時、紀寺に三綱が置かれていた確度はかなり高い。遅くとも7世紀末の持統朝頃までには諸寺院において三綱の制度が確立していたとみたい。
- 62) 天平19年（747）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば、戊午年（推古6年、598年）には斑鳩寺（法隆寺）に寺主が存在しており、『日本書紀』大化元年（645）8月癸卯条には「寺主僧旻」「百濟寺寺主」が見える。大化以前の「寺主」は後の三綱のそれと同一視できないとする見解があるが（中井真孝「大化元年の十師」『日本古代仏教制度史の研究』法藏館、1991年、初出1971年）、これらの記事の寺主は寺院の造営・営繕補修を職掌としており、後の三綱の職務と重なることから、三綱の寺主と見て問題ないと思われる。三綱の中でも寺主が実際的な職務を担当していたのであろう。名称からみても上座は寺主の上役に当たる名誉職的な地位、都維那は寺院内の綱紀を取り締まるというやや特殊な地位であり、寺主が実質的に三綱を代表していたと考えることができよう。
- 63) 伊藤敬太郎・竹内 亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」『南都仏教』第79号、2000年。
- 64) 寺封について今少し付言しておく。『新抄格勅符抄』にみえる飛鳥寺（元興寺）の封戸数は総計1800戸で、うち1700戸が「癸酉年」すなわち天武2年（673）の施入、残る100戸が宝亀11年（780）5月の加増である。同史料所載の飛鳥寺封戸所在国と、国別の封戸数は下記のとおりである。

上総国500戸、常陸国200戸、信濃国330戸、武蔵国415戸、下野国200戸、越前国150戸
 以上を合計すると1795戸となり、5戸分不足するものの（国史大系本の頭注はこの不足を脱字によるものかと推定している）、単独で100戸を下回る国はないので、宝亀11年になって新たに封戸所在となった国はない。これら6ヶ国の封戸は『新抄格勅符抄』の元となった史料の成立時点（9世紀初頭か）において飛鳥寺（元興寺）が保有しており、大寺となった飛鳥寺に対する優遇措置として施入された、収公期限を定めない永年封戸であったと考えられる（水野柳太郎『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館、1993年、176頁）。北地区出土貢進物荷札は国名や評・郡名を明記する割合が相対的に少ないため、これら飛鳥寺封戸所在の6ヶ国と貢進地がどの程度重複しているのかについては定かでない。荷札に記されたサト名から推測できる国名の中には、これら6ヶ国に該当する可能性のあるものが若干認められるが、ある程度まとまった数の荷札が存在する三野（美濃）、尾治（尾張）、針間（播磨）といった国々と、寺封所在6ヶ国はほとんど一致しない。この理由としては、①これらの貢進物は天皇・皇族などの檀越からの施入物であり、飛鳥寺自身の封物ではない、②これらの貢進物がもたらされた当時は木簡に見える国々は飛鳥寺封戸所在国であったが、その後所有期限を迎えた封戸が収公されたた

- め後世の史料には残らなかった、③飛鳥寺本寺と禪院は別個の経済基盤を有しており、飛鳥寺本寺とは別に禪院にも封戸が与えられていた、などといったいくつかの可能性が考えられる。
- 65) 出挙稲による収入は、寺院による直接経営によるもののほか、諸国の国司によって運用された官稲の一部を寺院に送付するという制度があった。資財帳や『延喜式』の記載によれば、大安寺・薬師寺にはこのような「寺稲」が諸国に置かれていたことがわかる（水野柳太郎『日本古代の寺院と史料』前掲註64）、177頁）。『日本書紀』朱鳥元年（686）5月癸丑条には、大官大寺に税30万束を勅施したとする記事があり、大寺にはこうした「寺稲」が天武朝期から既に設定されていたことが窺える。飛鳥寺（元興寺）本寺については寺稲の存在は知られていないが、伊豆国には「禪院料」として1000束の出挙稲が置かれていた（『延喜式』主税上）。この「禪院料」は平城京禪院寺（飛鳥寺禪院の後身）の寺稲であり（水野柳太郎「道照伝考」『奈良史学』第1号、1983年）、7世紀後半に飛鳥寺禪院に対してこうした寺稲が設置された可能性も考えられる。
- 66) (A)～(D)は、永村 眞『中世東大寺の組織と経営』（塙書房、1989年、18頁）の分類に従った。この分類は基本的に大宝僧尼令施行以後の状況にもとづくものであるが、以下に述べるように北地区木簡に見える状況と合致するところが多く、7世紀代の三綱にも適用可能であると考えられる。
- 67) 広義の三綱は、正倉院文書などによると「三綱所」「三綱務所」といった名称で記される例が多い。これらの用語は史料の性格により、三綱の上部機構（上座・寺主・都維那）のみを指すこともあれば、現業担当部局まで含んだ三綱機構全体を指すこともあるが、ここでは特に下部機構である現業担当部局のみを限定的に指す用語として、「三綱政所」を用いることにする。
- 68) 遣唐使帰朝については、『日本書紀』齊明7年（661）5月丁巳条に引く「伊吉連博徳書」に「辛酉年（661）」の4月に帰国船が大風に遭い、海中に漂流した後、耽羅嶋（済州島）を経て帰国した旨の記述がある。『続日本紀』文武4年（700）3月己未条（道昭卒伝）には、道昭帰国の際の出来事として船が7日間にわたり「漂蕩不進」となったとあり、「伊吉連博徳書」と似た状況が記されていることから、道昭の帰国はこの年であったと考えられている（堀池春峰「平城右京禪院寺と奈良時代佛教」『南都仏教史の研究 遺芳編』法蔵館、2004年、初出1952年）。禪院創建については、『日本三代実録』元慶元年（877）12月16日壬午条に「壬戌年（662）三月、創建於本元興寺東南隅」とある。異伝として「壬午年」（天武11年、682年）と記す史料があるが（『類聚国史』巻180）、これは日の干支「壬午」を年の干支として誤写したものと理解されている（藤野道生「道昭和尚の帰朝と禪院の創建」『日本仏教史』第2号、1957年）。
- 69) その事績を具体的に伝える所伝として、『行基菩薩伝』は道昭が淀川に山崎橋を架けたと記す（『続群書類従』巻第204、伝部15下）。山崎橋推定地の近辺（京都府大山崎町）に位置する山崎廃寺からは、飛鳥寺禪院創建瓦と同範の軒丸瓦が出土しており、同廃寺は道昭により創建されたと考えられる（大山崎町教育委員会編『山城国府跡第54次（7XYSUD-4地区）発掘調査報告（大山崎町埋蔵文化財調査報告書第25集）』大山崎町、2003年）。よって道昭が山崎橋を架けたとする所伝は歴史的事実である可能性が高い。
- 70) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2）の指摘による。
- 71) 天平19年（747）『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば、平城京大安寺には禪院があり、堂1棟、僧坊6棟、廊廡1条、食堂1棟、甲倉1棟によって構成されていた。禪院が独自の僧坊と食堂から成る太衆院を有することは、本寺とは別個の生活を営む僧侶集団が禪院に常住していたことを意味する。飛鳥寺禪院には、少なくとも東西棟の礎石建ち基壇建物1棟（SB840）があった（『藤原概報23』）。この建物は、飛鳥寺伽藍内では本寺中心部の主要堂舎を除くと今のところ唯一の基壇建物であり（花谷 浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」前掲註48）、禪院の中心堂舎（禪堂）と考えられる。また、飛鳥寺禪院には道昭の「房」があり、かつそこを拠点として弟子達に禪行を教えた（『続日本紀』文武4年（700）3月己未条、道昭卒伝）とあることから、僧坊の存在も確実である。恐らく中心堂舎SB840の北方一帯に禪院僧坊が立地したのであろう。
- 72) 『続日本紀』文武4年（700）3月己未条（道昭卒伝）には、禪院では「天下行業之徒」が道昭に従って禪を学び、道昭自身も死去の際まで坐禅を続けていたとあり、道昭が禪院において禪行の実践とその伝授を重視していたことが記される。なお、飛鳥寺禪院における禪行実践に関する所伝を否定的に捉える見解として、かかる所伝は禪院の名称を説明する起源説話として後に付加されたものに過ぎないとみる説もあるが（水野柳太郎「道照伝考」前掲註65）、飛鳥寺禪院の名称起源と考えられる長安弘福寺禪院の性格から、禪院における禪行の実践と伝授はむしろ積極的に事実と認めるべきである。

- 長安西京の弘福寺は、もともと太宗皇帝が母親の穆太后の追福の為に建立した寺院である。玄奘は貞観19年(645)、インドより自ら招来した經典の翻訳を静謐な環境でおこなうため、北魏の孝文帝が創建した少林寺(少室山北麓、現河南省登封県)において訳經を実施したいと太宗に許可を求めたが、太宗は認めず、代わりに弘福寺の禪院が静寂であるので、これを訳經の場として玄奘に与えた(『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』巻6、『大正新修大蔵經』第50冊253頁)。また、顯慶2年(657)、玄奘は再び少林寺での訳經を希望した。その上表文によれば、玄奘は専ら禪行を修する生活を望み、残りの時間で經典の翻訳に携わりたい旨を希望したが、高宗は許さなかった(『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』巻9、『大正新修大蔵經』第50冊273頁)。すなわち禪行と訳經の両立が玄奘の一貫した志向であり、弘福寺禪院は長安城内においてその意向に適う静謐な場として玄奘に与えられた。道昭が在唐期間中(653~661)玄奘門下に学んだ道場は、この弘福寺禪院であった(藤野道生「禪院寺考」『史学雑誌』第66編第9号、1957年)。道昭卒伝(前掲)にも、道昭が師の玄奘から禪定を直接伝授され、日本への流伝を勧められたとあり、道昭が禪行の実践を禪院の名とともに玄奘から受け継いだことが窺える。
- 73) 飛鳥寺本寺では、蘇我氏による創建以来の伝統を持つ三論宗や、旧訳系の唯識学説である撰論宗が盛んであった。一方、禪院では道昭の伝えた新訳系の唯識学説(後の法相宗の源流となる)が主流であったと考えられる(佐久間 竜「道昭」『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、1983年、初出1972年)。なお、道昭が伝えたのは新訳系ではなく旧訳系の撰論宗であったとする説もあるが(田村圓澄「撰論宗の伝来」『日本仏教史』2、法蔵館、1983年、初出1970年)、藤原鎌足が孝徳~天智朝頃に飛鳥寺の撰論宗に対して家財を施入し、講説の費用に当てたとする史料(『類聚三代格』天平9年(737)3月10日付太政官謹奏)の存在から、道昭帰国以前より飛鳥寺に撰論宗が存在したことは間違いない。ただし、道昭の帰国年次から、道昭の伝えた教学が新訳系学説を主体としつつ、一部旧訳系の要素を含んでいたとする指摘もある(深浦正文「唯識の日本初伝と玄奘道昭の関係」『大和文化研究』第9巻11号、1964年)。『撰大乘論』に見える菩薩の修行階梯に関する記述を列挙した木簡(No.307)の存在などは、あるいはそのような状況を反映したものかもしれない。
- 74) 僧尼の地位上昇に際しては得度、受戒、師位の三階梯があり、遅くとも養老4年(720)以降はそれぞれに公験が与えられていた(『令集解』僧尼令14任僧綱条・21准格律条所引養老四年二月四日格)。公験による官許制がいつまで遡るかについては議論があるが(研究史整理は、勝浦令子「僧尼の公験について」、笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、2003年)、朱鳥元年(686)には「現有師位僧等」に対して衣・被が施されており(『日本書紀』朱鳥元年六月甲申条)、天武朝に僧尼の地位として「師位」が存在したことは確かである。
- 75) 道昭と似た名前の僧侶として「道性」が確認できるものの、既に指摘があるように両者は別人である(勝浦令子「七・八世紀の仏教社会救済活動」前掲註4)。木簡の表記からみると、「道性」は恐らく師位僧ではなかったと思われる。
- 76) 天武期の一切經は日本最初の勅定一切經であるが、この時期日本にはまだ入蔵録を持つ経録が伝来していなかった。入蔵録とは一切經として認定すべき経論の範囲を定めたりリストのことで、入蔵録が無ければ最終的に集めるべき経論の限度が確定しないため、一切經の作成はその時点で存在するあらゆる仏典を別生・偽經なども含めて漏れなく収集するという方針になる(山下有美「日本古代国家における一切經と対外意識」『歴史評論』第586号、1999年)。天武4年(675)に使を四方に派遣して一切經を博搜させたとはあるのは、このような状況の反映であると考えられ、天武6年に飛鳥寺で読まれた一切經も、まだ完成には至らない段階のものであったと推測される。
- 77) 大寺は前掲註60)参照。大寺には収公期限を定めない永年封戸が施入されるという優遇措置があった。『新抄格勅符抄』によれば、天武2年には大官大寺・川原寺にも飛鳥寺と同様に永年封戸が施入されている(前掲註64参照)。『日本書紀』によれば、この年、大官大寺(高市大寺)では造寺司が任命されて本格的な造営が開始され(同年12月戊戌条)、川原寺では前述のように一切經写經が開始された(同年3月是月条)。天武2年の封戸施入を契機に、これら3大寺において造営事業と一切經写經事業が一斉に開始されたと考えられよう。なお、新川登龜男も天武2年の3大寺への封戸施入を大寺制の確立と位置付け、一切經写經をその必須条件とするが、写經の場は川原寺に限定して考えている(新川登龜男「修多羅衆論」『日本古代の対外交渉と仏教』吉川弘文館、1999年(初出1978年))。
- 78) 天平19年(747)10月9日付「自禪院寺奉請疏論等歴名」(『大日古24』443頁)に見える禪院寺所蔵の論疏には玄奘門下の学僧が著述した物が多く、これらは玄奘門下に学んだ道昭が唐より招来したと考えられている(石田茂作『写經より見たる奈良朝仏教の研究』東洋文庫、1930年)。この史料に

みえる「禪院寺」は平城京所在の寺院で、飛鳥寺禪院の後身であることが明らかにされている（福山敏男『奈良朝寺院の研究』高桐書院、1948年。増訂版は綜芸舎、1978年）。関係史料は以下のとおり。

①『続日本紀』文武4年（700）3月己未条（道昭卒伝）「飛鳥寺禪院は道昭の死後、その弟や弟子達の奏聞によって平城京へ移り平城右京禪院となった。この院は多くの経論を有しており、それらは書迹楷好にして錯誤の無いもので、みな道昭が招来した物である」、②天平勝宝5年（753）『薬師寺仏足石記』「薬師寺の仏足跡図は黄文連本実が唐の普光寺において転写し日本に持ち帰ったものの写しで、黄文連本実による写本は右京四条一坊の禪院にある」、③『日本三代実録』元慶元年（877）12月16日壬午条「禪院寺は、道昭帰国後の天智元年（662）3月に本元興寺（飛鳥寺）東南隅に創建され、和銅4年（711）8月に平城京へ移建された」。以上から、道昭の死後、道昭の弟子達（禪院住僧集団）の要請により飛鳥寺禪院は平城京右京四条一坊に移されて禪院寺となり、飛鳥寺禪院から引き継いだ道昭招来経論を所蔵し続けたことがわかる。『延喜式』（玄蕃寮式）によると、禪院寺の経論は治部省・玄蕃寮・僧綱・禪院寺三綱・檀越の檢校の下、3年に1回曝涼されることになっており、国家機関による異例の手厚い保護が加えられていた。道昭の招来から200年以上にわたり、これらの経論（上述の仏足跡図など、道昭以外の招来による物も一部含む）は日本の国家および仏教界にとって極めて重要な物と認識されていた。

- 79) 一切経写経が飛鳥寺で実施されていたこと、禪院所蔵の道昭招来経がその本経として用いられたことは、上述のようにいくつかの傍証によって推定できるが、写経の場が飛鳥寺内のどこであったのかについては検討の余地がある。8世紀の東大寺では造寺官司である造東大寺司の管轄下に写経所が設けられていたことから、造寺官司によって写経がおこなわれた可能性がまず指摘できる。しかし東大寺写経所は藤原光明子の皇后宮職に所属していた写経機関をその淵源とし、様々な変遷を経て最終的に造東大寺司管轄下となったという経緯がある（山下有美『正倉院文書と写経所の研究』吉川弘文館、1999年ほか）。言い換えれば、もともと檀越を主体とした写経事業が、檀越の意向を強く反映する造寺機関の下へと移管された、ということである。一方、飛鳥寺における一切経写経事業は、檀越（天皇ないしは国家）ではなく寺家（僧侶集団）を主体としておこなわれた可能性があり、東大寺の例とは別の状況を想定した方がよいかもしれない。平城京禪院寺について述べた『日本三代実録』元慶元年（877）12月16日壬午条は、「道照法師本願記」を引用して「真身舍利、一切経論、安置一処、流通万代、以為一切衆生所依之處焉」と記す。「道照法師本願記」なる史料の性格は不明であり、その記載を即座に実態とみなすことには慎重であるべきだが、飛鳥寺禪院の後身である平城京禪院寺に「一切経論」が安置されていたとする伝が存在したことは注目される。飛鳥寺の一切経写経は禪院においておこなわれ、禪院の経蔵に所蔵されたのではないだろうか。なお平城京元興寺も一切経を所蔵していたが、これには慈恩大師基による注釈書『成唯識論述記』など、道昭帰国後に成立した唯識学関係の著作が多く含まれており（須原祥二「元興寺奉請経に関する覚書」『洋洋福壽—正倉院文書の部屋』西 洋子さん還暦記念論集刊行会、2004年）、道昭招来経を本経とするものではないと思われる。
- 80) 良弁の地位については、加藤 優「良弁と東大寺別当制」（『文化財論叢』同朋舎出版、1983年）、鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧」（『ヒストリア』第121号、1988年）を、東大寺上院については、鷲森論文、永村 眞『中世東大寺の組織と経営』前掲註66）を参照した。
- 81) 良弁は天平15年（743）には東大寺の前身である大倭金光明寺の上座であることが確認され（『大日古』24-178頁）、当初は三綱機構に属していた。天平勝宝3年（751）には律師を経ずに少僧都となり（『続日本紀』同年4月甲戌条）、僧綱に列した。これ以降、良弁は東大寺内において三綱を超える特別な地位にあったと理解されている（加藤 優「良弁と東大寺別当制」前掲註80）。
- 82) 堀池春峰「金鐘寺私考」『南都仏教史の研究』上（東大寺篇）、法蔵館、1970年（初出1955年）。
- 83) 前掲註78。なお、平城京禪院寺の隣接地に当たる右京三条一坊十四坪の発掘調査において、飛鳥寺禪院と同範の軒瓦や、飛鳥寺禪院に特徴的に見られる竹状模骨痕を持つ丸瓦が出土し、飛鳥寺禪院から平城京禪院寺への移転が考古学的にも裏付けられた（奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成6年度』1995年、原田憲二郎「平城京出土の飛鳥寺軒丸瓦と「竹状模骨痕」をもつ丸瓦」『奈良市埋蔵文化財センター紀要1994』1995年、花谷 浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」前掲註48）。
- 84) 道昭やその弟子達が飛鳥寺三綱の正式な構成員であったのかどうかは、厳密には確かめられないが、状況的にはそうであっても不自然ではない。その場合、道昭とその弟子集団は、飛鳥寺全体を代表する三綱、禪院の運営者という二重の地位にあることになるが、この二重構造が制度運営の上で厳密に

区別されていたかどうかはわからない。例えば智照が決裁した法華經の貸借に関する事例では、この法華經巻が仮に禪院所蔵であったとして、經巻を寺院全体の資財とみなして飛鳥寺三綱としての権限によって決裁したのか、あるいは禪院の資財とみなして禪院の經巻出納責任者としての権限で取り扱ったのかは、文書の文面だけでは区別できないことになる。あるいは、寺内での事務取り扱いのレベルでは、そのような厳密な区分を行っていなかった可能性もあるだろう。

- 85) 飛鳥寺禪院の平城京への移転は、道昭の死後、その弟や弟子達の要請に応える形で実現した（『続日本紀』道昭卒伝）。移転の時期が遷都直後の和銅4年（711）であることから、かなり急を要する事態が存在したことが推測される（飛鳥寺本寺（元興寺）の平城移転は養老2年（718）まで遅れる）。察するに、道昭という権威を失った禪院住僧集団と飛鳥寺本寺との間に、それまでの関係が破綻するような何らかの事件が勃発したのではないか。『日本三代実録』元慶元年（877）12月16日壬午条によれば、この時平城京禪院寺はようやく元興寺別院となった。すなわち、平城遷都からこの時に至るまでの百数十年間、禪院寺と元興寺は無関係の寺院として別個に存在していたことになる。
- 86) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2）。
- 87) 『日本書紀』大化元年（645）8月癸卯条に、「大寺」に僧尼を集め、「寺主僧旻」を含む僧侶等を十師に任命した、とある。この史料にみえる「大寺」は飛鳥寺、「寺主僧旻」は飛鳥寺の寺主と考えられている（吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2）。
- 88) 上原真人『瓦を読む』前掲註46）。
- 89) ただし、飛鳥寺本寺と禪院ではこの時に葺かれた瓦の製作技法における技術的系譜が全く異なり、両者の造営は異なる系統の組織によって分担された。飛鳥寺本寺の「官司」とは別に禪院の造営のみを受け持つ造寺官司が存在した可能性もあるが、禪院所用瓦の分布から瓦の使用に道昭自身が関与した可能性も指摘されており（花谷 浩「飛鳥寺東南禪院とその創建瓦」前掲註48、あるいは禪院については僧侶主導による造営がおこなわれたのかもしれない）。
- 90) 天平19年（747）の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』には、戊午年（推古6年、598年）に斑鳩寺（法隆寺）に施入された播磨国の地の一部が寺院営繕補修のために「寺主法師等」に配分されたとある。また、『日本書紀』大化元年（645）8月癸卯条には「寺主僧旻」「百濟寺寺主」がみえ、天皇が諸寺院の造営を援助すると宣言して「寺司」と「寺主」が任命されている。寺司の初見は『日本書紀』推古4年（596）11月条に飛鳥寺寺司に任命されたとある蘇我善徳臣であるが、同条に名がみえる慧慈・慧聰の2僧と蘇我善徳臣の3名がともに「領」として飛鳥寺の造営を担当したとする史料が存在することから（『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』所引「丈六光銘」、寺司と寺主はそれぞれ寺院造営を担当する役職であり、寺司が俗人（檀越）、寺主が僧侶を指すものと理解されている（若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」『ヒストリア』第137号、1992年））。
- 91) 岸 俊男「越前国東大寺領庄園の経営」『日本古代政治史研究』（塙書房、1966年、初出1952年）。鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧」前掲註80）。
- 92) 天平宝字4年（760）7月23日の淳仁天皇勅書（『大日古4』426頁）によれば、東大寺の造寺事業終了後の封物用途が未だ不明でなかったため、これ以後総計5000戸の封戸は、「営造修理塔寺精舎分」1000戸、「供養三宝并常住僧分」2000戸、「官家修行諸仏事分」2000戸に3分割された。「供養三宝并常住僧分」が三綱の管理する寺院運営費用である。
- 93) 飛鳥池遺跡北地区は、当時は何と呼ばれていたのだろうか。これについては、「南」が「葛城」に対して沙弥の派遣を要請した召文（No579）の存在から、飛鳥寺内部では「南」と呼ばれていた可能性を指摘しておきたい（正称は「南政所」「南務所」などであろうか）。なお、「南」を「南禪院」「南院」、すなわち飛鳥寺禪院の略とみる説もある（吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」前掲註2））。
- 94) こうした状況は飛鳥寺だけでなく、他の大寺（大官大寺・川原寺）においても同様であっただろう（前掲註77））。
- 95) 飛鳥寺三綱政以前の北地区の利用状況は、下層遺構の調査が十分におこなえなかったため、詳細は不明とせざるを得ない。しかし、同じ谷筋の上流に当たる南地区下層には、640年代後半にごく短期間操業した工房と考えられる遺構があり、飛鳥寺旧檀越の蘇我氏支配下にあった工人組織の系譜に属する工房であったと理解される（A参照）。このことから、北地区も南地区と同様に蘇我氏寺の頃から飛鳥寺と何らかの関係があった区域と推測される。

590 ・ □ 麻

・ □ 朋

(137)・35・6 065 八四次 NK35 PL125

暗灰色粘土

591 ・ 各也也 ^{〔也カ〕} □ 也 ^{〔也カ〕} 謂 ^{〔也カ〕} □

・ 合 —

135・40・16 065 九三次 NF34

南北溝SD 一一七三

592 □ □

(148)・(14)・(9) 065 九三次 ND35

東西溝SD 一一二一

593 □ ^{〔月カ〕} □ 魚切里人 大伴了真 □
尔支米甘斤

(211)・30・5 059 八四次 NK32 飛13 PL121

東西溝SD 一一三三

594 ・ □ □ □ □
・ □ 古俵五

(97)・(31)・3 039 八四次 NK36 PL119

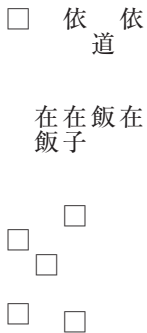
土坑SK 一一四八

595 □ □ □ □ 二

(162)・(9)・10 081 八四次 NK33

井戸SE 一〇九〇

596 □ ^{〔堂カ〕} □ ^{〔飛カ〕} □



1380・440・42 061 (井戸枠) 八四次 NN45 飛13 PL128

東西棟建物SB 一一五五柱掘形

597 二 □ □ □ □ □ ^{〔八十八カ〕}



(179)・37・19 065 九三次 ND33

遺物包含層

598 月

83・(39)・6 061 (曲物底板) 九三次 NA30

599 一百 □

(85)・(15)・5 081 八四次 NZ

飛鳥池東方遺跡出土の木簡

流路SD 一七〇〇

600 煮物

112・20・8 032 九三次 FG81 飛14 PL119

- 546 ・ 多可 十三
□□阿可為□麻手
〔省カ〕
〔義〕□□万
(146)・(23)・3 011 八四次 NL35 飛14 PL126
- 547 ・ □□足金句□□
□□回□□
(123)・(16)・2 081 八四次 NL35
- 548 □□達カ
□□達道
○□○
(169)・30・5 081 八四次 NL35
- 549 ・ 加□
□□加□
・ 入人人人
入人人人
- 550 ・ 継継□□
〔継カ〕
□□
(72)・(17)・3 081 八四次 NL35
- 551 □□天□
(65)・(26)・3 065 八四次 NL35
- 552 (削り残リカ)
□□證傳
(61)・(20)・2 081 八四次 NL35 PL126
- 553 □□月カ
□□
(45)・(7)・2 081 八四次 NL35
- 554 唯
(36)・(14)・2 081 八四次 NL35
- 555 玄
(63)・(14)・3 081 八四次 NL35
- 556 □□二升高二升小高二升針□
〔問カ〕
091 八四次 NL35 飛14 PL129
- 557 二升□
091 八四次 NL35 飛15
- 558 □□一斗三
091 八四次 NL35
- 559 □□俵
091 八四次 NL35
- 560 □□月カ
□□食
091 八四次 NL35
- 561 廿一日□□
〔六斗カ〕
091 八四次 NL35 飛15
- 562 四日銀三□
091 八四次 NL35 飛14 PL129
- 563 □□卅口
091 八四次 NL35 飛15
- 564 □□衆カ
□□僧
091 八四次 NL35 飛14
- 565 □□衆カ
□□僧
091 八四次 NL35
- 566 僧
091 八四次 NL35
- 567 □□仏□□
091 八四次 NL35
- 568 秦□
091 八四次 NL35 飛15
- 569 大人□
091 八四次 NL35
- 570 □□我カ成カ
□□身身□□
091 八四次 NL35 飛14
- 571 □□黒黒黒
091 八四次 NL35

- 525 □升□ (23)・(10)・2 081 八四次 NL35
- 526 八月廿日奉上□ (142)・29・4 039 八四次 NL35 飛13 PL.120
- 527 ・松測□
〔玄カ〕米 (42)・14・2 039 八四次 NL35
- 528 〔芹カ〕
□□五十戸粟田了三山 (159)・28・3 033 八四次 NL35 飛13 PL.119
(重不書キ)ナ □□六蹠蹠□
- 529 ・幡磨国宋禾郡三方里 158・20・6 033 八四次 NM35 飛13 PL.118
・神人時万呂五斗
- 530 ・幡磨国宋禾郡
・三方里神人勝牛白米五斗 129・24・5 033 八四次 NM35 飛13 PL.118
- 531 ・宋粟郡三方里 (128)・17・2 039 八四次 NL35 飛13 PL.118
・神人□□□五斗
- 532 ・幡磨国宋粟
・郡山守里穴毛知倭 147・28・7 032 八四次 NM35 飛13 PL.118
- 533 ・幡磨国宋粟郡山守里 165・28・5 033 八四次 NL35 飛13 PL.118
・日奉了奴比白米一俵
- 534 ・幡磨国宋粟郡
・野里出雲了生手 144・21・5 033 八四次 NL35 飛13 PL.118
- 535 〔戌〕
□□□□ (66)・(21)・2 039 八四次 NL35
- 536 宗加了里人宗加了真知 190・19・2 051 八四次 NL35 飛13 PL.119
- 537 □□加了里□□多真留倭 (139)・19・5 059 八四次 NL35 飛13 PL.119
〔土了カ〕
- 538 ・熊汗 吾罷彼下迎ナ〔累カ〕写上横詠
布恋尔 蜚伊尸之忤懼 187・15・5 051 八四次 NL35 飛13 PL.98・123
- 539 ・□□□□死鬼□
〔倭□□□□□六蹠蹠□
(重不書キ)ナ
- 540 南无无久仏 125・60・8 065 八四次 NM35
□□□□□□□□
- 541 ・天天天天 月朋□□ (235)・29・19 065 八四次 NL35 飛14 PL.124
者□□□□〔天地逆〕 天(左側面)
- 542 ・稻稻稻稻黑里朋為人□ (212)・(8)・5 065 八四次 NL35
・稻稻里黑□□天(天地逆)
- 543 ・〔稻カ〕
□□□□〔天地逆〕 黑□勝□〔勝カ〕 (67)・(13)・1 081 八四次 NL35
- 544 説成説成説成□ 35・92・37 065 八四次 NL35 飛13
- 545 □□□□南川忘〔南カ〕 162・(38)・13 065 八四次 NL35

499 此是故□
 091 八四次 NJ30 飛 14 PL.130

500 □人人得
 091 八四次 NJ30 飛 15

501 止〔奈カ〕
 091 八四次 NJ30 飛 15

502 □〔工カ〕長□〔長カ〕長□
 091 八四次 NJ30 飛 14・15 PL.130

503 □〔現カ〕現□〔重ネ書キ〕
 091 八四次 NJ30

504 □御御若若若
 091 八四次 NJ30 飛 14

505 八八八八八八八八
 091 八四次 NJ30 飛 15

506 □〔得カ〕得得得得得得
 091 八四次 NJ30 飛 14

507 □歎得
 091 八四次 NJ30 飛 15

508 得得得
 091 八四次 NJ30 飛 15

509 而而而而而
 091 八四次 NJ30 飛 15

510 藏藏藏藏藏
 091 八四次 NJ30 飛 15

511 露露露露露
 091 八四次 NJ30 飛 15

512 縁縁縁縁
 091 八四次 NJ30 飛 15 PL.130

513 徳徳徳徳徳
 091 八四次 NJ30 飛 15

514 金金金
 091 八四次 NJ30 飛 15

515 我我我
 091 八四次 NJ30 飛 15

516 □鳥鳥〔鳥カ〕
 091 八四次 NJ30

517 散散散
 091 八四次 NJ30

518 □依依
 091 八四次 NJ30

519 □第
 091 八四次 NJ30 飛 15

土坑SK 1-1-16

520 □〔大德カ〕前白須□〔故カ〕用所有□〔紙カ〕紙二三□
〔乃君カ〕〔等カ〕〔法カ〕〔白カ〕〔具カ〕 自出□
〔 〕 思事
 (270)・17-6 019 八四次 NL35 飛 13 PL.113

521 大徳前□
 (54)・(14)・6 081 八四次 NL35 飛 13 PL.110

522 黒月二升稻末呂二升□
 眞二升針間二升□
 (126)・22-3 019 八四次 NL35 飛 13 PL.113

523 斗三升□
〔 〕
 (81)・(14)・1 081 八四次 NL35 飛 13

524 □〔升カ〕出
 (26)・(9)・2 081 八四次 NL35

470	又瓦七 <small>〔十カ〕</small> 七 <small>〔枚カ〕</small>	091 八四次 NJ30 飛 13 PL.130	485	廿三日	091 八四次 NJ30 飛 15
471	瓦	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.130	486	廿七日	091 八四次 NJ30 飛 15
472	二文	091 八四次 NJ30 飛 15	487	小丁三 <small>〔丁カ〕</small>	091 八四次 NJ30 飛 15
473	一文	091 八四次 NJ30 飛 15	488	少丁三人	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.129
474	又遠江	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.129	489	思恵	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.130
475	加良志	091 八四次 NJ30 飛 14 PL.130	490	犬甘了	091 八四次 NJ30 飛 15
476	寶	091 八四次 NJ30 飛 15	491	首 <small>〔狛カ〕</small>	091 八四次 NJ30 飛 15
477	屎	091 八四次 NJ30 飛 15	492	東人	091 八四次 NJ30 飛 15
478	屎	091 八四次 NJ30 飛 15	493	宮末呂	091 八四次 NJ30 飛 14
479	毎年	091 八四次 NJ30 飛 15	494	千字	091 八四次 NJ30 飛 14 PL.130
480	正月廿日	091 八四次 NJ30 飛 15	495	我日 <small>〔朋カ〕</small> 「秋秋思」	091 八四次 NJ30 飛 15
481	八月 <small>〔八月カ〕</small> 二	091 八四次 NJ30 飛 15	496	在将婦	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.130
482	十月十六日	091 八四次 NJ30 飛 14	497	伝 <small>〔受カ〕</small>	091 八四次 NJ30 飛 15
483	十二月三	091 八四次 NJ30 飛 15	498	應陸生常死	091 八四次 NJ30 飛 14
484	十八日廿三 一日	091 八四次 NJ30 飛 15 PL.129			

444・器具皮□留无□各□□□□
□□□□夫秦□□□□
□□□□夫奉□□□□□□

(224)・(15)・5 081 八四次 NJ30

456 [稲カ] 三石□□

091 八四次 NJ30 飛15

445 寶□□□
□□□□

(70)・(15)・2 065 八四次 NJ30 飛15

457 □卅七石□

091 八四次 NJ30 飛15

446 [請カ] □
請□□□

79.64.9 065 八四次 NJ30

459 [斗カ] □
□五升□

091 八四次 NJ30 飛15

447 者□□

(64)・52.2 065 八四次 NJ30

460 一斗三

091 八四次 NJ30 飛15

448 [戌戌カ] □
□年十□

091 八四次 NJ30

461 [升カ] □
□半一升□ [半カ]

091 八四次 NJ30 飛15

449 禅院

091 八四次 NJ30 飛13 PL130

462 □三升半

091 八四次 NJ30 飛14

450 [廿六カ] □
□日記 □廿八日下俵一開九□ [斗カ]

091 八四次 NJ30 飛13 PL129

463 [二カ] □
□升半□

091 八四次 NJ30 飛15

451 □三日下□ [俵カ]

091 八四次 NJ30

464 升半

091 八四次 NJ30 飛15

452 記毛知

091 八四次 NJ30 飛15 PL129

465 五升

091 八四次 NJ30 飛15

453 □毛□ [知カ]
□一□

091 八四次 NJ30

466 □日女瓦百枚四日男瓦六

091 八四次 NJ30 飛13 PL130

454 六月米一斗
一 七月斗五升

091 八四次 NJ30 飛13 PL129

467 □ [百カ] □
□八男瓦百五十枚

091 八四次 NJ30 飛13 PL130

455 稻三□

091 八四次 NJ30 飛15

468 女瓦 [六カ] □
□女瓦七十七 [枚カ]

091 八四次 NJ30 飛13 PL130

469 □□□
□□瓦 □四百八 □□□□

091 八四次 NJ30 飛15 PL130

北地区その他遺構

土坑SK1-153

- 423・恐々敬申 院堂童子大人身病得侍
 ・故万病膏神明膏右□一受給申 願患 知事 309-31-3 011 八四次 NJ30 飛13 PL.109
- 424 大徳御前頓首□ (167)-(36)-7 039 八四次 NJ30 飛13 PL.110
- 425・□月卅日智調師入坐系卅六斤半
 ・「又十一月廿三日系十斤出 受申□□」 (和カ) (286)-(28)-3 081 八四次 NJ30 飛13 PL.99・109
- 426 □□^{〔下カ〕}系十六斤受 (215)-(17)-2 081 八四次 NJ30 飛13 PL.113
- 427 □□受米□ (125)-(6)-2 081 八四次 NJ30 PL.115
- 428 □^{〔受カ〕}定檢□ (96)-(18)-1 081 八四次 NJ30 PL.115
- 429 □^{〔下カ〕}遺二文□ (48)-(6)-2 081 八四次 NJ30 飛14 PL.113
- 430・四百八十八□
 ・常□□ (45)-(10)-5 081 八四次 NJ30 飛14 PL.113
- 431・世牟止言而□
 桔本^止飛鳥寺 □□□□□ (75)-(22)-3 081 八四次 NJ30 飛13 PL.99・123
- 432 觀勒□ 大夫 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 131-63-10 065 八四次 NJ30 飛13 PL.112
- 433 □□^{〔禪師カ〕}□□□□^{〔天カ〕} (95)-(16)-1 081 八四次 NJ30 飛13 PL.111
- 434 □□^{〔布施カ〕}□□□□^{〔一本カ〕} (103)-(5)-3 081 八四次 NJ30 飛14 PL.111
- 435・粒評石見里 □□□□□ (106)-26-3 039 八四次 NJ30 飛13 PL.119
- 436 血忌□□□□ (153)-(16)-1 081 八四次 NJ30 PL.127
- 437・太^{〔横墨線三二本〕}「粥」^{〔別筆一〕}
 ・「太^{〔横刻線三二本〕}」^{〔別筆二、刻線〕} 214-28-2 051 八四次 NJ30 飛13 PL.127
- 438 礼論□語礼□礼 (92)-(19)-1 081 八四次 NJ30 飛13 PL.124
- 439 □^{〔外カ〕}千字文勅員□□
 ・□□□□□ (128)-(11)-5 065 八四次 NJ30 飛13 PL.123
- 440 □^{〔散カ〕}散□ (71)-(6)-5 065 八四次 NJ30
- 441 淨足和□光明明明 (225)-14-4 081 八四次 NJ30 飛13 PL.124
- 442・想想□ □□大有 (75)-(18)-4 081 八四次 NJ30
- 443 孔孔孔孔孔孔孔 (210)-(24)-4 081 八四次 NJ30 飛14

396 我□

091 八四次 NK33

411 □二束□

091 八四次 ZZ

397 我

091 八四次 NJ33

412 □塩五□□

091 八四次 ZZ

398 □〔我カ〕

091 八四次 NK33

413 □〔羅カ〕〔蜜カ〕
□羅蜜□

091 八四次 ZZ

399 皮□〔甘カ〕

091 九三次 NF32

南北溝SD11031

400 素□

091 九三次 NF32

414 □末飛飛

(133)・15・3 019 八四次 NO31

401 □章

091 八四次 NJ33

石組方形池SG1100

402 唐

091 八四次 NJ33 飛15 PL.130

415 □〔軍カ〕
布廿斤

(64)・(23)・2 039 八四次 NP31下層 飛13 PL.119

403 文

091 八四次 NJ33

416 ・□下下 惠恵下不九道道道等 角末呂本
及及及及及 亦亦亦□末呂 角末呂

404 鳥

091 八四次 NJ33

我我□我我□我我□ (357)・(52)・10 061 (木箱側板) 八四次 NO31下層 飛13

405 者

091 八四次 NJ33

417 □月十一月十□

(61)・14・4 081 八四次 NP33下層

407 尾

091 八四次 NJ33

418 □成

(146)・(24)・10 081 八四次 NQ32下層

408 □〔宗カ〕

091 八四次 NJ33

419 右郎子

(205)・21・7 081 八四次 NQ34中層 飛13 PL.127

409 □〔具カ〕

091 八四次 NK33

420 □尔者瘡

(62)・24・3 081 八四次 NO33中層 飛13 PL.126

南北溝SD110もしくは南北大溝SD1130

421 ・勝勝勝勝勝 母勝

264・36・10 081 八四次 NO34中層 飛13

410 伊西了□閉調

99・21・4 032 八四次 ZZ PL.117

422 邪□

(64)・(18)・3 081 八四次 NO33中層

368 禪

091 八四次 NK33

381

091 八四次 NJ33

369 常住

091 八四次 NJ33 飛14

382

091 八四次 NJ33

370

091 八四次 NJ33 飛14

383 膳膳

091 八四次 NH33

371 義淨義

091 八四次 NJ33 飛14

384 撻

091 八四次 NH33

372 亦樂乎

091 八四次 NJ33 飛15 PL.130

385

091 八四次 NJ33

373 弁馬之

091 八四次 NK33 飛15 PL.130

386 春

091 八四次 NJ33

374 南枝

091 八四次 NJ33 飛15

387

091 八四次 NJ33

375

091 八四次 NK33

376

091 八四次 NJ33

388 大災

091 八四次 NJ33

377

091 八四次 NJ33

389 晋二

091 八四次 NJ33

378

091 八四次 NJ33

390 分讚

091 八四次 NJ33

379 有得 有 有

〔天大〕大〔重不書キ〕

091 八四次 NJ33 飛14

391 蔵

091 八四次 NJ33

380

091 八四次 NJ33

392 大 一

091 八四次 NJ33

393 問

091 八四次 NJ33

394 耶

091 八四次 NJ33

395 方等

091 八四次 NJ33 飛15

351	□日六□ ^{〔斗カ〕}	091	八四次 N/33	367	□ ^{〔五十九カ〕}	091	八四次 N/33
350	廿九日八□ ^{〔斗カ〕}	091	八四次 N/33 飛15	366	八十二□	091	八四次 NK33
349	□ ^{〔月カ〕} 米	091	八四次 N/33	365	匳人三□□	091	八四次 N/33 飛15
348	□二俵開	091	八四次 N/33 飛14	364	鳥取了	091	八四次 N/33
347	□ ^{〔開カ〕} 亦廿□□ ^{〔五カ〕}	091	八四次 NK33 飛15	363	十七日□	091	八四次 N/33 飛15
346	□ ^{〔開カ〕} □□□ ^{〔二カ〕} 三升	091	八四次 NK33 飛15	362	□□ ^{〔十カ〕} 六日□	091	八四次 N/33 飛15
345	□開得二石五□ ^{〔斗カ〕}	091	八四次 NK33 飛14	361	二日七□	091	八四次 N/33 飛15
344	奉	091	八四次 N/33	360	□□ ^{〔二合カ〕}	091	八四次 N/33
343	奉□	091	八四次 N/33	359	□束	091	八四次 NH33
342	侍	091	八四次 N/33 飛15	358	□ ^{〔四カ〕} 升	091	八四次 NK33
341	□飯二	091	八四次 N/33 飛15	357	□斗	091	八四次 NK33
340	□物□ ^{〔作カ〕}	091	八四次 N/33	356	□ ^{〔九カ〕} 斗	091	八四次 N/33
339	是以白□	091	八四次 N/33 飛15 PL.130	355	斗二升	091	八四次 N/33 飛15
338	□ ^{〔寺入カ〕} □	091	八四次 N/33	354	□斗九升	091	八四次 N/33 飛14
337	□ ^{〔入寺カ〕} □□	091	八四次 N/33	353	□二斗二□ ^{〔升カ〕}	091	八四次 N/33
				352	二石	091	八四次 NK33

299 . □□□□^{〔大カ〕}寺 □□□□
(193)・(8)・4 081 八四次 NK32 PL.113

300 □呂戸年六十一老夫丁初 □□□□
(138)・11・2 081 八四次 NK33 飛13 PL.113

301 。 □二月生九日浩裕法師 □□□□
□□□□ □□□□
(重不書キ)
(235)・(20)・(11) 081 八四次 NK33 飛13 PL.110

302 ・大僧 六十并并
□□□□^{〔重不書キ〕}
米子并羽田卅 □□□□^{〔重不書キ〕}
(94)・21・3 019 八四次 NK33 飛13 PL.112

303 ・甘草一両 鼓一升
□□□□ □□□□
(129)・(17)・4 081 八四次 NK33 飛13 PL.112

304 ・純泰十五 阿 □□□□
(65)・(15)・3 081 八四次 NK33 飛13 PL.111

305 ・ 惠後白 □□□□ □□□□
(126)・(15)・3 081 八四次 NK33 PL.110

306 ・ □□□□ □□□□
五月 □□□□^{〔令カ〕}生廿六日 □□□□
(240)・(8)・7 081 八四次 NK33 飛14 PL.112

307 ・ 冊心者 一者十信 二者十解 三者十句 四者十向
次四種善根者 三者 □□□□^{〔一カ〕}
□□□□^{〔廻カ〕}

・ 比丘者死者怖魔 □□□□ □□□□
□□□□^{〔向東死カ〕} □□□□^{〔得カ〕} □□□□^{〔躰カ〕}
□□□□^{〔者カ〕} 初阿羅漢 □□□□^{〔又百カ〕} 羅漢 □□□□
□□□□^{〔者カ〕} 仏入 □□□□^{〔冊カ〕} 怖 □□□□ □□□□
(185)・29・2 065 八四次 NK33 飛13 PL.112

308 ・ 多心經百合三百 □□□□^{〔別筆1〕} □□□□^{〔削り残り〕}
□□□□^{〔別筆2〕} □□□□^{〔別筆3〕} □□□□^{〔天地逆〕}
(162)・15・3 081 八四次 NK33 飛13 PL.112

309 ・ □□□□ 作仏説
・ 金屑 □□□□
(88)・(20)・8 081 八四次 NK33 飛13 PL.116

310 ・ □□□□ 結鞍骨九首 □□□□^{〔九カ〕} □□□□^{〔別筆1〕}
□□□□^{〔骨カ〕} □□□□^{〔別筆1〕} □□□□^{〔張皮久カ〕} □□□□^{〔別筆2〕}
(90)・28・4 081 八四次 NK33 飛13 PL.116

311 ・ 丁丑年十二月三野国刀支評次米
・ 惠奈五十戸造 阿利麻 春人服了枚布五斗俵
151・28・4 032 八四次 NK33 飛13 PL.98・117

312 ・ 丁丑年十 □□□□^{〔和太カ〕}
伊 □□□□ □□□□
(47)・(10)・4 081 九三次 NE32 飛14 PL.117

313 □了五十戸俵七斗
(127)・23・4 033 八四次 NH33 飛13 PL.119

314 □□□□^{〔国古カ〕} □□□□^{〔斗カ〕} □□□□^{〔升カ〕} 五十戸五 □□□□
(119)・28・3 032 八四次 NK33 飛13 PL.120

- 276 □而工等山 (82)・19・4 081 九三次 NB32 飛14 PL.116
- 277 鮑耳酢一斗 □ 179・17・3 051 九三次 NC32 飛14 PL.119
- 278 ・阿阿 (68)・(24)・3 081 九三次 NB32 飛14
- 279 ・人人 (人人人人人) (人人人人人) (110)・(9)・10 081 九三次 NB32
- 280 [] [] [] 詔小 □ 091 九三次 NB32 PL.129
- 281 [] [] [] (年月カ) 091 九三次 NB32
- 282 □正月廿二日 (記カ) 091 九三次 NB32
- 283 □廿一 (日記カ) □ □ 091 九三次 NB32
- 284 □日 (記カ) □ □ 091 九三次 NB32
- 285 (記カ) □ □ 091 九三次 NB32
- 286 □月十 □ 091 九三次 NB32
- 287 (卯カ) □ □ 091 九三次 NB32
- 288 □二各 □ 091 九三次 NC32
- 289 丈了 □ □ □ 091 九三次 NB32
- 290 □田了 091 九三次 NB32
- 291 子 (了カ) □ □ 091 九三次 NB32
- 292 (人男カ) □ □ □ 091 九三次 NB32
- 293 □子子 □ □ □ 091 九三次 NB32
- 南北溝SD110九
- 294 □ □ □ (七日カ) □ □ □ (120)・(18)・5 081 九三次 NA31
- 南北溝SD110
- 295 (智カ) □照師前謹白昔日所 223・20・3 011 八四次 NK33 飛13 PL.99・109
- ・白法華經本借而 (苑賜カ) □ □
- 296 (三カ) □岡等前頓 (首カ) □ □ □ (物カ) □ □ □ (162)・27・3 081 八四次 NK33 飛13 PL.110
- 297 ・大徳 (前カ) □ □ □ (74)・(20)・5 081 八四次 NK33 飛13 PL.110
- ・用可 □ □ □
- 298 (恐々カ) □ □ □ □ □ (88)・(17)・5 065 八四次 NK33 飛13 PL.109

- 250 ^[黄年カ]
 091 八四次 NK36
- 251 ^[和カ] 道前
091 八四次 NL35 飛14 PL.129
- 252 小間
091 八四次 NL35 飛14
- 253 \ 海口代你殺古八籠
 之非
091 八四次 NK35 飛14 PL.129
- 254 馬代稻八束 ^[塩甘籠カ]
091 八四次 NK35 飛14 PL.129
- 255 ^[稲カ] 三束塩
 091 八四次 NL35 飛14
- 256 二束 ^[長四寸カ] ^[加田カ]
 ^[塩] ^[二カ] 091 八四次 NL35
- 257 月生日 ^[往カ]
091 八四次 NL34 飛14 PL.129
- 258 富子 ^[木カ]
 091 八四次 NH34
- 259 ^[富カ] 子木
 091 八四次 NH34
- 260 代銀一秤
091 八四次 NK35
- 261 騰廿六
091 八四次 NJ36
- 262 十五石二
091 八四次 NL35
- 263 斗五升
091 八四次 NK35
- 264 ^[三カ] 大師賜二
 091 八四次 NK34 飛14 PL.130
- 265 威那
091 八四次 NK34 飛14 PL.130
- 266 道 ^[性カ]
091 八四次 NL35
- 267
091 八四次 NK34
- 268 柱卅三
091 八四次 NJ36 飛14 PL.130
- 269 見 見 ^[勿カ]
091 八四次 NK34
- 270 ^[大カ] 大大
 091 八四次 NJ36 飛14
- 271 ^[卷カ] 卷
091 八四次 NJ35 飛14
- 272 ^[恵カ]
 091 八四次 NK35 飛14
- 斜行溝SD二〇八
- 273 官大夫
 091 八四次 NB32 飛14 PL.116
- 274 己卯年 ^[分カ]
 091 八四次 NC32 飛14 PL.115
- 275 卯時 ^[召カ]
 091 八四次 NB32 飛14 PL.116

233 朋衣 衣
服衣
積
(60)・(29)・2 081 八四次 NL35

234 [寸カ] 寸寸
[大カ] 大
(140)・(13)・5 081 八四次 NK35

235 伐 伐
種 伐
我天 種
73・57・35 065 八四次 NL36

236 問 問
(114)・(18)・2 065 八四次 NL34

237 [請カ] 請
(請請カ)
(45)・(22)・3 081 八四次 NJ36

238 [反カ] 反
(108)・(11)・2 081 八四次 NK35

239 見 著 入
[月カ] 月
[是カ] 是
(190)・(23)・(13) 065 八四次 NK36

240 也 而 毛之
(61)・(22)・(2) 081 八四次 NL35 PL.124

241 是 是
无 无 无 天
(54)・(28)・9 081 八四次 NJ35

242 止 見 觀
[別カ] 別
[天カ] 天
[天カ] 天
[天カ] 天
69・(32)・10 081 八四次 NJ35

243 天
209・21・11 065 八四次 NK35

244 成 成
232・9・8 065 八四次 NL35 PL.125

245 [所カ] 所
(67)・(15)・5 061 (人形) 八四次 NJ36

246 命 令 命
(天地逆)
(58)・(66)・25 065 八四次 NL35

247 天 之 節 (刻書)
(145)・27・4 019 八四次 NJ36 飛14 PL.127

248 伊 奈 加
(92)・(23)・5 081 八四次 NJ35 PL.125

249 [君カ] 君
(75)・18・8 019 八四次 NL34 PL.126

213 百廿二 〔斤カ〕 72-15-4 032 八四次 NK36

214 尔 □ (46)-(18)-3 039 八四次 NJ36 PL.121

215 天皇聚 〔露カ〕 弘寅 □ (118)-(19)-3 081 八四次 NJ36 飛13 PL.98・124

216 觀世音經卷
支為 〔照カ〕 支照而為 〔左側面〕
子曰学 □ 是是 145-21-20 011 八四次 NK36 飛13 PL.123

217 〔蓋海鹹河淡カ〕
推位 〔讓カ〕 国 〔左側面〕
□□□□□□□□ (156)-(10)-24 081 八四次 NJ36 飛13 PL.123

218 〔字文勅員〕
□□ (183)-26-6 019 八四次 NJ34 飛13 PL.125

219 白馬鳴向山 欲其上草食
女人向男咲 相遊其下也 213-24-11 065 八四次 NJ35 飛13 PL.99・123

220 其於折麩 □ □□ (194)-(21)-3 081 八四次 NJ35 飛14 PL.114

221 〔願則カ〕
身 〔何送日恒願德均〕
相 〔想〕
〔重不書キ〕 (123)-(23)-4 081 八四次 NK35 飛14 PL.126

222 〔天地逆〕
堅 義 □ 勝勝 □ (261)-(49)-12 061 (折敷底板) 八四次 NH34 PL.124

223 也 此仇那 皮 □ □□ (134)-(16)-(7) 081 八四次 NJ35 PL.126

224 〔坐中者カ〕
三 廿 〔四カ〕 九 〔九カ〕 八十一六 □ □□ (128)-(7)-4 081 八四次 NK36 飛14 PL.126

225 聞聞聞天 □
聞問問員
天。天 天 天 (他二「天」字ノ重不書キアリ) 84-32-5 011 八四次 NJ34

226 月卯卯
大大子 礼 礼 162-41-5 031 八四次 NK36

227 〔耶カ〕
子大 〔大カ〕 〔重不書キ〕 (148)-30-9 019 八四次 NK36

228 身身身羅身聞問身身
身身身天天是 〔左側面〕 173-23-13 065 八四次 NJ34 飛13

229 〔重不書キ〕
身身身 (68)-(22)-4 081 八四次 NJ35

230 越越越遠遠 〔齒齒齒カ〕
□□□□□□ (213)-20-8 019 八四次 NJ36 飛13

231 是是 〔一カ〕 是是 一月月 □ □□ (246)-(9)-8 065 八四次 NH34

232 母母返 □ □□ (67)-(8)-2 081 八四次 NJ36

- 188 ・大并被四副
 ・長十尋一被
 (80).16.4 039 八四次 NL34 飛13 PL.116
- 189 ・釈迦伯綿
 ・□九斤
 (96).15.5 032 八四次 NL35 飛13 PL.116
- 190 ・仏法分中切
 ・
 73.15.2 033 八四次 NL34 飛13 PL.121
- 191 □□法
 98.14.2 032 八四次 NL34 PL.122
- 192 ・七月无僧
 [被カ]

 82.13.2 032 八四次 NH34 飛13 PL.121
- 193 軽銀卅半秤
 「一」(重ネ書キ)
 94.17.3 032 八四次 NK35 飛13 PL.99.116
- 194 ・難波銀十
 ・八秤
 81.15.3 032 八四次 NL35 飛13 PL.99.116
- 195 [悪カ]
 ・□銀八両三分
 ・本在
 85.12.4 032 八四次 NL35 飛13 PL.99.116
- 196 桑根白皮
 129.24.3 032 八四次 NJ36 飛13 PL.122
- 197 仏麻油一匳
 144.24.4 051 八四次 NL34 飛13 PL.121
- 198 荳子油三斗
 100.8.3 032 八四次 NK35 飛13 PL.121
- 199 富士木油
 80.16.3 051 八四次 NK36 飛13 PL.121
- 200 ・三月廿五日

 85.15.5 032 八四次 NK36 飛13 PL.122
- 201 ・四月二日
 ・天
 72.16.6 032 八四次 NK36 飛13 PL.122
- 202 ・四月廿一日
 [米カ]
 ・
 91.14.3 032 八四次 NK36 飛13 PL.122
- 203 ・四月廿七日
 ・四
 (97).13.3 039 八四次 NK36 飛13 PL.122
- 204 四月
 (115).14.2 039 八四次 NK36 PL.122
- 205 伊支須
 98.27.5 032 八四次 NJ36 飛13 PL.122
- 206 伊
 [支カ]
 (80).17.3 039 八四次 NK36 PL.121
- 207 軍布
 (63).21.3 031 八四次 NK36
- 208 軍布
 45.(13).2 032 八四次 NK36 飛14 PL.119
- 209 ・○経藏益
 ・○
 105.(18).8 081 八四次 NJ36 飛13 PL.115
- 210 ・石奈之乃
 [斯カ]
 ・「斯
 (87).19.4 039 八四次 NJ36 飛13 PL.121
- 211 ・三
 [重ネ書キ]
 ・「九九月月」(左側面)
 ・
 [重ネ書キ]
 83.14.5 032 八四次 NJ34 PL.122
- 212
 73.27.3 032 八四次 NK37 PL.121

- 163・尾治□評嶋田五十戸
 ・□□□□^{〔開カ〕} 163・18・4 032 八四次 NJ36 PL.120
- 164 丁丑年十二月次米三野国 加尔評久々利五十戸人
 物了 古麻里 146・31・4 031 八四次 NH34 飛13 PL.98・117
- 165・□我評高殿
 ・□秦人虎 (73)・18・3 019 八四次 NJ36 飛13 PL.120
- 166・□野評佐野五十戸
 ・五斗 (86)・18・2 081 八四次 NL34 飛13 PL.120
- 167 次評上了五十戸巷宜了
 刀由弥軍布廿斤 168・27・5 031 八四次 NL34 飛13 PL.120
- 168 弥奈了下五十戸 131・23・7 032 八四次 NJ36 飛13 PL.120
- 169 三間評 小豆□□ 134・21・5 032 八四次 NL35 飛13 PL.120
- 170・陽沐戸海了佐流
 ・調 152・19・5 031 八四次 NL37 飛13 PL.117
- 171 五十戸調 125・19・5 033 九三次 NC33 飛14 PL.117
- 172 三枝了赤男調 123・21・3 032 八四次 NF34 飛13 PL.117
- 173 ^{〔雀了〕}
 □□首調 99・19・3 032 八四次 NJ36 飛14 PL.117
- 174 加毛五十戸秦人足□^{〔牟カ〕}
 (148)・(22)・3 033 八四次 NJ36 飛13 PL.120
- 175 多可□□□□^{〔五十戸カ〕} 塩一□^{〔古カ〕}
 159・23・4 032 八四次 NJ36 飛14 PL.120
- 176・□□評
 ・□□□□ (81)・16・3 039 八四次 NK36 飛13
- 177・□□□□^{〔五十戸カ〕}
 □□□□^{〔了カ〕} □□□□^{〔六カ〕} 91・23・7 032 八四次 NJ36
- 178 □□□□^{〔五十戸カ〕}
 □□□□ (78)・29・4 039 八四次 NJ36
- 179・五戸
 □□□□ (35)・(15)・2 081 八四次 NJ35 PL.121
- 180 秦人了□□□□ 150・33・5 032 八四次 NJ36 飛14 PL.121
- 181・大嶋□□^{〔五カ〕}
 ・□物了 (65)・16・2 039 八四次 NF34 PL.115
- 182 □ツ真二□ (77)・16・2 081 八四次 NF34 PL.115
- 183 □一斗 (54)・23・2 081 八四次 NC35
- 184 □斗 (85)・26・4 039 八四次 NK36
- 185・丙子鋏代四机
 ・□代一匹又四机 114・23・4 032 八四次 NK36 飛13 PL.122
- 186・四机半秤「草」
 ・三机得針□□^{〔和カ〕} 96・14・4 032 八四次 NH34 飛13 PL.122
- 187・五机半
 ・秤 68・18・4 032 八四次 NG34 飛13 PL.122

143 五斗二斗
知達四石一斗
文一石斗
最喜
師カ
天地逆

(261)・(12)・6 065 八四次 NL36 飛14 PL.114

144 又廿四俵
秤カ
天地逆

(255)・(15)・6 081 八四次 NH34 PL.114

145 廿八日カ
石一斗
并カ

(64)・(10)・3 081 八四次 NL35 PL.115

146 飯一斗

(84)・15・5 019 八四次 NG34 PL.115

147 二合カ

(45)・(16)・2 081 八四次 NL34

148 大師入絹一匹

一秤半
一机

(90)・23・3 019 八四次 NH34 飛13 PL.122

149 天地逆
二升絹
重ネ書キ

(121)・22・4 019 八四次 NJ34 飛14 PL.114

150 七十五六十七

五カ
十カ

(125)・(8)・4 081 八四次 NJ36 飛14 PL.125

151 適侃法師 適侃
遠カ

(202)・18・11 019 八四次 NK36 飛13 PL.125

152 六十二
老夫丁カ

(161)・(13)・4 081 八四次 NL35 飛14 PL.113

153 別筆一
「輕寺」波若寺 洗尻寺 日置寺 春日了 矢口
石上寺 立了 山本平君 龍門 吉野

(203)・36・9 081 八四次 NJ36 飛13 PL.98・111

154 弁徳

152・27・3 011 八四次 NL35 飛13 PL.98・115

155 覚道

(110)・24・5 019 八四次 NH34 飛13 PL.115

156 令

(87)・27・4 019 八四次 NH34 PL.115

157 削り残り
「合合」 庚午年三

(77)・20・4 019 八四次 NK36 飛13 PL.121

158 十二月廿四日

94・20・4 011 八四次 NK36 PL.114

159 三月八

72・23・5 011 八四次 NJ36 PL.115

160 十一月

(94)・(8)・10 081 八四次 NL35

161 客僧カ
重ネ書キ

(63)・(11)・2 081 八四次 NJ35 PL.126

162 尾張海評堤
田五十戸カ

127・22・2 032 八四次 NK36 飛13 PL.120

125 三尋布十 104-20-4 032 一九九一一次 WN27木屑混茶褐土 飛11 PL.107

水溜SX七六一

126 □□□五十戸 106-(20)-2 032 一九九一一次 WH32粘土混炭層

土坑SK七七〇

127 正月十七日甲可石□□□ [未カ] (120)-25-5 039 一九九一一次 WJ28 飛11 PL.103

塀SA七五三

128 木□ (64)-21-4 039 一九九一一次 WK26

竪穴住居SB一六五一

129 □ □ 091 八七次 JK37

飛鳥池遺跡北地区出土の木簡

工房水処理施設

南北大溝SD一三〇

130 師啓奉布一机 今借賜啓奉 [□□] 153-16-2 051 八四次 NH34 飛13 PL.114

131 房僧□□ [敬カ]師前カ [賜カ]白カ [□□□] 206-22-5 011 八四次 NK36 飛13 PL.111

132 十月上半理充□□ [唯那カ] 為食 172-22-2 011 八四次 NJ35 飛13 PL.112

133 経借同日 112-35-8 011 八四次 NL35 飛13 PL.111

134 □連□出不来者打□ [練カ] (162)-23-6 065 八四次 NF34 PL.113

135 [師カ]得韓人カ[病侍賜カ] □□□□□□□□□□ (142)-(8)-10 065 八四次 NJ36 飛14 PL.114

136 食今□□ [月カ] 養 [□□□□] [養カ] (100)-20-3 065 八四次 NJ35 PL.111

137 人欲言 □□ (56)-24-5 019 八四次 NJ36 飛14 PL.114

138 恐□□ (41)-(15)-1 081 八四次 NJ36 PL.126

139 [大夫カ] □□□□ (65)-(3)-7 081 八四次 NJ36

140 [而カ] □□□□可□毛□ (123)-(16)-1 081 八四次 NL34 PL.125

141 可□也□而□ (90)-18-2 081 八四次 NL36 PL.115

142 又五月廿八日飢 六月七日飢者下俵二 者賜大俵一道 受者道性女人賜一俵 性 [□□□□] 丹三又 用借師大丹三升小

(190)-29-3 019 八四次 NK35 飛13 PL.98-111

- 91 ・湯評笑原五十戸
・足支首知与尔俵
(134).15.2 019 一九九一一次 WN24粗炭層 飛15 PL.106
- 92 ・加佐評春□
・「Y」雷□□□□
(95).18.3 039 一九九一一次 WN23粗炭層 飛11 PL.105
- 93 ・甲申□□
□□□□
(68).(20).5 039 九三次 HJ24炭層 3 飛15
- 94 ・阿□了五十□
□□
□□
(107).27.7 019 一九九一一次 WL23粗炭層 PL.105
- 95 □□荒田了首羊俵
155.25.2 032 一九九一一次 WN23粗炭層 飛11 PL.105
- 96 □□五十戸阿止伯了大尔
鴉人了犬閉
(146).(21).2 061 (齋串) 一九九一一次 WN24粗炭層 2 飛11 PL.105
- 97 □□耶了連首薦
□□
(140).19.4 059 一九九一一次 WN24粗炭層 飛11 PL.107
- 98 ・□□
□□
岡万里俵
(203).26.5 039 九三次 HK26炭層 2C
- 99 ・□□五十戸人
□□
□□
□□
□□
(移カ) 了連国 (依カ)
162.28.5 033 一九九一一次 WN24粗炭層 2
- 100 □里鉄
(67).19.3 039 一九九一一次 WN23粗炭層 飛11
- 101 ・金
季□□
□□
□□
□□
(天地逆)
- 102 ・□□了反了
□□
□□
(反カ) 升□□
(以カ) (急カ) □□
- 103 物了麻呂
091 一九九一一次 WL24粗炭層 飛11 PL.129
- 104 □□志師
091 一九九一一次 WN24粗炭層
- 105 使□猪
091 一九九一一次 WN23粗炭層
- 水溜SX 一二三四
- 106 次評新野五十戸
土師了皮□
158.31.3 031 九八次 HH23炭層 3 飛15 PL.105
- 107 依地評都麻五十戸
軍布
147.34.3 031 九八次 HG22断割炭層底 飛15 PL.107
- 108 尔了
091 九八次 HF22断割炭層 飛15
- 水溜SX 一二二六
- 109 □□
□□
(三三カ)
(54).20.3 081 九八次 HD24茶褐色粘土 飛15

- 67・□ □ 五十六
 [白錫カ]
 □□廿九 108-14-3 011 一九九一一次 WN24粗炭層 2 PL.104
- 68・五十斤□□□□
 □□□□ (131)-(23)-5 081 一九九一一次 WN23粗炭層
- 69 佐備四 依羅三 □□□□
 (156)-(14)-2 081 一九九一一次 WL23粗炭層 PL.101
- 70・石手 丑手 □□ □□ 牛手
 馬手 □手 □□ □□ □□
 □□□□ [三カ] □□ [支カ] □□
 □□□□ 大 □□ □□ □□ □□
 132-(40)-5 081 一九九一一次 WM23粗炭層 飛11 PL.103
- 71 十月十二日飛鳥尼麻呂二出
 131-17-3 011 一九九一一次 WL24粗炭層 飛11 PL.103
- 72 十月三日佐支ツ三出 103-17-3 032 一九九一一次 WL24粗炭層 飛11 PL.103
- 73・十月五日立家安麻呂四
 ・□□ 五十三 五十」(刻書)
 (130)-(20)-3 061 (鉈) 一九九一一次 WL24粗炭層 飛11 PL.103
- 74 立家安閉一 129-16-2 051 一九九一一次 WL24粗炭層 PL.103
- 75 宗□麻呂 (181)-33-5 019 一九九一一次 WL24粗炭層
- 76・□□三百十九 上 (刻書)
 [四カ]
 四百十□□十□ (刻書) 122-18-4 011 一九九一一次 WL24粗炭層 飛11 PL.103
- 77 [十八カ]
 □□□□ (10)-(6)-64 061 (釘様) 一九九一一次 WN24粗炭層 2 飛15
- 78 四 (141)-12-8 061 (釘様) 一九九一一次 WN24粗炭層 飛15
- 79・□月廿五 □□□
 ・「○」 (108)-(19)-3 061 (匙) 一九九一一次 WN24粗炭層 PL.104
- 80 □□ □□ 斤半二□
 229-31-5 065 一九九一一次 WN23粗炭層
- 81・氷間戸
 ・□□ 171-35-4 065 一九九一一次 WM23粗炭層 飛11 PL.103
- 82 大□□六□廿四□
 137-54-4 065 一九九一一次 WN23粗炭層
- 83 七四□□□□
 69-10-5 065 一九九一一次 WN23粗炭層
- 84 □□ [廿カ]
 □□四。 47-48-5 065 一九九一一次 WN23粗炭層
- 85・長六□
 ・「□□□□」(刻書) (93)-(31)-3 059 一九九一一次 WN24粗炭層
- 86 三分 [五十戸カ]
 □□□□ □□□□ □□□□
 (98)-16-4 039 一九九一一次 WN24粗炭層
- 87・加毛評柞原里人
 ・「児嶋了□俵」 133-21-2 032 一九九一一次 WN23粗炭層 飛11 PL.105
- 88・吉備道中国加夜評
 ・葦守里俵六□ 111-24-3 031 一九九一一次 WN23粗炭層 飛11 PL.106
- 89 湯評井刀大了首俵 119-16-3 032 一九九一一次 WO23粗炭層 飛11 PL.106
- 90・湯評大井五十戸
 ・凡人了己夫 122-13-3 011 一九九一一次 WN24粗炭層 2 飛11 PL.100-106

46 之 091 九三次 HM30炭層 I

47 阿 091 九三次 HM30炭層 I

48 大 091 九三次 HL30断割炭層

49 尔 091 九三次 HP28炭層 I

水溜SX 一 二 三 三

50 二月廿九日詔小刀二口 針二口「
末」

182.29.3 011 一九九一二次 WM22粗炭層 飛11 PL.100・102

51 内工釘五十 (109).6.6 061 (釘様) 一九九一二次 WM23粗炭層 飛11 PL.102

52 大伯皇子宮物 大伴……品并五十
(145+83).18.4 011 一九九一二次 WM24粗炭層 飛11 PL.100・102

53 穂積 (皇子カ)
(穂積カ)
 91.24.2 011 一九九一二次 WZ23炭層 PL.100・102

54 舍人皇子
百七十 (145).36.33 061 (釘様) 一九九一二次 WM23粗炭層 飛11・15 PL.100・102

55 石川宮鉄 (89).(18).2 081 一九九一二次 WM23粗炭層 飛11 PL.102

56 乃
大
乃
了
乃
三
十五斤 此者不
(332).(16).3 065 一九九一二次 WM23粗炭層 PL.102

57 如カ是卅六釘。三寸
(別筆1)

以二斤三作。 (削り残リカ)
別筆2) 112.(50).3 081 一九九一二次 WM24粗炭層 PL.101

58 百廿 小切釘 (二カ)
(80).18.5 081 一九九一二次 WM24粗炭層 PL.101

59 難釘五十六 (209).(17).3 081 一九九一二次 WM24粗炭層 飛11 PL.101

60 堅釘百六十 (121).(16).8 019 一九九一二次 WM24粗炭層 飛11 PL.104

61 大釘一 (65).(23).4 081 一九九一二次 WM24粗炭層 飛11 PL.101

62 釘十
之
小カ) (188).(12).3 059 一九九一二次 WM23粗炭層 PL.101

63 小刀 (作カ)
二斤 (132).(16).2 081 一九九一二次 WM23粗炭層 PL.104

64 銚打主寸馬 (鳥カ)

(189).(24).5 065 一九九一二次 WZ23粗炭層 飛11 PL.104

65 正月生十八日受卅二
卅三
受
斤カ) 122.17.6 011 一九九一二次 WM24粗炭層 PL.104

66 六
廿
三
百廿 (受別カ)
(205).(10).4 081 一九九一二次 WM24粗炭層

- 22・方評
〔国カ〕
止皮
(70)・(19)・3 039 九三次 HL30炭層 2B 飛15
- 23・田五十戸
〔見カ〕
飛鳥了身閉
(133)・30・3 039 九三次 HL30炭層 1 飛14 PL107
- 24・伊
〔七斗カ〕
須
(102)・19・6 039 九三次 H032炭層 2B PL107
- 25・
〔国カ〕
俵
(96)・24・5 039 九三次 HN31灰色粘土
- 26 伊支須二斗
120・25・5 032 九三次 HQ29炭層 1 飛14 PL107
- 27 麻已止
79・19・4 032 九三次 HP31炭層 1 飛14 PL108
- 28・大大有大大大大大大
道道道 道道道
道道道 道道道
・實實實實實實實
實實實實
道大大大有有道
227・57・7 081 九三次 HR29炭層 1 飛14 PL108
(72)・(15)・5 081 九三次 HQ28炭層 1 飛14 PL108
- 29 椋椋屋屋
(72)・(15)・5 081 九三次 HQ28炭層 1 飛14 PL108
- 30 的〔伯カ〕
的
・秦火
(49)・23・4 019 九三次 HL28炭層 2C 飛15
- 31・勝了〔田カ〕
〔那カ〕

(69)・17・2 081 九三次 HL30炭層 2B 飛15
- 32 十二位
〔位カ〕
- 33 国人評
〔百人カ〕

091 九三次 HL30炭層 1 飛15 PL129
- 34
〔之三人カ〕

091 九三次 HM30炭層 1
- 35
091 九三次 HL30炭層 1
- 36 十九
091 九三次 HL30炭層 1
- 37 廿
091 九三次 HL30炭層 1 飛15
- 38 〔升カ〕
091 九三次 HL30炭層 1
- 39 月
091 九三次 HJ28炭層 1
- 40 日
091 九三次 HL30炭層 1
- 41 大麻
091 九三次 HL30炭層 1
- 42 无〔上カ〕

091 九三次 HL30炭層 1
- 43 子
091 九三次 HM30炭層 1
- 44 馬
091 九三次 HL30炭層 1 飛15
- 45 光
091 九三次 HL30炭層 1

飛鳥池遺跡南地区出土の木簡

東谷筋の遺構

水溜SX11110

1. 官大夫前白 田^[人カ]連^[人カ]奴^[人カ]加 加須波^[人カ]鳥^[人カ]麻呂
田取 田取 小山戸^[文カ]弥乃
- ・ 以波田戸麻呂 安目 汗乃古
野西戸首麻呂 大人 阿佐ッ麻呂^[留黒井]
- (257)・28・3 019 九三次 HK28 灰色粘土 飛¹⁴ PL.100・101
- 2 散支宮 (179)・12・4 081 九三次 HO28 断割炭層 飛¹⁴ PL.100・102
- 3 輦^[釘カ]大小并^[釘カ] (110)・(19)・6 081 九三次 HL28 炭層 2A 飛¹⁵ PL.101
- 4 卑志釘 (左側面) (102)・(7)・(3) 081 九三次 HM28 炭層 2 PL.101
- 5 玉 133・18・4 033 九三次 HO28 炭層 3B 下 飛¹⁴ PL.107
- 6 百斤 (131)・25・5 019 九三次 HP29 断割炭層
- 7 八十 207・18・3 011 九三次 HL30 炭層 1
- 8 卅五^[廿] (146)・(26)・5 081 九三次 HL28 炭層 2A
- 9 畫師 (天地逆) (78)・(25)・2 081 九三次 HM28 炭層 2C PL.104
- 10 以^[丑年カ]丁^[丑年カ] (145)・20・5 051 九三次 HL30 炭層 1 飛¹⁵ PL.104
- 11 ^[六尺カ]六 (101)・5・5 065 九三次 HO27 炭層断割 PL.104
- 12 ^[既カ] 68・25・4 011 九三次 HL30 炭層 2B 飛¹⁵ PL.104
- 13 六 25・22・60 061 (釘様) 九三次 HK28 炭層 2C 飛¹⁴ PL.104
- 14 ^[五カ]十 68・21・6 061 (環頭釘様) 九三次 HO28 炭層 3 飛¹⁵ PL.104
- 15 十六 (42)・7・7 061 (環頭釘様) 九三次 HM30 炭層 1 飛¹⁵ PL.104
- 16 二 (115)・12・13 061 (門金具様) 九三次 HK27 炭層 2C 飛¹⁵
- 17 丁亥年若佐小丹評 木津了五十戸 秦人小金二斗 197・30・3 031 九三次 HL29 炭層 2C 飛¹⁴ PL.105
- 18 海評 ^[五十戸カ] 一斗五升 ^[煮カ] 136・32・3 031 九三次 HL30 炭層 2B PL.107
- 19 賀賜評塞課了里 人蝮王了斯非伎 195・34・5 031 九三次 HL30 炭層 1 飛¹⁴ PL.106
- 20 加夜評阿^[蘇里カ] 人 ^[羅曳連カ] ^[手カ] ^[足カ] 166・32・4 031 九三次 HL30 炭層 1 飛¹⁴ PL.106
- 21 加^[夜カ] 評^[矢田了カ] 里 138・(26)・4 081 九三次 HM30 断割炭層 飛¹⁴ PL.106
- ・ 犬甘了皮佐閨伎六

凡例

- 一、この出土木簡積文(抄)には、本報告書が報告対象とする飛鳥池遺跡南地区・同北地区・飛鳥池東方遺跡から出土した木簡八一・二四点のうち、主要なものを掲げる。
- 一、ここで報告する木簡の積文の一部については、『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報(十二)』(一九九三年)、『同十三』(一九九八年)、『同十四』(一九九九年)、『同十五』(二〇〇二年)で略報告したものに概ね従っているが、一部訂正を加えた場合があり、今後は本報告書に拠られたい。なお、追って『飛鳥藤原京木簡一』を刊行の予定である。
- 一、木簡の排列は、出土遺構別に、木簡の内容分類により、文書、貢進物荷札、物品付札、その他の順に並べることを原則とし、便宜上から600までの通し番号を付した。
- 一、積文の漢字は現行常用体を用いたが、「了(部)」「畫(画)」「實(実)」「寶(宝)」などはこの字体を用いた。
- 一、積文に加えた符号は次の通りである。
 - ・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。
 - 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。
 - …… 同一木簡と推定されるが直接接続せず、中間の一字以上が不明なことを示す。
 - 欠損文字のうち字数の確認できるもの。
 - 欠損文字のうち字数が数えられないもの。
 - 記載内容から、上または下に一字以上の文字を推定したもの。ただし削屑については煩雑になるので、この記号を省略した。
 - 抹消により判読が困難なもの。
 - くく 抹消部分の字画が明らかな場合に限り、原字の左傍に付した。
 - 「」 異筆、追筆。
 - () 右以外の校訂註、および説明註。
 - 、 合点。
 - カ 編者が加えた註で、疑問が残るもの。
- 一、積文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。長さ・幅は木簡の文字の方向による。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を括弧つきで示した。なお、削屑については、法量の表記を省略した。

一、積文下の中段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。当研究所で用いている型式番号は次の通りである。なお端とは、木簡を木目方向においた時の上下両端をいう。

- 011 型式 長方形の材(方頭・圭頭などもこれに含める)のもの。
- 015 型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。
- 019 型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は011・015・032・041・051型式のいずれかと推定される。
- 021 型式 小型矩形のもの。
- 022 型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。
- 031 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。
- 032 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。
- 033 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を失らせたもの。
- 039 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は031・032・033・043型式のいずれかと推定される。
- 041 型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの。
- 043 型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にし、左右に切り込みをもつもの。
- 049 型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状にするが、他端は折損や腐蝕などによって原形の失われたもの。
- 051 型式 長方形の材の一端を失らせたもの。
- 059 型式 長方形の材の一端を失らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は033・051型式のいずれかと推定される。
- 061 型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。()内に製品名を註記した。
- 065 型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
- 081 型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。
- 091 型式 削屑。

()内の番号は二次的整形の場合に推定できる原型の型式。

一、積文下の下段には、発掘調査次数、出土地区を示す小地区名(アルファベット・数字)を記した。さらに一部の木簡については、出土層位、既公表の『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(「飛」と略記)の号数、図版のプレート番号を注記した。

出土木簡積文(抄)